

丸森町地域防災計画

風水害等災害対策編

第1章 総 則

第2章 災害予防対策

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興対策

令和3年6月

目 次

《風水害等災害対策編》

第1章 総則

第1節	計画の目的と構成	1
第2節	各機関の役割と業務大綱	3
第3節	丸森町の概況	15
第4節	過去における災害の状況	24
第5節	防災ビジョン	30

第2章 災害予防対策

第1節	風水害等に強いまちづくり	35
第2節	都市の防災対策	48
第3節	建築物等の予防対策	49
第4節	ライフライン施設等の予防対策	51
第5節	情報通信網の整備	55
第6節	職員の配備体制	58
第7節	防災拠点等の整備・充実・点検	61
第8節	相互応援体制の整備	63
第9節	医療救護体制の整備	65
第10節	緊急輸送体制の整備	68
第11節	避難受け入れ対策	70
第12節	食料、飲料水及び生活物資の確保	76
第13節	廃棄物対策	78
第14節	ボランティアの受け入れ	80
第15節	要配慮者への支援対策	83
第16節	防災訓練の実施	89
第17節	防災知識の普及	91
第18節	地域における防災体制	95
第19節	企業等の防災対策の推進	99
第20節	災害種別の予防対策	101

第3章 災害応急対策

第1節	防災活動体制	113
第2節	避難活動	122
第3節	情報の収集・伝達体制	136
第4節	災害広報活動	143
第5節	災害救助法の適用	147
第6節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	151

第 7 節	相談活動	159
第 8 節	相互応援活動	161
第 9 節	海外からの支援の受け入れ	164
第 10 節	自衛隊の災害派遣	165
第 11 節	救急・救助活動	171
第 12 節	医療救護活動	174
第 13 節	交通・輸送活動	176
第 14 節	公共土木施設等の応急復旧	182
第 15 節	応急仮設住宅等の確保	185
第 16 節	ボランティア活動	188
第 17 節	要配慮者への支援活動	191
第 18 節	愛玩動物の収容対策	193
第 19 節	防疫・保健衛生活動	194
第 20 節	死体等の捜索・処置・埋葬	197
第 21 節	社会秩序維持活動	201
第 22 節	廃棄物処理活動	202
第 23 節	教育活動	206
第 24 節	ライフライン施設等の応急復旧	211
第 25 節	防災資機材及び労働力の確保	216
第 26 節	農林業の応急措置	220
第 27 節	応急公用負担等の実施	222
第 28 節	通信・放送施設の確保	226
第 29 節	防災気象情報の伝達	231
第 30 節	警戒活動	242
第 31 節	災害種別毎応急対策	244

第 4 章 災害復旧・復興対策

第 1 節	災害復旧・復興計画	259
第 2 節	生活再建支援	262
第 3 節	住宅復旧支援	268
第 4 節	産業復興支援	269
第 5 節	都市基盤の復興対策	270
第 6 節	義援金の受け入れ、配分	271
第 7 節	激甚災害の指定	272

第1章 総 則

第1節 計画の目的と構成

▶ 第1 計画の目的

この計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、町、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が、処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、風水害等の防災対策を総合的かつ計画的に推進し、町土並びに町民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減することを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、更に、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

加えて、平成 27 年 3 月に仙台で開催された第 3 回国連防災世界会議において「仙台防災枠組 2015-2030」が採択され、同枠組では、災害リスクの理解、災害リスクを管理する災害リスク・ガバナンスの強化、強靱化のための災害リスク削減への投資及び復旧・復興過程における「よりよい復興（Build Back Better）」の 4 つの優先行動を実施すべきことや、同枠組の成果として災害リスク及び損失を大幅に削減することを目指すこととされており、同枠組に基づき、町では、国や県、公共機関、他の地方公共団体、事業者、住民等の官民様々な関係者と連携し、防災対策を推進する。

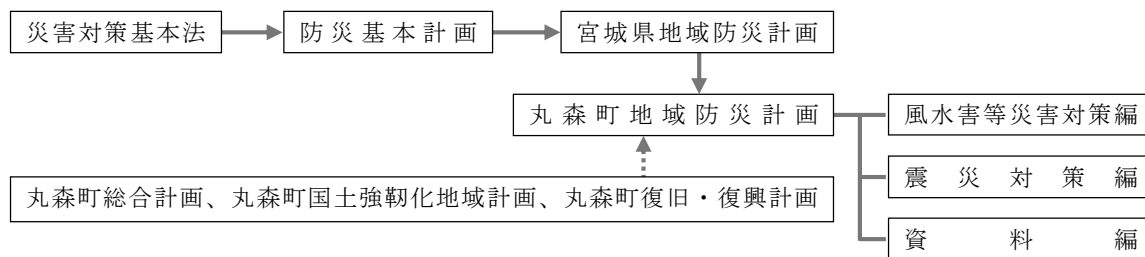
▶ 第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づく「丸森町地域防災計画」の「風水害等災害対策編」として、丸森町防災会議が策定する計画であり、丸森町の地域における風水害等の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき風水害等防災対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

町では、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、風水害等の防災対策を推進する。

さらに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。



▶ 第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、風水害等の防災対策の確立に万全を期する。

また、本町において、町制史上もっとも甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風以降も、全国各地で風水害の大規模な自然災害が発生しており、新たに明らかになった課題等に対応するため、防災関係法令の改正や国の防災基本計画の見直しが行われている。これらを踏まえ、その内容を検討し、修正可能なものから、「丸森町地域防災計画（風水害等対策編）」に反映する。

▶ 第4 計画の構成

本計画は、本編と資料編で構成し、本編の構成は次のとおりとする。

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防対策
- 第3章 災害応急対策
- 第4章 災害復旧・復興対策

▶ 第5 計画の習熟

町及び防災関係機関は、平常時から所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育、訓練の実施などを通じて、この計画の習熟に努めるとともに、住民に対しても計画の周知を図り、災害に対して町全体の対応能力の向上を図る。

また、発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制等のソフト面や、施設・設備・資機材等のハード面の整備・充実を図る。

さらには、必要とされる食料・飲料水等の備蓄を進めるとともに、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

第2節 各機関の役割と業務大綱

▶ 第1 目的

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。

また、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、防災関係機関の相互連携を強化する。

特に、大規模水害の発生時においては、災害による建築物等の倒壊、地盤沈下による浸水など、二次災害発生の可能性が高まるとともに、災害時においては状況が刻々と変化していくため、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報を発信する側の意図が正確に伝わらない等の事態が発生しやすくなる。

このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくことなどにより、「顔の見える関係」を構築するとともに、訓練等を通じて構築した関係性を深め、持続的なものにするよう努める。

具体的には、災害時に町単独では迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し、速やかに災害時の対応を実施できるよう、相互応援協定の締結を進めながら、その実効性の確保に留意し、大規模な災害等によって同時被災する可能性も踏まえ、遠方に所在する地方公共団体との相互応援協定も考慮する。

また、町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災計画に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるとともに、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、風水害等の災害防止のため相互に協力する。

▶ 第2 組 織

1 防災会議

丸森町防災会議は、町長を会長として、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、丸森町防災会議条例第3条に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整並びに防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

丸森町防災会議は次の構成により組織する。

丸森町防災会議構成組織

番号	区分	所属機関	職名
1	指定地方行政機関	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	所 長
2	〃	林野庁 東北森林管理局 仙台森林管理署	署 長
3	〃	農林水産省 東北農政局 宮城県拠点	総括農政推進官
4	〃	環境省 東北地方環境事務所	所 長
5	県 の 機 関	県大河原地方振興事務所	所 長
6	〃	県仙南保健福祉事務所	所 長
7	〃	県大河原土木事務所	所 長
8	警 察 機 関	角田警察署	署 長
9	指 定 公 共 機 関	東日本電信電話株式会社 仙南営業支店	支 店 長
10	〃	東北電力ネットワーク株式会社 白石電力センター	所 長
11	〃	日本郵政株式会社丸森郵便局	局 長
12	指定地方公共機関	阿武隈急行株式会社	安 全 統 括 管 理 者
13	一 部 事 務 組 合	仙南地域広域行政事務組合 消防本部	消 防 長
14	町 関 連 機 関	丸森町消防団	団 長
15	〃	丸森町教育委員会	教 育 長
16	町 の 機 関	丸森町	副 町 長
17	〃	丸森町	総 務 課 長
18	〃	丸森町	建 設 課 長
19	〃	丸森町	農 林 課 長
20	〃	丸森町	企 画 財 政 課 長
21	〃	丸森町	町 民 税 務 課 長
22	〃	丸森町	保 健 福 祉 課 長
23	自 主 防 災 組 織 を 構 成 す る 者	丸森町住民自治組織連絡協議会	会 長
24	学識経験者	学識経験のある者	

2 災害対策本部等

丸森町の地域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく町の災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

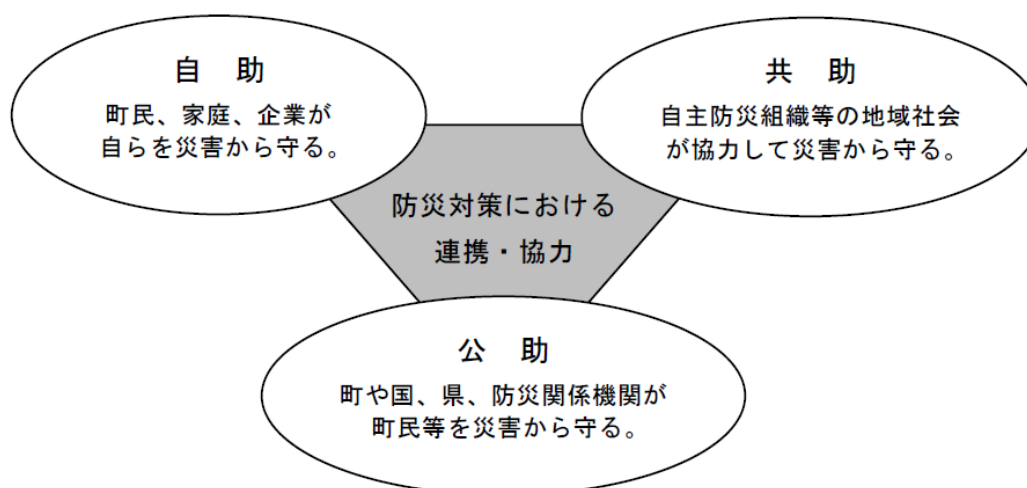
また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

丸森町災害対策本部の組織、職員の動員及び運営については、丸森町災害対策本部条例、丸森町災害対策本部運営要綱、丸森町災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領、災害対策警戒配備要領の定めるところによるものとする。

▶ 第3 各機関の役割

東日本大震災や令和元年東日本台風では、災害発生直後の「自力・家族」「住民同士」による助け合いによって、多くの命が救われるなど、災害直後における地域の防災活動の重要性がより明らかになっており、その後の避難生活等においても、地域のつながりが被災者の支えとなっている。

これらのことから、地域防災の推進は、「自助・共助」（町民、企業、自主防災組織等）と、「公助」（行政、防災関係機関等）により、それぞれの役割に応じて分担し、協力して行う「自助・共助・公助」を基本とする。



【「自助」・「共助」・「公助」のイメージ図】

【自助・共助の基本】

1 住 民

住民は、「自らの命は自らが守る(自助)」及び「共に助け合い自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練や研修、地域の防災活動に積極的に参加し、個人、企業、自主防災組織等の防災力の向上及び相互協力の関係強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりを進め、災害に強い地域を形成する。

また、常に災害に対する備えを怠らず、「最低3日分、推奨1週間分」の食料や飲料水、生活物資・衛生資機材の備蓄、非常持出品の準備など、安全対策に努める。

災害時には、「共助」の視点により、隣近所や地域が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火の実施、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所運営等に努める。さらに、感染症への予防対策を講じながら、要配慮者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。

なお、要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動に関し特に配慮を要する者をいい、本計画では介護を必要とする高齢者、一人暮らしの高齢者、障がい者、保護を必

要とする児童、妊産婦、乳幼児、重度アレルギー症等の慢性疾患を有する者や訪日外国人などを対象者とする。

2 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割として、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生を十分に認識し、日頃から管理する施設及び設備の耐震性の確保、消火・救出救助等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。

災害が発生した場合には、町、地域住民及び自主防災組織等と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所支援等を積極的に行うよう努める。

また、企業の重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）の策定・運用に努める。

【公助の基本】

3 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

そのため、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて、情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

また、訓練等を通じて、総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」などによる応援職員の受け入れについて、制度運用の習熟、発災時における円滑な活用に努める。

4 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導、助言する。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性を考慮し、自ら防災活動を実施するとともに町の活動が円滑に行われるように協力する。

7 公共的団体等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

8 消防機関

消防団は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づき、仙南地域広域行政事務組合消防本部と協力して消防活動を実施するとともに、その組織及び運営については、丸森町地域防災計画の定めるところによる。

9 住 民

地域内の住民は、平素から自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において地域の防災や減災に協力するよう努める。

▶ 第4 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関毎の役割と業務の大綱は、次のとおりとする。

1 町及び町関連機関

機 関 名	役割と業務の大綱
丸 森 町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 丸森町防災会議及び丸森町災害対策本部に関する事務に関する事 (2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導に関する事 (3) 防災に関する施設・設備の整備に関する事 (4) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施に関する事 (5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告に関する事 (6) 避難情報の発令及び指定避難所等の開設に関する事 (7) 避難対策、水防・消防活動等防災対策の実施に関する事 (8) 被災者に対する救助及び救護並びに復旧支援に関する事 (9) 食料、飲料水、その他物資の備蓄及び確保に関する事 (10) 災害時における交通及び緊急輸送の確保に関する事 (11) 清掃、防疫その他保健衛生の実施に関する事 (12) 危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策に関する事 (13) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備に関する事 (14) 被災宅地危険度判定業務に関する事 (15) その他災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事
丸 森 町 教 育 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町立学校施設等の災害対策に関する事 (2) 町立学校等の児童生徒の安全対策に関する事 (3) 町立学校等の応急教育対策に関する事 (4) 社会教育・社会体育施設等の所管施設及び文化財の災害対策に関する事 (5) 指定避難所の運営・調整に関する事
丸 森 町 消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害の予防、警戒及び防ぎよ活動に関する事 (2) 災害情報の収集・伝達及び警戒・警報等の広報・伝達に関する事 (3) 災害時における人命又は財産保護のための応急活動及び救護活動に関する事

2 一部事務組合

機 関 名	役割と業務の大綱
仙 南 地 域 広 域 行 政 事 務 組 合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害の予防、警戒及び防ぎょ活動に関すること (2) 災害情報の収集・伝達に関すること (3) 警戒・警報等の広報・伝達に関すること (4) 災害時における人命又は財産保護のための応急活動及び救護活動に関すること (5) 死体等の火葬対策に関すること (6) 廃棄物の処理及び清掃に関すること (7) 仙南地区消防計画の策定に関する事務（※内容・配列要確認）に関すること (8) 消防力の整備に関すること (9) 消防団との連絡調整及び情報の収集活動に関すること (10) 町災害対策本部の消防業務に関すること (11) 自主防災組織の育成指導に関すること

3 宮城県の機関

(1/2)

機 関 名	役割と業務の大綱
宮 城 県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 宮城県防災会議及び宮城県災害対策本部の事務に関すること (2) 防災に関する施設・設備の整備に関すること (3) 通信体制の整備・強化に関すること (4) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施に関すること (5) 情報の収集、伝達及び広報に関すること (6) 自衛隊への災害派遣要請に関すること (7) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進に関すること (8) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施に関すること (9) 交通及び緊急輸送の確保に関すること (10) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援に関すること (11) 危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害拡大防止のための応急対策に関すること (12) 保健衛生、文教対策に関すること (13) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備に関すること (14) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整に関すること (15) 被災建築物応急危険度判定、事務に関する支援に関すること (16) その他災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置に関すること

機 関 名	役割と業務の大綱
大 河 原 地 方 振 興 事 務 所	(1) 支部運営の総合調整 (2) 災害情報の収集・報告等 (3) 被災市町村に対する県職員の初動派遣等 (4) 高圧ガス等に関すること (5) 県民相談に関すること (6) 商工業・観光施設に係る被害情報の収集及び伝達に関すること (7) 食料供給対策に関すること (8) 商工業対策に関すること (9) 農林業対策に関すること (10) 農業農村基盤整備に関すること
大 河 原 県 税 事 務 所	(1) 税の措置に関すること (2) 要請を受けた住家被害認定調査に係る市町村への調査支援に関する こと
仙 南 保 健 福 祉 事 務 所	(1) 医療助産対策に関すること (2) 防疫対策に関すること (3) 給水対策等に関すること (4) 廃棄物処理対策に関すること (5) 災害救助法に基づく救助事務に関すること (6) 感染症対策に関すること (7) その他保健・福祉・環境対策に関すること
大 河 原 土 木 事 務 所	(1) 水防対策に関すること (2) 住宅対策に関すること (3) 交通施設、障害物の除去対策に関すること (4) その他土木、建築関係対策に関すること

4 警察機関

機 関 名	役割と業務の大綱
角 田 警 察 署	(1) 災害情報の収集・伝達に関すること (2) 被災者の救出及び負傷者の救護に関すること (3) 行方不明者の捜索に関すること (4) 死体の検視・調査に関すること (5) 交通規制及び交通秩序の確保に関すること (6) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持に関すること (7) 避難誘導及び避難場所の警戒 (8) 危険箇所の警戒 (9) 災害警備に関する広報活動

5 自衛隊

機 関 名	役割と業務の大綱
陸上自衛隊 船岡駐屯地 第2施設団	(1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救護活動に関すること (2) 災害時における応急復旧活動に関すること (3) 災害時における応急医療・救護活動に関すること

6 指定地方行政機関

(1/2)

機 関 名	役割と業務の大綱
東北農政局	災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東北地方整備局 仙台河川国道 事務所	(1) 阿武隈川の改修及び維持管理に関すること (2) 阿武隈川の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達に関すること (3) 阿武隈川の災害応急対策工事及び災害復旧事業の実施に関すること
東北地方整備局 宮城南部復興 事務所	(1) 内川、五福谷川、新川の直轄権限代行区間における災害復旧事業の実施に関すること (2) 内川、五福谷川、新川の直轄砂防事業の実施に関すること (3) 国道349号の直轄権限代行区間における災害復旧事業の実施に関すること
東北森林管理局 仙台森林 管理署	(1) 山火事防止対策に関すること (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること (3) 林道の適正な管理に関すること
仙台管区 気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること (2) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (3) 気象、地象（地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること (4) 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
東北地方 環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること (5) 愛玩動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等を行うとともに、救護支援を実施に関すること

7 指定公共機関

機 関 名	役割と業務の大綱
東日本電信電話株式会社宮城事業部	(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること (2) 電気通信システムの信頼性向上に関すること (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信輻輳 ^{ふくそう} の緩和及び通信手段の確保に関すること (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携に関すること
東北電力ネットワーク株式会社白石電力センター	(1) 電力供給施設の防災対策に関すること (2) 災害時における電力供給の確保に関すること
日本赤十字社宮城県支部	(1) 災害時における医療・助産、その他救助の実施に関すること (2) 防災ボランティア等の協力奉仕者の連絡調整に関すること (3) 義援金品の募集及び配分に関すること
日本放送協会仙台放送局	(1) 風水害等の放送に関すること (2) 気象予報・警報、災害情報等の放送に関すること
郵便事業株式会社角田支店	(1) 災害時における郵便物の送達の確保に関すること (2) 災害時における郵政事業に係る特別事務取扱い及び援護対策に関すること
日本郵政株式会社丸森郵便局	郵便局の窓口業務の維持に関すること

8 指定地方公共機関

(1/2)

機 関 名	役割と業務の大綱
阿武隈急行株式会社	(1) 鉄道施設の整備保全に関すること (2) 災害復旧工事の実施に関すること (3) 全列車の運転中止手配措置に関すること (4) 人命救助に関すること (5) 被害箇所の調査、把握に関すること (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保に関すること (7) 旅客の給食確保に関すること (8) 通信網の確保に関すること (9) 鉄道施設の復旧保全に関すること (10) 救援物資及び輸送の確保に関すること (11) 列車運行の広報確保に関すること
株式会社ミヤコーバス白石営業所	(1) 災害時における緊急避難輸送に関すること (2) 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達に関すること (3) 災害非常時における無線通信による情報の伝達に関すること

(2/2)

機 関 名	役割と業務の大綱
公益社団法人宮城県 トラック協会 仙南支部	災害時における緊急物資のトラック輸送の確保に関すること
一般社団法人 宮城県LPガス協会 仙南第一支部	液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保に関すること
角田市医師会	(1) 医療、救護活動に関すること (2) 防疫及び保健衛生の指導、協力に関すること
仙南歯科医師会 角田・丸森支部	(1) 医療、救護活動に関すること (2) 防疫及び保健衛生の指導、協力に関すること
仙南薬剤師会 角田・丸森支部	(1) 医療、救護活動に関すること (2) 防疫及び保健衛生の指導、協力に関すること

9 感染症指定医療機関

機 関 名	役割と業務の大綱
公立刈田総合病院	感染症患者の隔離受け入れ又は治療を行うための感染症指定病院の経営に関すること

10 その他の公共的団体等

機 関 名	役割と業務の大綱
みやぎ仙南 農業協同組合	(1) 農作物、家畜等の被害調査及び災害応急対策に関すること (2) 災害時における種もみ、その他営農資材、家畜飼料等の需給対策及び病虫害防除の指導に関すること (3) 災害に伴う営農資金の貸付及び斡旋に関すること
宮城県農業 共済組合 県南支所	(1) 被災水稻、麦、果樹等の被害調査及び共済金の支払い業務に関すること (2) 被災家畜、家屋、農機器の被害調査及び共済金の支払い業務に関すること (3) 家畜の防疫業務に関すること
丸森町商工会	(1) 応急復旧資材及び物資の備蓄並びに業者の斡旋に関すること (2) 災害時における商店等の被害調査に関すること (3) 食糧の確保に関すること (4) 罹災者の生活必需物資の確保に関すること (5) 中小企業者等の災害復興資金の確保及び援助に関すること
あぶくま川水系角田 地区土地改良区	(1) 灌がい排水施設の防護対策に関すること (2) 農地保全、又は利用上必要な施設等の災害応急対策に関すること
丸森町森林組合	(1) 森林の被害調査及び災害復旧対策に関すること (2) 災害時における資材等の需給対策及び病虫害防除の指導に関すること (3) 林野火災対策に関すること (4) 災害に伴う資金の貸付及び斡旋に関すること
社会福祉法人 丸森町社会 福祉協議会	(1) 災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること (2) 生活福祉資金の相談及び貸付に関すること

- ⇒⇒資料編参照 「1-1 丸森町防災会議条例」(P.1)
「1-2 丸森町防災会議規程」(P.3)
「1-3 丸森町防災会議事務処理要領」(P.5)
「1-4 丸森町災害対策本部条例」(P.6)
「1-5 丸森町災害対策本部運営要綱」(P.7)
「1-6 丸森町災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領」(P.18)
「1-7 災害対策警戒配備要領」(P.20)
「1-8 丸森町防災計画検討委員会設置要綱」(P.23)

第3節 丸森町の概況

▶ 第1 位置

丸森町は宮城県最南端に位置している。町の北縁は、西から白石市、角田市、亶理郡山元町に接している。南縁は福島県に囲まれ、西から伊達市、相馬市、相馬郡新地町に接している。

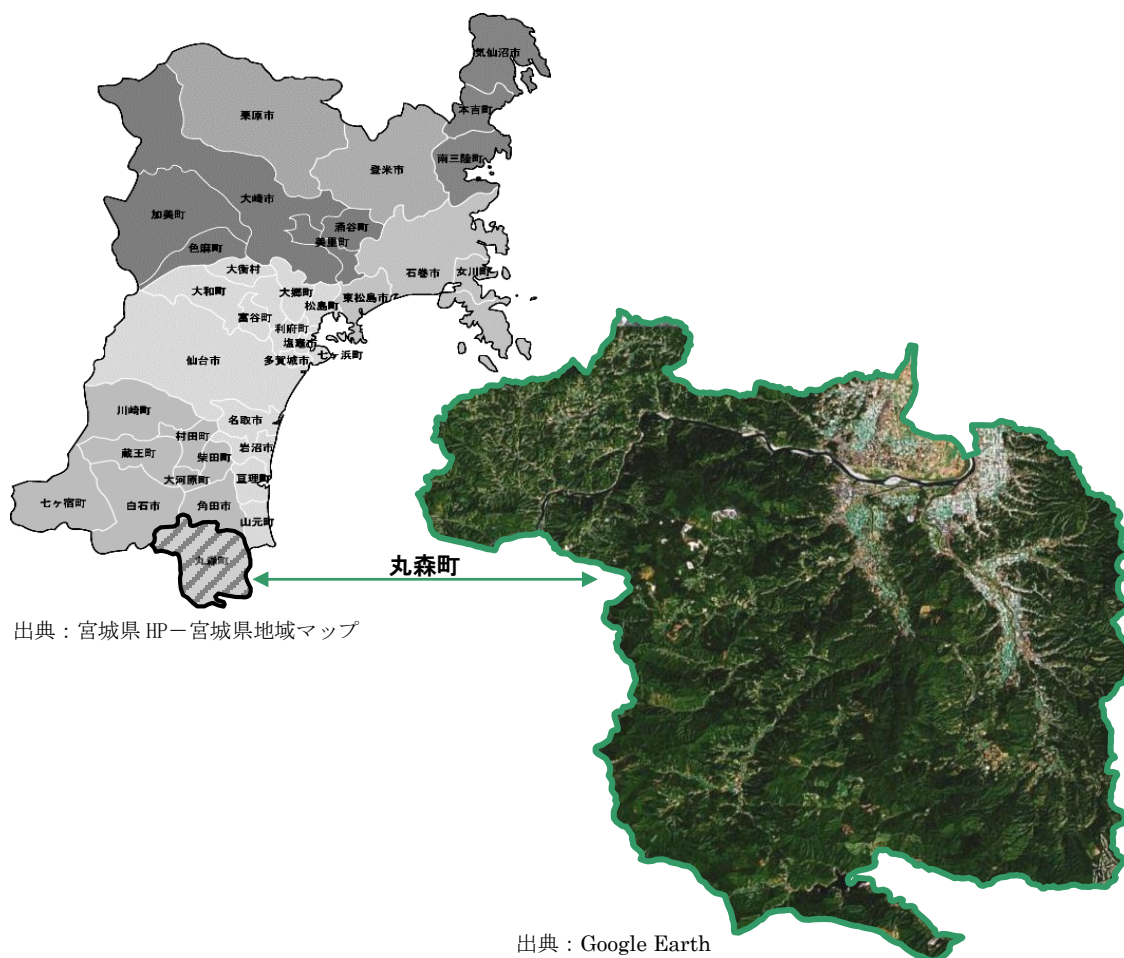
町の面積は 273.30km²で、仙南広域圏の約 17.7%、宮城県の約 3.8%を占めている。

丸森町の経度・緯度

方位	東経	北緯	地名	距離
極東	140° 5'23"	37°52'37"	大内字明光沢	21,250m(東西)
極西	140°37'19"	37°54'32"	耕野字大高丸	
極南	140°47'50"	37°46'15"	筆甫字下南山	21,460m(南北)
極北	140°41'23"	37°57'50"	大張大蔵字広萱	

出典：丸森町調べ

丸森町の位置



出典：宮城県 HP—宮城県地域マップ

出典：Google Earth

▶ 第2 自然条件

1 地 象

1) 地 形

宮城県北部の北上高地とともに、太平洋沿いの東部山地帯を形成している阿武隈高地は、福島県から北上して丸森町に入ると、次第に標高が低くなり、また幅も狭くなる。そして二股に分かれて標高 400m前後の高原性の山地となる。

西側の主脈は、福島県境の窓ノ倉山などの 600m前後の山々を形成しながら、角田市と白石市を隔てる低い丘陵地帯となって白石川に達している。

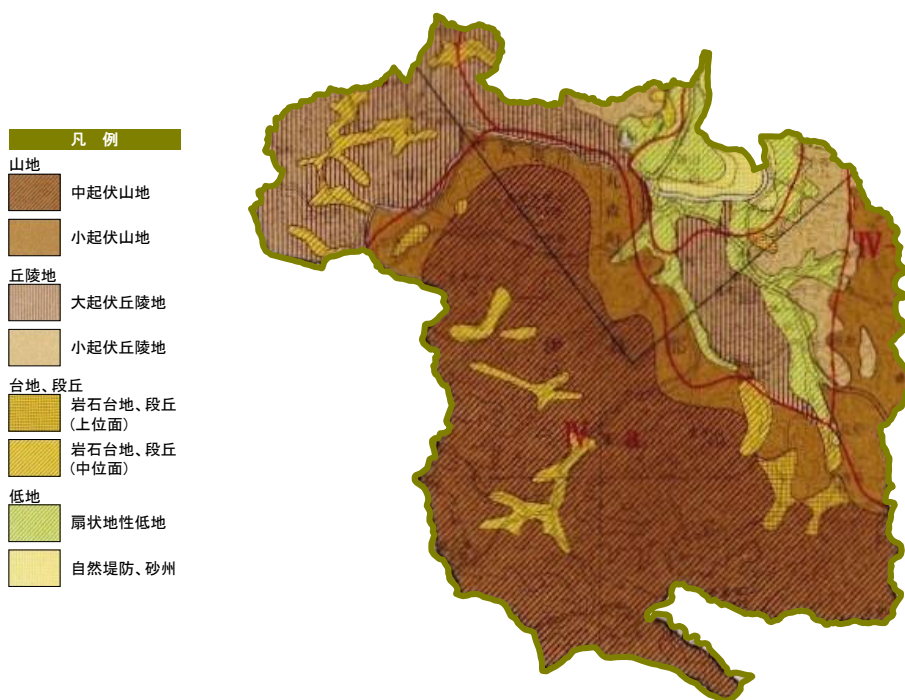
福島県境をなす南西部は、山間の鞍部が古くから交通路として利用されており、200m以下の峠が通じている。

一方、東側の支脈は、天明山などの山々が、南は福島県相馬市、東は相馬郡新地町及び亘理郡山元町との境界線となっていて、さらに角田市東部の四方山を経て柴田町槻木付近まで続いている。

北部の平坦部は、伊具盆地に続く平野となっていて水田も多く、支脈分岐点の基部にあたる大内から北に向かって金山、丸森、舘矢間などの集落が古くから形成されている。

地形分類図をみると、丸森町の大部分は山地及び丘陵地が占めており、北部の低地は、阿武隈川沿いの扇状地性低地となっている。

丸森町の地形分類図



出典：土地分類基本調査（地形分類図）宮城県（経済企画庁総合開発局、1972）

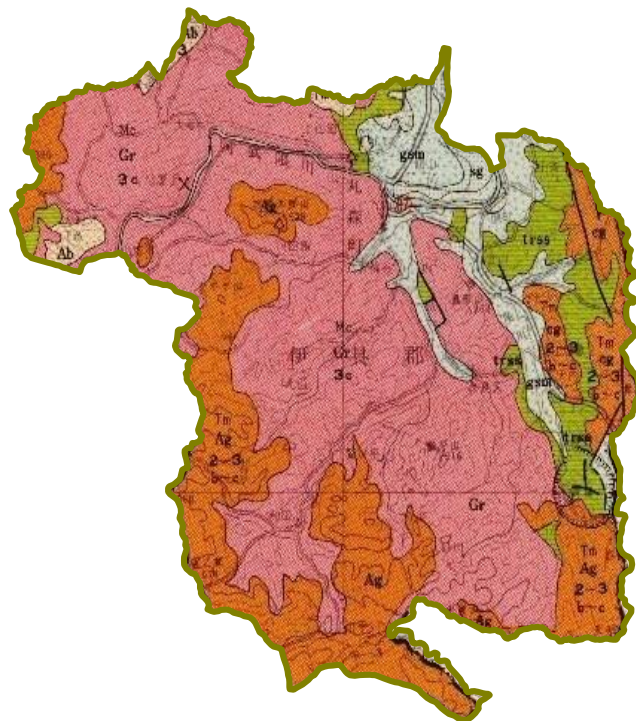
2) 地 質

丸森町の地質は主として、古生代のものといわれている割山層とこれを貫いて発達する中生代白亜紀の^{あつさいかこうがん}圧砕花崗岩、同じく白亜紀の^{かこうせんりよくがん}花崗閃緑岩これらを基盤として発達する新生代の新第三系よりなっている。新第三系は下位より、東部地域は天明山層・金山層・迫層・芳ヶ沢層に、西部地域は豊山層・伊達層・毛無山層にそれぞれ区分される。

表層地質図をみると、北部の平坦部に未固結堆積物が分布しているほかは、東部の山地から丘陵地に未固結～固結堆積物、北東から中部、南部にかけた山地帯に深成岩及び火山性岩石が分布している。

丸森町の表層地質図

凡 例	
未固結堆積物	
泥・砂・礫 (沖積堆積物)	gsl
泥・泥炭・砂 (後背湿地堆積)	mps
半固結～固結堆積物	
礫岩	rg
凝灰質砂岩	trss
火山性岩石	
集塊岩凝灰角礫	Ag
安山岩質岩石	Ab
深成岩	
花崗岩質岩石	Gr



出典：土地分類基本調査（表層地質図）宮城県（経済企画庁総合開発局、1972）

2 気象

丸森町は東日本型気候に属し、冬季には晴れの日が多く、降水量が少ない。丸森地域気象観測所における気象の平年値をみると、月別の平均気温は 0℃を下ることはなく、年間平均気温も 12.2℃と県内では最も温暖な地域となっている。

平年値の状況(丸森地域気象観測所)

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
資料年数	30	30	30	30	30	24
1月	52.9	1.3	6	-3.7	2.7	168.1
2月	35.8	1.8	6.9	-3.4	2.8	165.4
3月	73.7	4.9	10.6	-1	2.9	187.2
4月	90.9	10.3	16.4	3.7	2.8	190.7
5月	99.9	15.7	21.2	10.2	2.4	193.3
6月	126.8	19.2	23.8	15.2	1.9	142.2
7月	176	22.8	27.1	19.3	1.6	130.4
8月	169	24	28.6	20.3	1.5	152.5
9月	210	20.3	25.1	16.2	1.5	125.9
10月	168	14.4	20	9.2	1.7	143
11月	57.6	8.4	14.5	2.6	2	148.7
12月	38.9	3.6	8.8	-1.5	2.5	154.6
年	1298.7	12.2	17.4	7.3	2.2	1901.2

出典：気象庁 HP

2019年1月～12月の気象(丸森地域気象観測所)

月	降水量 (mm)			気温 (℃)					風向・風速 (m/s)			日照時間 (h)
	合計	日最大	最大	平均			最高	最低	平均	最大		
			1時間	日平均	日最高	日最低			風速	風速	風向	
1月	7.5	7.0	1.5	1.9	7.2	-4.5	11.3	-13.3	3.4	11.3	西北西	174.6
2月	13.5	4.5	1.5	3.2	8.8	-2.9	17.0	-9.1	3.1	11.1	西	161.2
3月	90.0)	37.0)	10.0)	6.4)	12.8)	-0.4)	20.1)	-6.1)	3.1)	12.1)	西	201.7
4月	70.5	19.5	5.5	9.6	16.6	2.5	25.1	-4.2	2.8)	12.0)	西	208.1
5月	82.0	31.0	15.5	16.9	23.8	9.4	32.4	2.7	2.6)	11.9)	西北西	278.8
6月	144.0	27.0	5.5	19.1	23.9	15.1	30.4	8.4	2.0	11.6	西北西	150.3
7月	168.0	38.0	13.0	22.2	25.9	19.3	35.1	12.6	1.5	9.9	西	85.1
8月	160.5	53.0	52.5	25.7	30.0	22.3	36.4	17.5	1.5	11.0	南南西	147.1
9月	81.5	31.5	17.5	21.5	26.7	17.1	33.7	9.2	1.5	7.5	南西	144.4
10月	695.5	388.5	60.0	16.1	20.7	11.4	28.9	4.6	2.0	16.2	北	125.5
11月	13.0	7.0	3.5	9.4	15.4	2.9	22.9	-5.7	2.4	11.2	西北西	178.0
12月	17.5	6.0	2.0	4.4	10.5	-1.6	16.2	-7.1	2.2	13.9	西南西	146.2
年	1453.5	388.5	60.0	12.6	16.3	7.6	36.4	-13.3	2.3	16.2	北	2001.0

備考：値)は準正常値。品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合。

出典：気象庁 HP

3 水 象

丸森町を取り巻いている山々に源を発する大小の谷川は、互いに合流しながらほとんどが北に向かって流れ下り、東の雉子尾川、西の内川の二大支流となって、台町付近で阿武隈川に注ぐ。

阿武隈川は北上川に次いで東北第二の長さ（239km）と、北上川、最上川に次いで東北第三位の流域面積（5,400km²）を持つ一級河川である。

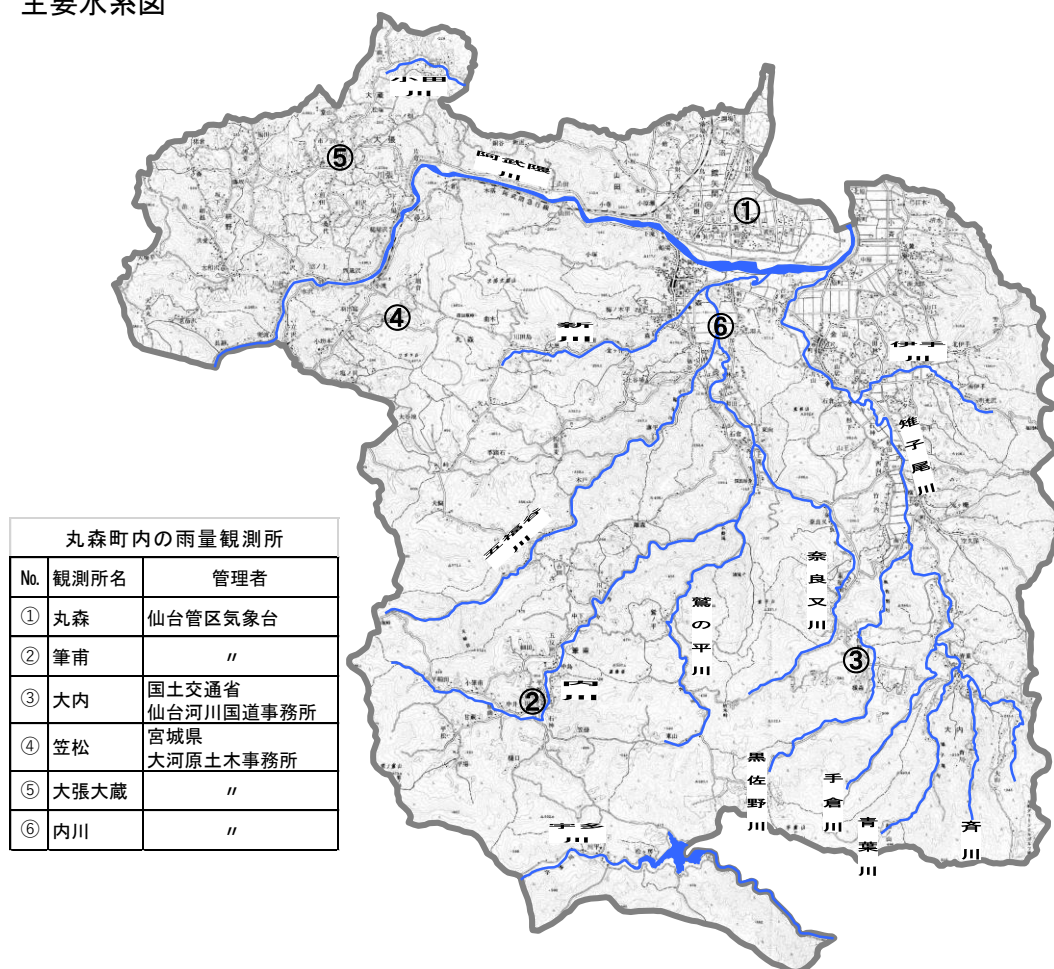
雉子尾川の中～下流域は比較的平坦地となっている。上流部では手倉川や青葉川、斉川を集め、大内で黒佐野川と合流した後、伊具盆地（角田盆地）の一部を形成しながら流下し、さらに伊手川と合流した後、金山を通過して阿武隈川に合流する。

内川は、全長約 20km で町内では最も長い川であるが、流路の大部分は山地であって、勾配も急で平坦地は極めて少ない。内川は、鷲の平川を支流としながら流下し、上滝付近で奈良又川と合流する。その後、松坂峠から発する五福谷川と川田島から発する新川が合流して雉子尾川と同様に阿武隈川に注ぐ。

いずれも川幅が狭く、豪雨による洪水の危険があるため、局部的ではあるが改修が行われてきたが、令和元年東日本台風では堤防の破堤、越水、氾濫等により住家等に甚大な被害が生じた。

宇多川は、相馬市の霊山を源として東方に向かい、丸森町の川平を横切って再び相馬市に入り、松川浦（相馬市）に注いでいる。

主要水系図



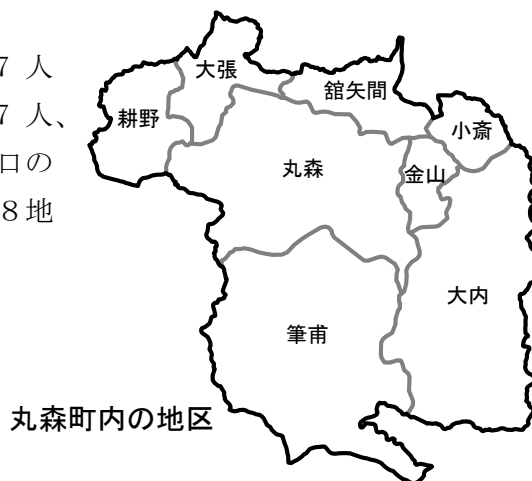
▶ 第3 社会条件

1 人口及び世帯数

国勢調査によると、平成 27 年 10 月 1 日現在の丸森町の人口は 13,972 人であり、世帯数は 4,547 世帯である。

丸森町の人口は昭和 30 年より減少し続けている。世帯数は昭和 30 年とほぼ同じ水準であるが、1 世帯当たりの人員は、昭和 30 年の 6.12 人に対して平成 27 年は 3.07 人と大きく減少している。

地区別の人口は、丸森地区が 4,077 人と最も多く、次いで館矢間地区 3,337 人、大内地区 2,442 人となっている。人口の増減を平成 22 年との比較でみると、8 地区すべてにおいて減少している。



人口・世帯数の推移（国勢調査）

年・地区	世帯数	人 口			前回比の 人口の増減	1 世帯当たり 人員	人口密度
		総 数	男	女			
昭和 5 年	3,732	24,121	12,141	11,980	-249	6.46	88.0
10 年	3,800	24,503	12,268	12,235	382	6.45	89.4
15 年	3,776	24,499	12,194	12,305	-4	6.49	89.4
22 年	4,825	29,727	14,420	15,307	5,228	6.16	108.4
25 年	4,749	29,898	14,594	15,304	171	6.30	109.0
30 年	4,733	28,943	14,017	14,926	-955	6.12	105.6
35 年	4,763	26,740	12,825	13,915	-2,203	5.61	97.5
40 年	4,705	23,907	11,458	12,449	-2,833	5.08	87.2
45 年	4,742	22,027	10,715	11,312	-1,880	4.65	80.3
50 年	4,776	20,893	10,237	10,656	-1,134	4.37	76.2
55 年	4,850	20,849	10,330	10,519	-44	4.30	76.0
60 年	4,871	20,598	10,206	10,392	-251	4.23	75.1
平成 2 年	4,841	19,755	9,716	10,039	-843	4.08	72.3
7 年	4,773	18,941	9,309	9,632	-814	3.97	69.3
12 年	4,769	17,868	8,806	9,062	-1,073	3.75	65.4
17 年	4,747	16,792	8,211	8,581	-1,076	3.54	61.4
22 年	4,649	15,501	7,556	7,945	-1,291	3.33	56.7
27 年	4,547	13,972	6,877	7,095	-1,529	3.07	51.1
丸 森	1,354	4,077	1,973	2,104	-357	3.01	63.9
金 山	362	1,059	516	543	-122	2.93	131.2
筆 甫	240	600	307	293	-174	2.50	8.1
大 内	768	2,442	1,210	1,232	-293	3.18	36.4
小 斎	298	958	489	469	-137	3.21	102.0
館矢間	1,022	3,337	1,606	1,731	-173	3.27	203.2
大 張	261	828	435	393	-123	3.17	52.3
耕 野	242	671	341	330	-150	2.77	35.7

注 1：昭和 25 年以前の数値は、旧丸森町、金山町、筆甫村、大内村、小斎村、館矢間村、大張村、耕野村の合計値。
注 2：人口密度は、本町の面積を 273.30km²、丸森地区 63.76km²、金山地区 8.07km²、筆甫地区 74.01km²、大内地区 67.04km²、小斎地区 9.39km²、館矢間地区 16.42km²、大張地区 15.84km²、耕野地区 18.77km²として算出した。

出典：まるもりまち DATA BOOK 2016（丸森町総務課）

年齢3区分別の人口をみると、少子高齢化が顕著である。昭和35年に7.9%だった65歳以上人口は、平成27年には37.4%に達しており、同年の宮城県全体の65歳以上人口25.8%を大きく上回っている。

年齢3区分別人口の推移（国勢調査）

		0～14歳	15～64歳	65歳以上
丸森町	昭和35年	35.8%	56.3%	7.9%
	昭和50年	21.5%	65.2%	13.3%
	平成2年	18.7%	61.2%	20.2%
	平成27年	10.6%	51.7%	37.7%
宮城県：平成27年		12.5%	61.7%	25.7%

出典：まるもりまち DATA BOOK 2016（丸森町総務課）

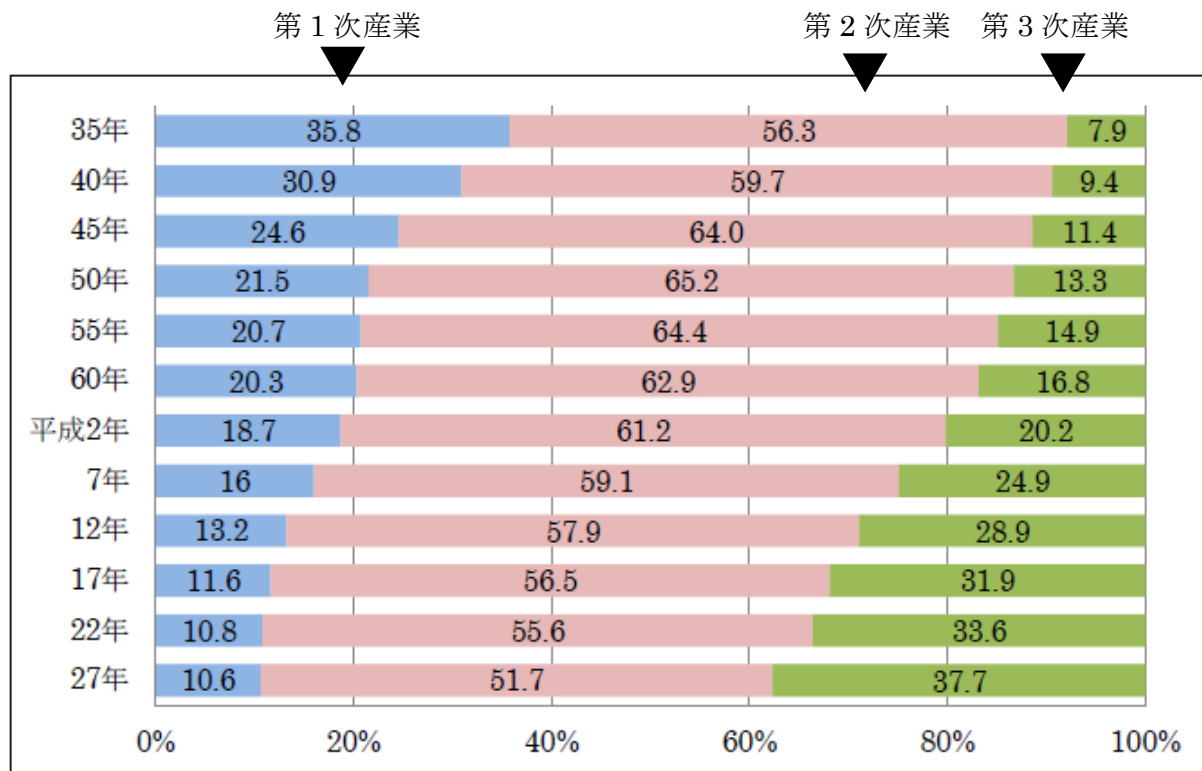
2 産業構成

産業構造の変化を就業人口の推移でみると、第一次産業が大幅に減少している。特に農業においては、若年層の他産業、他地域への流出が著しく、高齢化の割合を高めている。昭和35年に10,212人（78.3%）あった第一次産業就業人口が平成27年には860人（12.8%）となり、農業就業者の減少が依然として続いている。

一方、本町においても高度経済成長期を通して、工業団地の造成や工場誘致に関する条例の制定など企業誘致に努めた結果、製造業従事者の構成比が増加した。昭和35年に736人（5.6%）であった第二次産業就業人口は、平成27年には2,712人（40.5%）と4割を超えている。

また、第三次産業についても、昭和35年に2,090人（16.0%）であった就業人口が平成27年には3,086人（46.0%）と、第二次産業と同様に4割を超えている。

産業別就業者数の推移（国勢調査）

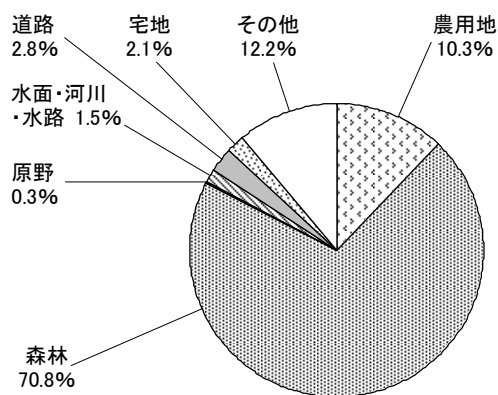


3 土地利用

平成 31 年現在の丸森町の地目別土地利用状況は、町域の大部分を山地及び丘陵地が占めていることから、70.8%が森林となっている。次いで構成比が高いのは農用地で、10.3%を占めている。宅地は町全体の 2.1%であり、大部分が自然的土地利用となっている。

丸森町の地目別土地利用面積

区 分	実数 (ha)	構成比 (%)
農地	2,810	10.3
田	1,700	6.2
畑	1,110	4.1
森 林	19,345	70.8
国有林	2,637	9.7
民有林	16,708	61.1
原 野	100	0.3
水面・河川・水路	409	1.5
水 面	81	0.3
河 川	233	0.9
水 路	95	0.3
道 路	766	2.8
一般道路	534	1.9
農 道	130	0.5
林 道	102	0.4
宅 地	579	2.1
住宅地	407	1.5
工業用地	18	0.1
その他の宅地	154	0.5
その他	3,321	12.2
計	27,330	100.0



備考：平成 31 年 4 月 1 日現在 出典：宮城県 HP－統計・調査データ（宮城県）

4 交通

丸森町の交通網は、阿武隈高地の支配する山間と比較して、阿武隈川の流下する北部平坦地において密である。

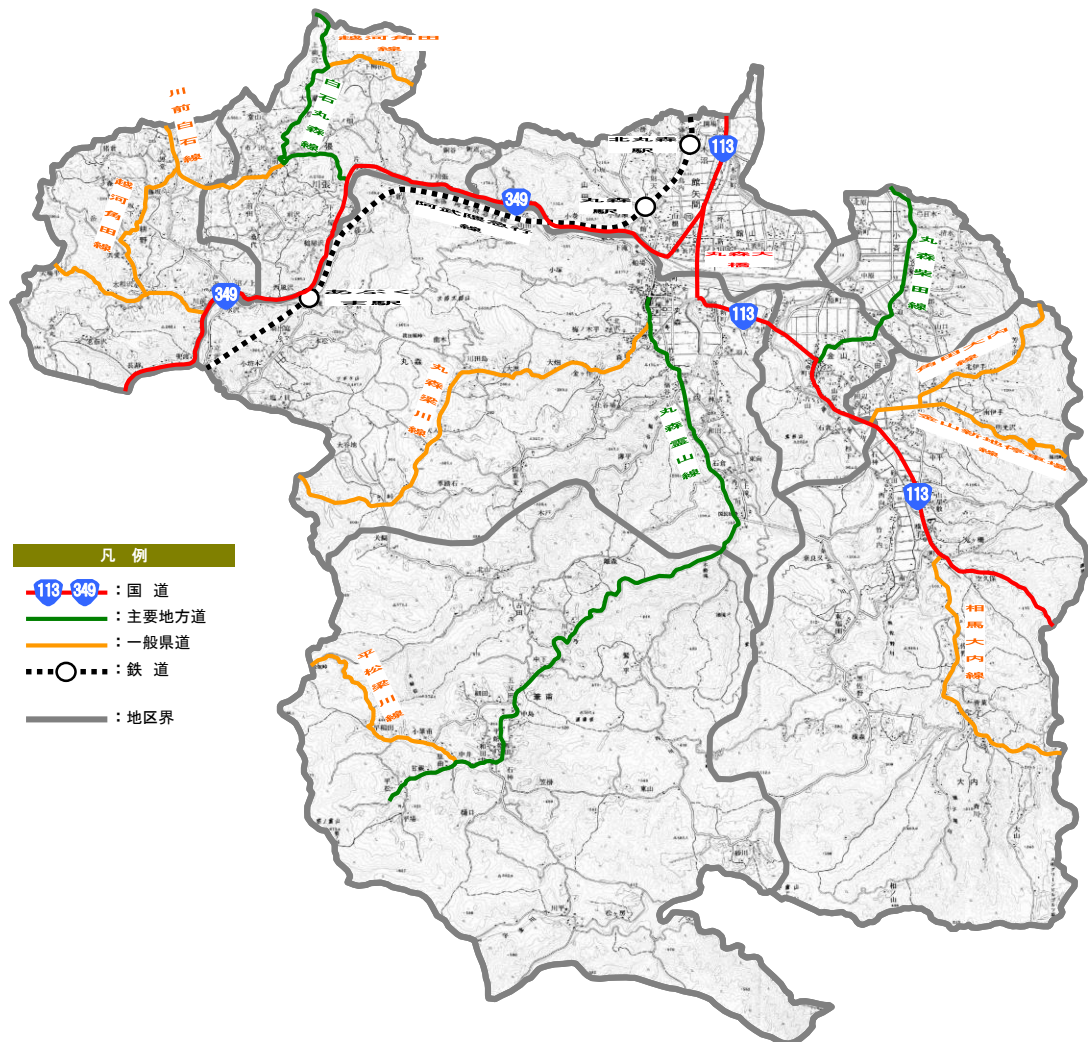
阿武隈川沿いには、阿武隈急行線及び国道 349 号並びに 113 号が走っている。

阿武隈急行線は、北上して柴田町で、南下して福島県福島市で、それぞれ東北本線と接続する。町内には、北丸森駅、丸森駅、あぶくま駅の 3 駅が開設されている。

国道 349 号は、舘矢間において国道 113 号を接続しながら、丸森町の南北へ走り、阿武隈急行線と同様に柴田町、福島市に至る。また、国道 113 号は金山、大内地区を経て、福島県新地町などの浜通り方面へ至る。

町内では、これらの中心幹線に、主要地方道 3 路線、一般県道 7 路線が接続しながら幹線交通網が形成されている。

幹線交通網図



第4節 過去における災害の状況

▶ 第1 風水害

本町は、流域面積の広い阿武隈川の流域にあたることから、江戸時代から度々洪水による被害が発生し、町場の移転、治水工事などが行われてきた。昭和30年以降の主な洪水による災害は以下に示すとおりである。

主な被害地域としては、阿武隈川流域が多いものの、集中豪雨範囲によっては山間部の谷部でも洪水・土砂崩れ等の被害が発生している。

災害履歴：風水害（1）

災害年月日	災害種別	状 況		
S31. 7. 14 ～17	洪水	14日から降り始めた梅雨は、16、17日にかけて激しい豪雨となり200mm前後の雨量を記録した。町内のほとんどの河川が氾濫し、田畑の冠水、埋没、道路の流出溜池の堤防決壊などが続出した。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		降水量：200mm前後 最高水位：21.28m	—	—
S33. 9. 26	洪水	台風22号（狩野川台風）により県南部を中心に豪雨に見舞われ、327mmの大雨となり道路、橋梁などに多大の被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：327mm 最高水位：21.32m	負傷：3名 罹災者：4、689名	農林被害：418,435千円 土木被害：88,252千円
S46. 8. 30 ～31	暴風雨	台風23号が来襲し、351mmの雨量を記録、道路、橋梁、農作物に甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：351mm 最高水位：20.40m	—	農林被害：85,000千円 土木被害：95,000千円
S57. 9. 12 ～13	暴風雨	台風18号による集中豪雨により176mmの雨量を記録し、甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：176mm 最高水位：21.04m	負傷：2名、り災者：1,280名、 全壊：1棟、一部破損：12棟、 床上浸水：31戸、床下浸水：274戸	農林被害：1,055,256千円 土木被害：264,171千円
S61. 8. 5	豪 雨 水	台風10号による大雨は、太平洋側を中心に多く降り続き303mmの降水量を記録した。町内各地で、河川の氾濫、土砂崩れ、浸水等の被害が続出し、幹線道路も各地で寸断され、災害史上最大の被害をもたらした。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：303mm、 筆甫：279mm、 大内：390mm 最高水位：22.22m	死者：1名、重傷：1名、全半壊： 19棟、 一部破損：9棟、床上浸水：162 戸、 床下浸水：354戸	土木被害：1,401,875千円 農林被害：3,837,708千円 その他：356,764千円 合 計：5,596,347千円
H1. 8. 6	大 雨 水	台風13号は5日午後3時すぎ千葉県銚子市付近に上陸し、同日夜半から降り出した大雨は丸森（館矢間観測所）127mm、筆甫419mm、大内（黒佐野）217mm降り、最大時間雨量は筆甫48mmを記録した。阿武隈川の水位は、20.59m（警戒水位19.50m）に達した。同日6時小斎前並地区で阿武隈川からの漏水箇所が発見され、小斎分団が水防工法により対処した。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：125mm、 筆甫：419mm、 大内：217mm 最高水位：20.59m	半壊：4棟、一部破損：5棟、 床上浸水：18棟、床下浸水：40棟 り災者数：276名	土木被害：2,393,840千円 農作物被害：390,890千円 その他被害：30,029千円 合 計：2,814,759千円

災害履歴：風水害（2）

災害年月日	災害種別	状況		
H3.10.12	大洪水	10月6日から降り続いていた雨は12日になって関東の東の海上を北東に進んできた台風21号の接近とともに大雨となり、9日9時から13日18時までの総雨量は、丸森(館矢間観測所)283mm、筆甫430mm、大内(黒佐野)214mmを記録した。阿武隈川の水位は20.60mに達した。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：283mm、筆甫：430mm、大内：214mm 最高水位：20.60m	負傷者：4名、全壊：1棟、半壊：1棟、一部破損：4棟、床下浸水：3棟、り災者：41名	土木被害：616,000千円 農作物被害：8,970千円 合計：624,970千円
H10.8.26～31	大洪水	東北地方に停滞した前線と台風4号の影響により8月26日から降り出した雨は、東日本・北日本にかけて広い範囲で大雨となり、特に福島県南部及び栃木県北部を中心に豪雨に見舞われた。また、町内でも大雨となり、26日9時から31日11時までの総雨量は、丸森(館矢間観測所)297mm、筆甫322mm、大内(黒佐野)385mmを記録した。更に阿武隈川は福島県南部中心とした豪雨により水位が上がり、30日14時22.22mに達し、一時丸森橋が通行止めとなった。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：297mm、筆甫：322mm、大内：385mm 最高水位：22.22m	床上浸水：7棟、床下浸水：4棟、り災者：36名、田冠水：176ha、畑冠水：176ha、道路交通不能：9箇所	公共文教施設被害：150千円 農林水産施設被害：88,750千円 農作物被害：146,871千円 林産被害：10,000千円 商工被害：4,600千円 合計：250,371千円
H10.9.15～17	台風5号	台風5号による集中豪雨により、水田の冠水や農業、土木施設に甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		—	一部損壊：1棟、1世帯、3名、田冠水：8ha	農林水産業施設：20,900千円 公共土木施設：3,500千円 農業被害：41,300千円 合計：65,700千円
H11.4.24～26	大雨	4月24日からの町内の筆甫他において最大376mmの雨量を記録し、損壊建物を初め、農業、土木施設に甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：220mm、筆甫：376mm、大内：324mm 最高水位(阿武隈川)：19.67m(25日19:00)	一部損壊：3棟、3世帯、13人、田冠水：5.8ha、畑冠水：2.6ha、道路：38箇所、河川：34箇所、崖崩れ：2箇所	農林水産業施設：128,300千円 公共土木施設：338,650千円 合計：466,950千円
H12.7.7～8	台風3号	台風3号による集中豪雨により、町内の大内他において最大263mmの雨量を記録し、田畑の冠水や農業、土木施設に甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：163mm、筆甫：260mm、大内：263mm 最高水位(阿武隈川)：19.67m(8日17:00)	田冠水：31.7ha、畑冠水：4.99ha、道路通行不能：3箇所	農林水産業施設：17,500千円 公共土木施設：23,800千円 その他の施設：2,369千円 合計：53,269千円
H14.7.11～12	台風6号	台風6号による集中豪雨により、町内の丸森他において最大192mmの雨量を記録し、床上、床下浸水を初め、田畑の冠水等、甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：192mm、筆甫：176mm、大内：183mm 最高水位(阿武隈川)：22.22m(11日11:30)	床上浸水：20棟、20世帯、59名、床下浸水：5棟、5世帯、15名、田冠水：106.4ha、畑冠水：157.5ha、道路：10箇所、河川：3箇所、電話：7回線、電気：8戸、農業用施設：17箇所、交通規制等：丸森橋	農林水産業施設：42,100千円 公共土木施設：56,600千円 その他公共施設：769千円 農業被害：105,911千円 合計：205,380千円

災害履歴：風水害（3）

災害年月日	災害種別	状況		
H14.9.30 ～10.3	台風 21号	台風21号の影響により、筆甫他で最大116mmの雨量を記録し、リンゴ、デントコーン等の農作物被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：100mm、筆甫：116mm、大内：115mm 最高水位(阿武隈川)：19.75m(2日7:00)	農作物被害、町道：6箇所、県道：2箇所、国道：1箇所、合計9箇所通行止め	柿(3.2ha)：929千円 リンゴ(5.5ha)：2,300千円 デントコーン(2.1ha)：960千円 合計(10.8ha)：4,189千円
H16.10.8 ～10	台風 22号	台風22号による集中豪雨により、町内の大内他において最大188mmの雨量を記録し、道路決壊等の甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：148mm、筆甫：172mm、大内：188mm 最高水位(阿武隈川)：20.04m(10日1:00)	町道五福谷北山線：筆甫下北山三地内の路肩決壊、町道広平塩ノ貝線：丸森町字広平地内法面崩土、町道杉ノ入小田線：大張川張字明僧地内路肩決壊、その他	町道五福谷北山線：200千円 町道広平塩ノ貝線：300千円 町道杉ノ入小田線：100千円 その他：200千円 合計：800千円
H18.10.5 ～7	大雨	10月5日からの集中豪雨により、町内の大内他において最大353mmの雨量を記録し、避難勧告の発令と共に農業、土木施設に甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：229mm、筆甫：350mm、大内：353mm 最高水位(阿武隈川)：20.59m(7日11:00)	避難勧告：4世帯、16名、自主避難：1世帯、4名、農作物：75ha	公共土木：7,780千円 農作物：6,000千円
H19.7.13 ～16	台風 4号	台風4号の影響により、町内の大内他において最大322mmの雨量を記録し、田畑の冠水や土砂崩れ、道路路面の崩落等、農業、土木施設に甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：174mm、筆甫：268mm、大内：322mm、大張：236mm、内川：198mm 最高水位(阿武隈川)：20.61m(15日23:00)	宅地土砂崩れ：25件(個人23、学校1、児童館1)、河川：10件(法面崩落6、護岸流出1、倒木1、土砂堆積2)、町道：68件(路肩路体決壊33、路面流出2、切法面崩落30、舗装流出1、倒木1、木橋流出1)、農道：33件(切法面崩落14、路肩路体決壊16、法面流出1、道路陥没1、暗渠流出1)、林道：6件(法面崩落5、路肩決壊1)、水路：6件、農地：5件(田のみ)、農作物冠水(水稻128.3ha、デントコーン83.1ha、牧草80ha、大豆13ha)	公共土木：451,430千円 農地：23,350千円 農業施設：92,190千円 林道：44,600千円 合計：611,570千円
H19.9.5 ～7	台風 9号	台風9号の影響により、町内の筆甫他において最大267mmの雨量を記録し、農業、土木施設に甚大被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：189mm、筆甫：267mm、大内：172mm、大張：221mm、内川：213mm 最高水位(阿武隈川)：19.55m(7日22:00)	公共土木：105件、農業施設：35件、林道：10件、合計：150件	公共土木：181,920千円 農業施設：25,210千円 林道：33,800千円 合計：240,930千円

災害履歴：風水害（4）

災害年月日	災害種別	状況		
H20.8.29	記録的豪雨	8月29日に町内の内川他で最大時間雨量59mmの記録的な集中豪雨となり、役場庁舎周辺が冠水する被害を受けた。（平成20年8月末豪雨）		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：97mm(21時～22時の1時間最大雨量58mm)、 筆甫：76mm(21時～22時の1時間最大雨量51mm)、 内川：72mm(21時～22時の1時間最大雨量59mm) 最高水位(阿武隈川)：18.23m(30日2:00)	突発的な豪雨により、約30分で役場庁舎周辺が冠水	—
H27.9.6～11	台風18号	台風18号による線状降水帯の停滞で、9月6日から降り出した雨は茨城県、栃木県及び宮城県にかけて記録的な豪雨となり、それぞれに「大雨特別警報」が発表された。町内では、筆甫観測所で6日から11日までの総雨量が、601mmを記録し、丸森、筆甫、大内、大張、耕野の土砂災害危険か所に「避難準備情報」「避難勧告」を発令した。被害は床上、床下浸水をはじめ、公共土木施設、農業施設、田畑の冠水、役場庁舎周辺の冠水など甚大な被害を受けた。（平成27年9月関東・東北豪雨）		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		9/6～11 丸森：406mm、筆甫：601mm、 大内：502mm、大張：454mm、 内川：410mm 笠松：536mm 最高水位(阿武隈川)：21.12m(11日2:00)	軽傷：1名、 一部破損：1棟、床上浸水：5戸、 床下浸水：29戸 非住家建物(物置)全壊：1棟 公共土木：72件、農業施設：44件、 林道：14件、合計：130件	土木施設：617,500千円 農林施設：299,500千円 その他公共施設(筆甫小プール、筆甫保育所、観光施設等)：5,047千円 農業被害：25,213千円 合計：947,260千円
H29.10.22～23	台風21号	台風21号による10月22日から23日早朝にかけての大雨により、大内で最大393mmの雨量を記録した。家屋の浸水被害のほか、土木・農業施設を中心に甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		10/19～23 丸森：310mm、筆甫：271mm、 大内：393mm、大張：259mm、 笠松：271mm 最高水位(阿武隈川)：21.28m(23日13:50)	床上浸水：6戸 床下浸水：18戸 宅地崩落：25か所 公共土木施設：93件 農業施設：53件 合計：146件	公共土木施設：119,400千円 農林施設：24,800千円 農業被害：7,328千円 合計：151,528千円
R1.10.12	台風19号	令和元年10月11日から前線の影響で雨が降り出し、翌12日には台風の接近により昼過ぎから激しい雨となり、その後台風の接近・通過に伴い、12日夕方から13日未明にかけては非常に激しい雨となり、局地的に猛烈な雨となった。 10月11日午後3時から13日午前9時までの総雨量は、宮城県の広い範囲で200mm以上の大雨となり、筆甫594.5mm、丸森427.0mm、石巻市雄勝367.0mm、仙台383.5mmとなるなど、10月1か月分の平年値の2～3倍の雨量となった。（令和元年東日本台風）		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		10/12～13 丸森：427mm、筆甫：594mm、 大内：612mm、大張：481mm、 笠松：560mm 最高水位(阿武隈川)：23.24m(13日5:00)	死者：11人(災害関連死1名含む)、 行方不明者1人 全壊：101件、大規模半壊：205件 半壊：511件、一部損壊 234件 公共土木施設：683件 農林業施設：2,216件 など	公共土木施設：12,553,300千円 農林施設：24,678,846千円 農業被害：1,145,440千円 その他：8,903,925千円 合計：47,281,511千円

▶ 第2 火 災

本町における火災の発生原因として「その他」、「不明」を除いて最も多いのは、「たき火」であり、以下「たばこ」、「風呂かまど」、「コンロ」の順となっている。

また、町域の約7割を山林が占める本町において、過去には大規模な森林火災も発生し、広範囲の森林が消失している。

過去の大規模な森林火災や近年の火災発生状況は下表のとおりである。

表 4-2-1 災害履歴：大規模な林野火災

災 害 年月日	災害 種別	状 況
S62.5.8 ～10	林 野 火 災	丸森町次郎太郎山 林野火災 (12.5ha 焼損)
H11.2.8 ～9	林 野 火 災	丸森町大内 鹿狼山 林野火災 (12.5ha 焼損) 期間：平成11年2月8日～9日 人員：延べ706名(自衛隊)
H14.3.17 ～19	林 野 火 災	丸森町字廻倉 次郎太郎山 林野火災 (161ha 焼損) 以下、防災白書 平成14年3月17日宮城県丸森町を出火場所とする山林火災が発生し、約161haを焼失し3月19日に鎮火した。この火災により4世帯20人に避難勧告が出された。 消防庁では、宮城県の要請により山形県の消防・防災ヘリに出動を要請した。 防衛庁では、17日に宮城県知事からの災害派遣要請を受け、ヘリによる空中消火活動等を実施した。

表 4-2-2 災害履歴：火災

	件 数	り 災 人 員	り 災 世 帯	死 者	負 傷 者	火災種別				り災棟数				焼損面積		損害額 (千円)
						建 物	林 野	車 両	そ の 他	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	建物 (㎡)	林野 (a)	
平成22年	7	16	8	1	5	6	0	1	0	6	0	5	1	868	0	20,161
平成23年	9	0	0	0	1	2	0	1	6	0	1	0	1	142	2	3,251
平成24年	6	12	3	0	2	5	0	1	0	9	0	0	1	988	0	25,468
平成25年	12	10	3	2	4	6	2	0	4	9	0	3	0	981	36	28,198
平成26年	7	5	1	0	1	3	1	0	3	7	0	2	0	359	7	10,797
平成27年	4	4	0	0	2	1	1	0	2	2	0	1	0	209	1	4,042
平成28年	7	8	4	4	0	2	2	1	2	7	0	1	2	615	75	16,810
平成29年	9	13	5	1	4	5	1	0	3	10	0	2	1	839	114	20,332
平成30年	7	5	2	0	4	2	1	2	2	1	0	1	0	41	1	1,001
令和元年	9	3	2	1	1	4	3	0	2	6	1	1	1	496	32	8,733
計	169	202	66	16	41	85	27	10	47	102	8	47	14	12,437	626	424,390

表 4-2-3 火災発生原因別

	火遊び	たき火	ストーブ	風呂かまど	煙突	こたつ	電球・配線	取り灰	花火	たばこ	コンロ	モーター過熱	放火	不明	その他	合計
平成 22 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	2	7
平成 23 年	0	5	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	9
平成 24 年	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	6
平成 25 年	0	3	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	1	3	11
平成 26 年	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	7
平成 27 年	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	4
平成 28 年	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	7
平成 29 年	0	2	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	2	9
平成 30 年	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	7
令和元年	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	4	9
計	0	32	2	12	1	3	9	2	3	10	8	3	3	29	51	168

▶ 第3 その他の災害

本町の気象は、同章第3節内で示しているとおおり、年平均の気温は 0℃を下回るこ
とがなく、積雪が少ないことから過去には猪の北限とも言われていた。

しかしながら、平成 26 年 2 月 8 日と 14 日から 16 日にかけて、2 週にわたりそれぞ
れ 80 センチ前後の降雪を記録し、最大で 800 世帯が停電した。

また、積雪により複数の主要道路が寸断され、1,003 世帯が孤立状態となる被害に
見舞われた。

第5節 防災ビジョン

▶ 第1 高まる災害の危険性

丸森町の脅威となる自然災害には風水害等と地震災害がある。

近年の風水害で懸念されるのは、地球規模の気候変動の影響等も考えられる大型台風の襲来及び予測できない線状降水帯の発生やゲリラ豪雨の頻発である。

本町を流れる阿武隈川及び支川の周辺は、これまでに幾度となく内水氾濫や洪水などの外水氾濫の被害を受けており、令和元年10月に発生した台風第19号（令和元年東日本台風）では、町政史上もっとも甚大な被害が生じたところである。

今後も河川改修や内水氾濫の軽減策等の取り組みを進めていくものの、台風や集中豪雨に見舞われれば内水氾濫の危険性は依然として高いものであると言わざるを得ない。

また、本町では降雨量が少ない場合でも、上流部の福島県内で記録的な豪雨となれば、阿武隈川の水位の上昇に伴う水門閉鎖によって、町内各地で内水氾濫等の被害が発生することもあるため、河川の流域全体のあらゆる関係者が連携して行う持続可能な治水対策が求められる。

一方、宮城県においては、極めて高い確率で大地震が発生していることから、第四次被害想定調査を進めていたが、平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）により、当初想定していた以上の被害が発生したため、調査を一時中断し、被災市町村において復興に向けたまちづくりがある程度進展した段階で実施することとなった。

宮城県内の近年の地震では、平成15年7月のいわゆる「宮城県北部連続地震」、平成20年6月の「平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震」などの直下型地震、平成23年3月の「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」などの海溝型地震など、大規模地震が頻発している。

さらには、地勢条件から指摘される懸念もあり、本町の山間部や市街地に接する斜面等で急傾斜地が多く、土砂災害発生の危険性が高い。こうした地勢条件に地震や大規模風水害、あるいは両者の複合型災害が加わり、甚大な被害が発生することも考えられる。

▶ 第2 防災ビジョン

1 ビジョン策定の背景

本町では、高まる自然災害の危険性に対処するため、「第五次丸森町総合計画」（平成27年度～令和6年度）において「人と地域が輝き 豊かで元気なまち」を将来像としたまちづくりを推進し、主要施策には「防災力の充実」を掲げており、「丸森町地域防災計画」は、「第五次丸森町総合計画」を具現する個別計画として機能するものである。

また、令和元年東日本台風の災害で被災した町民の生活再建と顕著となった課題や総合計画等で目指す町の姿を実現するため、新たに生じた課題の解決の指針とする「丸森町復旧・復興計画」の具現化に向けた個別計画としての位置付けをも有するものとする。

さらには、令和2年度に策定した「丸森町国土強靱化地域計画」では、起きてはならない最悪の事態を想定し、大規模自然災害時にも人命を守り、地域社会への致命的な被害を防ぎ、迅速に復旧・復興が進められるよう計画しています。

1. 防災・減災のまちづくりの推進（出典：第五次丸森町総合計画）

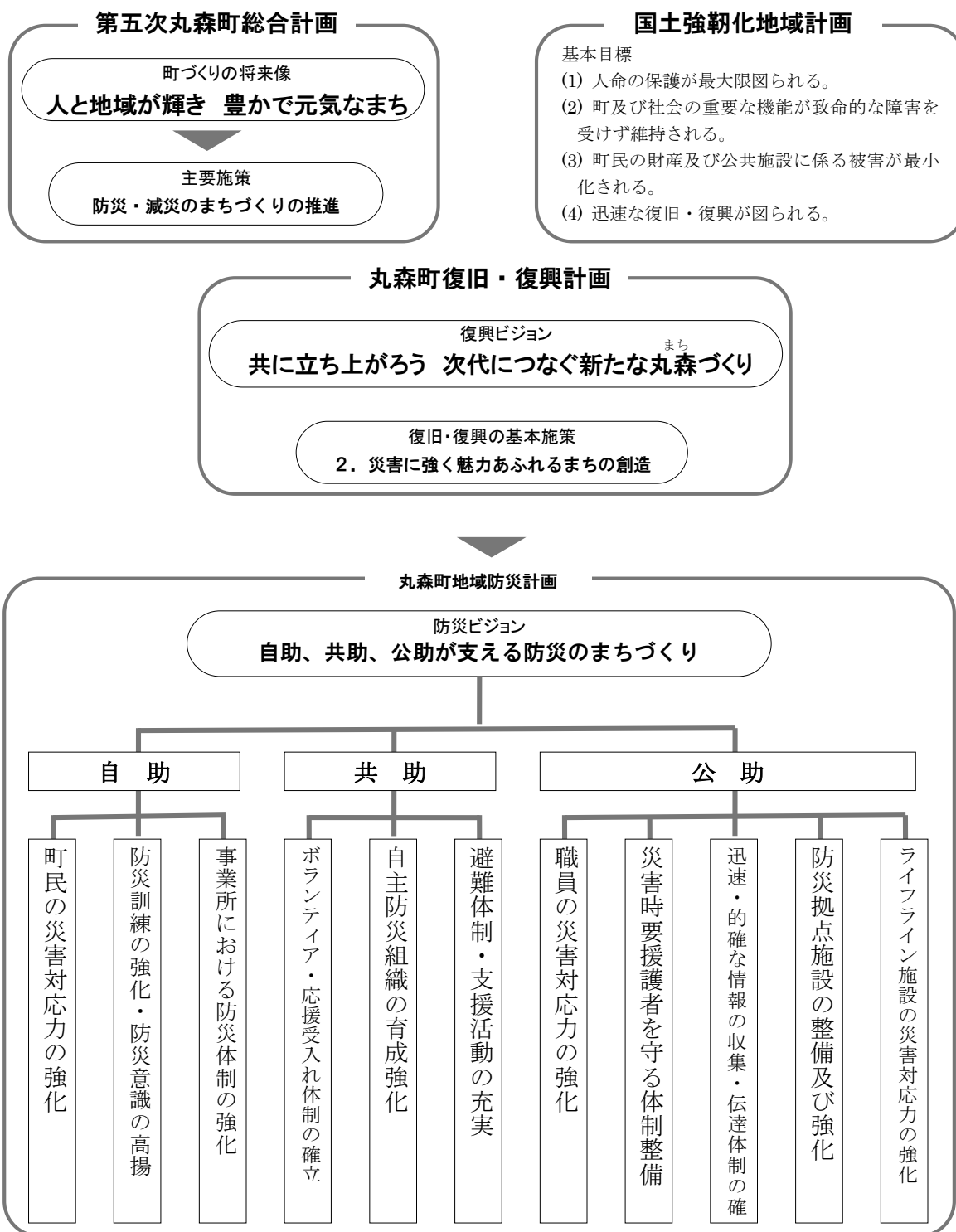
各地で異常気象や集中豪雨による浸水被害が発生するなど以前とは異なった自然災害が増加していることから、災害に強い、安心・安全のまちづくりに向けて、防火・防災施設の充実により、消防力や緊急時の対応能力を高めるとともに、防災、危機管理に対する町民の意識の向上を図ります。

2. 災害に強く魅力あふれるまちの創造 （出典：丸森町復旧・復興計画 第5章 復旧・復興の基本施策）

今後起こりうる災害に備え、同じ被害を繰り返さないための町のあり方を検討するほか、国や県等の協力を得て、治水・治山対策などハード施策とソフト施策のバランスを取りながら、さらなる防災・減災の取り組みを進めます。

2 防災ビジョン

住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、行政施策としての「公助」が適切に役割分担された社会を目指す本地域防災計画の性格から、防災ビジョンを「自助、共助、公助が支える防災のまちづくり」とし、11の施策の柱を設定した。



3 丸森町における令和元年東日本台風災害検証を踏まえた基本方針及び改善内容

本町では、令和元年東日本台風の被害を踏まえ、災害検証委員会を設置し、特にソフト面での災害対応・対策の検証を行い、以下の提言を受けた。この提言に基づき、災害対応や対策の改善すべき項目を本計画及び個別の取り組みに、可能な限り反映させるものとする。

検証項目	主な課題	基本方針及び改善内容
①住民に対する事前防災	防災知識、家庭内備蓄の周知徹底不足など	地域の特性・災害リスクと避難行動を踏まえた防災教育・講話の実施など
②災害対策本部及び支部の運営	大規模災害を想定した災害対策本部訓練等の不足など	災害対策本部体制の再編成と機能の集中など
③被害情報及び災害対応の情報収集と共有	役場周辺冠水によるデジタル電話回線の一時不通など	避難情報の決定を行うための情報収集・分析と迅速な発令など
④避難情報発令の基準	地域・地形特性を考慮しない町内一律の避難情報の発令など	地区ごとの避難情報の発令など
⑤避難情報の伝達（防災無線等）	豪雨時の防災行政無線による情報伝達の限界など	防災行政無線の代替手段など
⑥避難誘導（消防団、自主防災組織等）	役場管理の避難行動要支援者名簿の自主防災組織への配付時期の遅れ	避難の呼びかけの徹底など
⑦指定避難所の開設と運営	土砂災害等に対応できない指定避難所開設など	指定避難所及び指定緊急避難場所の見直しなど
⑧周辺冠水等による役場の代替機能	役場周辺の浸水による役場のライフライン機能の停止	災害対策本部（役場庁舎）の代替機能、後方支援拠点の検討など
⑨ライフライン（電気、水道、通信、道路等）	道路閉塞箇所が多く、国道等の緊急点検、緊急道路等の確保の遅れなど	道路の緊急点検の実施と早期の情報提供など
⑩災害廃棄物の処理	処理計画がなく、廃棄物の分別や広域処理などの対応の遅れ	災害廃棄物の需要予測に基づく災害廃棄物処理計画の策定など
⑪災害物資の受給と配分	役場周辺の冠水による物資運搬等の遅滞など	備蓄物資の見直しと配備など
⑫応援職員の受入れ体制	事務量把握の遅れによる応援職員派遣要請の遅滞	応援職員の要請及び受入体制の確立
⑬ボランティアの受入れ体制	社会福祉協議会との事前共有不足など	災害ボランティア関連マニュアルの共同作成
⑭広報体制（住民・マスコミ対応）	住民等への広報体制の不足	町民相談総合窓口の設置
⑮ハード面での対処	現状の排水計画では今回の災害には非対応	防災資機材の準備と管理、保管場所の検討
⑯その他	地域防災計画等の未精査	地域防災計画等の全面的改定など

第2章 災害予防対策

第1節 風水害に強いまちづくり

町は、風水害に強いまちづくりを確実に実現するために、防災関連施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進を図る。これらの取り組みにより、本町の社会的条件、自然的条件、さらには将来の気候変動の影響等外部環境の変化や地域の特性を総合的に勘案し、危険度、緊急性の高いものから優先的に計画を定め、風水害対策事業を実施し、風水害に強いまちづくりを推進する。

また、町は、住民に対し「自らの命は自らが守る」という意識の徹底を図るとともに、災害が発生する前の避難行動等についての理解を促進する。さらに大規模化する自然災害に対して、行政のみの災害時対応には人的資源など限界があることから、住民主体の取り組みを支援・強化し、町と住民の連携を深め町全体としての防災力の向上を図る。

特に、風水害については、複合的な災害にも多層的に備え、町で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するとともに、住民が自らの地域の風水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい風水害リスクの情報提供に努める。

具体的な取り組みとしては、国や県と連携し、河川、下水道について築堤、河道掘削、遊砂地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進する。さらには、出水時における堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努め、排水機場の運転調整の実施等により、内外水氾濫被害の軽減に努める。

加えて、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担し、全庁を挙げた体制の構築に努める。また、住民と連携し、土砂災害などを察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

なお、避難情報を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整の窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底し実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

▶ 第1 水害予防対策

町は、水害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。

この計画の作成に当たっては、避難情報について、河川管理者、水防管理者及び仙台管区气象台等の協力を得ながら、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路など、住民の避難誘導等の警戒避難体制をあらかじめ計画するものとし、

水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

避難情報の発令対象地域については、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましいため、町内を流れる阿武隈川周辺では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合は、到達時間に応じて避難情報の発令対象地域を徐々に広げていく方法も検討する。

また、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するとともに、避難情報の発令対象区域を水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に区域を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水予報河川と水位周知河川と同様に具体的な避難情報の発令基準を策定する。

1 現況

1) 河川

(1) 河川の概況

本町の河川は、一級河川の阿武隈川、阿武隈川支川の小田川、雉子尾川、伊手川、内川、新川、五福谷川のほかに、二級河川の宇多川など多くの河川があり、豪雨により度々浸水するなど水害の危険性を有している。

特に、丸森地区の低地帯は大雨時には内川や町管理普通河川の寺沢川の氾濫により浸水状態となり、雨水ポンプ場により排水処理を行っている現状である。

これらの実状を踏まえ、丸森町雨水排水計画を見直し、雨水ポンプ場の新設、排水ポンプの増設、バイパス排水路の整備など、予防事業及び施設整備を行う。

町内の主な河川(一、二級)

水系	河川名	流路延長 (m)
阿武隈川	阿武隈川	22,905
	小田川	2,600
	雉子尾川	11,899
	伊手川	3,000
	内川	18,235
	新川	2,155
	五福谷川	2,700
宇多川	宇多川	8,500

(延長は、一級、二級河川についてのみ記載)

(2) 水害危険区域

これまでの水害における浸水・冠水等の被害箇所から把握される水害危険度は「丸森町洪水避難地図（丸森町防災マップ）」に示すとおりである。特に令和元年東日本台風における水害は、浸水・冠水が町内全域で発生している。以下に、特に浸水・冠水被害が多発する場所を明記する。

① 阿武隈川下流低地（丸森、金山、小斎、館矢間地区）

低地の大部分に過去の水害履歴があり、特に以下の地区で浸水・冠水等の被害が多い。

ア 丸森地区。役場周辺を中心に市街地の低地部、役場南側の内川と新川の合流点付近、寺内付近、中通付近、竹谷付近。

イ 金山、小斎地区の低地部。

ウ 館矢間小学校から北西の低地、阿武隈急行北丸森駅西側の低地、同東側。

② 阿武隈川山間部（丸森、館矢間、大張、耕野地区）

過去の水害において、国道 349 号の道路面を越える越水被害が発生している。

③ 内川上流（筆甫地区）

昭和 61 年、平成元年及び令和元年に洪水の被害が発生し、特に平成元年、令和元年の洪水時は筆甫地区の中心部がほとんど浸水し、山間部では数多くの土砂災害も発生している。さらに、内川及び宇多川流域の低地部で浸水の被害が発生している。

④ 内川下流（丸森地区）

昭和 61 年、平成元年及び令和元年に洪水の被害が発生し、特に令和元年の洪水時は内川をはじめ、五福谷川及び新川が氾濫し、堤防の越水や破堤が複数発生したことにより低地部の広い範囲が浸水し、多くの家屋に被害をもたらした。

⑤ 雉子尾川（金山、大内、小斎地区）

昭和 61 年、平成元年及び令和元年に洪水の被害が発生し、特に令和元年の水害時には南平から下流の広い範囲において浸水するとともに、金山地区において堤防の越水が発生し、金山、小斎地区において多くの家屋に被害をもたらした。

⑥ その他

上記以外の地区でも、令和元年の水害時には山間部の谷地で被害が発生している。また、山間部では土砂災害の被害も多く発生している。

2) ため池

町内には小規模なため池が散在しており、重要な農業用水源となっている。しかし、古い時代に築造されたものが多く、築造後自然的条件の変化によって堤体、余水吐、取水施設等が老朽化しているのが現状である。いったん、豪雨等により溢水・破堤した場合、被害は人命にまで及ぶ恐れがあるため、事前に対策を講ずる必要がある。

具体的には、洪水や土砂災害から人命及び公共施設並びに農地及び農業用施設を守るため、また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点ため池」を中心とした、ため池や排水機場等の農業用排水施設の点検、整備、更新等を、国の新たな土地改良長期計画等に則して総合的に推進し、災害の未然防止を図る。

特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点ため池等については、優先的に詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について早急に改修、耐震化、統廃合等の対策を行う。

なお、既存のため池については、消防水利や生活用水等の緊急防災用水量や洪水調整機能を附加するなど、地域の総合的な防災安全度を高める。

3) 農業用河川工作物

町では、農業用水の大部分を河川に依存しており、大小河川に揚・排水機場をはじめ頭首工、樋門、水門など農業用水施設が設置されている。

これらの河川工作物の中には、河川法制定以前の古くから設けられているものもあり、洪水時には決壊等の河川災害を招く恐れがあることから、事前に対策を講じ、整備補強する必要がある。

2 町土保全事業施行

河川管理者等は、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による災害予防対策を実施する場合、環境や景観にも配慮する。

1) 河川改修事業

① 町は、洪水による災害の防止及び被害の軽減を図るとともに、河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため、令和元年東日本台風の復旧・復興の進捗状況を見ながら、国・県に対し河川改修事業を実施するよう要請する。

ア 国に対して、阿武隈川の河川改修事業において、下流部（県内）の本町から河口までの区間について、堤防の新設、改築及び低水路の掘削を行い、河積の増大を図るとともに、水衝部等には、護岸等を施工し、洪水の安全な流下を図るよう要請する。

イ 県に対して、雉子尾川、内川等について、堤防の新設及び改築を行い、水衝部等には、護岸を施工するよう要請する。

ウ 町は、その他の河川について、県等の機関に対し、河川改修事業の促進を働きかける。

エ 町は、阿武隈川下流低地の地区に、大雨の都度洪水の被害が予想されることから、排水機場等の整備を進める。

② 都市地域では、水害実績等を踏まえ、流域内の大河川、中小河川、下水道内水域等それぞれの水害規模影響等を想定した上で、流域全体の河川、下水道の管理者等が連携し、効果的な治水対策に努める。

③ 町は、河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

2) ため池等整備事業

① ため池整備事業

町は、農業用水源確保及び国土保全の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改築するよう県等に働きかける。

② 農業用河川工作物応急対策事業

町は、構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。

3) 保安林改良事業

関係機関は、町土保全及び水源確保の目的から、災害等により林況が著しく悪化し、保安林機能が低下しているものについて、改植、補植、本数調整伐と合わせ、必要に応じて排水工等簡易施設を設置し、森林を復旧する。

3 河川の維持管理

1) 河川パトロールの実施

河川管理者は、水防警報区間・重要水防箇所など水防上重要な河川管理施設、占用工作物の点検等河川を定期的・重点的に実施し、河川の管理に万全を期する。

また、町は、水害による危険性を事前に察知し、災害の拡大を防止するため予想される危険区域を消防団その他関係団体及び一般住民の協力のもとに巡視し、警戒にあたる。

2) 河川管理施設の管理

施設管理者は、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他河川管理施設の災害を未然に防止し、軽減する施設の維持管理を徹底するため次の措置を講ずる。

① 構造の安全

河川管理施設について、出水時の堤防等施設の監視体制や、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、内水排除施設等の耐水機能の安全を確保するため、強化対策を講ずる。

② 操作規則の制定

施設管理者は、次の操作を伴う河川管理施設の操作規則を定め、河川管理施設の維持管理と安全化の徹底を期する。

また、河川、下水道、農業排水等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により洪水被害の軽減に努める。

ア 流水を調節する施設

イ 流水を分流させる施設

ウ 治水に特に重要な内水排除施設又は高潮等の防止施設若しくは流水調節施設

③ 河川の維持規制

河川管理者は、河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制する等の措置を講じ、河川の維持管理の徹底を図る。

ア 流水の占用又は河川区域内の土地の占用

イ 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等

ウ 河川における竹木等の流送

④ 水質事故対策

東北地方整備局、県及び町は、油流出等の水質事故に対処するため、平常時の河川巡視、水質処理資機材の備蓄に努めるとともに、相互の情報連絡体制の整備、応急対策等の必要な措置を講ずる。

4 気象、水象等の観測

町は、災害時はもとより、常時河川の状況を把握し緊急時に備えるために、国及び県が設置した雨量、水位、流量の観測施設を活用する。

また、観測機関相互の情報交換、連携を図り、県及び仙台管区気象台との連絡を密にし、河川上流域を含めた降雨量など気象状況の把握に努める。

5 水防応急資機材の整備・充実

水防管理団体が行う、水防活動を円滑化するために必要な水防応急資機材の整備・充実を図る。

6 水防計画の作成

町長は、あらかじめ水防協議会に諮るとともに、知事と協議して、県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年検討を加えて、必要に応じ変更し、その要旨を公表する。

また、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るとともに、必要に応じて、河川管理者等の同意を得た上で、河川管理者等の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川等に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化する。

計画を変更しようとするときは、次の事項について考慮する。

- ① 水防活動組織及び活動体制の確立
- ② 河川管理施設の管理及び操作
- ③ 重要水防箇所及び指定河川洪水予報、水防警報等の区域の指定
- ④ 水防施設及び水防資機材の整備
- ⑤ 気象、水象の観測及び通報等の活用
- ⑥ 通信連絡体制及び水防標識等の整備
- ⑦ 水防活動従事者の安全確保
- ⑧ 他の水防機関との協力及び応援体制（河川管理者の同意及び協力を含む。）
- ⑨ その他水害を予防するための措置

7 浸水想定区域の指定

町は、国及び県の協力を得て、浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査や、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努める。

また、浸水想定区域内に避難行動要支援者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定めた用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要がある

ものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。

町は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

町長は、地域防災計画において定められた洪水予想の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の避難行動要支援者利用施設、大規模工場等の名称及び所在について住民に周知させるように努める。

8 洪水予報の伝達方法

洪水予報の伝達は、気象庁から報道機関を通じた周知のほか、町からは、防災情報提供システム、広報車、個別周知などにより伝達する。

▶ 第2 土砂災害予防対策

町及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

1 現況

町内には、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険箇所、崩壊土石流出危険地区）が存在する。令和元年東日本台風においては、危険箇所以外においても土砂災害が多数発生し、多くの尊い人命が奪われた。こうしたことから、危険箇所以外の地域においても対策が必要である。

なお、山地災害危険地区とは、林野庁の定める山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊、地すべり、土砂流出などにより、保全対象に直接被害を与える恐れのある地区で、地形地質条件からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区のことである。

それぞれ荒廃の形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分（※危険度の高低によりAランクからCランクに区分）され、法に基づき指定される区域（土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険地区・地すべり防止区域など）とは異なり、調査結果を市町村に周知することで、自主避難の判断や市町村の行う警戒避難態勢の確立に資することを目的としている。

2 土砂災害防止対策の推進

1) 土砂災害危険箇所の調査把握

町は、土砂災害危険箇所及び土砂災害が生じる恐れのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、県が実施する基礎調査等の調査に協力するとともに、県が指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を常に把握しておくよう努める。

町は、これらの箇所や区域指定が行われた地域に対しては、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を規定する。

2) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

町は、土砂災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握するものとし、特に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）その他の法令により指定された急傾斜地崩壊危険区域については重点的に観察指導を行う。

また、梅雨期、台風期及び長雨、大雨等が予想される場合は、関係機関と協力して、随時パトロールを実施する。

土砂災害危険箇所の防災パトロール関係機関

関係機関名	担当課等	電話番号
県大河原地方振興事務所	総務班	0224-53-3133
	森林整備班	0224-53-3230
県大河原土木事務所	河川砂防第二班	0224-53-3916
角田警察署	警備課	0224-63-2211
角田消防署丸森出張所		0224-72-1244
丸森町消防団（丸森町総務課）	消防防災班	0224-72-3020

3) 所有者等に対する防災措置の指導

町は、被害発生が予想される箇所の土地所有者、管理者、借地権利者等に対し、必要に応じ防災措置について積極的に指導する。

また、当該地域の居住者に対しても平常時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

4) 土砂災害危険箇所の防災措置

町は、土砂災害危険箇所の調査結果に基づき、特に相当数の居住者に危険が予想される地域に対し、地元住民の協力のもと、災害防止の観点から危険区域として指定を受け、危険度の高い箇所から積極的に防災工事が進められるよう県に働きかける。また、既存の指定区域と併せて、地域住民に対し、当該区域の危険状態の周知と当該区域内での行為（工作物の設置、立木竹の伐採、土石採取等）の規制が効果的に実施されるよう指導する。

また、国や県と連携し、土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するとともに、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等の対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進し、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を推進する。

5) 土砂災害防止のための啓発活動

町は、土砂災害警戒区域等、土砂災害危険箇所を地域防災計画に掲載するとともに防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現地への標識・標柱の設置等により周辺住民等に対して周知徹底を図り、円滑な避難が行われるよう努める。

6) 町の役割

町長は、土砂災害の警戒避難体制に関してあらかじめ以下の事項を定めておく。

なお、土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じて区分した区域とし、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象要素として定め、発令時には、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とし、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

① 町地域防災計画において定める事項

ア 雨量情報、土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地、当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

オ 救助に関する事項

カ 上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

② 避難情報の発令基準

③ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所

④ 避難情報の発令対象区域

⑤ 上記①アのほか土砂災害に対して安全な指定避難所の一覧、開設・運営体制、指定避難所開設状況の伝達

⑥ 上記①エのほか土砂災害時の避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者をいう。）に対する情報の伝達体制、避難行動要支援者情報の共有方法

⑦ 土砂災害に係る防災意識の向上方法

7) 土地利用の適正化

町及び県は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の

徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底に努めるとともに、既存住宅等の移転等の対策を促進する。

また、宅地造成事業については、宅地造成等規制法などの法に基づく防災措置を講じるよう指導する。

なお、国や県と連携し、必要に応じて、盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池について、緊急連絡体制等整備を進める。さらには、決壊した場合の影響度が大きいため池に関するハザードマップの作成、周知、耐震化や統廃合などを推進する。

▶ 第3 風雪害予防対策

町は、雪崩災害や道路交通障害等の風雪害を未然に防ぐために、県等と連携し、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど効率的・効果的な除雪等に努めるものとする。

特に、大規模な車輛滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努め、集中的な大雪が予測される場合は、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控えるなど、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であることから、これに必要となる周知を図る。

1 現況

本町における積雪量（最大深）は、山間部で70cm、平坦部で30cm程度、積雪により主要な道路が通行不能になることや集落等が孤立することがごく稀に発生し、春先の湿った雪により、山林への被害や交通の混雑が見られることがある。

また、風害は、台風等の暴風により農作物等にしばしば被害が発生している。

2 除雪体制等の整備

町は、積雪時における通常の交通確保のために、除雪機械等を使用するなど、除雪活動に万全を期する。除雪作業については、除雪委託契約を締結する等、除雪体制の強化を図る。

1) 主要道路の確保

道路管理者は、大雪等に備えて、県等と連携し、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車輛の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、通行規制を行うとともに、集中的な除雪作業の実施や地域の実情に応じて待避所等の整備を行うよう努める。

加えて、異常降雪による通勤、通学路等の生活道路を確保するため、必要な資機材の整備を図り、主要道路について速やかに除雪及び融雪を行うとともに、熟練したオペ

レータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制の確保に努める。

2) 雪害に関する情報等の伝達

道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を公表することに努める。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すとともに、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

3) 雪害に対する知識の普及

道路管理者は、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車輛の運転者に対し、車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくことを心がけるよう周知を図る。

また、県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じ、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車輛の運転者への周知に努める。

4) 防災訓練の実施検討

道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練の実施を検討する。

5) 消防水利の確保

消防団は、積雪時における消防活動の支障を来さないよう、消防水利を確保する。

▶ 第4 農林業災害予防対策

町、県、各関係機関は、大規模な災害による農林業の被害を防止するため、相互に連携を保ちながら、適切に対策を推進する。

1 現 況

本町の農林業は、地形的及び気象条件から、風水害、冷害及び霜害などの被害の危険にさらされている。また、林業についても頻度は少ないものの、雪害の発生がみられ、ひとたび発生すれば林業の性質上その被害は甚大なものとなる。

2 防災上の措置

1) 農地、農業用施設の災害防止

町は、洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業用施設等を防衛するため、防災ため池等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池、低・湿地地域における排水対策等の農地防災対策及び農地保全対策を推進するとともに、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、「みやぎ農業農村整備基本計画」に基づき総合的に農地等の防災対策を推進し、災害発生防止を図る。

また、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

2) 集落の安全確保

町は、集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、

防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、以下内容の整備を推進する。

① 避難路や避難地等の確保

ア 避難路整備

緊急車両の通行及び避難路確保のための農道・集落道の整備。

イ 災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の場外離着陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備。

ウ 避難地用地整備

被災時の仮設住宅棟の建設にも活用できる用地の整備。

② 消防用施設の確保

ア 営農飲雑用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備。

イ 防火水槽整備

40 t 級防火水槽の整備。

③ 集落の防災施設整備

ア 集落防災施設整備

老朽ため池の改修、地すべり工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備。

イ 公共施設補強整備

防災上補強が必要な既存の橋梁等の公共施設の整備。

④ 災害情報の伝達施設の維持

住民に対する農業情報の提供とともに、災害時の情報伝達を行うための光ファイバー網や防災無線の維持。

3 農業気象対策の推進

町は、県、仙台管区気象台及び農業団体等と密接な連携のもとに、農業気象観測の整備に努める。

また、農業気象予報及びその技術対策の周知徹底を図るため、県から町、農業団体等に配布される農業気象に関する資料を活用し、気象情報の把握及び災害防止に努める。

4 病虫害防除対策

町は、病虫害の被害を未然に防止するため、農業関係機関・団体と連携し、効果的な病虫害の防除の推進に努める。

5 流木災害対策の推進

町は、森林の生育状況などに応じた適時適切な保育・間伐の実施等を通じた災害に

強い健全な森林の育成を指導するとともに、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置などの対策を推進する。

なお、間伐した木材については、放置されないよう指導する。

⇒⇒資料編参照 「3-1 災害履歴：風水害（昭和30年以降）」（P.107）
「3-6 水防区域」（P.125）
「3-8 土砂災害等危険箇所」（P.128）

第2節 都市の防災対策

町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、大規模な都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難場所、避難路等の周辺の建築物の不燃化を促進する。

▶ 第1 市街地開発事業の推進

本町の中心市街地は、比較的古い建物が多く立地し、さらに狭隘な道路が多く残されていることから、既存建築物の耐震化を呼びかけるとともに、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づきこれらの市街地を改造する場合は、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

▶ 第2 土地区画整理事業の推進

町は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業を実施する場合、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消を図るため、土地区画整理事業による市街地の整備に努める。

▶ 第3 公園施設

町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる都市公園の整備促進及び配置とネットワークを図るとともに、避難場所に指定する基幹公園について、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の整備に努める。

第3節 建築物等の予防対策

町及び施設管理者は、役場庁舎や駅などの不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、地震や風水害などの災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

特に、風水害による災害において、浸水、斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想されるため、建築物の安全性を確保することにより、災害防止対策を推進する。

▶ 第1 公共施設等の災害予防

1 公共施設等

町は、学校、まちづくりセンター、公共住宅等の公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される施設の堅牢化・安全化を推進して平常時からの安全確保に努める。

また、役場庁舎、消防・警察等の防災関係機関の施設及び医療機関等の防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることから、町及び防災関係機関は、施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢化及び安全性の確保を図る。

- ① 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づき、建築物の火災・風水害対策の確認及び検討を行う。
- ② 消防法（昭和23年法律第186号）により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）を整備する。
- ③ 風水害の際に自力での避難が極めて困難な要配慮者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。
- ④ 浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。
- ⑤ 防水扉及び防水板の整備など建物等を浸水被害から守るための対策を促進するとともに、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努める。
- ⑥ 公共施設等の新設、増築等に当たっては、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、浸水想定区域を避けた立地を検討する。

2 教育施設等

学校教育施設は十分なオープンスペースを有しており、防災上、指定避難所として使用するので、特に重要である。したがって、町は、学校教育施設における防災性の強化と、その重要性の周知徹底を促進する。

- ① 学校建築物の新設、増設、改築等に当たっては、安全性確保のため耐火、耐水性を有する建物とする。

- ② 学校建築物の防災性診断を実施し、防災性の低い建築物については、防災構造建築物への改築を実施する。
- ③ 老朽建築物の改築を実施する。

▶ 第2 一般建築物の災害予防

1 建築物の不燃化等の必要性の啓発

町は、建築物の不燃化等の関係法令について、普及啓発を図るとともに、既存建物について改修時の相談に応じる。また、住宅金融支援機構等の融資制度等を活用し、改修等の促進を図る。

2 がけ地近接等危険住宅移転指導

町は、がけ地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅について、安全な場所への移転を指導する。

3 要配慮者利用施設等の立地等の指導

町は、避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が、新たに土砂災害の危険性の高い土砂災害特別警戒区域等に立地することを未然に防止するために指導をする。

▶ 第3 特殊建築物、建築設計の防災対策

町は、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と防災診断、改修の促進を図る。

第4節 ライフライン施設等の予防対策

町は、大規模災害の発生により町民生活に直結する上下水道、電力、ガス、通信サービス等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、施設機能が麻痺し、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

そのため、ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

また、このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関と連携を図り、各種ライフラインの特性等や、風水害においては耐水性等にも配慮しながら、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備など各施設の被害を最小限に食い止めるための浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、被害軽減のための各種施策を推進する。

▶ 第1 水道施設

1 水道施設の安全性強化等

- ① 町は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、取水、導水管、浄水施設、送水管、配水幹線及び配水池などの基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂災害等による被災の恐れ並びに過去の被災状況を考慮し、施設・設備の新設、更新・改良等に合わせて計画的な整備を行う。
- ② 町は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の連絡管整備を推進する。
- ③ 町は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置を計画的に推進する。
- ④ 町は、水道施設の日常の保守点検と合わせて、地盤の不良箇所や土砂災害等の危険箇所の把握に努める。

2 復旧用資機材の整備

町は、水道施設が被災した場合、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材を計画的に整備する。

3 管路図等の整備

町は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関するマニュアルの作成及び業務継続計画を策定する。

▶ 第2 下水道施設

町は、下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、浸水被害の軽減、下水処理機能を確保するため、下水道施設の整備及び安全性の向上に推進するとともに、民間事業者との協定締結などにより、発災後における下水道施設の維持及び復旧に努め、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

町は、雨水渠、内水排除施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。

また、処理場の機能を確保するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。

2 下水道施設維持管理

町は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

町は、復旧活動を円滑に実施するため、災害対策マニュアルの策定、災害対策資材の確保、業務継続計画の策定及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

▶ 第3 電力施設

電力施設関係機関は、以下の予防措置等を実施するものとし、町はその措置等に対して協力する。

東北電力ネットワーク（株）は、災害による施設の被害を最小限に抑えるため、電力施設の安全性の確保、迅速な応急体制の確立に努めるとともに、従業員に対して防災訓練や防災教育を実施し、防災意識の高揚に努める。

また、停電発生時におけるに伴う住民への周知体制、注意喚起の広報体制の充実に努める。

さらに、倒木や土砂災害等により電力供給網に支障が生じることを防止するため、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や多ルート化の整備、災害時の復旧作業の迅速化に向けた町及び防災関係機関との相互の連携の拡大に努める。

▶ 第4 液化石油ガス施設

液化石油ガス施設関係機関は、以下の予防措置等を実施する。町は、その措置等に対して協力する。

1 液化石油ガス販売事業者の対応

液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）」及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資器材の整備を図る。

- ① 消費者全戸への安全器具（ガス警報器、ヒューズコック、S型メーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及
- ② 安全性の確認（チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握）と向上（ガス放出防止装置等の設置）
- ③ 各設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合設備の解消
- ④ 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）

2 （社）宮城県LPガス協会の対応

（社）宮城県LPガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。

▶ 第5 電信・電話施設

電信・電話施設関係機関は、以下の予防措置等を実施するものとし、町は、その措置等に対して協力する。

1 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要な通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、輻輳^{ふくそう}※したりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取り組みの推進に努める。

また、電気通信事業者は、倒木や土砂災害等により電力供給網に支障が生じることを防止するため、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や多ルート化の整備、災害時の復旧作業の迅速化に向けた町及び防災関係機関との相互の連携の拡大に努める。

^{ふくそう}※輻輳とは、通信回線上で多量の情報が行き交い、通常を送受信が困難な状態になること。

1) 電気通信施設の防火・水防・豪雪対策

主要な電気通信設備等について、大規模災害に耐えるように調査点検を実施し、引き続き防火対策・水防対策・豪雪対策を推進する。

2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

4 停電と^{ふくそう}輻輳対策

非常電源の確保や災害発生後に通信回線が^{ふくそう}輻輳した場合の対策等の措置を講ずる。

第5節 情報通信網の整備

町は、大規模災害時に通信施設の損壊、伝送路の切断等により通信不能となることから、情報収集、伝達手段の複数化を積極的に進め、防災通信網の確保・整備を図る。

具体的には、衛星電話、携帯電話、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制や伝達体制の整備を図ることとし、特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、情報連絡体制の確保に努める。

また、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため、職員に対し、通信設備の使用方法等について日頃から研修する機会を設け、その習熟を図る。

▶ 第1 災害通信網の整備

1 情報伝達ルートの多重化

町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の多重化を推進する。

特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、大規模災害発生時における輻輳^{ふくそう}の回避に留意しつつ、国（消防庁）、県、他市町村及び消防本部等を通じた一体的な整備を図るとともに、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

また、町は、国や県と連携し、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ（ワンセグ）、ラジオ、携帯電話・スマートフォン（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット、ソーシャルメディア（※）、安心・安全メール等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

なお、町及び上下水道、電力、ガス、電話等ライフライン関係機関は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に加え、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

※ソーシャルメディアとは、誰もが参加できる広範囲的な情報発信技術を用いて、社会的相互性を通じて広がっていくように設計されたメディアのこと。

2 町における通信施設

町における利用可能な通信施設は、町防災行政無線、県防災行政無線、一般電話、衛星電話、携帯電話、インターネットなどである。

町は、光ファイバー網による丸森町防災情報提供システム（音声告知システム）及びデジタル防災行政無線機を、各まちづくりセンターや学校等施設に配備している。

なお、県防災行政無線は、地域衛星通信ネットワークを利用した衛星系及び地上系防災行政無線が配備されている。

3 防災行政無線の整備拡充

1) 情報伝達、通信手段

町は、被災者等に対する情報伝達及び連絡のため、大規模停電時を含め防災行政無線等の無線・有線系も含めた多様な情報伝達手段の整備拡充に努める。その際、避難場所と町役場との連絡、被災者への情報提供、情報収集についても十分考慮する。

また、夜間、休日等における速やかな対応など、住民及び各機関との情報交換のための収集・連絡体制の整備及び明確化を行う。

さらに、消防庁より伝達される気象警報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J－ALERT）により、自動的にその内容を丸森町防災情報提供システム（屋外スピーカー）で放送するとともに、緊急速報メールで住民へ周知するよう努める。

2) 通信手段の確保

町は、災害時の通信手段確保のため、情報通信設備の強化を図るとともに、停電時の電源を確保するため、非常用電源の燃料確保に努めるとともに、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備・活用を促進する。

また、災害時の回線運用に支障が生じないように、平常時より無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底など保守管理体制の充実を図り、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等に努めることに加え、補修部品の確保、回線監視システムの充実、通信設備等の保守点検に万全を期す。

3) 職員の啓発、訓練

町は、災害時における情報伝達の遅滞、混乱を避け、迅速・確実な回線運用を行うため、平常時より職員の啓発、運用訓練を実施する。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保のため、非常通信その他実践的な訓練を定期的に実施する。

▶ 第2 職員参集等防災システムの整備

町では現在、「宮城県土砂災害警戒情報」のメール配信サービスを活用し、町内に土砂災害警戒情報が発表された場合、自動的に災害対策本部が設置され、配備職員は登庁する体制をとっている。また、電子メールによる職員招集システムを構築し、より円滑な職員参集に努めている。

▶ 第3 その他の通信網の整備

近年では、インターネット、ソーシャルメディア、電子メールなどを活用し、情報の

収集伝達が可能になるなど、通信メディアの発達は著しいものがある。これらの通信メディアの機能向上に合わせ、町は、災害時における情報収集及び提供、災害対策本部との迅速な連絡調整、住民向けメール配信サービス等、多様な局面に利活用できるよう、システムの整備充実に努める。

また、町のウェブサイトにおける情報の見やすさ、情報量の拡充、多言語化を図り、防災対策に関する情報、災害時の情報収集等に容易に活用できるよう整備する。

さらに、災害時に有線が途絶した場合の災害情報の収集対策として、タクシー無線局設置者等との協力体制を整備する。

▶ 第4 災害広報体制の整備

1 被災者への伝達体制の整備

町は、地域の実情に応じて、その有効性や運用上の課題等を考慮し、伝達手段の提供範囲等を検討するとともに、以下の取り組みを推進する。

- ① 町及び上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン関係機関等は、災害発生後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報を整理しておく。
- ② 町及び上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、体制及び施設、設備を整備しておく。
- ③ 町は、広報を行うに際して、避難行動要支援者、視聴覚障がい者、高齢者、観光客及び外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施する。

2 災害用伝言ダイヤル等の活用体制の整備

町は、大規模な災害時に被災地への通信が輻輳^{ふくそう}した場合においても、被災地内の家族等の安否を確認できる「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板（携帯電話等各事業者提供）」、「宮城県土砂災害警戒情報システム」を住民へ周知する。

- ⇒⇒資料編参照 「1-10 丸森町防災行政用無線局（移動系）管理運用規程」（P. 27）
「1-11 丸森町防災行政用無線局（移動系）運用細則」（P. 30）
「1-12 庁外配置の陸上移動局に関する管理、運用細則」（P. 32）
「3-10 町防災無線」（P. 153）

第6節 職員の配備体制

町及び防災関係機関は、町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期すため、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積、状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを繰り返し行い、継続的な改善（PDCA サイクル）を行う。

あわせて、町及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるとともに、町、自衛隊、消防、警察、医療従事者等の退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保策をあらかじめ整えるように努める。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておくことに加え、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

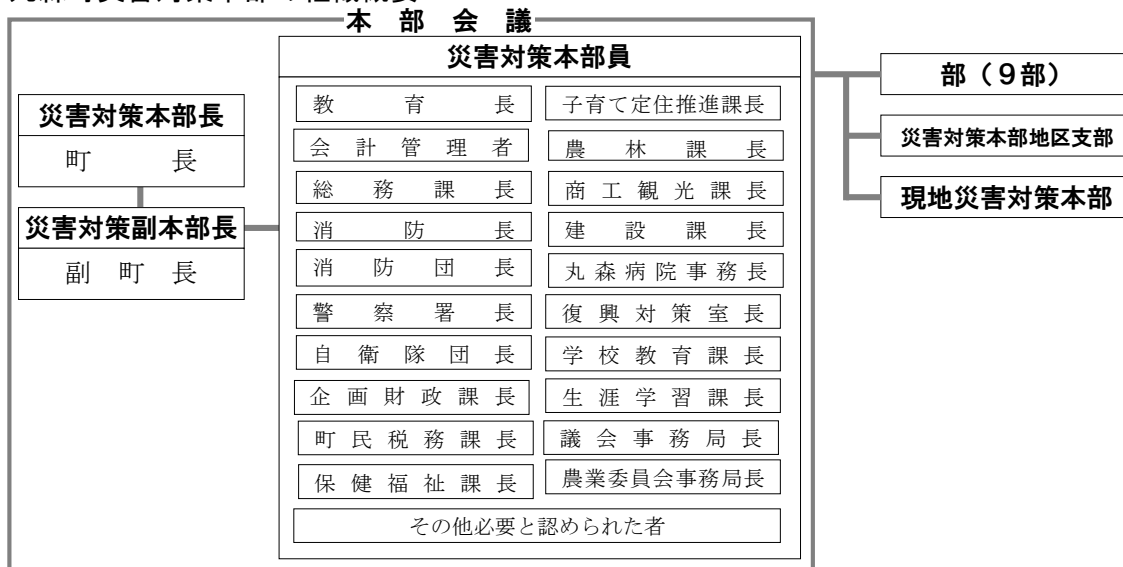
▶ 第1 配備体制

1 災害対策本部

1) 災害対策本部の組織

丸森町災害対策本部の組織は、「丸森町災害対策本部条例」及び「丸森町災害対策本部運営要綱」に基づき定められている。

丸森町災害対策本部の組織概要



2) 指揮命令系統

町長が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合、副町長が指揮を執る。ただし、それも困難な場合には総務課長が指揮を執る。

3) 災害対策本部の設置及び廃止

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部を設置する。

また、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策が完了したと町長が認めるときに廃止する。そのために、平常時から、災害対策本部の設置基準及び指示系統をあらかじめ周知しておく。

なお、設置又は廃止した場合は、その旨を町内外に公表するとともに、町本部の標識を町災害対策本部事務局前に掲示又は撤去する。

4) 本部の運営

町長は、次の組織を運営するに当たって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等についてあらかじめ周知しておく。

(1) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害予防及び災害応急対策に関する重要事項を協議決定する。

(2) 部

部は、町における災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

(3) 災害対策本部地区支部

町長は広範囲に災害の発生が予想される時、迅速かつ確実な対応や継続性が求められることから、災害対策本部における地区支部長として、あらかじめ指定した職員を各まちづくりセンターに派遣し、住民自治組織職員及び自主防災組織等と協力して各種情報の収集、伝達を行う。

(4) 現地災害対策本部

町長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要があると認めるとき、現地災害対策本部を設置し、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う。

2 警戒本部

総務課長は、災害の発生が予想される時又は必要と認めた場合に警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

3 特別警戒本部

副町長は、広範囲にわたり災害の発生が予想される時又は局部的に軽微な災害が発生し始めたときに、特別警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 水防本部

町は、洪水による水害を警戒し、防ぎよするための水防本部を設置し、水防応急対策

を実施する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

5 町職員の動員配備

町職員の配備体制は、「丸森町災害対策本部運営要綱」に定めるところによる。

▶ 第2 防災関係機関等の配備体制

防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要な職員を動員し、町及び県等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。

また、病院、不特定多数の集客施設、要配慮者利用施設等の管理者は、大規模災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

さらに、県と連絡が取れない場合の自衛隊との連絡体制を整備する。

- ⇒⇒資料編参照 「1-4 丸森町災害対策本部条例」(P. 6)
「1-5 丸森町災害対策本部運営要綱」(P. 7)
「1-6 丸森町災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領」(P. 18)
「1-7 災害対策警戒配備要領」(P. 20)
「1-9 丸森町水防協議会条例」(P. 25)

第7節 防災拠点等の整備・充実・点検

町は、大規模災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの危険箇所等に配慮しつつ、防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備に努める。

また、所管する施設・設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するとともに、人命に関わる重要施設及び電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等の強化に努める。

さらには、災害時に必要となる防災物資・資機材等については、防災拠点と関連づけて整備・充実を図るとともに、逐次点検を行う。

特に、緊急物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図るため、スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通事業者及び物流事業者との連携に努める。

▶ 第1 防災拠点の整備及び連携

- ① 町は、庁舎等の耐震化及び大規模な災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努めるほか、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、各地区まちづくりセンターを中心とした防災活動拠点の整備充実にも努める。
- ② 町は応援部隊の集約場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を図るとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合は、それらの拠点との連携に努める。

▶ 第2 防災拠点機能の確保・充実・点検

- ① 町は、防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。保有する施設・設備については、代替エネルギーシステムや電気自動車の活用を含め、自家用発電設備、燃料貯蔵設備等の整備や十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検・訓練等に努める。
また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。
- ② 町は、庁舎等が被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。

▶ 第3 防災用資機材等の整備・充実・点検

1 町が整備する資機材

1) 防災用資機材

町は、応急活動用資機材について、防災活動拠点の整備とともに充実を図る。

また、災害時の自主防災組織等の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実にも努

める。さらに、災害時に確実に防災資機材を使用できるよう、定期的に点検を実施する。

2) 水防用資機材

町は、災害時の水防に万全を期すため、丸森町防災センター及び防災資機材を整備している。

今後とも県水防計画に定める「水防倉庫規格別備蓄基準」を勘案して、計画的に水防施設・資機材を整備する。また、水防機能の拡充強化のため、排水ポンプを拡充し、常に点検整備を行い、消防団と協力し水防体制の充実・強化を図る。

2 防災関係機関が整備する資機材

防災関係機関は、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備充実を図る。

第8節 相互応援体制の整備

町は、大規模災害時にその業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があり、迅速かつ的確な防災対策を実施するために、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備・充実を図り、その実効性の確保に留意する。

また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

▶ 第1 応援協定

町は、災害時における隣接市町村等との応援・協力活動等が円滑に行われるように、必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。また、相互応援協定を締結する場合、次の事項に留意し、実践的な内容にする。

- ① 連絡体制の確保：
 - ・災害時における連絡担当部局の選定
 - ・夜間における連絡体制の確保
- ② 円滑な応援要請：
 - ・主な応援要請事項の選定
 - ・被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

応援協定締結状況

締結年月日	協定機関	内 容
昭和 43 年 12 月 18 日	白石市、角田市、蔵王町、村田町、大河原町、柴田町、川崎町、七ヶ宿町	災害防衛応援協定
平成 5 年 3 月 30 日	福島県相馬郡新地町	〃
平成 9 年 1 月 16 日	福島・宮城・山形県内 5 広域圏 33 市町村	福島・宮城・山形広域圏災害時 相互応援協定
平成 16 年 7 月 26 日	宮城県、県内全市町村（宮城県知事、県市長会長、県町村会長）	災害時における宮城県市町村 相互応援協定
平成 21 年 9 月 8 日	国土交通省 東北地方整備局	災害時の情報交換に関する 協定（リエゾン協定）
平成 25 年 4 月 23 日	北海道北見市	姉妹都市災害時等相互応援に 関する協定
平成 30 年 3 月 29 日	角田市、亘理町、山元町	大規模氾濫時の市町村間におけ る避難の連携に関する協定

▶ 第2 訓練及び情報交換等の実施

町は、相互応援体制の強化充実に資するため、実効性の確保に留意し、必要に応じ協定締結先と、平常時から訓練や災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行う。

また、訓練等を通じて、発災時の連絡先や要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとし、民間事業者に委託可能な災害対策に係る被災情報の整理や支援物資の管理・輸送等の業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結することを推進する。

さらに、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

▶ 第3 宮城県市町村相互応援協定

町は、宮城県内の市町村で災害が発生した場合、被災市町村及び被災市町村が個別に締結している県内市町村との相互応援協定で、十分な応急措置、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合において、全市町村の相互応援により対策等を迅速かつ円滑に遂行するため、その相互応援に関して協定を締結している。

町は、県に応援を要請し、県は、応援要請市町村と応援可能な市町村との調整を行い、円滑に応援活動が実施できるよう、支援及び協力を行う。

▶ 第4 民間事業者等との連携

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売事業者と、優先供給についての協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

また、町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進し、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等による担い手の確保・育成に対する支援に努める。

- ⇒⇒資料編参照 「1-17 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」(P. 53)
「1-18 梁川町、丸森町災害防衛相互応援協定」(P. 56)
「1-19 災害時における宮城県市町村相互応援協定」(P. 57)
「1-22 仙南2市6町消防相互応援協定」(P. 68)
「1-26 災害時の情報交換に関する協定」(P. 76)

第9節 医療救護体制の整備

大規模災害時には、多数のけが人が出ることが予想され、また、交通機関、通信網の混乱等により迅速な医療救護活動ができなくなるおそれがある。

このため、町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるとともに、医療関係機関等と、災害発生時の対応について医薬品等の備蓄も含めて整備を検討する。

▶ 第1 医療救護体制の整備

1 医療救護体制の整備

町は、応急的な治療を施すために救護班を編成し、救護所の設置等の医療救護活動を速やかに実施するため、町内の医療機関、地域の医師会、歯科医師会等と活動体制や活動内容について事前に協議しておく。

その際、町独自で医療救護班編成が困難な場合は、仙南保健福祉事務所の協力のもと、広域圏で編成する。

町は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

また、町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット回線を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

また、救護活動の拠点を丸森町国民健康保険丸森病院（以下、「丸森病院」という。）とし、人命に関わる重要施設であることを踏まえ、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

なお、丸森病院については、町内におけるその他の医療機関と連携しながら医療救護活動を実施する。

さらに、必要に応じて応急救護所を設置し、負傷者に対する応急措置、軽傷者の手当等の医療救護を行う。応急救護所において医療救護活動が対応できない場合は、県保健福祉部を通じて県医療救護班及び災害派遣医療チーム（略称：DMAT）の派遣を要請する。

医療機関

名 称	電話番号	所在地	診療科目
丸森町国民健康保険丸森病院	0224-72-2131	丸森町字鳥屋 27	内科、外科、 整形外科、歯科
山本医院	0224-72-1351	丸森町字町西 62-1	内科、外科
三澤医院	0224-72-1166	丸森町字大館 3-110	内科、外科
谷津歯科医院	0224-72-1234	丸森町字鳥屋 34	歯科、小児歯科
たてやま歯科クリニック	0224-73-4050	丸森町字大館 1-23	歯科
目黒歯科クリニック	0224-79-2818	丸森町大内字山屋敷 98-1	歯科、小児歯科
丸森歯科医院	0224-72-4072	丸森町字鳥屋 150-2	歯科

応急救護所

地区	設置予定施設	所在地	受け入れ能力	施設概要
丸森	丸森小学校	丸森町字菱川内 39-1	80	保健室 1、特別教室 1
金山	金山小学校	金山字下前川原 1-1	80	保健室 1、特別教室 1
筆甫	筆甫小学校	筆甫字中島 3-2	80	保健室 1、特別教室 1
大内	大内小学校	大内字横手 18	80	保健室 1、特別教室 1
小斎	小斎小学校	小斎字古館 95	80	保健室 1、特別教室 1
館矢間	館矢間小学校	館矢間館山字玉川 29-1	80	保健室 1、特別教室 1
大張	大張小学校	大張川張字宮田 25	80	保健室 1、特別教室 1
耕野	耕野小学校	耕野字入大 44-1	80	保健室 1、特別教室 1
丸森	保健センター	丸森町字鳥屋 48	50	診察室 2、洋室 1、和室 1

2 後方医療救護体制の整備

町は、災害発生後早期に、丸森病院等の医療機関の稼働状況、医薬品の備蓄及びライフラインの状況等を把握し、停電、断水、交通渋滞等により初期医療体制が十分機能しないと判断されるときは、県をはじめとした関係機関の協力を要請するものとし、平常時からの連絡体制を整備しておく。

1) 災害拠点病院（宮城DMAT指定病院）

県では、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を県内に1か所、「地域災害拠点病院」を地域災害医療支部管内ごとに設置している。本町を包含する宮城DMAT指定病院は、以下のとおりである。

宮城DMAT指定病院の状況

種別	名称	所在地
地域災害拠点病院	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖 36
	みやぎ県南中核病院	大河原町字西 38-1
基幹災害拠点病院	国立病院機構仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野二丁目 8-8

2) 住民等の自主的救護体制の整備

町は、大規模災害時に、救急車等の搬送手段の不足や通信の途絶、交通混乱等により、医療活動が困難になることが予想されるため、住民に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報等により周知し、自主的救護体制を整備する。

▶ 第2 医薬品、医療資機材の整備

町は、初期医療救護活動等に必要と認められる救急医療セットを町保健センター等に備蓄し、定期的に点検、補充を行う。

また、災害時の医療救護実施のため必要な医薬品及び衛生材料等は、主として丸森病院から調達することとし、不足する場合は、町内の関係事業者や仙南薬剤師会と発災時の医薬品供給に関する協定の締結等を行い、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。

- ⇒⇒資料編参照 「2-1 医薬品の調達先」(P. 95)
「2-2 防疫薬剤の調達先」(P. 96)
「4-1 救急医療セット内容リスト」(P. 167)
「4-2 備蓄医療品リスト」(P. 170)

第10節 緊急輸送体制の整備

大規模災害時の物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて重要な災害応急対策活動であり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となるため、町は、関係機関と連携し、町内の緊急輸送路の整備等や輸送体制を定めておく。

また、多重化・代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

併せて、国及び県との間で、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知・徹底に努める。

なお、大規模災害が発生する恐れがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

▶ 第1 緊急輸送道路の確保等

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

県及び関係機関は、災害時の応急対策活動を迅速に実施するため、特に重要となる道路を緊急輸送道路として事前に選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を推進している。

町内における緊急輸送道路は、緊急輸送道路（1次）の国道113号（全線）と、緊急輸送道路（2次）の国道349号である。国道349号については、阿武隈川の増水時に越水する可能性があることから、緊急輸送道路（1次）の国道113号を起点として、町内の拠点施設（役場庁舎、各まちづくりセンター、指定避難所、医療施設、消防署など）を結ぶ道路について、安全性の確保や危険箇所の改善を進める。

2 緊急輸送道路の整備

町は、緊急輸送道路の確保のため、町道の拡幅、耐水害強化及び耐震強化の整備を推進するとともに、各緊急輸送道路の道路管理者に対し当該道路の耐水害強化等の整備推進を要請し、効率的な緊急輸送道路ネットワークの整備に努める。

3 緊急輸送道路の周知

町及び道路管理者は、町の職員及び住民に対して、緊急輸送道路の周知に努め、道路施設の被害を発見した場合、直ちに町及び道路管理者へ報告するよう啓発する。

4 町管理道路の啓開等

町は、自らが管理する道路について、発災後の道路の障害物除去（雪害においては

道路の除雪を含む。)による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努める。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

加えて、道路管理者は、立ち往生車輛を速やかに排除できるよう、危険箇所にレッカー車やトラクタショベル等の重機を事前配備するよう努めるとともに、地域の状況に応じて簡易な除雪車、融雪剤その他大規模な滞留に対応するために必要な資機材等を準備し、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同訓練の実施に努める。

なお、町は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

▶ 第2 緊急輸送体制

1 緊急通行車輛に係る事前届出手続き

町は、町が所有する車輛等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車輛の事前届け出を行う。

県公安委員会は、審査・届出済証の交付を行い、警察は、緊急通行車輛の確認をしたときは、当該車輛の使用者に対し緊急通行車輛である旨の標章及び証明書を発行する。

2 関係機関との連携

町は、物資の緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、必要に応じて（公社）宮城県トラック協会等に応援を要請する。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。

町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

なお、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車輛等への優先的な燃料供給等の環境整備に努めるものとする。

第11節 避難受け入れ対策

町は、大規模災害の発生により、避難者が多数発生することが想定される場合においても、人命を守ることを最優先に考え、救助の万全を期するための必要な計画の作成、救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の確保に努める。

また、住民が円滑に避難できるように、指定緊急避難場所までの避難路の整備など、避難の対策に努めるとともに、防災・減災への取り組み実施機関や社会福祉関係機関との連携により、要配慮者の避難行動に対する理解の促進を図る。

町は、浸水想定区域や土砂災害警戒域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の所有者又は管理者が関係法令等に基づき、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた「避難確保計画」を作成するよう、防災関係機関と協力して支援するものとする

指定避難所等については、発災の際速やかに開設、運営ができるよう、あらかじめそれぞれ指定するとともに、実施計画を定めておく。

▶ 第1 避難場所の確保

町は、大規模災害時に生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する指定緊急避難場所を、各地区に指定している。

なお、学校等教育施設（私立学校を含む。）を指定緊急避難場所として指定する場合は、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

指定緊急避難場所を指定する場合、歩いて避難できる程度の出来るだけ近傍に確保するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

なお、指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。

- ① 建物は崩壊等の恐れのない安全な構造で堅牢性を有していること。
- ② 火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。
- ③ 浸水想定区域内の建物の場合は、想定しうる最大浸水深よりも高い垂直避難ができる建物であること。
- ④ 地割れ、土砂災害に対して安全な場所であること。
- ⑤ 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。
- ⑥ 対象とする地区の住民を受け入れする広さが確保できること。
- ⑦ 危険物施設等が近くにないこと。

▶ 第2 避難所の確保

町は、災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした指定避難所を指定し、良好な生活環境の確保のための整備を図る。

なお、指定避難所の位置などについては、標識の設置や防災マップ等で住民に周知を徹底する。

指定避難所は、原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とするとともに、良好な生活環境を確保するため、必要に応じて、換気、照明、冷暖房等の整備、備蓄及び備蓄場所の確保、通信設備の整備、非常用電源の整備、感染症対策等の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時からホテルや旅館等の活用等を含めて避難所を検討する。

指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定することに努めるとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、福祉避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

避難所の運営・管理に当たっては、指定管理施設が指定避難所となっている場合、指定管理者との間で事前に指定避難所の運営に関する役割分担等を定めるとともに、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。その際、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するとともに、運営に必要な事項については、内閣府「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等の作成に努める。

近隣市町村の住民もしくは旅行者などについては、適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

1 避難施設等の指定基準

- ① 規模程度：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- ② 構造条件：速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであることのほか、十分な耐震性を有すること。
- ③ 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- ④ 交通条件：車輛その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

指定緊急避難場所

番号	地区	名称	所在地	指定緊急避難場所 受け入れ 人員
1	丸森	丸森小学校	丸森町字菱川内 39-1	3,700
2	丸森	丸森中学校	丸森町字田町南 51	11,300
3	丸森	和田コミュニティセンター	丸森町字和田西 8-93	120
4	丸森	羽出庭農村集落多目的センター	丸森町字森 67	60
5	丸森	欠入コミュニティセンター	丸森町字欠入上 20-2	110
6	金山	金山小学校 ※	金山字下前川原 1-1	160
7	金山・小斎	(旧) 丸森東中学校体育館ほか	金山字長根 63-1	3,800
8	筆甫	筆甫小学校	筆甫字中島 3-2	2,100
9	筆甫	筆甫まちづくりセンター	筆甫字和田 80-2	100
10	筆甫	川平スポーツ交流センター	筆甫字川平二 15-3	600
11	筆甫	筆甫山村広場	筆甫字石神東 47	4,000
12	大内	大内小学校	大内字横手 18	7,300
13	大内	(旧) 大内中学校体育館ほか	大内字横手 19	2,300
14	大内	大内まちづくりセンター	大内字横手 82-1	260
15	大内	青葉コミュニティセンター	大内字青葉南 16-2	110
16	大内	伊手コミュニティセンター	大内字下梅ヶ作 27	120
17	大内	大内山村広場	大内字南平 193-2	5,000
18	大内	黒佐野山村活性化支援センター	大内字黒佐野 103-248	50
19	小斎	小斎小学校	小斎字古館 95	3,400
20	小斎	小斎まちづくりセンター	小斎字山崎 63-1	90
21	館矢間	館矢間小学校 ※	館矢間館山字玉川 29-1	210
22	大張	大張小学校	大張川張字宮田 25	2,500
23	大張	大張まちづくりセンター	大張大蔵字川前 39-1	90
24	大張・耕野	大耕農村広場	大張川張字宿 13-1	4,500
25	耕野	耕野小学校	耕野字入大 44-1	2,200
26	大張・耕野	(旧) 丸森西中学校体育館ほか	耕野字羽抜 30	2,900
27	耕野	耕野まちづくりセンター	耕野字小屋館 7-4	90
28	丸森	伊具高等学校体育館	丸森町字雁歌 51	800
29	館矢間	仙南ジェロントピア (福祉避難所)	館矢間松掛字宮田 67	50
30	館矢間	あぶくま斎苑	館矢間松掛字上 63-1	150
31	館矢間	城南鋼鉄工業 (株)	館矢間山田字洞場 32-1	680
32	館矢間	フロンテック PRO (株)	館矢間山田字市子沢 12-3	280
33	町外	岩機ダイカスト工業 (株)	山元町小平字馬場 20-40	2,000

「城南鋼鉄工業 (株)」の受け入れ人員の算定は協定締結時の内容により次のとおりとした。

2,300 m² (駐車場) への駐車可能台数 約 150 台 避難人数 150 台×4 人 (車への乗車人数) = 約 600 人

198 m² (食堂) ÷ 2.5 m²/1 人 = 約 80 人 合計 680 人

「フロンテック PRO (株)」の受け入れ人員の算定は協定締結時の内容により次のとおりとした。

715 m² (駐車場) への駐車可能台数 約 70 台 避難人数 70 台×4 人 (車への乗車人数) = 約 280 人

「岩機ダイカスト工業 (株)」の受け入れ人員の算定は協定締結時の内容により次のとおりとした。

9,100 m² (駐車場) と 740m (敷地内通路) への駐車可能台数 約 500 台

避難人数 500 台×4 人 (車への乗車人数) = 約 2,000 人

※金山小学校及び館矢間小学校については、校舎の2階以上を指定緊急避難場所とする。

指定避難所

番号	地区	名称	所在地	指定 避難所 受け入れ 人員	建物構造	設備		耐震 性の 有無
						給 水	炊 飯	
1	丸森	丸森小学校	丸森町字菱川内 39-1	270	鉄筋コンクリート、鉄骨	○	○	○
2	丸森	丸森中学校	丸森町字田町南 51	530	鉄筋コンクリート、鉄骨	○	○	○
3	丸森	和田コミュニティセンター	丸森町字和田西 8-93	120	体育館鉄骨	○	○	○
4	丸森	羽出庭農村集落多目的センター	丸森町字森 67	60	木造平屋	○	○	○
5	丸森	欠入コミュニティセンター	丸森町字欠入上 20-2	110	体育館鉄骨	○	○	×
6	金山	金山小学校 ※	金山字下前川原 1-1	160	鉄筋コンクリート	○	○	○
7	金山・小斎	(旧) 丸森東中学校体育館	金山字長根 63-1	260	鉄骨	○	○	○
8	筆甫	筆甫小学校	筆甫字中島 3-2	160	鉄筋コンクリート、鉄骨	○	○	○
9	筆甫	筆甫まちづくりセンター	筆甫字和田 80-2	100	鉄筋コンクリート	○	○	○
10	筆甫	川平スポーツ交流センター	筆甫字川平二 15-3	170	体育館鉄骨	○	×	○
11	大内	大内小学校	大内字横手 18	290	鉄筋コンクリート、鉄筋	○	○	○
12	大内	(旧) 大内中学校体育館	大内字横手 19	290	鉄骨	○	○	○
13	大内	大内まちづくりセンター	大内字横手 82-1	260	鉄筋コンクリート	○	○	○
14	大内	青葉コミュニティセンター	大内字青葉南 16-2	110	体育館鉄骨	○	○	○
15	大内	伊手コミュニティセンター	大内字下梅ヶ作 27	120	体育館鉄骨	○	○	○
16	大内	黒佐野山村活性化支援センター	大内字黒佐野 103-248	50	木造平屋	○	○	○
17	小斎	小斎小学校	小斎字古館 95	240	鉄筋コンクリート、鉄筋	○	○	○
18	小斎	小斎まちづくりセンター	小斎字山崎 63-1	90	鉄筋コンクリート	○	○	○
19	館矢間	館矢間小学校 ※	館矢間館山字玉川 29-1	210	鉄筋コンクリート	○	○	○
20	大張	大張小学校	大張川張字宮田 25	160	鉄筋コンクリート、鉄骨	○	○	○
21	大張	大張まちづくりセンター	大張大蔵字川前 39-1	90	鉄筋コンクリート	○	○	○
22	耕野	耕野小学校	耕野字入大 44-1	160	鉄筋コンクリート、鉄骨	○	○	○
23	大張・耕野	(旧) 丸森西中学校体育館	耕野字羽抜 30	290	鉄骨	○	○	○
24	耕野	耕野まちづくりセンター	耕野字小屋館 7-4	90	鉄筋コンクリート	○	○	○
25	丸森	伊具高等学校	丸森町字雁歌 51	800	鉄筋コンクリート、鉄骨	○	○	○
26	館矢間	仙南ジェロントピア (福祉避難所)	館矢間松掛字宮田 67	50	鉄骨コンクリート	○	○	○
27	館矢間	あぶくま斎苑	館矢間松掛字上 63-1	150	鉄筋コンクリート	○	×	○

※金山小学校及び館矢間小学校については、校舎の2階以上を指定避難所とする。

2 指定避難所の管理

町は、指定避難所に関し、以下の措置を実施する。

- ① 指定避難所の管理責任者を定め、住民自治組織や自主防災組織と管理責任者が協力しながら避難所の運営を行う。
- ② 指定避難所の運営管理に必要な資機材等を整備する。
- ③ 避難者数を想定して、必要最小限の飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。
- ④ 運営に必要な事項についてマニュアル等を作成する。
- ⑤ 学校等教育施設（私立学校を含む。）を指定避難所として指定する場合は、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。
- ⑥ 指定した指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、

定期的に指定避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。

- ⑦ 避難行動要支援者が安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を必要に応じて指定する。
- ⑧ ボランティア活動が、円滑に行われるよう準備する。

3 福祉避難所の確保

町は、施設における被害リスクに対する安全性やバリアフリー化、避難スペース及び避難行動要支援者のために必要な特別の配慮や体制が整備され、必要な居室が可能な限り確保される民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

▶ 第3 避難路の確保

町は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- ① 十分な道路幅員があること。
- ② 万一に備えた複数路の確保。
- ③ 土砂災害等の危険箇所や冠水箇所を通過しない経路の選定。

上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険箇所の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

▶ 第4 避難路の整備

- ① 町は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間の短縮のための工夫・改善に努める。
- ② 町は指定した避難路について、誘導標識を設定する際は、夜間でも分かりやすく誘導できるよう標示するものとし、住民が日常生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるようにする。

▶ 第5 避難計画の整備

1 避難計画の整備

町は、以下の事項に留意して避難計画を整備する。

- ① 避難情報の発令基準及び伝達方法
- ② 指定緊急避難場所の名称、所在地、受け入れ人員
- ③ 指定避難所、福祉避難所の名称、所在地、受け入れ人員
- ④ 避難路及び誘導方法

なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考とする。

2 公的施設等の管理者

町は、学校及び病院等不特定多数の人が集まる施設の管理者に対して、大規模災害を想定した施設利用者の避難誘導計画を定め、職員等に周知徹底を図ることを要請する。

3 避難行動要支援者への支援

町は、行政運営推進委員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び町内の福祉団体等との連携に努め、避難行動要支援者の了解を得た上で事前に情報を把握し、避難行動要支援者の避難に際して相互に協力する地域ぐるみの支援体制の確立に努める。

▶ 第6 避難に関する広報

町は、指定緊急避難場所、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等を記載した防災マップを作成し、住民への配布等を積極的に行う。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、情報伝達体制を整備する。

▶ 第7 応急仮設住宅対策

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空室等の把握を行うとともに、洪水、土砂災害、雪崩災害等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅用の用地を把握し、県と連携を図って応急仮設住宅の早期整備に努める。

また、応急仮設住宅の建設地については、原則として町有地とし、できる限り集団的に建設できる場所に設置するため、災害に対する安全性や洪水、土砂災害等の危険性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を選定しておく。

▶ 第8 広域避難の対策

町は、被災市町村からの広域避難者に対し、町営住宅等の滞在施設の提供に努める。

また、「大規模氾濫時の近隣市町間における避難の連携に関する協定書」に基づき、避難場所について可能な限り援助活動を行う。

⇒⇒資料編参照 「3-9 指定避難所」(P.152)

第12節 食料、飲料水及び生活物資の確保

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、町は、発災直後から被災者に対し円滑に食料、飲料水及び生活物資の供給が行われるよう、物資の備蓄及び調達体制の整備を図っていく。

具体的には、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、内閣府「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄や備蓄拠点を設けるなどの体制整備に努める。

また、町は、平常時から訓練等を通じ、支援物資を取り扱う事業者一覧の作成や、仮設トイレなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行うことなどにより、資機材が確保できるように努めるとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。

▶ 第1 住民のとるべき措置

町は、住民等に対して、以下の措置の実施を要請する。

- ① 住民は、防災の基本である「自らの生命は自らが守る」という原則に基づき、「最低3日分・推奨1週間分」の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（ペットボトルのミネラルウォーター、麦茶など）を非常時に持ち出しやすい状態で備蓄するよう努める。
また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。
- ② 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。
- ③ 住民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。
- ④ 大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料の備蓄に努める。

▶ 第2 食料の確保

町は、被害想定などを参考にしながら最低限の非常食の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、備蓄を行う。また、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。

▶ 第3 生活物資の確保

町は、応急生活物資を供給するため、あらかじめ、町商工会など関係業界と協議し、「災害時における物資供給に関する協定書」を締結し、物資調達のための体制を整備している。

また、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。

▶ 第4 飲料水の確保

- ① 町は、被災地における迅速な対応を図るため、被害想定などを参考にしながら最低限の飲料水の備蓄を行う。
- ② 町は、災害時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。
- ③ 町は、日本水道協会宮城県支部などの関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど応急体制の確立を図る。

⇒⇒資料編参照 「1-15 災害時における物資供給に関する協定」(P. 42)
「1-16 災害時における応急生活物資供給等に関する協定」(P. 48)
「2-3 食料の調達先」(P. 97)
「2-4 衣料・生活必要物資の調達先」(P. 99)

第13節 廃棄物対策

大規模災害の発生後、大量に発生する廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など）や倒壊物・落下物等による障害物が、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想されるため、処理施設の廃棄物処理活動が円滑かつ迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。

▶ 第1 処理体制

1 町の役割

災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物等を処理できるよう、災害廃棄物等の仮置場の確保や運用方針、指定避難所のごみや仮設トイレのし尿の処理方法等、一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物等処理計画において具体的に示すものとする。

また、町は、廃棄物の処理を町内関係事業者に委託するものとするが、処理能力を超える廃棄物が発生した場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

具体的には、大量の災害廃棄物等の発生に備え、広域処理を含めた処理方法の確立に努めるとともに、十分な大きさの仮置場の確保に努める。

2 事業者の役割

事業者は、自らの責任において適正に処理するための体制の整備に努める。

▶ 第2 主な措置内容

町は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行う。

1 緊急出動体制の整備

- ① 収集運搬車輛や清掃機器等を常時整備する。
- ② 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車輛等が不足する場合の対策を検討する。

2 災害時における応急体制の確保

- ① 仮置場の確保や配置、運用方針、避難所ごみや仮設トイレのし尿等、一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物等の処理方法について、具体的に示した災害廃棄物等処理計画を策定する。
- ② し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成する。
- ③ 広域的な市町村等との協力・応援体制を整備する。

3 指定避難所の生活環境の確保

- ① 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行う。
- ② ①の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- ③ 避難所における生活環境を確保するため、民間事業者等と協定を締結するなど、物資調達に努める。

⇒⇒資料編参照 「2-5 清掃資器材関係事業者状況」(P.100)

第14節 ボランティアの受け入れ

町は、令和元年東日本台風災害において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たしたことから、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援リーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討し、地域団体及びNPO・NGO等（以下「ボランティア関係団体」という。）の民間レベルでの横断的な連携や組織的な活動を受け入れるための体制整備に努める。

また、町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体関係団体の活動支援やこれらの組織間の活動調整を行う中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

その際、行政とボランティア関係団体とが連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供等について、円滑な運用方法を検討するものとする。

▶ 第1 一般ボランティアの受け入れ体制

町は、一般ボランティアの受け入れ体制に関して、以下の措置の実施を要請する。

1 関連機関等の取り組み

1) 一般ボランティアの受け入れ体制づくりの担い手

災害の発生時における一般ボランティアの受け入れは、県社会福祉協議会及びNPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターが中心となって担うものとする。

両者は、町レベル（町社会福祉協議会が中心）、県レベル（県社会福祉協議会及びNPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターが中心）の2段階に、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう取り組む。

①社会福祉協議会

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

②NPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンター

NPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターは、災害時における各種救援・援助を迅速に行うため、関係機関・団体が相互に協力することを目的として平成8年12月、各種団体、学校、企業、社会福祉法人、社会福祉協議会、個人等が参加して設立された団体である。

2) 平常時からの準備・取り組み

社会福祉協議会及びNPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターは、平常時から行政、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備、取り組みを行う。

① ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生したらボランティアが直ぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

② ボランティア受け入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受け入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

③ 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

2 行政の支援

町は、一般ボランティアの受け入れ体制づくりについて、社会福祉協議会、NPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターと協働するとともに、必要な調整、支援を行う。

▶ 第2 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

ボランティアの主な役割

生活支援に関する業務	避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助	専門的な知識を要する業務	救護所等での医療、看護、保健予防
	炊き出し、食料等の配布		被災建築物の応急危険度判定
	救援物資等の仕分け、輸送		被災宅地の危険度判定
	高齢者、障がい者等の介護補助		外国人のための通訳
	清掃活動		被災者へのメンタルヘルスケア
	その他被災地での軽作業		高齢者、障がい者等への介護
	アマチュア無線等を利用した情報通信事務		
	公共土木施設の調査等		
	IT機器を利用した情報の受発信		
	その他専門的な技術・知識が必要な業務		

▶ 第3 専門ボランティアの登録

主な専門ボランティアは次のとおりである。

1 砂防ボランティア

大規模な土砂災害等が発生した場合、県・市町村の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

2 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。

東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設の被害状況を把握する。

3 災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し県や市町村の職員だけでは十分な対応ができない。そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成もあわせて行う。

⇒⇒資料編参照 「1-27 災害時のボランティア活動に関する協定」(P. 78)

第15節 要配慮者への支援対策

大規模災害時には、要配慮者や旅行者等も被災することが考えられる。その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想される。

このため、町及び関係機関は、要配慮者の避難支援に向けた取り組みを進めるとともに、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成28年4月策定、令和3年5月改訂、以下「取組指針」という。）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定、以下「ガイドライン」という。）等を参考に、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。

▶ 第1 要配慮者への支援対策

町は、要配慮者（外国人及び旅行者を除く。この項において同じ。）に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要であるため、防災関係機関、社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関（以下「社会福祉施設等」という。）、自主防災組織と連携を図り、要配慮者の災害予防に万全を期す。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

町は、社会福祉施設等に対して、以下の措置の実施を要請する。

1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化や人命に関わる重要施設であることを踏まえ、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

2) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者、入院患者及び従事者等に対し、避難路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。

3) 社会福祉施設等への支援体制の構築

大規模な災害時には、社会福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活も想定されることから、指定避難所、福祉避難所等において支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。このため、県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成する「宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築が図られており、福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム（以下「災害派遣福祉チーム」という。）の派遣体制が整備されている。

これを踏まえ、町は、避難所運営において災害派遣福祉チームの役割を明確にすると

ともに、訓練等を実施し、円滑に被災者支援を実施する。

2 在宅の要配慮者の災害予防対策

1) 要配慮者の把握

町は、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、在宅の要配慮者について次の事項に留意しながら把握等を行う。

① 要配慮者の所在把握

ア 住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に支援が必要な要配慮者の所在情報を取りまとめるように努める。

イ 自主防災組織などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取り組みを推進する。

② 所在情報の管理

ア 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、可能な範囲で、関係者で共有する体制整備に努める。

イ 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

2) 避難行動要支援者名簿の整備

① 名簿の作成・更新

町は、防災担当課と福祉担当課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎が被災した場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

ア 避難行動要支援者の範囲

名簿を作成する避難行動要支援者の要件は次のいずれかに該当する者とする。

㉞ 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯及び同居者全員が不在により実質的な独居状態となる65歳以上の高齢者で災害時の自力避難に不安がある者

㉟ 要介護認定3以上の認定を受けている者

㊱ 身体障がい者手帳1級・2級を所持する身体障がい者

㊲ 生命を維持するために医療措置を常に必要とする在宅患者
(人工呼吸器の使用、人工透析、在宅酸素療法)

㊳ 療育手帳Aを所持する知的障がい者

㊴ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

㊵ 難病患者(重症認定患者)

㊶ 上記以外で支援が必要と認められる者

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

- ㉞ 氏名
- ㉟ 生年月日
- ㊱ 性別
- ㊲ 住所又は居所
- ㊳ 電話番号その他の連絡先
- ㊴ 避難支援等を必要とする事由
- ㊵ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

ウ 名簿の提出

町は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講ずる。

3) 個別計画の策定

町は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が迅速かつ適切に行えるよう、あらかじめ、複数の避難支援者を定め、車輻による避難も含め、支援方法、避難先を決めておくなど、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別計画を策定するよう努める。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意するとともに、避難訓練時などに避難時の危険性について十分な説明を行う。

4) 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定避難所へ移送するため、移送先及び移送方法について、あらかじめ定めるよう努める。

5) 支援体制の整備

町は、取組指針やガイドラインを参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、避難行動要支援者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

6) 相互協力体制の整備

町は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体・高齢者団体等の福祉関係者、避難行動要支援者等の近隣住民、ボランティア組織などとの連携により、避難行動要支援者等の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

7) 情報伝達手段の確保

町は、各種福祉関連団体と連携し、避難行動要支援者個々の特性に配慮した情報伝達の確保に努める。

▶ 第2 外国人への支援対策

町は、災害発生時に、在住外国人の言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するため、県と連携して外国人のニーズ等を把握し、外国人旅行者についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行うものとする。

- ① 在住外国人の現状やニーズ、母国の文化を的確に把握し、適切な配慮を行う。
- ② 外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や指定緊急避難場所、さらには避難路の周知徹底を図る。
- ③ 指定緊急避難場所までの案内板等に外国語を併記する。
- ④ 防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含める。
- ⑤ 外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。
- ⑥ 災害時の広報活動等に備え、あらかじめ通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。

▶ 第3 旅行者への支援対策

町は、旅館等観光施設と連携し、指定緊急避難場所、避難路の確認の徹底や観光客参加の防災訓練を実施する。

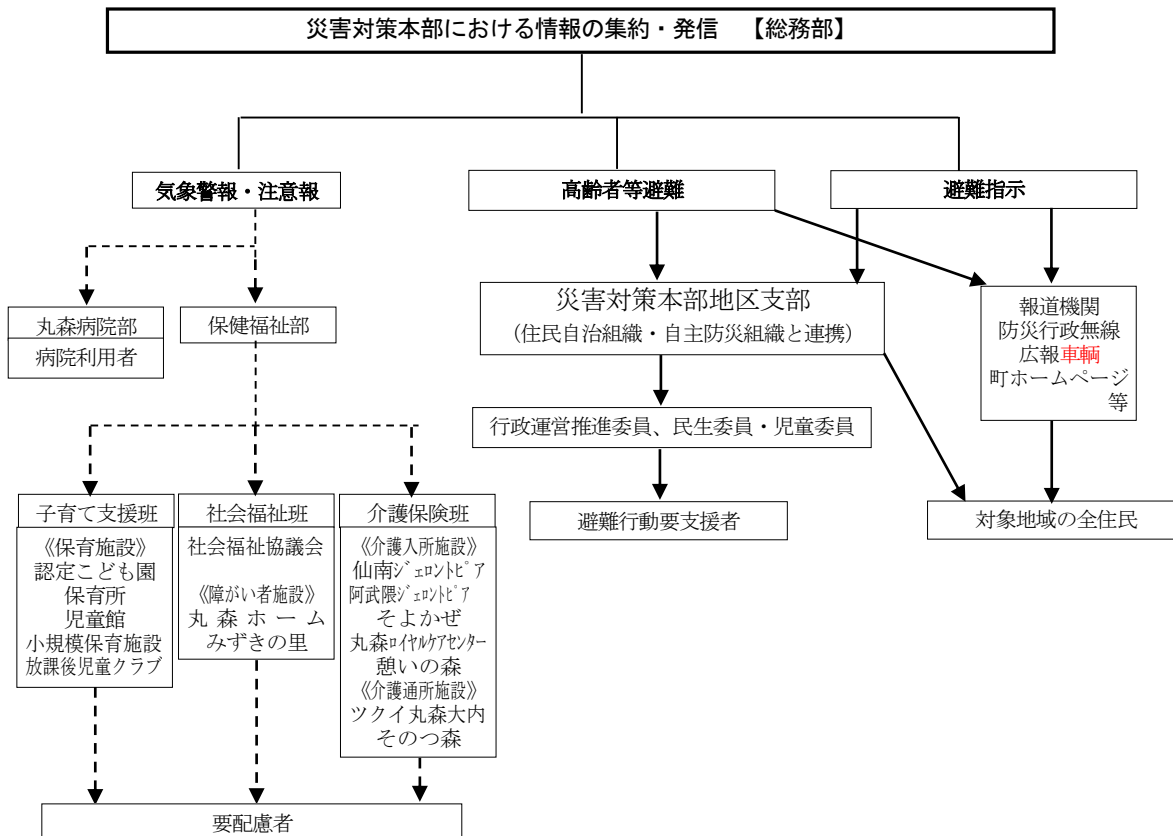
また、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、あらかじめ関係機関との連携体制を整備しておく。

外国人旅行者は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどに加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから、円滑な避難行動が容易でないため、旅館等観光施設や旅行業などの関係機関と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。

▶ 第4 情報提供対策

町は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の規定に基づき次のとおり洪水予報等の伝達方法を定め、避難に時間を要する要配慮者等に対し、早期に避難情報を提供する。

洪水予報等の伝達方法



※必要に応じて情報提供を行う。

「要配慮者」利用施設名称

施設名	住所	電話番号
丸森町国民健康保険丸森病院	丸森町字鳥屋 27	0224-72-2131
みずきの里 丸森	丸森町大内字横手 19	0224-79-2141
たんぼぼこども園	丸森町字鳥屋 120	0224-86-4336
大内保育所	丸森町大内字西畑 92-7	0224-79-3119
大張児童館	丸森町大張大蔵字川前 22	0224-75-2266
仙南ゾエントピア	丸森町館矢間松掛字宮田 67	0224-72-2860
阿武隈ゾエントピア	丸森町館矢間館山字中道 132	0224-73-1211
丸森ロイヤルセンター	丸森町字鳥屋 9-2	0224-73-1101
ツクイ丸森大内	丸森町大内字神明 32	0224-73-3277
ひまわりの郷	丸森町館矢間館山字直洲 131-1	0224-87-7866
憩いの森	丸森町大内字南平 212-12	0224-87-7285
そのつ森	丸森町筆甫字和田 73	0224-87-6362
そよかぜ	丸森町金山字長根 63-1	0224-51-8326
ひまわりこども園	丸森町館矢間館山字玉川 136-1	0224-87-6466
丸森ホーム たてやまはらからの家	丸森町館矢間館山字天王 17-1	0224-87-6217

▶ 第5 避難支援対策

町は、避難行動要支援者が安全に避難できるよう、丸森町社会福祉協議会、丸森町民生児童委員協議会、丸森町行政運営推進委員会、各地区住民自治組織、自主防災組織等の関係機関の協力を得て、避難支援体制を整備するとともに、避難行動要支援者の避難支援を実施する。

第16節 防災訓練の実施

町及び各防災関係機関は、大規模災害発生時に、自主防災組織及び地域住民、学校、民間企業、NPO、ボランティア等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるように、防災意識の普及、高揚を目的とした訓練を実施するものとする。

なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにするとともに、常に改善を図る。

▶ 第1 町の防災訓練

1 防災訓練の内容

町及び防災関係機関は、毎年、自主防災組織と地域住民の参加による総合防災訓練を実施する。この際の訓練内容は次のとおりとし、防災関係機関等の参加も得ながら多数の住民が参加し、避難行動要支援者への配慮やボランティア活動を想定した実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ① 災害対策本部運用訓練 | ⑨ 避難訓練 |
| ② 職員招集訓練 | ⑩ 救出救護訓練 |
| ③ 通信情報訓練 | ⑪ 警備、交通規制訓練 |
| ④ 広報訓練 | ⑫ 給食、給水訓練 |
| ⑤ 火災防御訓練 | ⑬ 避難所設置・運営訓練（感染症対策訓練） |
| ⑥ 緊急輸送訓練 | ⑭ 自衛隊災害派遣訓練 |
| ⑦ 公共施設復旧訓練 | ⑮ 土砂災害に対する訓練 |
| ⑧ ガス漏洩事故処理訓練 | ⑯ その他必要な訓練（広域避難訓練等） |

2 防災訓練の実施時期

町及び防災関係機関は、以下の措置を実施する。

- ① 町、県、防災関係機関、自主防災組織及び住民が一体となり行う総合防災訓練は、毎年6月12日（みやぎ県民防災の日）を目途とし、出水期前に訓練を実施する。
- ② 町災害対策本部の設置及び運用を円滑に行えるよう、町職員を対象とした図上訓練を、総合防災訓練までに毎年実施する。
- ③ 自主防災組織や行政区など、地区単位による地域防災訓練を、毎年実施するよう支援する。

▶ 第2 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方自治体の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。

- ① 関係各機関、一般住民等と連携、協力しながら行う。
- ② 避難行動要支援者に配慮するなどできるだけ実践的な内容とする。
- ③ 訓練結果について、事後に検討を行う。
- ④ 指定避難所となっている施設では、町及び自主防災組織と連携して、避難所設置・運営訓練を実施する。

▶ 第3 学校等の防災訓練

- ① 災害を想定し、地域・保護者と連携した防災訓練を実施する。
- ② 校外学習で山間部を利用する場合は、事前に土砂災害防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- ③ 避難訓練を実施する際には、障がいのある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。

▶ 第4 企業等の防災訓練

- ① 企業等は、災害の発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の習熟のための防災訓練を実施する。
- ② 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所・指定避難所として指定されている場合は、災害発生の際には指定緊急避難場所・指定避難所となることを想定し、避難者の受け入れや指定避難所運営の訓練等を実施するよう努める。
- ③ 災害発生時の備え、周辺自治体及び地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。
- ④ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に報告・確認するよう努める。避難確保計画を作成していない施設については、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表する等、避難確保計画の作成を促すための必要な措置を講ずる。

- ⑤ 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第17節 防災知識の普及

町及び防災関係機関は、平常時より防災関連情報の収集及び蓄積に努め、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図れるよう、防災関連情報及び各種の自然災害危険度を示したハザードマップ等を組み合わせた、総合的な防災マップを作成する。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、土砂災害の危険区域等については、「早期に避難が必要な区域」として明示するよう努めるとともに、それらの情報について関係機関が円滑に共有できるよう、情報のデータベース化に努め、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システム構築の推進を図る。

また、町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時の洪水・土砂災害シミュレーション結果等を示しながら、「早期の避難が必要な区域」からの迅速で確実な避難を実施する啓発を図る。さらに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、飲料水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うこと等について啓発を図る。

所属職員に対しては、マニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的に与えるなど、防災知識の普及に努めるとともに、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努める。

▶ 第1 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

町は、災害発生時に災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会等を通じ、所掌事務を熟知させる。

2 住民への防災知識の普及

町は、国や県、防災関係機関等の協力を得ながら、地域の災害の危険性や災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう施策を講ずる。

具体的には、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の避難が必要な区域」として明示することに努めるとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されて

いないか住民等に確認を促すよう努める。

ハザードマップ等の作成に際しては、住民自身が、居住する地域の災害の危険性や住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、例えば、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあることなど、避難に関する情報の意味を分かりやすく記載するものとする。

また、総合防災訓練、防災に関する講演会、出前講座等を実施し、以下の事項について普及啓発を図るとともに、防災に関する専門家を活用し、地域における防災リーダーの育成を推進する。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

- ① 災害危険性に関する情報
 - ・ 各地域における避難対象地区
 - ・ 孤立する可能性のある地域内集落
 - ・ 土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等に関する知識
 - ・ 風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識など
- ② 避難行動に関する知識
 - ・ マイタイムラインの作成
 - ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
 - ・ 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合、近隣や屋内の安全な場所への避難
 - ・ 各地域における災害種別毎の指定緊急避難場所及び避難路に関する知識
 - ・ 各地域における避難情報の伝達方法 など
- ③ 家庭内での予防・安全対策
 - ・ 「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - ・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
 - ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - ・ 出火防止等の対策の内容 など
 - ・ 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)の確保
- ④ 災害時にとるべき行動
 - ・ 近隣の人々と協力して行う救助活動
 - ・ 災害時の自動車運行の自粛
 - ・ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
 - ・ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動 など
- ⑤ その他留意すべき事項
 - ・ 正確な情報入手の方法
 - ・ 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容

- ・ 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 など
- ・ 避難する際の感染症対策

訓練等の実施に際しては、広報誌、新聞広告等を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関、自主防災組織及び地域住民に対して、これらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知させることを要請し、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」、10月12日「丸森町鎮魂の日」においても住民を対象とした、企画、イベント等を実施するよう努める。

加えて、防災知識等の普及に当たって、外国語パンフレット等の作成・配布や障がい者、高齢者用の常備品等の点検、介護者への役割の確認等、外国人、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮する。

▶ 第2 学校等教育機関における防災教育

町は、学校等教育機関に対して、以下の措置の実施を要請する。

学校等教育機関は、県及び町、防災関係機関と連携し、児童・生徒に対し、住んでいる地域の特徴、水害・土砂災害のリスクや過去の災害の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

- ① 校長は、児童・生徒の災害に関する知識が深まるよう、日頃から必要な安全教育を充実させるとともに、災害時において児童・生徒が自らの安全を確保するために必要な能力・行動を身につけさせるため、防災訓練や防災教育等を定期的実施する。
- ② 県及び町並びに教育委員会は、住民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の普及啓発を図る。
- ③ 教育委員会は、防災教育の充実のために必要な教材・資料等を整備するとともに、指導にあたる教員等の指導力の向上のために必要な研修を充実させる。

▶ 第3 住民の取り組み

自らの命は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時及び発災が予想される時には自らの命を守るように行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力・支援するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

そのため、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得ながら、以下の措置の実施を要請する。

- ① 被害の大きさは住民の心構えや備えによって大きく異なることから、住民は、被害の軽減や最小化につながるよう普段から家族内の連絡体制の確保や非常持ち出し用品の確認などを行う。

- ② 地域での自主防災組織の活動やボランティア活動への積極的な参加や、災害に関する正しい知識、過去の災害事例などの防災知識の習得に努める。
- ③ 各地域において、防災リーダーや防災指導員の育成等、自助・共助の取り組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

第18節 地域における防災体制

町は、大規模災害が発生した場合の被害を最小限に止めるために、地域住民や事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。そのため、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・指導に努める。

▶ 第1 地域における自主防災組織の果たすべき役割

1 自主防災組織の必要性

大規模災害の発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導、避難所設置・運営等の広範囲な対応が必要となるが、行政機関が行う応急対策活動には限界があり、すべての被災者を迅速に支援することは極めて困難な状況である。

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、避難、避難所の支援等を行うことが必要であり、特に高齢者、障がい者等のうち、避難行動要支援者の所在を把握し、救出・救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

町内の自主防災組織は、61組織（令和3年2月1日現在）であり、今後も組織化や活動に対する支援を図っていく必要がある。また、事業所においては、大規模事業所は消防計画により自衛消防組織を設置し種々対処しているところであるが、小規模事業所においても組織的に行動できる自主防災組織が必要である。

2 自主防災組織の活動にあたって

大規模災害発生時における多様な活動を実施するには、「自らの命は自らが守る（自助）」及び「共に助け合い、自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」という意識のもとに行動することが必要である。また、住民自身の災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

▶ 第2 自主防災組織の育成・指導

町は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられているため、その組織化に積極的に取り組む。

- ① 地区、行政区又は契約会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。
- ② 県及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会、防災指導員講習会等を開催し、地域における自主防災活動の推進を図る。その際は、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すとともに、地域住民の参画の促進に努める。
- ③ 自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について指導・助言を行う。
- ④ 地域の自主防災組織の連携強化を図るため、防災関係機関と協力し、自主防災組

組織連絡協議会の設置について指導・助言を行う。

▶ 第3 自主防災組織の活動

自主防災組織に対して以下の措置の実施を要請する。

1 平常時の活動

1) 防災訓練の実施等

(1) 総合防災訓練への参加

災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう県及び町等が実施する総合防災訓練に参加する。

(2) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及・啓発を図る。

(3) 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な訓練を実施する。

(4) 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、指定避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(5) 救出・救護訓練の実施

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(6) 指定避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な指定避難所の開設・運営を行うため、町担当者や施設管理者等と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

(7) その他の防災訓練の立案・実施

地域特有の災害危険性を考慮した避難訓練や、給食・給水訓練、感染症対策訓練などの防災訓練の実施に努める。

2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として、定期的に避難路・災害危険箇所・非常用井戸の確認等の地域における防災点検を実施する。

3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織は災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検や防災訓練時に点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように管理する。

4) 避難行動要支援者の情報把握・共有

避難行動要支援者を適切に避難誘導し安否確認を行うため、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を得ながら避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

2 災害発生時の活動

1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- ① 地域内の被害情報の収集方法
- ② 連絡をとる防災関係機関
- ③ 防災関係機関との連絡方法
- ④ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

3) 救出・救護活動の実施

土砂崩れ等により建物等の下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者がいるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

4) 避難の実施

避難情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定緊急避難場所に誘導する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

- ① 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。
 - ア 市街地……………冠水、火災、落下物、危険物
 - イ 山間部、起伏の多いところ……………土石流、崖崩れ、地すべり
 - ウ 河川……………決壊、浸水
 - エ 代替避難路の検討
- ② 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする。
- ③ 高齢者、乳幼児、障がい者その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

5) 指定避難所開設・運営への主体的参画

災害発生時は、町の担当職員が指定避難所への参集が遅れること、対応職員の不足なども想定されることから、指定避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした住民が主体的に参画するよう努める。

6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

▶ 第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上のため、地区住民と連携して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、町と連携して防災活動を協働で行う。

地域防災計画に地区防災計画を位置づけるような町内の一定の地区内の住民及び当該地区の事業所から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、町は、地区防災計画の作成に対し、できる限りの支援を行い、専門的な知見を必要とする場合は、地区に専門家の派遣を行う。

第19節 企業等の防災対策の推進

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上ができるように町との連携体制を構築する。

▶ 第1 企業等の役割

1 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、その社会的使命を考えると、地域における防災上の役割は、決して小さいものではない。

このため、町及び防災関係機関は、防災訓練等の機会を捉えて企業等に訓練への参加等を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業等が自ら防災訓練を積極的に実施できるよう支援する。

2 要配慮者利用施設・大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた避難行動要支援者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとし、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導の訓練の実施に努める。

また、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

▶ 第2 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、消防法（昭和23年法律第186号）の定めにより消防計画を定めている事業所は、計画で定める自衛消防組織を運用し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。また、法的な定めのない事業所にあってもこれに準じ、地域の安全確保に努める。

また、企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が

屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。

企業等における町との連携などによる防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- ① 防災訓練
- ② 従業員等の防災教育
- ③ 情報の収集・伝達体制の確立
- ④ 火災その他災害予防対策
- ⑤ 避難対策の確立
- ⑥ 応急救護
- ⑦ 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- ⑧ 施設耐久化の推進
- ⑨ 施設の地域指定避難所としての提供（駐車場や広場を想定）
- ⑩ 地元消防団との連携・協力
- ⑪ 要員支援

第20節 災害種別の予防対策

▶ 第1 火災予防対策

町、消防機関及び防災関係機関は、災害に伴う火災について、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高いことから、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、火災予防対策の徹底に努める。

1 現況

本町における過去の出火件数は毎年10件前後で推移しており、その出火原因で最も多いのは「たき火」であり、以下「不明」「風呂かまど」「たばこ」「電球・配線」「コンロ」の順に多い。

2 情報の収集・伝達体制の整備

町、消防機関及び県は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。

3 防災活動の促進

町及び消防機関は、出火要因として火の不始末、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるほか、放火による火災も多発しているため、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る必要がある。

また、住民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより、出火をできる限り防止する。

1) 火気使用設備・器具の安全化

町及び消防機関は、火災発生が火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから、設備・器具の点検と早期交換、正常な取扱方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

2) 住民への指導強化

町及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、町民一人ひとりの出火防止に関する知識及び災害に対する備えなどの防災教育を推進する。

また、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての婦人防火クラブ・幼少年消防クラブの活動を推進する。

3) 出火防止のための査察指導

町及び消防機関は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用方法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

4) 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。

火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、火を扱う機会が多い一般家庭婦人に対する啓発も重要であることから、町及び消防機関は、幼少年消防クラブ及び婦人防火クラブの結成と育成について指導する。

5) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるため、早期通報、初期消火を行うことが重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

このため、町及び消防機関は、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により町民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制について、防火管理者の資格取得のための講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、防火管理者の選任義務のある防火対象物については、防火管理者を置くことを励行させる。

4 消防組織の充実強化

町及び消防機関は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、消防団員の確保と団員の教育訓練の充実による資質の向上を図る。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制をとる。

5 消防力の強化

1) 消防ポンプ自動車等の整備

町、消防機関及び防災関係機関は、火災発生時に、早期消火、延焼拡大を防止することが必要であることから、消防力の整備指針を踏まえて作成する消防施設整備計画により、消防施設等の充実を図り、消防力の強化に努める。また、消防水利の基準の規定に基づき、消火栓、防火水槽等の消防水利の整備充実に努める。

なお、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池等を消防水利としての活用を指導し、これらの施設整備を促進する。

消防力の状況(令和3年4月1日現在)

機関名	区域名	ポンプ自動車	水槽付ポンプ自動車	指揮車	小型動力ポンプ付積載車	貯水槽	消火栓	プール	ポンプ置場	ホース乾燥塔
角田消防署丸森出張所	町内全域	1	1	1	—	—	—	—	—	1
消防団分団名	丸森	丸森	—	—	10	40	64	4	10	10
	筆甫	筆甫	—	—	4	15	13	1	4	4
	大内	大内	—	—	10	41	43	2	10	10
	金山	金山	—	—	4	18	22	3	4	4
	小斎	小斎	—	—	4	38	10	1	4	4
	館矢間	館矢間	—	—	5	44	39	2	5	5
	大張	大張	—	—	4	29	—	2	4	4
	耕野	耕野	—	—	4	22	—	2	4	4
	計		1	1	1	45	247	191	17	45

2) 消防団の育成

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等を始めとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかし、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきた。

このため、町は、以下の観点から消防団の育成・強化を推進して、地域社会の防災体制を図る。

- ① 消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、ひいては消防団への参加・協力の環境づくりを推進する。
- ② 消防団員数が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団員の確保に努める。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。
- ③ 消防団員数の減少により、団員一人ひとりへの負担の増加や消防・防災力の低下が懸念されることから、退職した消防職員や退団した消防団員の知識や技能を活かし、手薄となる日中の火災時における初期消火活動などに対応する機能別消防団員制度の導入を推進する。

6 火災予防措置

1) 婦人防火クラブ・消防団による予防消防活動

火災を未然に防止するためには、婦人防火クラブや消防団等による日常的な予防消防活動が最も効果があるので、町及び消防機関は、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防消防活動の結果について研究を行い、予防消防活動の向上を図る。

2) 漏電による火災の防止

町、消防機関及び防災関係機関は、配電設備について、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、保守に当たっては巡視点検による不良箇所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新增設調査並びに定期調査により不良箇所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工事業者の技術向上を図る。

住民に対して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。

特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行なう。

3) 消防用設備等の設置・普及

町及び消防機関は、火災による人的物的被害の軽減を図るため、早期発見、初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質の向上を図る。

4) 住宅防火対策の推進

町及び消防機関は、住宅火災の防止について、防災物品及び防災製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知する。特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることなどから、住宅用火災報知器の設置が義務づけられていることにかんがみ、町及び消防機関は、機器の普及促進に努めるとともに、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

また、住宅用火災警報器の設置義務の開始から10年以上経過し、住宅用火災警報器の耐用年数が過ぎたまま放置されている可能性もあることから、町及び消防機関は定期的な点検及び交換などの周知徹底を行う。

7 文化財の火災予防

町及び消防機関は、以下の措置を講じ文化財火災予防の徹底を図る。

- ① 住民に対し、広く文化財の防火思想の啓蒙を図るとともに、特に文化財の所有者及びその周辺の居住者に対し、防火に十分注意するよう重点的に指導する。
- ② 県等の指定文化財の保護については、丸森町教育委員会において管内指定文化財の総合的な火災予防計画を樹立するとともに、個々の指定文化財に関し防火管理者の指導を強化し、定期的査察及び消火訓練を実施するなど火災予防の確立を図る。

8 その他の予防対策

上記以外の予防対策については、前節までの各予防対策を準用する。

▶ 第2 林野火災予防対策

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、町及び消防機関は、林野火災の未然防止に努めるとともに、初期消火、

火災の延焼拡大防止のため、資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。

1 現況

本町における山林原野は約 193.13km² で、総面積に占める割合は 70.66%である。これらの山林原野においては、毎年一部の入山者などの不注意からしばしば火災が発生している。その原因はたばこの投げ捨てやたき火の不始末によるものが多い。

林野の所管別現況

平成17年3月31日現在

所 区 有 分	地域名	管理者	面積 (km ²)	予防施設			
				監視所	林道 (km)	防火線 (km)	防火管理道 (km)
国有林	丸森、筆甫、大内	林野庁	24.26	—	5.7	19.6	—
県有林	丸森、筆甫、大内	県知事	4.32	—	1.2	—	—
町有林	町内一円 (縮矢間を除く)	町長	20.45	(川田島)1	18.9	4.2	2.8
私有林	町内一円	—	142.72	—	88.7	—	16.0
計			191.75	1	114.5	23.8	18.8

2 事前警戒措置

1) 火入れの協議

町長は、火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく許可について、時期、許可条件等を事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

2) たき火等の制限

- ① 町長は気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、入山者等に火を使用しないよう要請する。
- ② 町長は、消防法第 22 条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、または、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるとき、火の使用を制限する。
- ③ 町長は廃棄物処理事業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物（粗大ごみ、ふん尿、廃油、動物の死体その他の汚物または不要物）を、林野火災予防上危険であると認めるとき、廃棄物処理事業者に火の使用を制限する。

3 広報宣伝の充実

町、県及び林野関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発令等林野火災の発生するおそれのあるとき、広報宣伝、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して注意を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をする。

1) 山火事防止強調月間の設定

町、県及び林野関係機関は、春、秋の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を実施する。

2) 林野火災予防の推進

町及び林野関係機関は、相互の連携強化を図りつつ、林野火災に対する住民の関心を喚起し、林野火災予防のため、強力な運動を推進する。

3) ポスター、標識板等の設置

町及び林野関係機関は、屋内外、交通機関、駅、登山口、林野内の道路、樹木等にポスター、標識板、立看板、警報旗、懸垂幕等を掲示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する。

4) 報道機関等による啓発・宣伝

町及び林野関係機関は、火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、まちづくりセンター、学校等の協力を得て、ラジオ、テレビによる広報、新聞及び県、町並びに関係機関が作成・配布する広報紙へ記事を掲載し、啓発・宣伝を図るほか、消防機関等の広報車、消防車等による巡回宣伝、航空機による上空からの広報宣伝を実施する。

5) チラシ、パンフレット等の配布

町及び林野関係機関は、啓発・宣伝の一環として、チラシ、パンフレット、ステッカー等を作成して配布する。

6) 学校教育による防火思想の普及

町及び林野関係機関は、自然保護、森林愛護等の情操教育を通じて防火思想の普及を図るとともに、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童・生徒を通じて家庭への浸透を図る。

4 森林等の管理、整備

町は、森林の所有者、管理者等に対して、以下の措置の実施を要請する。

森林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講ずる。

1) 林道（防火道）の整備

消防用車輛が通行可能な林道の開設、改良及び補修を行う。

2) 治山えん堤等（防火用水施設）の整備

防火用水施設となる治山えん堤等を整備する場合は、治山・砂防えん堤及びダムを計画的に整備するほか、既存のえん堤・ダムを利用し付近に貯水施設を設ける。

3) 防火線の整備

森林区画・尾根等に、立地条件、気象条件を配慮した、防火線を布設し、その維持を図る。

4) 防火林帯の整備

防火樹を植栽した林帯を整備する。

5) 森林の適切な保育管理

林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保育を適切に行なう。

5 消防体制の確立

1) 総合的消防体制の確立

町は、平常時から林野火災に即応する体制の強化を図るため、消防署、消防団、警察署その他の機関からなる広域的、総合的な消防体制の確立を図るものとする。

関係機関

実施機関名	責任者	電話番号	備考
丸森町（消防、農林業等の主管課）	町 長	0224-72-2111	総務課、農林課
丸森町消防団	団 長	0224-72-3020	総務課
角田消防署丸森出張所	所 長	0224-72-1244	
角田警察署	署 長	0224-63-2211	警備課
白石森林管理センター	所 長	0224-25-2141	
県大河原地方振興事務所	所 長	0224-53-3133	総務班
丸森町森林組合	組合長	0224-72-1162	
陸上自衛隊第2施設団	団 長	0224-55-1191	第3科

2) 相互応援体制

町は、林野火災の大規模化に対応した消防体制を確立するため、近隣市町、関係機関等の間における相互応援協力体制を確立する。

3) 協力要請

町は、林野火災時の消火用水としての水利使用について、かんがい用水権利者等に、協力を要請する。

6 防ぎよ資機材の備蓄

町及び関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎよ活動に必要な資機材を備蓄しておく。

7 防災活動の促進

町及び関係機関は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、住民及び入山者に対して、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。

また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎよ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動の強化・充実を図る。

- ① 火気使用設備・器具の安全化
- ② 住民への指導強化
- ③ 出火防止のための査察指導
- ④ 初期消火体制の強化

8 巡視・監視の徹底

町及び関係機関は、国、県及び森林所有者と連携をとり、巡視、監視を実施するとと

もに10月から5月までの火災多発期間に管内の巡視警戒を強化し、林野火災の早期発見、初期消火に努めるほか入山者に、火気の取扱いについての指導を行い火災発生の危険性を排除する。

また、林野における治山、林道請負工事については、契約書中に、火気使用の制限に関する条項を入れるとともに、作業現場における指導監視を徹底する。

▶ 第3 危険物等災害予防対策

消防機関は、大規模災害時において危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがあるため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進する。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

なお、事業者は、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図る。

1 災害予防措置等

1) 危険物施設

消防機関は、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、災害対策と防災教育の推進を図る。

① 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、所有者又は占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

② 施設の基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され、構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

③ 自衛消防組織の育成

事業所における自衛消防組織の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

④ 広報・啓発の推進

仙南地方危険物安全協会の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般人に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

⑤ 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

2) 高圧ガス施設

町は、高圧ガス製造、販売、貯蔵等の事業者は、高圧ガス保安法等に定められている

技術上の基準を遵守し、日ごろから高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

3) 火薬類製造施設等

火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）を遵守し、平常時から火薬類製造施設、火薬庫等の定期自主検査等を実施するなど、施設の点検・維持管理に努めるとともに、災害時における連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

4) 毒物・劇物貯蔵施設

町は、運搬する上で規制を受ける毒物・劇物（39種類）に関し、毒物・劇物製造事業者、毒物・劇物販売事業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備（タンク等）を有する施設を把握しておく。

消防機関は、毒物・劇物関係の消防上必要な事項について届け出させ、これらの実態を把握するとともに、町が実施する防災対策について、連携・協力して災害防止に努める。

2 町長及び仙南地域広域行政事務組合の措置要領

- ① 町長は、危険物の保安取締りを実施する必要があると認めたとき、仙南地域広域行政事務組合又は県に連絡し必要な措置を要請する。
- ② 町長、仙南地域広域行政事務組合理事長及び知事は、危険物施設等に対し防災対策の万全を期するため、以下に掲げる措置を講ずる。

ア 予防査察の実施

危険物施設等について、位置、設備、構造及び管理状況の関係法令への適合状況並びに火災の危険性の有無について検査を実施し改善等について指導する。また、耐震設計基準が年々強化されていることから、法令で定められている技術上の基準に適合した状態を維持及び耐震性の強化についての指導を行う。

イ 危険物取扱者に対する指導教育

危険物取扱者等関係者に対し、適宜、講習会、研修会等を開催し法令の説明、危険物の貯蔵取扱い等適正な保守管理について指導する。

ウ 火災予防条例（仙南地域広域行政事務組合条例）の趣旨を徹底させ、施設の管理責任者等に火災予防に関し自覚を促し、届出義務を履行させる。

エ その他火災予防に対する措置を徹底する。

- ③ 町長は、危険物、火薬類、高圧ガスの防災対策を実施するため必要と認める場合、仙南地域広域行政事務組合消防本部、角田警察署及び県と相互に情報を交換する。

▶ 第4 鉄道災害予防対策

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招きかねないことから、事故災害防止のため、阿武隈急行（株）は、日常の安全運行の確保とともに、以下により鉄道施設

の適正な保守管理等に努める。町は、必要に応じて阿武隈急行（株）が行う予防対策に協力する。

1 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設について、必要に応じて補強対策を推進し、災害等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。また、構造物等の変状若しくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、災害要注意箇所一覧表を作成し、災害時の線路巡回計画を定める。

2 社員の配備体制

関係社員の非常参集体制の整備を図る。

3 関係機関相互の応援体制

災害発生時において・迅速な応急・復旧活動等ができるように、防災関係機関相互の連携を図る。

4 防災訓練の実施

災害発生時に・適切な誘導避難が行えるよう、防災訓練を適宜実施するとともに、業務研修により周知徹底を図る。

5 鉄軌道の交通環境の整備

道路管理者は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）に基づき踏み切り道の立体交差化や構造改良の促進、必要に応じ交通規制の実施や踏切道の統廃合等、踏切事故の防止対策に努める。

▶ 第5 道路災害予防対策

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じないよう、道路管理者は、機能の確保に努める。

また、各関係機関と平常時より緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を行う。

1 道路施設等の整備

道路管理者は、防災点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

また、災害対策上必要とする道路施設については、緊急を要する施設から随時整備を進める。

1) 道 路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する。

2) 橋 梁

橋梁については定期的に点検し、必要に応じて修繕及び補強工事を実施する。

3) トンネル

覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強に努める。

4) 道路付属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置などの道路施設について、補強に努める。

2 職員の配備体制

道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

3 防災関係機関相互の応援体制

- ① 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。
- ② 都道府県知事等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

4 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

5 緊急輸送活動

- ① 警察及び道路管理者は、災害時の道路交通管理体制確立のため、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
- ② 警察は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者の取るべき措置等について周知を図る。

6 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

7 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

8 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の普及啓発を図る。

- ⇒⇒資料編参照 「3-13 防火対象物」(P. 157)
「3-14 文化財指定状況」(P. 159)
「3-16 危険物施設一覧表」(P. 161)
「3-17 消防活動上有毒ガスを発生する恐れのある施設」(P. 162)
「3-18 道路災害危険箇所」(P. 163)
「3-19 異常気象時通行規制区間」(P. 164)

第3章 災害応急対策

第1節 防災活動体制

大規模災害が発生した場合、町内の広い範囲で住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町は防災関係機関と連携し、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるために、迅速かつ的確な配備体制を構築して防災活動を行う。

町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ自然災害等に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めるとともに、災害発生のおそれが高まっている状況においては、正確な情報を伝達するため、膨大な量の情報を収集・分析しする必要があることなどにも留意し、全庁を挙げた役割分担の体制等を構築する。

また、県と一体となった体制が取れるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図るとともに、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ災害規模等に応じた登庁者などについて定めておく。

なお、災害応急段階においては、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

▶ 第1 配備体制

1 職員の配備体制及び配備基準・内容

町長は、町内で、住民の生命、財産に被害を及ぼす災害が発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。なお、災害対策本部が設置された際には、各課（局・室）は部となる。

また、副町長は、災害対策本部の設置に至らない場合であっても、特別警戒本部を設置し、特別警戒配備体制を敷く。さらに、総務課長は警戒本部を設置し、警戒配備体制を敷く。その際、県及び防災関係機関と一体となった体制が整うよう配慮する。

警戒配備、特別警戒配備及び非常配備の職員配備体制の基準・内容は次頁に示すとおりである。

配備体制の基準・内容

項目	警戒配備	特別警戒配備	非常配備	
			非常配備（1号）	非常配備（2号）※
配備基準	①台風等の襲来がわかっている災害（別表1） ②降雨量が予測された時点（別表2） ③予測できない線状降水帯の発生やゲリラ豪雨による突発的な災害（別表3）			
その他の基準	総務課長が必要と認めたとき。	副町長が必要と認めたとき。	町長が必要と認めたとき。	町長が必要と認めたとき。
配備内容	①警戒本部を設置する。 ②被害情報の収集、緊急応急活動を速やかに実施できる体制とする。	①特別警戒本部を設置する。 ②被害情報の収集、緊急応急活動を速やかに実施できる体制とする。 ③特別警戒本部長の指示により支部の設置及び避難所を開設する。	①災害対策本部を設置する。 ②被害情報の収集、局地的災害の緊急応急活動を速やかに実施できる体制とする。 ③災害対策本部長の指示により支部の設置及び避難所を開設する。	①災害対策本部を設置する。 ②被害情報の収集、救助活動、広報活動等の緊急応急活動を速やかに実施できる体制とする。 ③支部の設置及び災害対策本部長からの指示により避難所を開設する。
配備要員	災害応急対策に関する課（局・室）の所要人員			各部所属部員の全員。
時間外招集	①自主登庁を原則とする。 ②あらかじめ定めている非常連絡系統に基づき、一般加入電話、携帯電話等を用いて伝達する。			
活動内容	①被害状況に関する情報の収集・伝達。 ②初期応急対策の検討・実施。 ③その他必要事項。		①被害状況に関する情報の収集・伝達。 ②救急・救助活動等、広範囲にわたる応急対策活動。 ③広報活動。 ④その他必要事項。	

別表1 ①台風等の襲来がわかっている災害

項目	警戒配備	特別警戒配備	非常配備	
			非常配備（1号）	非常配備（2号）
配備基準	①台風(※3)の予測進路上（暴風警戒域(※1)）に町域もしくは阿武隈川流域がかかっているとき。 ②大型台風(※4)、超大型台風(※5)、特別警報級の暴風警戒域が町域に含まれなくとも、総務課長が必要と認めたとき。	①台風の予測進路上（予報円）に町域もしくは阿武隈川流域がかかっているとき。 ②大型台風、超大型台風、特別警報級の予報円が町域に含まれなくとも、副町長が必要と認めたとき。	①台風の暴風警戒域が町域もしくは阿武隈川流域に到達すると予測される時。 (到達時刻の48時間前までに配備時刻の判断を行う) ②大型台風の予測進路上（暴風警戒域、予報円）に町域もしくは阿武隈川流域がかかっているとき。 (予測進路(※2)が発表されたときに配備時刻の判断を行う)	①台風の暴風警戒域が町域もしくは阿武隈川流域に到達すると予測される時。 (到達時刻の24時間前までに配備時刻の判断を行う) ②大型台風の暴風警戒域が町域もしくは阿武隈川流域に到達すると予測される時。 (到達時刻の48時間前までに配備時刻の判断を行う) ③超大型台風の予測進路上（暴風警戒域、予報円）に町域もしくは阿武隈川流域がかかっているとき。 (予測進路が発表されたときに配備時刻の判断を行う)

※1 暴風警戒域が町域もしくは阿武隈川流域に入った場合、暴風になる可能性はある程度高いですが、必ず大雨になるとは限らないため注意が必要

※2 進路予測は120時間（5日）先まで発表される

※3 台風とは強風域半径が500km未満のものをいう

※4 大型台風とは強風域半径が500km以上800km未満のものをいう

※5 超大型台風とは強風域半径が800km以上のものをいう

別表2 ②降雨量が予測された時点

項目	警戒配備	特別警戒配備	非常配備	
			非常配備（1号）	非常配備（2号）
配備基準	①総務課長が必要と認めるとき。	①阿武隈川計画規模を超える雨量が予測される時。 (48時間降水量251.6mm以上)	①阿武隈川想定最大規模を超える雨量が予測される時。 (48時間降水量316mm以上)	①50年に一度の降水量が予測される時。(※特別警戒級が予測される時) ・48時間降水量427mm ・3時間降水量135mm ・土壌雨量指数

※雨を要因とする特別警戒の指標(発表条件)、以下 a 又は b いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、大雨警戒(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で最大危険度が出現している市町村等には大雨特別警戒(土砂災害)を、大雨警戒(浸水害)の危険度分布又は洪水警戒の危険度分布で最大危険度が出現している市町村等には大雨特別警戒(浸水害)を発表。

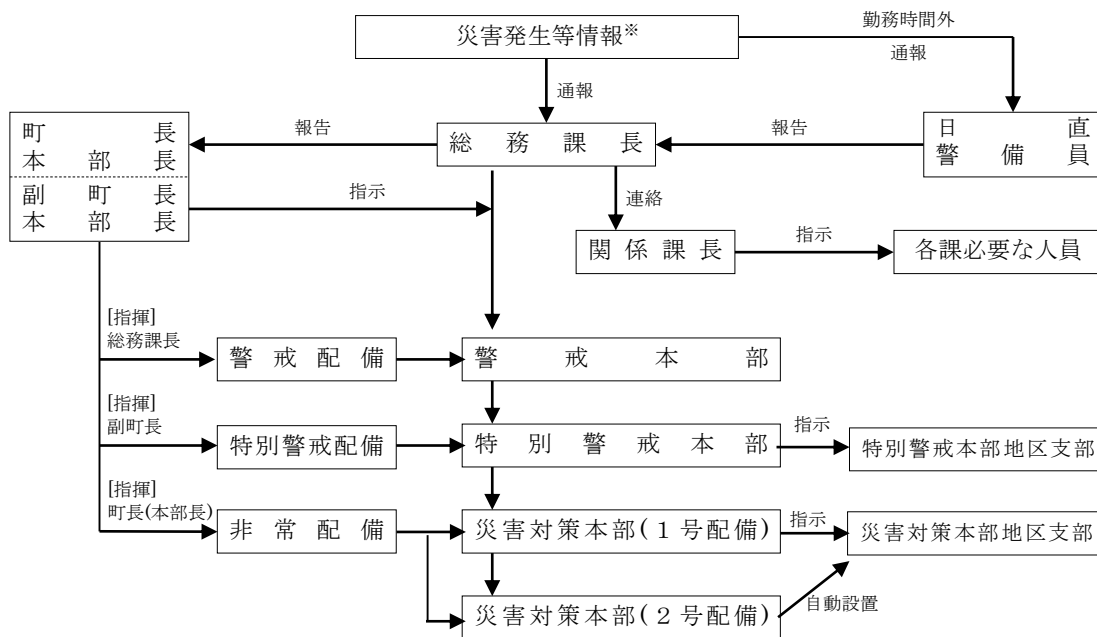
a 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。

b 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現。

別表3 ③予測できない線状降水帯の発生やゲリラ豪雨による突発的な災害

項目	警戒配備	特別警戒配備	非常配備	
			非常配備（1号）	非常配備（2号）
配備基準	①明日までの期間に早期注意情報(警戒級の可能性)で大雨[高]または[中]が予想されている場合【警戒レベル1】 ②町域に大雨注意報が発表されたとき。 【警戒レベル2】 ③町域に洪水注意報が発表されたとき。 【警戒レベル2】	①大雨と洪水について警戒に切り替える可能性に言及した注意報が発表されたとき。 【警戒レベル2】 ②町域に大雨警戒が発表されたとき。 【警戒レベル3相当】	①町域に大雨警戒が発表され、被害が発生したとき。 【警戒レベル3相当】 ②町域に洪水警戒が発表され、被害が発生したとき。 【警戒レベル3相当】 ③大雨警戒(土砂災害)が発表され、大雨警戒(土砂災害)の危険度分布(土砂災害判定メッシュ情報)で町域に薄い紫や濃い紫が表示されたとき。 【警戒レベル4相当】 ④町域に土砂災害警戒情報が発表されたとき。【警戒レベル4相当】 ⑤洪水警戒が発表され、かつ、洪水警戒の危険度分布で町域に薄い紫や濃い紫が表示されるとき。 【警戒レベル4相当】	①町域に土砂災害警戒情報が発表され、被害が発生したとき。 【警戒レベル4相当】

職員の初動体制フロー



※災害発生等情報は、気象情報、地震情報、火災発生情報、土砂災害情報等を含む。

2 警戒本部

総務課長は、災害の発生が予想される時又は必要と認めた場合に警戒本部を設置する。

3 特別警戒本部

副町長は、広範囲にわたり災害の発生が予想される時又は局地的に軽微な災害が発生しはじめたときに、特別警戒本部を設置する。なお、特別警戒本部の設置に伴い警戒本部が設置されていた場合には、これを廃止する。

特別警戒本部の組織構成、処置事項等は、丸森町災害対策本部運営要綱に準じ、配備は災害応急対策に係る課（局・室）の所要人員とする。

4 災害対策本部

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるとき、災害対策基本法第23条に規定される災害対策本部を丸森町災害対策本部条例及び丸森町災害対策本部運営要綱等に基づき設置し、非常配備体制を敷く。

災害対策本部設置に伴い、事前に特別警戒本部が設置されていた場合は、これを廃止する。

災害対策本部が実施する主な所掌事務は以下のとおりである。

- ① 防災気象情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- ② 住民の不安を除くために必要な広報

- ③ 消防、水防その他応急措置
- ④ 被災者の救助、救護、その他の保護
- ⑤ 施設、設備の応急復旧
- ⑥ 防疫その他の保健衛生
- ⑦ 避難情報の発令
- ⑧ 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- ⑨ 県災害対策本部への報告、要請
- ⑩ 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
- ⑪ 自主防災組織等との連携
- ⑫ その他必要な災害応急対策の実施

5 現地災害対策本部

局地的かつ特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、町長が必要と認めた場合には、被災地に現地災害対策本部を設置する。

6 災害対策本部地区支部

災害対策本部長は、災害発生時に、迅速かつ確実な対応や継続性が求められることから、あらかじめ指名した職員を災害対策本部における支部長として、各地区まちづくりセンターに派遣する。

災害対策本部地区支部が実施する主な所掌事務は以下のとおりである。

- ① 災害対策本部への情報伝達、共有
- ② 消防団、自主防災組織等との連携、協力
- ③ 住民の不安を解消するために必要な広報
- ④ 地区住民の安否確認（行政運営推進委員及び民生委員・児童委員への情報伝達）
- ⑤ その他必要な災害応急対策の実施

▶ 第2 職員への伝達

1 勤務時間内の伝達と職員がとるべき緊急措置

各課長等は、勤務時間内における職員への伝達を、庁内放送、口頭等により行う。また、職員は、災害発生直後に以下の緊急措置を実施する。

- ① 在庁者の安全確保と避難誘導
- ② 町庁舎、施設の被害状況の把握及び火災が発生した場合の初期消火
- ③ 被害状況を踏まえた庁舎、施設の緊急防護措置
- ④ 非常用自家発電機や通信機の確保

2 勤務時間外の伝達

休日、夜間等勤務時間外に上記配備、本部設置等に該当する災害を覚知した場合、所定の人員は各々自主的に登庁し、配備につく。

また、各課長及び町関連施設の管理者は、電話、無線又は伝令等、適切な連絡手段によって迅速に職員に通知する。

▶ 第3 動員体制

1 職員の参集

警戒配備、特別警戒配備及び非常配備に係る職員の参集は以下に示すとおりとする。

なお、職員の通勤経路において道路閉塞等の危険性がある場合には、上司に連絡のうえ、災害対策本部地区支部に参集する。

2 本部連絡員の設置

各部に置かれた本部連絡員は、所属部と災害対策本部事務局との連絡調整並びに所属部に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理等の事務を行う。

本部連絡員は各部の副部長（課長補佐等）があたる。

3 配備状況の報告

本部連絡員は、職員の配備状況を的確に把握し、速やかに総務部長（総務課長）に報告する。総務部長は、本部長（町長）、副本部長（副町長）に報告する。

報告の内容は以下のとおりである。

- ① 配備済みの人数
- ② 登庁不能のため、災害対策本部地区支部に参集した人数
- ③ 連絡不能の人数及び地域
- ④ その他必要事項

動員体制

部	課	班	配備体制			
			警戒配備	特別警戒配備	非常配備	
		1号			2号	
総務部	総務課	課長	○	○	○	○
		課長補佐	○	○	○	○
		消防防災班長	○	○	○	○
		人事班長	○	○	○	○
		行政班長	○	○	○	○
		情報広報班長	○	○	○	○
		消防防災班員	○	○	○	○
		その他職員			○	○
企画財政部	企画財政課	課長		○	○	○
		課長補佐		○	○	○
		企画班長			○	○
		地方創生推進班長			○	○
		財政管財班長			○	○
		ふるさと納税推進班長			○	○
		その他職員				○

部	課	班	配備体制			
			警戒配備	特別警戒 配備	非常配備	
					1号	2号
町民税務部 会計部	町民税務課	課長		○	○	○
		課長補佐		○	○	○
		住民班長			○	○
		課税班長			○	○
		収納対策班長			○	○
		町民生活班長			○	○
		その他職員				○
	会計室	室長		○	○	○
		室長補佐			○	○
		その他職員				○
保健福祉部	保健福祉課	課長		○	○	○
		参事		○	○	○
		課長補佐		○	○	○
		国保医療班長		○	○	○
		介護保険班長		○	○	○
		社会福祉班長		○	○	○
		保健予防班長		○	○	○
		健康支援班長		○	○	○
		地域包括支援班長		○	○	○
		その他職員				○
	子育て定住推進課	課長		○	○	○
		課長補佐		○	○	○
		子育て支援班長		○	○	○
		定住推進班長		○	○	○
		その他職員				○
	復興対策室	室長		○	○	○
		室長補佐		○	○	○
		復興推進班長		○	○	○
		被災者支援班長		○	○	○
		その他職員				○
農林部	農林課	課長		○	○	○
		課長補佐		○	○	○
		農政班長		○	○	○
		農村整備班長		○	○	○
		林業振興班長		○	○	○
		その他職員			○	○
	農業基盤整備室	室長		○	○	○
		室長補佐		○	○	○
		その他職員			○	○
	農業委員会	事務局長		○	○	○
		参事		○	○	○
		局長補佐		○	○	○
		その他職員			○	○
商工観光部	商工観光課	課長		○	○	○
		課長補佐		○	○	○
		商工班長		○	○	○
		観光班長		○	○	○
		その他職員			○	

部	課	班	配備体制				
			警戒配備	特別警戒配備	非常配備		
					1号	2号	
建設部	建設課	課長	○	○	○	○	
		課長補佐	○	○	○	○	
		土木班長	○	○	○	○	
		道路管理班長	○	○	○	○	
		水道班長	○	○	○	○	
		建築住宅班長	○	○	○	○	
		その他職員		○	○	○	
	災害復旧対策室	室長	○	○	○	○	
		専門官	○	○	○	○	
		公共土木班	○	○	○	○	
		農林土木班	○	○	○	○	
		管理班長	○	○	○	○	
		その他職員		○	○	○	
		事務長		○	○	○	
丸森病院部	丸森病院	事務長補佐			○	○	
		総務班長			○	○	
		地域連携班長			○	○	
		その他職員				○	
		教育長		○	○	○	
		学校教育課長		○	○	○	
教育・議会部	教育委員会	生涯学習課長		○	○	○	
		参事		○	○	○	
		課長補佐		○	○	○	
		総務班長		○	○	○	
		学校教育班長		○	○	○	
		生涯学習班長		○	○	○	
		その他職員				○	
		所長		○	○	○	
	給食センター	副所長		○	○	○	
		その他職員				○	
		局長		○	○	○	
	議会事務局	議会事務局	局長補佐		○	○	○
			その他職員				○
			支部長			○	○
その他支部員					○	○	
支部				○	○		

4 災害対策本部地区支部の体制

災害対策本部地区支部が設置された場合の支部長は、あらかじめ本部長が指名する。

5 現地調査班の設置

総務部長は、その指示により、各部に属さない被害状況を速やかに把握するために現地調査班を設置することができる。

▶ 第4 応援協定

応援協定については、本章「第8節 相互応援活動」に基づき応援要請等を行う。

▶ 第5 警察の活動

角田警察署は、災害による重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被害者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。

▶ 第6 消防機関の活動

1 仙南地域広域行政事務組合消防本部の活動

災害等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、丸森町災害対策本部及び角田警察署等関係機関と相互に連絡をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

丸森町消防団は、災害が発生した場合、仙南地域広域行政事務組合消防本部と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

3 水防団の活動

水防団は、水害が発生した場合、水防管理者（町長）の指揮下に入り、消防本部と協力して水閘等の施設の操作・各種通報・避難誘導等の活動を行う。

▶ 第7 防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を呼集し速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社（本部）、関係社等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

▶ 第8 県との連携

町長は、県による現地災害対策本部が設置された際に、現地災害対策本部との連携を密にして円滑な応急対策を推進する。

また、様々な災害の様態に的確に対応するため、県をはじめとする他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化に努める。

- ⇒⇒資料編参照 「1-4 丸森町災害対策本部条例」(P. 6)
「1-5 丸森町災害対策本部運営要綱」(P. 7)
「1-6 丸森町災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領」(P. 18)
「1-7 災害対策警戒配備要領」(P. 20)
「1-9 丸森町水防協議会条例」(P. 25)

第2節 避難活動

町及び防災関係機関は、大規模災害発生時において、地区住民等に対する速やかに避難誘導が人命を守ることにつながるものであることから、適切に避難情報の発令等を行うとともに、速やかに指定避難所を開設し、自主防災組織等の協力を得ながら管理運営に当たる。

地区住民等に対する避難誘導時には、各地区又は集落の単位ごとに集団避難させることを心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）への円滑な誘導にあたる。

また、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意し、避難情報及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

避難情報の発令に当たっては、危険の切迫性に応じたわかりやすい伝達とするとともに、その対象者を明確にし、避難情報に対応する警戒レベルに対応した避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起を図る。

なお、「警戒レベル」とは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものであり、町が避難情報を発令する場合や仙台管区気象台が大雨注意報等に該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、以下の警戒レベルを用いて提供される。

避難行動

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者
5	災害の発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	緊急安全確保	市町村
4	災害のおそれが高いことから、危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示	
3	災害のおそれがあることから、危険な場所から高齢者等※は避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。高齢者等以外の人も避難の準備や必要に応じ自主的に避難する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等及びその人の避難を支援する者	高齢者等避難	
2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報（洪水、大雨、高潮）	仙台管区気象台
1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）※大雨に関するもの	

▶ 第1 避難行動の原則と実施責任者

1 原則

① 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が過去の災害の経験に捉われることなく、自らが積極的に情報を収集するとともに、周囲の異変を察知して判断し、避難行動をとることが必要である。

② 警戒レベル3（高齢者等避難）での避難行動

避難の準備から避難開始、安全な場所（指定緊急避難場所、指定避難所、親戚宅、知人宅、民間ホテル等）への到着までに多くの時間を要する方は、高齢者等避難の発令から避難行動を開始する。

③ 警戒レベル4（避難指示）での避難行動

避難指示の対象とする避難行動については、次の全てを避難行動とする。

ア 指定緊急避難場所、指定避難所への避難

イ 近隣の安全な場所(近隣のより安全な場所・建物等)への避難

ウ 町外などの安全な場所(親類宅、知人宅、民間ホテル等)への避難

④ 警戒レベル5（緊急安全確保）での避難行動

原則、警戒レベル3及び4での避難行動とするが、突発災害などにより避難行動が遅れた場合、各人が命を守る最善の方法を取ることとする。

2 実施責任者

① 町長は、住民に対する高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定を行う。

② 町は、避難活動を行う。

③ 町は、各施設の管理者の協力を得て、指定避難所の管理運営を行う。また、町は、指定避難所との連絡調整を行う。

④ 町は、指定避難所に職員（保健師等）を派遣し、避難者の健康管理を行う。

3 避難情報の区域

避難情報を発令する区域を 11 に分け、以下に指定する。ただし、災害発生状況に応じて、地区単位をより細かい集落単位、河川流域単位で区分するなど適宜状況に応じて変更を行うものとする。



▶ 第2 高齢者等避難

1 避難情報の伝達

町は、災害に関する予報及び警報を覚知した場合、住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者及び特に道路閉塞などにより孤立の可能性が高い集落の住民や指定緊急避難場所等までの距離がある地域の住民など、避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難情報を伝達する必要があり、時期を逸さずに高齢者等避難を発令する。

2 土砂災害

他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難情報を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを土砂災害警戒区域・土砂災害危険か所等の住民に啓発するよう努める。

3 夜間に備えた対応

夜間において避難情報を発令する可能性がある場合には、避難行動時の安全を考慮し、明るい時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

▶ 第3 避難の指示

町長は、災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、住民に対して速やかに避難指示を行う。また、避難指示を行う際に国又は県に必要な助言を求めることができる。なお、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことを考慮し、台風による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りをおそれず早期に避難指示を発令する。

特に、土砂災害や水位周知河川による水害については、突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため、町は指定緊急避難場所等の開設を終えていない状況であっても躊躇なく避難情報を発令することとし、住民に対しそのような場合があり得ることを平常時から周知する。

なお、町長は、道路閉塞や冠水、移動困難な豪雨による避難時の周囲の状況等により、避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示することができる。

避難情報の発令基準は以下のとおりである。

発令基準

①台風等の襲来がわかっている災害

警戒レベル	避難情報 (丸森町が発令) 【警戒レベル1・2は仙台管区気象台が発令】	警戒レベル相当	気象警報・注意報(仙台管区気象台等が発令)	指定河川洪水予報(仙台管区気象台と仙台河川国道事務所共同発令)	洪水警報の危険度分布(気象庁が発令)	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)(気象庁が発令)	大雨警報(浸水害)の危険度分布(気象庁が発令)
			土砂災害警戒情報(宮城県と仙台管区気象台の共同発令)	3時間先までの予測	3時間先までの予測	2時間先までの予測	1時間先までの予測
1		1	早期注意情報(警報級の可能性)				
2		2	大雨注意報, 洪水注意報	氾濫注意情報	注意	注意	注意
3	高齢者等避難※1	3相当	大雨警報(土砂災害, 浸水害), 洪水警報	氾濫警戒情報	警戒	警戒	警戒
4	避難指示 ※2	4相当	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報	非常に危険	非常に危険	非常に危険
					極めて危険	極めて危険	極めて危険
5	緊急安全確保	5相当	大雨特別警報	氾濫発生情報			

※1 暴風警戒域に入る12時間～24時間前には発令

※2 台風の接近が予想され、土砂災害警戒情報または氾濫危険情報の発表が予想される場合。さらに、「夜間」及び「平均風速20m以上が予想される場合」は、早期に避難指示を発令する

②予測できない線状降水帯の発生やゲリラ豪雨の発生などの突発的な災害

警戒レベル	避難情報 (丸森町が発令) 【警戒レベル1・2は仙台管区気象台が発表】	警戒レベル相当	気象警報・注意報 (仙台管区気象台等が発表)	指定河川洪水予報 (仙台管区気象台と仙台河川国道事務所の共同発表)	洪水警報の危険度分布(気象庁が発表)	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)(気象庁が発表)	大雨警報(浸水害)の危険度分布(気象庁が発表)
			土砂災害警戒情報(宮城県と仙台管区気象台の共同発表)	3時間先までの予測	3時間先までの予測	2時間先までの予測	1時間先までの予測
1		1	早期注意情報(警報級の可能性)				
2		2	大雨注意報, 洪水注意報	氾濫注意情報	注意	注意	注意
3	高齢者等避難※1	3相当	大雨警報(土砂災害, 浸水害), 洪水警報	氾濫警戒情報	警戒	警戒	警戒
4	避難指示	4相当	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報	非常に危険	非常に危険	非常に危険
					極めて危険	極めて危険	極めて危険
5	緊急安全確保	5相当	大雨特別警報	氾濫発生情報			

③上記に当てはまらない場合の災害

種別	発令基準
高齢者等避難	① 気象予警報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 ② 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 ③ 宮城県及び仙台管区気象台から大雨警報(土砂災害)が発表され、被害の発生する可能性が高まったとき。
避難指示	① 高齢者等避難より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 ② 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。 ③ 宮城県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表され、人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき。 ④ 災害を覚知し著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。 ⑤ 人的被害が発生したとき。
受け入れ避難	長期間にわたる避難又は移送を必要とする場合において、避難者又は救出者の受け入れ施設を開設し、避難の立ち退きを指示する。

1 避難情報の発令を行う者

避難情報を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

避難に時間を要する避難行動要支援者については、「丸森町避難行動要支援者避難支援計画」により、総務部、保健福祉部、丸森病院、丸森町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所等と連携を図り、事前に「避難情報」を提供する。

避難情報を発すべき権限者と根拠法

実施責任者	種類	内容	要件	根拠法
町長 (災害対策本部長)	災害全般	指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条
知事	災害全般	指示	町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認められ、かつ、急を要するとき。又は町長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		命令	人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条
水防管理者 (町長)	洪水	指示	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫しているとき。	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	洪水	指示	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫しているとき。	水防法第29条
	地すべり	指示	地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	指示	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合であり、かつ、警察官がその場にはいない場合。	自衛隊法第94条

警戒区域の設定権者と根拠法

実施責任者	要件	根拠法
町長	1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
警察官	2 前項の場合において、市町村長若しくは職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	3 「1」の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第63条に規定する応急措置をとることができる。	自衛隊法第94条
水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
消防吏員又は消防団員	火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条

2 町長の役割

町長が、大規模な災害等に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認めるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに立ち退きの指示を行う。

なお、避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所及び避難路や避難先、浸水想定区域

や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

3 警察の役割

- ① 警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は町長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。
- ② 角田警察署長は、町長が行う避難の指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。
- ③ 角田警察署は、指定された指定避難場所及び避難路を掌握し、避難の指示がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

4 自衛隊の役割

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にはいない場合に限り、避難等について必要な措置をとる。

▶ 第4 避難情報の内容及び周知

1 避難情報の内容

町長が避難情報の発令を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。また、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

- ① 避難対象地域
- ② 指定緊急避難場所等の避難先
- ③ 避難経路
- ④ 避難情報の理由
- ⑤ その他必要な事項

2 避難の措置と周知

避難情報を発令した時は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

なお、災害の状況に応じて避難情報を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民が行えるよう周知に努める。

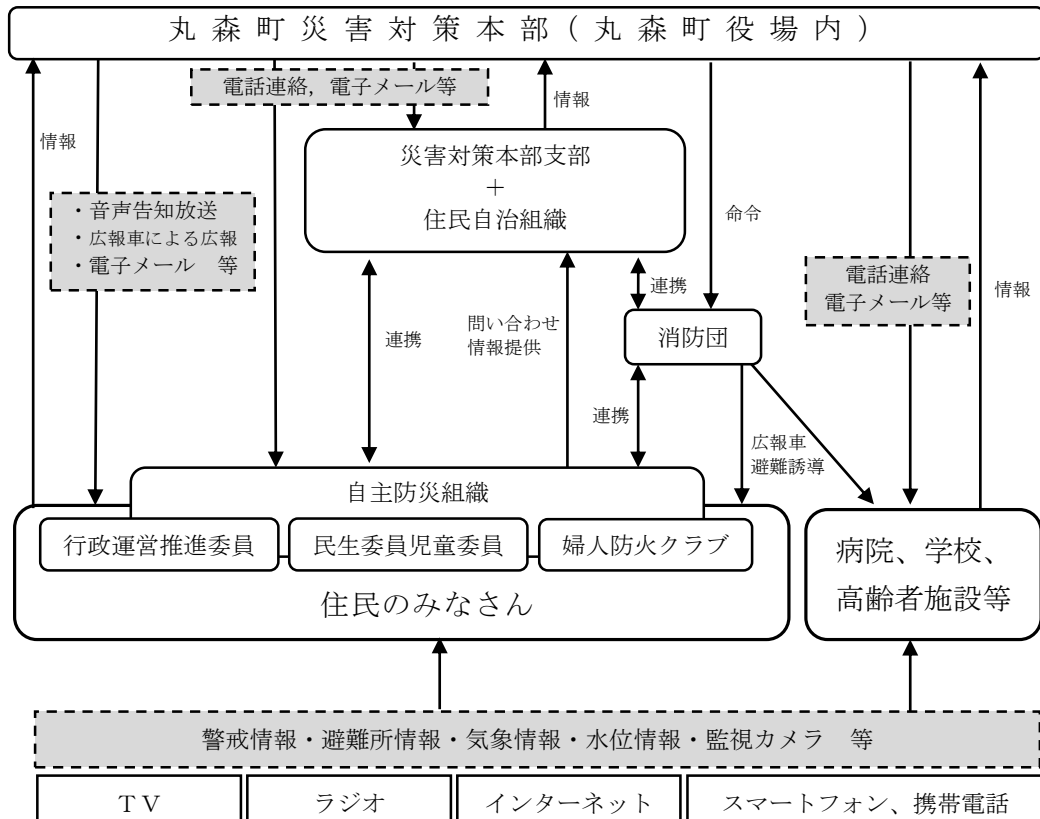
1) 住民等への周知

危険区域内の住民に対する避難情報の伝達は、概ね以下の方法により周知徹底を図るものとする。また、これらを解除したときも同様とする。

- ① 丸森町防災情報提供システム（音声告知システム）による放送
- ② 広報車による広報
- ③ 電話連絡

- ④ 関係者による口頭伝達
- ⑤ サイレン、鐘
- ⑥ 各報道機関（テレビ、ラジオ）へ放送要請
- ⑦ メール（安心安全メール、緊急速報メール）
- ⑧ 町ホームページ
- ⑨ 洪水による避難の指示は、以下の警鐘及びサイレン信号による。

住民への避難情報の伝達系統



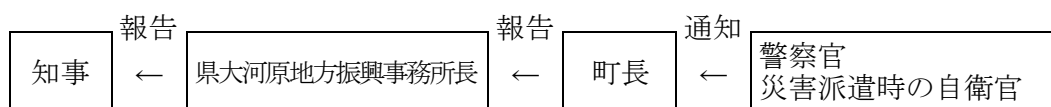
洪水による避難指示

警鐘記号	サイレン記号		
乱打	約1分 ○—————	約5秒 休止	約1分 ○—————

2) 関係機関の相互連絡

- ① 避難の指示を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。

関係機関相互の通知及び連絡系統



- ア 町長が避難の指示をしたとき又は他の実施責任者が避難の指示をした旨通知

を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

イ 警察官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知する。

ウ 水防管理者（町長）が避難のための立退きを指示したときは、その旨を角田警察署長に通知しなければならない。

エ 知事又はその命を受けた職員が地すべりにより著しい危険が切迫していると認め避難の立退きを指示したときは、直ちにその旨を角田警察署長に通知しなければならない。

② 避難の指示を行ったときは、①のほか、ほかの関係機関と相互に連絡をし、協力する。

③ 警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を町長に通知しなければならない。

3) 周知内容

周知する内容は、避難情報の理由及び内容、避難先又は指定避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品、その他必要な事項とする。

▶ 第5 避難誘導

1 避難誘導の方法

1) 各地区の誘導

- ① 誘導責任者は、当該地区の各消防分団長とする。
- ② 各地区の避難誘導は、当該地区の消防団員とする。
- ③ 避難誘導の協力者は、行政運営推進委員及び民生委員・児童委員並びに自主防災組織とする。
- ④ 誘導責任者は、警察官及び町職員、消防職員等と共に、危険区域から指定緊急避難場所へ適切な誘導を行う。
- ⑤ 誘導責任者は、必要に応じ町長を通じて、角田警察署長等に指定緊急避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。

2) 指定緊急避難場所、避難路の安全確保

誘導責任者及び避難誘導員は、以下の措置を実施する。

- ① 避難の誘導に当たっては、指定緊急避難場所等の安全確認を行うとともに、指定緊急避難場所までの経路に障害物がある場合はこれを撤去するなど、避難路の安全にも十分配慮する。
- ② 夜間に避難するときは、投光器等を利用し避難路の安全確認を行う。
- ③ 地震や水害など、災害の種類や状況により、一時指定緊急避難場所と二次指定緊急避難場所の指定など適切な指定緊急避難場所を判断する。

3) 避難の順位等

誘導責任者及び避難誘導員は、以下の措置を実施する。

- ① 住民間の避難の順位は、障がい者、高齢者、乳幼児、その他避難行動要支援者の順に優先する。
- ② 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生

すると認められる地区内居住者の避難を優先する。

- ③ 自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者、施設の高齢者、子供の避難については、車輛等により移送する。
- ④ 駅や観光客などの帰宅困難者の避難について、地区毎の被災状況を把握し、必要に応じて、一時滞在施設の確保等を推進する。

具体的には、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を図る。

また、鉄道事業者等との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

4) 避難時の留意事項

避難誘導員は、避難に当たり次の事項を住民に周知徹底するものとする。

- ① 戸締まり、火気及び電気ブレーカー等の始末を完全にすること。
- ② 携行品は、必要最小限度のものにすること。(食料、飲料水、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、現金、常備薬、携帯電話、消毒液、マスク、体温計、身分証明書等)
- ③ 服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。
- ④ 原則として徒歩によるものとし、広域避難が必要な場合などには、十分な安全確保を行いながら、車での避難を行うこと。ただし、災害発生状況時(冠水時など)や強風時、豪雨時などは、車での避難が危険であることから、「近隣の安全な場所」へ徒歩で避難することや、「屋内安全確保」を行うよう指導すること。

5) 避難終了後の確認

誘導責任者及び避難誘導員は、以下の措置を実施する。

- ① 避難の指示を発した地域に対しては、避難終了後、速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立ち退きの遅れた者などの有無の確認に努め、発見した場合は速やかに救出する。
- ② 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。

2 学校・社会福祉施設等の避難

町長は、学校・社会福祉施設等に対して、以下の措置の実施を要請する。

小中学校、保育施設及び社会福祉施設の児童生徒や入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項を定めた避難に関する要領により避難する。

1) 避難実施責任者

小中学校については校長が、保育施設及び社会福祉施設については代表者または事務長があたる。

2) 避難の順位及び編成等

避難の順位は年少者、低学年者を優先し、また避難をする際の編成はクラス等の単位とする。社会福祉施設では、入所者及び施設の利用者についてはあらかじめ避難要領等で定める方法等に基づいて行うとともに、居合わせた家族の避難にも留意する。

3) 誘導責任者

原則としてクラス等の担当教諭等を誘導責任者とするが、状況によってはクラスに居合わせた教諭等が責任者として誘導に当たり、あらかじめ定められた経路により避難する。社会福祉施設においては避難要領等に基づく。

誘導責任者は人員の確認を行い、避難の状況等を学校長等避難実施責任者に報告する。

4) 避難の要領、措置、注意事項

避難は避難要領及び常日頃の避難訓練に基づき、混乱やケガ等を生じさせないように整然かつ迅速に行う。

- ① 避難実施責任者は、児童生徒、施設入所者等を安全な場所に避難させた後、直ちにクラス担当教諭等の誘導責任者から人員の確認、報告を受けるとともに、避難状況及び被害の状況等について、速やかに町教育委員会、保健福祉課等関係機関に報告する。
- ② 学校長等は、避難した児童生徒等の安全と保護に万全を期すとともに、保護者及び関係機関等と緊密な連絡をとり、必要な措置を講ずる。
- ③ 社会福祉施設の代表者は、避難の状況等について入所者の家族等に連絡するとともに、必要な場合は福祉関係機関と協議し、新たな入所先、移送方法等を決定の上必要な措置を講ずる。
- ④ 土砂災害危険地域内に存在する保育施設等の通所施設は、夜間等の開所時間前に「避難情報」が発令された場合は閉所等の措置を講ずる。

▶ 第6 避難所の開設及び運営

町長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれがある避難者を一時的に受け入れし、保護するために必要と認められるとき、指定避難所となる施設の管理者と協議の上、速やかに開設する。避難者の地域的状況及び避難者数等によっては、地区集会所若しくは民間の施設や関係機関に協力を要請するほか、野外にテント等を仮設するなどにより受け入れる。

指定避難所の運営に際しては、生活環境が常に良好なものであるよう、食事の供与の状況、トイレの設置状況、防疫対策状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。避難の長期化などの必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとし、指定避難所だ

けでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て福祉避難所として開設するとともに、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

これに加え、必要に応じて、指定避難所における愛玩動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱事業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。詳しくは、第18節「愛玩動物」の収容対策に示す。

1 開設の広報

町は、指定避難所を開設したときは、速やかに避難者等に周知し、受け入れすべき住民を誘導、保護するとともに、直ちに次の事項を知事（復興・危機管理総務課、県大河原地方振興事務所）及び警察等関係機関に連絡する。

- ① 指定避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び受け入れ人員、世帯数等
- ③ 開設期間の見込み
- ④ その他必要な事項

2 指定避難所の管理運営等

町は、指定避難所の管理運営等においては、以下の措置を実施する。

1) 開設期間

災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、災害の状況に応じ、延長する場合もある。

2) 費用

指定避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

3) 指定避難所の管理責任者及び連絡員の選任

指定避難所を開設したときは、以下のとおり指定避難所の管理、運営を行う。

- ① 管理責任者：職員より1名選定し、派遣する。
- ② 連絡員：職員若干名
- ③ 担当業務

ア 避難者名簿を作成し、避難人員の実態把握に関すること。（指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を含む。）

イ 町災害対策本部、保健福祉部との連絡調整に関すること。

ウ 指定避難所開設の記録に関すること。

エ 避難者が必要とする情報の提供。

オ 必要な設備、備品の確保。

カ 指定避難所周辺の情報収集。

キ 特に、介護を要する人、病人等の把握と適切な処置。

ク 指定避難所の防疫に関すること。

- ④ 管理責任者等は、消防団員、行政運営推進委員、自主防災組織や指定避難所施設の管理者等と協力して、指定避難所の管理と避難者の保護に当たる。また、指定避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要に応じ警察官の配置を要請する。

4) 男女共同参画

指定避難所の運営について、女性を運営委員に参画させるとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点についても配慮する。

3 指定避難所との連絡

指定避難所と災害対策本部は、電話のほか、そのときの状況に応じて、防災無線、携帯電話など、可能な手段により行う。

4 避難生活が長期化する場合の措置

町は、避難生活が長期化する場合においては、以下の措置を実施する。

- ① 避難生活が長期化すると見込まれる場合は、7日を超えても継続して指定避難所を開設できる。

ただし、指定避難所が学校の場合、学業に支障を来すため、避難者の居住先の確保に努め、できる限り早期に閉鎖できるよう配慮する。

- ② 避難生活が長期化する場合、避難者の自立への意思を尊重するため、避難者自身による自主的な管理・運営が行われるよう促す。
- ③ 町は指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事の供与、トイレや更衣室、授乳室の設置等の把握に努め、必要な対策を講ずる。
- ④ 避難者のプライバシーが極力守られるよう、部屋の割り当て等を行うとともに、段ボールや板などたとえ簡単なものであっても仕切りとなるようなものを支給するよう努める。
- ⑤ 高齢者、障がい者等の要配慮者の利用に配慮した設備の整備に努める。
- ⑥ 男女の性差によるニーズを把握し配慮するとともに、安全性の確保を図る。

5 災害救援ボランティア等との協力

町は、災害救援ボランティアや専門性を有した外部支援者等と協力の上、指定避難所の環境・衛生管理、防火・犯罪対策及び食料・生活物資等の配布作業等を効率的に実施する。

6 学校施設を指定避難所とする場合の措置

町は、学校施設の管理者に対して、指定避難所が円滑に運営されるように協力を要請する。

7 町の区域外への広域避難

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、本町以外への広域的な避難が必要な場合には、角田市、亘理町、山元町との「大規模氾濫時の隣接市町間における避難の連携に関する協定」に基づき、相互に協力して避難者の受け入れを行うとともに、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては宮城県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

- ⇒⇒資料編参照 「1-28 災害時における避難者受け入れに関する協定書（あぶくま斎苑）」(P. 81)
「1-29 災害時における避難者受け入れに関する協定書（ジェロントピア）」(P. 84)
「様式-1 避難者カード」(P. 187)
「様式-2 避難者名簿（町民用）」(P. 188)
「様式-3 避難者名簿（町民以外用）」(P. 189)
「様式-4 指定避難所受け入れ状況表」(P. 190)
「様式-5 指定避難所日誌」(P. 191)

第3節 情報の収集・伝達体制

町は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関と緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、伝達する体制を整える。

防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため県、町はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

また、災害現場で活動する警察、消防、海上保安庁、自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うとともに、災害現場で活動する災害派遣医療チームDMAT等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があるため、町や県、指定地方公共機関等は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。

加えて、当該地域における備蓄の状況及び要配慮者のうち医療的援助が必要な者などの有無の把握に努め、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機等による視察、撮影等による情報収集を行うことを検討する。

▶ 第1 実施責任者

- ① 町長は、大規模な災害が発生したとき、直ちに道路交通及びライフラインの被害、出火状況等の規模や範囲を把握するため、被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に収集し、県及びその他関係機関に伝達する。
- ② 防災関係機関は、必要に応じて航空機や無人航空機による視察や撮影、衛星画像の入手等、被害状況を広範囲にわたって把握するための情報を収集し、被害規模の把握に努める。

▶ 第2 情報の収集体制

1 情報収集体制

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、町職員、消防団員等をもって情報把握にあたらせるとともに、各地区に以下の情報調査連絡員をおく。

- ① 各地区情報調査連絡員は、各行政運営推進委員の職にある者をもって当てる。
- ② 消防関係機関の情報調査連絡員は以下のとおりである。

消防関係機関の情報調査連絡員

署・分団名	職名	連絡方法
角田消防署丸森出張所	所 長	電話、防災無線、携帯電話、電子メール
丸森町消防団丸森分団	分団長	〃
〃 筆甫分団	〃	〃
〃 大内分団	〃	〃
〃 金山分団	〃	〃
〃 小斎分団	〃	〃
〃 館矢間分団	〃	〃
〃 大張分団	〃	〃
〃 耕野分団	〃	〃

2 情報の収集

1) 初動期における被害情報等の収集

町長は、大規模な災害発生直後の初動対策を実施するうえで必要な情報として、次の情報を迅速かつ的確に収集する。

- ① 洪水、火災及び土砂災害に係る情報及び土砂災害警戒区域にかかる情報
- ② その他異常現象に係る情報
- ③ 人命に係る情報
- ④ その他初動対策に係る情報

2) 被害情報等の収集

- ① 災害発生のおそれがある異常な現象
- ② 河川の増水、その他災害発生のおそれがある状況
- ③ 避難の必要の有無及び避難状況
- ④ 災害が発生している状況
- ⑤ 水防その他の応急対策の活動状況
- ⑥ 人命危険の有無及び人的被害の発生状況、住宅被害の状況
- ⑦ 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- ⑧ その他災害の発生拡大を防止する上で必要な事項

3 被害状況の調査

1) 被害調査体制

町における被害状況の調査は、以下のとおり各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

被害調査内容が各部に属さない被害については、現地調査班を結成し、状況を速やかに把握する。なお、指示は総務課長が行う。

被害調査体制

	被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名
被害調査体制	被害状況総括	総務課長	各課（局・室）長 各地区情報調査連絡員
	各地区内の被害（所管施設関係被害）	企画財政課長、支部長	各地区情報調査連絡員 各施設の長
	死傷者、病院等医療施設、 社会福祉所管施設関係被害	保健福祉課長 子育て定住推進課長	各地区情報調査連絡員 各施設の長
	一般住宅等建物関係被害	町民税務課長	各地区情報調査連絡員
	衛生関係被害	町民税務課長	〃
	農林業等関係被害	農林課長・農業委員会 事務局長	農協、森林組合ほか
	商工関係、観光施設等の被害	商工観光課長	商工会、保勝会
	公共土木施設関係被害	建設課長	各地区情報調査連絡員
	都市計画、下水道関係施設被害	建設課長	〃
	交通路被害	建設課長	〃
	水道関係施設被害	建設課長	〃
	学校教育施設関係被害	学校教育課長	各施設の長
	文化財、所管施設関係被害	生涯学習課長	各施設の長
上記以外の被害で各部に属さない被害	総務課長	現地調査班	

2) 調査要領

丸森町災害対策本部運営要綱、災害対策本部活動要領の定めにより実施するものとし、内容は災害調査書に必要事項を記入する。（「様式－6 被害状況報告（P.192）」を参照）

なお、被災状況をより明らかにするため、写真撮影も併せて行う。

4 情報の伝達

1) 連絡担当及び連絡先

町が県の地方機関その他の関係機関に災害情報及び被害状況を通報、報告する場合の各課の責任者及び連絡先は、以下のとおりとする。

なお、町と県の間における情報伝達は、防災行政無線等を活用する。防災行政無線が使用できない場合は、災害復旧用無線電話等あらゆる無線通信を用いて対応する。

関係機関の連絡先

部名	連絡責任者		連絡先		備考
	正	副	機関名	電話番号	
総務部	所属長	所属長補佐	宮城県復興・危機管理部 復興・管理総務課	022-211-2375	
			国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所 計画課	022-304-1902	
			陸上自衛隊船岡駐屯地 第2施設団本部第3科	0224-55-2301	防衛班 内線 243
			角田警察署	0224-63-2211	警備課
			角田消防署丸森出張所	0224-72-1244	
			県大河原地方振興事務所	0224-53-3133	総務班
			東北電力ネットワーク(株)白石電力センター	0224-26-1301	総務課

			東日本電信電話(株)宮城事業部	022-269-2248	災害対策室
保健福祉部	〃	〃	県仙南保健福祉事務所	0224-53-3115	
農林部	〃	〃	県大河原地方振興事務所	0224-53-3133	
			県大河原農業改良普及センター	0224-53-3516	
			県大河原家畜保健衛生所	0224-53-3538	
建設部	〃	〃	県大河原土木事務所	0224-53-3135	総務班
			国土交通省東北地方整備局 仙台海川国道事務所 角田出張所	0224-63-2315	
			宮城南部復興事務所	0224-51-8290	
町民 税務部	〃	〃	県仙南保健福祉事務所	0224-53-3118	環境廃棄物班
教育部	〃	〃	県大河原教育事務所	0224-53-3926	総務班

2) 情報等の交換

町は、収集した災害情報を逐次各関係機関に通報するとともに、情報を交換する。

町、県及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は以下のとおりとする。

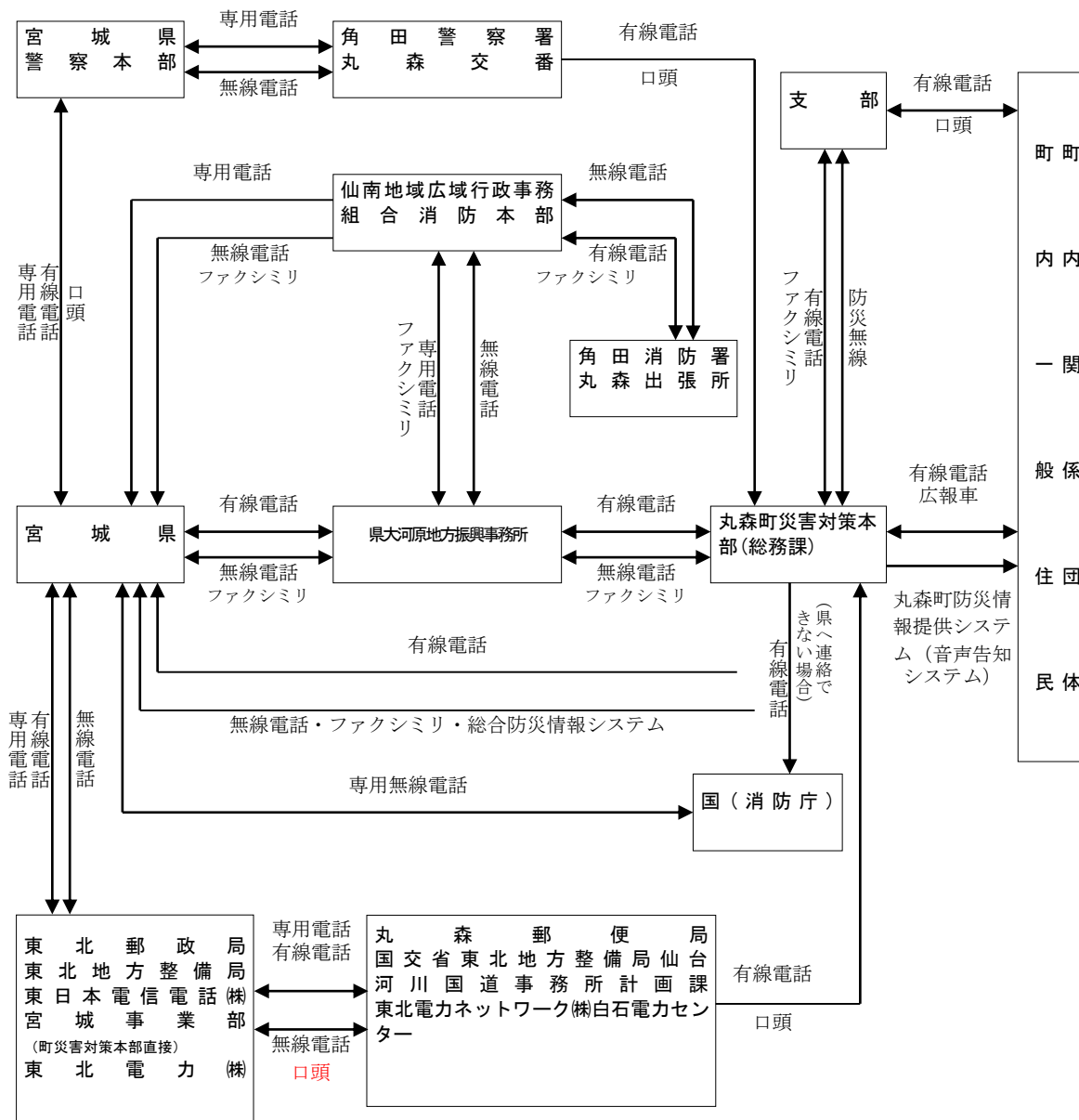
- ① 災害に関する気象、地象、水象の観測結果等の資料に関すること。
- ② 災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合において、その掌握する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- ③ 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- ④ その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。

3) 情報等の相互交換体制

町、県及び関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定める。

情報等の連絡系統は、以下のとおりである。

情報等の連絡系統



第3 県への被害状況の報告

1 被害状況の報告

町長は、市町村被害状況報告要領に基づき速やかに被害情報を収集する。

被害状況が判明した場合は、「宮城県総合防災情報システム (MIDORI)」により、県に報告する。

県に連絡できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害情報を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

応急措置が完了した場合、県への最終的な災害確定報告は10日以内に、所定の様式にまとめた上報告する。

なお、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるた

め、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

2 報告の種類

1) 災害概況即報（様式1号）

町長は、災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合、又は災害が発生するおそれのあるときに、その概況について報告する。

なお、災害により消防機関等への通報が殺到した場合には、報告様式に関わらず無線電話、ファクシミリ等最も迅速な方法によりその状況を直ちに国（消防庁）及び県に報告する。

2) 被害状況報告〔即報〕（様式2号）

町長は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までにMIDORIで報告する。この場合、被害額については、省略できる。

なお、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告する。

（注）施設等の被害箇所数及び被害額については、国管理・県管理分を除く。

3) 被害状況報告〔確定〕（様式2号）

町長は、県の指定する期日までMIDORIで報告する。（概ね災害が発生してから10日以内）

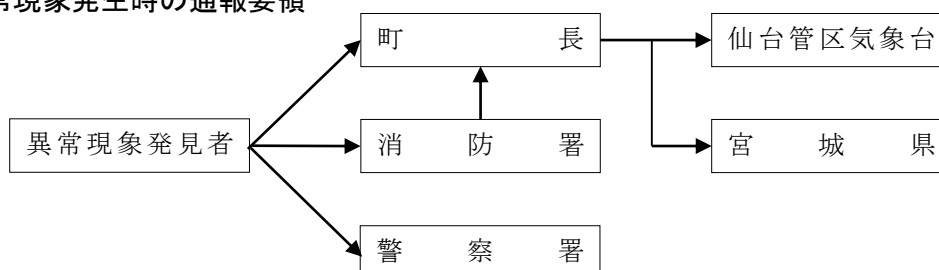
（注）施設等の被害箇所数及び被害額については、国管理・県管理分を除く。

▶ 第4 異常現象を発見した場合の通報

① 町長は、住民に広報紙などによって通報先を周知させるものとする。

住民等は、災害が発生すると思われる異常な現象を発見した場合又は災害の発生事実を知った場合は、直ちに以下に掲げる関係機関に通報しなければならない。

異常現象発生時の通報要領



異常現象を発見した場合の通報先

異常現象等区分	通報先	電話	所在地
地象等に関する事項	総務課	0224-72-2111	丸森町字鳥屋 120
	角田警察署警備課 (交番及び各駐在所)	0224-63-2211	角田市角田字扇町 5-7 (丸森町各地区)
	角田消防署丸森出張所	0224-72-1244	丸森町字鳥屋 82-1
火災、ガス漏れの発見	仙南地域広域行政 事務組合消防本部	119 0224-52-1050	大河原町字新青川 1-1
	角田消防署丸森出張所	0224-72-1244	丸森町字鳥屋 82-1
その他災害が発生するおそれがある異常現象または、災害の発生を知った場合	総務課	0224-72-2111	丸森町字鳥屋 120
	角田警察署警備課 (交番及び各駐在所)	0224-63-2211	角田市角田字扇町 5-7 (丸森町各地区)
	角田消防署丸森出張所	0224-72-1244	丸森町字鳥屋 82-1

- ② 警察官等は、異常現象等の通報を受けた場合は速やかに町長に通報しなければならない。
- ③ 町長は、①又は②より通報を受けた場合、必要と認めるときは以下の関係機関に通報しなければならない。

異常現象発生時の関係機関への通報先

異常現象等区分	通報先	電話	所在地
地象に関する異常現象	仙台管区気象台	022-297-8108	仙台市宮城野区五輪一丁目 3-15
その他の異常現象、災害発生の実態を知った場合	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所 計画課	022-304-1902	仙台市太白区あすと長町 4-1-60
	角田警察署警備課	0224-63-2211	角田市角田字扇町 5-7
	角田消防署丸森出張所	0224-72-1244	丸森町字鳥屋 82-1
	県大河原地方振興事務所	0224-53-3133	大河原町字南 129-1
	県大河原土木事務所	0224-53-3135	〃
	県大河原農業改良普及センター	0224-53-3516	〃
	県仙南保健福祉事務所	0224-53-3115	〃
	東北電力ネットワーク(株) 白石電力センター	0224-26-1301	白石市半沢屋敷前 138-1
	東日本電信電話(株)宮城事業部	022-269-2248	仙台市若林区五橋三丁目 2-1

- ⇒⇒資料編参照 「1-5 丸森町災害対策本部運営要綱」(P. 7)
「1-30 市町村被害状況報告要領」(P. 86)
「様式-6 被害状況報告」(P. 192)
「様式-7 人的被害調査票」(P. 195)
「様式-8 道路・橋梁等被害調査票」(P. 196)
「様式-9 建物被害調査票」(P. 197)
「様式-10 登庁途中における災害状況報告書」(P. 198)
「様式-11 災害概況即報」(P. 199)
「様式-38 災害等情報送受信票」(P. 228)

第4節 災害広報活動

町及び防災関係機関は、社会秩序の維持及び民心の安定を図るため、災害情報、指定避難所等の状況、安否情報等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ正確に災害の広報を図る。

▶ 第1 実施責任者

- ① 町長は、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知する。
- ② 総務部及び企画財政部は、広報を担当し、総務部長が総括する。
- ③ 防災関係機関は、それぞれの所掌により、住民等に対し、災害情報等を周知する。

▶ 第2 広報担当

町長が行う災害広報に関する担当は、以下のとおりとする。

広報担当

広報担当区分	責任者	担当者	連絡方法
報道機関担当	総務部長	副部長	口頭、文書、電話
防災関係担当	〃	〃	電話、無線電話
庁内担当	〃	〃	庁内放送、文書、電話
住民担当	企画財政部長	〃	広報車、電話、丸森町防災情報提供システム

▶ 第3 災害広報の要領

- ① 町長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。
- ② 町の実施する広報は、すべての広報総括者（総務部長）に連絡する。
- ③ 広報担当者は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努める。

▶ 第4 広報内容

町は、災害広報について、町内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者のニーズを充分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、被災者の置かれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとし、特に、停電や通信障害発生時は

情報を得る手段が限られていることから、紙媒体の配布や広報車での広報を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮する。

災害発生直後

- ① 災害対策本部設置に関する事項
- ② 安否情報
- ③ 被害区域及び被害状況に関する情報
- ④ 避難（場所等）に関する情報
- ⑤ 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- ⑥ 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報（降雨量については、時間雨量のほか累積雨量）
- ⑦ ライフラインの被害状況に関する情報
- ⑧ 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- ⑨ 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- ⑩ 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- ⑪ 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- ⑫ 自主防災組織に対する活動実施要請
- ⑬ 被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- ⑭ その他必要事項

生活再開時期

- ① 防疫に関する情報
- ② 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- ③ 相談窓口の設置に関する情報
- ④ 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
- ⑤ 遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ⑥ ごみ、し尿、災害廃棄物、医療廃棄物などの処理に関する情報
- ⑦ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- ⑧ 町内各施設の復旧状況
- ⑨ ボランティアの受け入れ情報
- ⑩ その他必要事項

▶ 第5 広報の実施方法

町は、広報活動について、あらゆる広報媒体を利用して迅速に広報するとともに、状況によりテレビ・ラジオ・新聞等報道機関に協力を要請して広報する。

なお、その際には、情報の内容、地域、時期、被災者（一般、高齢者、障がい者、外

国人)に応じた広報を行う。特に情報伝達は避難行動要支援者、災害により孤立化のおそれがある区域の被災者、帰宅困難者、外国人等、情報の入手が困難な被災者に対しても確実に伝わるよう必要な体制の整備を図る。

1 緊急広報

- ① 丸森町防災情報提供システム（音声告知システム）による一斉広報
- ② 広報車による広報
- ③ 口頭、文書による連絡
- ④ テレビ・ラジオ等放送機関への協力要請による広報
- ⑤ インターネット・電子メールによる広報

2 一般広報

- ① 広報紙による広報
- ② チラシ等による広報
- ③ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関への協力要請による広報
- ④ 掲示板への提示による連絡
- ⑤ 指定避難所への広報員の派遣
- ⑥ 行政運営推進委員や自主防災組織を通じた連絡
- ⑦ 電話・FAXを活用した連絡
- ⑧ インターネット・電子メールによる広報

3 要配慮者への広報

- ① 行政運営推進委員、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、在宅の障がい者や高齢者等に対し、口頭で連絡するとともに、広報紙を配布する。
- ② 視聴覚障がい者には、口頭での連絡、点字、録音テープ等による情報の提供を、障害に応じて行う。
- ③ 外国人に対しては、通訳のできるボランティア等の協力を得て、主要な外国語による広報紙等の翻訳を行い、広報に努める。
- ④ 要配慮者利用施設に対しては、丸森町災害時要援護者支援アクションプログラムに定める伝達方法により広報を行う。

▶ 第6 安否情報

町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被害者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受ける恐れがある

者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

▶ 第7 報道機関への発表

町は、報道機関への発表を次のように行う。

- ① 災害対策本部長又は副本部長は、災害対策本部において、記者会見を行い、被害の状況について発表する。
- ② 総務副部長は、報道機関への発表資料をとりまとめる。
- ③ 発表に際しては、日時、場所、目的等を事前に各報道機関に連絡する。

▶ 第8 広聴活動

1 相談総合窓口の設置

町は、災害発生後速やかに、被災者等からの相談や電話での問い合わせに対応するため、総合的な窓口を1本化した「相談総合窓口」を設置する。

町民からの相談や電話での一切の問い合わせを、内容に応じて迅速に各担当へ振り分けるとともに、電話等のたらい回しを防止する。

また、窓口を設置したときには、広報車、報道機関等により、住民等へ周知する。

▶ 第9 防災関係機関の広報活動

1 警察の広報

角田警察署は、関係機関と相互に協力し、次の事項等に関する広報活動を実施するとともに、報道機関の協力を得て災害広報を行う。

- ① 災害区域及び被害状況
- ② 避難誘導、救助活動及び緊急輸送ルート等通行路確保のための交通規制広報
- ③ 道路における危険防止及び交通の円滑に関する交通広報
- ④ 災害危険箇所及び危険物の所在等二次災害の防止に関する防災広報
- ⑤ 被災地域及び指定避難場所等における犯罪予防広報

2 その他の機関

防災関係機関は、各々関係する情報について町民が必要とする度合いに応じて積極的に広報活動を行う。さらに、必要事項は、随時、災害対策本部にも連絡する。

第5節 災害救助法の適用

大規模災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民等の協力の下に、応急的に食料品その他の生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

▶ 第1 実施責任者

- ① 町長は、災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準に該当し、又は該当する見込みであるとき、知事に対し災害救助法の適用を要請する。
- ② 知事は、町長の要請に基づき被害状況を確認し、厚生労働大臣と協議して必要があると認めたときは災害救助法を適用し、速やかに町長へ連絡する。
- ③ 災害救助法の実施は、知事が行うが、迅速な救助の必要性が認められる場合は、事務の一部が町長に委任される。ただし、救助及び災害の自体が急迫しており、知事による救助の実施又は事務の委任を待つことができないときの救助の実施は町長が行う。
- ④ 保健福祉部は、災害救助法に基づく救助事務を行い、知事の救助の実施に協力する。

▶ 第2 災害救助法の適用

災害救助法による救助は、町の区域単位に、原則として同一原因の災害による町の災害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、以下のいずれかに該当する場合となっている。

- ① 町の滅失世帯数が40世帯以上のとき。
(注) 滅失世帯は、全壊（焼）、流失等により住家が滅失した世帯をいい、住家が半壊（焼）する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ1滅失世帯とみなす。
- ② 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が2,000世帯以上に達したときで、かつ、町の滅失世帯数が20世帯以上に達したとき。
- ③ 県の区域内の被害世帯数が9,000世帯以上であって、町内の被害世帯数が多数であるとき。（町の被害状況が特に救助を要する状態であること。）または、災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害に見舞われた者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであるとき。
- ④ 多数のものが生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。
 - ア 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。
 - イ 食品の給与等に特殊の補強方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合。

2 救助の種類

- ① 指定避難所の設置
- ② 応急仮設住宅の供与
- ③ 炊き出しその他による食品の給与
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑥ 医療
- ⑦ 助産
- ⑧ 被災者の救出
- ⑨ 被災した住宅の応急修理
- ⑩ 学用品の給与
- ⑪ 埋葬
- ⑫ 遺体の搜索
- ⑬ 遺体の処置
- ⑭ 障害物の除去
- ⑮ 輸送費及び賃金職員等雇上費
- ⑯ 実費弁償

3 適用の手続き

1) 災害救助法の適用要請等

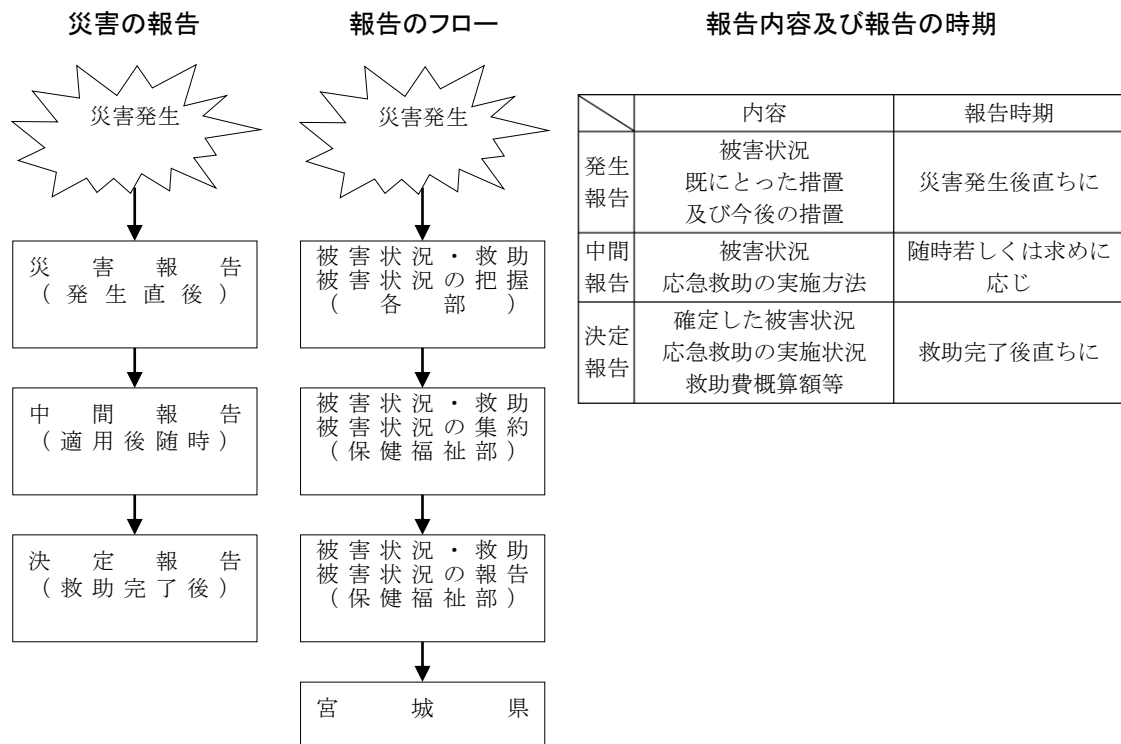
町長は、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に達し、又は達する見込みがある場合、知事に対し、災害救助法の適用を申請する。

また、知事から災害救助法の適用通知を受理した場合は、速やかに災害対策本部事務局に報告する。

2) 救助の実施状況及び費用の報告

町長は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用について、保健福祉部に対し取りまとめを指示する。

同部は救助実施状況等をまとめ、知事に報告する。



4 救助の開始

災害救助法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、災害救助法第4条に規定する救助を実施するときに開始される。

原則：災害発生日 = 救助の開始日 = 公示日

例外：①長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合

災害発生日 = 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日

②被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合

公示日 = 被害等が判明した日

▶ 第3 救助の実施の委任

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、知事に全面的に委任されている。ただし救助は、災害の発生と同時に迅速かつ適切に行われなくてはならないため、知事は災害救助法第13条の規定に基づき、下記の救助の実施を町長に委任することができる。

したがって、町が行う災害救助法に基づく救助活動については、知事の補助又は委任による執行となる。なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき町長が応急措置を実施する。

- ① 指定避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産

- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処置
- ⑩ 障害物の除去
- ⑪ 応急救助のための輸送
- ⑫ 応急救助のための賃金職員雇上費

なお、救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として下表のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害毎の被災範囲や被災場所(町の行政機能が損なわれるような状況)等を勘案し、県と町とが協議した上で、実施者及び救助の種類を決定することができる。

災害の規模に応じた救助の実施者

		救助の種類
局地災害 の場合	町	全ての援助（県から即時に委任（法第13条第1項））
	県	—
広域災害 の場合	町	県が行う以外の全ての援助（県から即時に委任（法第13条第1項））
	県	応急仮設住宅の供与

※広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、町へ委任することができる

第6節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

町は、大規模災害時における町民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や指定避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら、効率的で迅速かつ円滑に物資を調達・確保するものとする。

また、被災者のニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関と連携し、備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、指定避難所で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど指定避難所の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

▶ 第1 実施責任者

- ① 町長は、食料、飲料水、生活物資の調達を関係団体に要請する。
- ② 保健福祉部は、食料（主食・副食・調味料）、炊き出し、生活物資の調達、並びに義援物資の受け入れ、配分を行う。
- ③ 建設部は、飲料水の調達を行う。

▶ 第2 食料

1 主食

1) 配給品目

品目は、原則として米穀とするが、実情に応じ乾パン及び麦製品とする（乾パン、麦製品の精米換算率は100%とする）。

2) 配給基準量及び費用負担等

配給量及び費用負担等は以下のとおりとする。

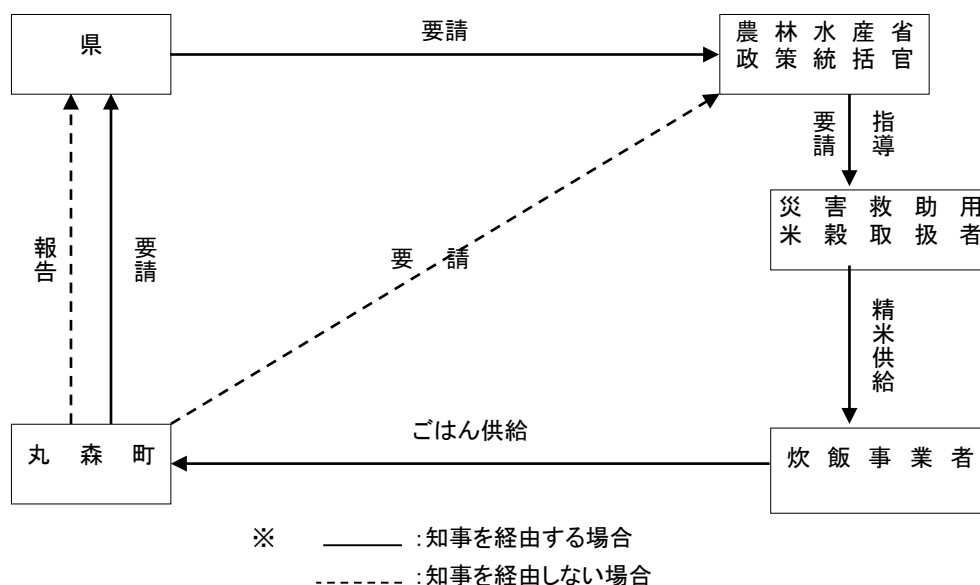
主食の配給基準

配給対象	配給基準量 (1人1食当たり)	配給期間	費用負担
炊き出しによる給食を行う必要があるもの	200g	原則として災害の日から7日以内	町
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するもの	300g	実状に応じ町長が、その都度決定	町

3) 調達方法

- ① 調達に関して、現場責任者を配置し、指導及び関係事項の記録にあたらせる。
- ② 町長が主食を調達する場合は、町商工会に要請して、町内米穀販売事業者から必要数を調達する。
- ③ 災害救助法が発動されたことにより、主食の配給等を実施する場合は、知事（県大河原地方振興事務所）に対し応急配給申請を行い、指定された場所で現物を調達する。
- ④ 応急配給の申請は、原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行うものとし、必要数量及び被災者数、応急対策従事者数等を連絡する。
- ⑤ 米穀の受領方法は、以下の2通りとする。
 - ア 米穀販売事業者から配給を受ける場合
→知事から「米穀類臨時購入切符」の交付を受け、指定された販売事業者から購入する。
 - イ 災害救助法が発動され、知事から災害救助用米穀の交付を受ける場合
→知事が指定した災害救助用米穀取扱者から受け取る。ただし、災害救助法が発動され、通信、交通の途絶により知事に災害救助用米穀の応急配給申請ができない場合、町長は、農林水産省政策統括官に対し直接申請し、現物の交付を受ける。
なお、直接農林水産省に申請した場合は、速やかにその旨を県へ報告する。
- ⑥ 町内の米穀取扱事業者
- ⑦ 町商工会との協定書

緊急時における食料(精米)の供給体制



2 副食・調味料等の調達

- ① 調達に関して、現場責任者を配置し、指導及び関係事項の記録にあたらせる。
- ② 副食、調味料等の調達
 - ア 町長が副食、調味料等を調達する場合は、町商工会に要請して、町内取扱事業者から必要数を調達する。
 - イ ただし、町内取扱事業者が被害を受けた場合及び不足する場合は、近隣市町及び知事に対し調達を依頼する。
 - ウ 町内の取扱事業者
 - エ 町商工会との協定書

3 調達食料の輸送

調達食料の輸送は、原則として、調達事業者及び団体等が行うが、状況により保健福祉部が宮城県トラック協会等に協力要請を行い、効率的な食料輸送を実施する。

4 調達、救援食料等の集積場所

調達食料及び救援食料等の集積場所は、以下のとおり定めておく。

調達、救援食料等の集積場所

施設名	所在地	電話番号	施設概要 (㎡)		配分対象 区 域
丸森まちづくりセンター	丸森町字鳥屋 120	72-1683	RC 2階建て	1,347	丸森
金山まちづくりセンター	金山字下前川原 17	78-1121	RC 2階建て	351	金山
筆甫まちづくりセンター	筆甫字和田 80-2	76-2111	RC 平屋建て	360	筆甫
大内まちづくりセンター	大内字横手 82-1	79-2004	RC 平屋建て	882	大内
小斎まちづくりセンター	小斎字山崎 63	78-1111	RC 平屋建て	356	小斎
館矢間まちづくりセンター	館矢間館山字大門 148-1	72-2120	鉄骨平屋建て	850	館矢間
大張まちづくりセンター	大張大蔵字川前 39-1	75-2124	RC 2階建て	352	大張
耕野まちづくりセンター	耕野字小屋館 7-4	75-2134	RC 平屋建て	357	耕野

▶ 第3 炊き出し

1 炊き出しの実施

炊き出し現場に現場責任者を配置し、関係事項の記録に当たらせる。

1) 供給対象者

災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の供給対象者は、以下のとおりとする。

- ① 指定避難所で一時的に生活する者
- ② 住家の被害が全半壊(焼)、流失又は床上浸水等のため炊事のできない者
- ③ その他食料品を喪失し、炊き出しの必要があると認められる者

2) 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、以下のとおり定めておくが、災害の実状に応じてほかの施

設を利用する。

炊き出しの実施場所

実施場所	炊き出し対象区域	炊き出し実施班の構成
丸森まちづくりセンター	丸森	婦人防火クラブ等
金山まちづくりセンター	金山	〃
筆甫まちづくりセンター	筆甫	〃
大内まちづくりセンター	大内	〃
小斎まちづくりセンター	小斎	〃
館矢間まちづくりセンター	館矢間	〃
大張まちづくりセンター	大張	〃
耕野まちづくりセンター	耕野	〃

3) 炊き出しの協力団体

炊き出しは、必要に応じて以下の協力団体に協力を求めるものとする。

また、不足する場合は、県、日赤宮城県支部及びボランティアの協力を得て作業を実施する。

炊き出しの協力団体

団体名	担当部
丸森町婦人防火クラブ	総務部
日赤奉仕団	保健福祉部

4) 費用

災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲。

5) 実施期間

原則として災害発生の日から7日以内。

2 食料の配分方法

食料品の配分は、各集積場所に班長1名、班員数名の班を編成し行う。

1) 配分要領

保健福祉部は、支給対象者を正確に把握し、不足や重複が生じないようにし、配分量等配付状況については、時系列的に記録しておくこととし、各対象者に対する配分方法は以下のとおりとする。

① 被災者に対する配分

炊き出し担当の責任者が被災者等に配分する際は、受給者名を記録し、適切な配分を期す。

② 指定避難所一時生活者に対する配分

指定避難所で一時的に生活している対象者に対しては、配分班長が受給者名を記録するとともに、巡回配付により行う。

③ 在宅者等に対する配分

在宅の障がい者や高齢者等で、集積場所等に出向くことの困難な者に対しては、

配分班長が受給者名を記録するとともに、巡回配付により行う。

④ 応急対策従事者に対する配分

配分班長は、各応急対策従事者の責任者に対し、所要数量を配分する。

2) 配分の協力団体

食料の仕分け、配分及び巡回配付については、必要に応じてボランティア団体等の協力を得ながら行う。

▶ 第4 飲料水

1 飲料水の供給方法等

応急給水等を実施するため班を編成する。

1) 給水対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができないり災者とするが、医療機関等重要施設への給水も考慮する。

2) 給水量

1人1日3リットル程度を基本に、災害の状況に応じて増量する。

3) 給水期間及び費用

給水に要する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

2 給水方法

① 浄水場、配水池等の応急給水拠点による給水のほか、給水車による運搬給水を行う。

② 飲料水が人の健康を害するおそれがある場合は、浄水処理をした上で、水質検査を実施し、水質基準に適合することを確認したのちに供給する。

③ 給水が不能になった場合は、以下のとおり飲料水を供給する。

ア 汚染の少ないと思われる井戸等の原水を煮沸、ろ過等消毒し供給する。

イ 被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地に協力を要請する。

④ 地域内の給水資機材は、以下のとおりである。

給水資機材

所有者等	ろ過器 能力数量	給水タンク 能力数量	給水缶等 能力数量	浄水薬品	電話番号
丸森町	—	1 t×2基 及びウォーターハ ールン同数有	20 ^{リットル} ×30缶 20 ^{リットル} ×3,000個	塩素	0224-72-3018

⑤ 飲料水の補給用水源として適当な水源は、以下のとおりである。

飲料水の補給用水源

水源名	所在地	管理者	水質状況
石羽浄水場	丸森町字石羽 49-7	町長	良
黒佐野浄水場	大内字黒佐野 125-49	町長	良
筆甫浄水場	筆甫字平松 43-8	町長	良

- ⑥ ①～⑤の方法でも給水が困難な場合は、給水施設の応急措置として、近隣市町及び日本水道協会東北支部長への応援要請、又は自衛隊への災害派遣（給水活動）要請を行う。

▶ 第5 生活物資

1 衣料、生活必需品等の調達

1) 調達方法

- ① 「災害時における物資供給に関する協定」等に基づき、町商工会等に要請して、町内及び協定事業者から必要量を調達する。
- ② 町内及び協定事業者が被害を受けた場合は、知事又は隣接市町長等に対しあつせん依頼する。

2) 調達物資の集積場所

調達物資の集積場所は、「第2 食料」に定める調達、救援食料の集積場所と同様とする。

2 生活必需品等の給与又は貸与の要領

1) 対象者

住家の全半壊（焼）、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等を喪失し、又は毀損し、日常生活に困難を来している者とする。

2) 品 目

- ① 寝具
- ② 衣料品
- ③ 炊事用具
- ④ 食器
- ⑤ 日用雑貨品
- ⑥ 光熱材料
- ⑦ 緊急用燃料
- ⑧ その他

3) 期間及び費用

衣料、生活必需品等の給与又は貸与の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

3 配 分

1) 配分計画の作成

衣料、生活必需品等の給与又は貸与の必要があると認める被災者を調査し、生活物資配分計画を作成する。配分計画では、次の事項を明確にする。

- ① 生活物資を必要とする被災者数
- ② 生活物資の品名、数量
- ③ 生活物資の受払い数量

2) 物資の配分

物資管理者（総務課、保健福祉課）は、生活物資配分計画により、被災者に対する生活物資の配分を迅速かつ的確に行い、受領書を徴する。

▶ 第6 支援物資の受け入れ、配分

受け入れ及び配分は、「第2 食料」に定める調達及び救援食料の配分班が配分にあたる。

1 支援物資の受け入れ

1) 配分計画

保健福祉部長は、衣料、生活必需品等を給与する必要があると認めり災者を調査し、支援物資配分計画を作成する。

なお、支援物資配分計画は、以下の事項を明確にする。

- ① 支援物資を必要とするり災者数（世帯人員毎とする。）
- ② 支援物資の品名、数量
- ③ 支援物資の受払い数量

2) 支援物資の受け入れ

- ① 支援物資配分計画を基に、関係機関と相互に連携を図りながら直ちに支援物資受け入れ窓口を設置し、支援物資の募集及び受け入れを開始する。
- ② 支援物資の募集にあたっては、報道機関等と連携し、支援物資の受け入れ方法等についての広報・周知を図る。
- ③ 物資の集積場所は、丸森町役場及び町民体育館とする。
- ④ 日本赤十字社宮城県支部等の関係機関と調整の上、支援物資の配分作業が円滑にできるよう努める。

2 支援物資の配分

- ① 保健福祉部長は、支援物資配分計画により、各地区協力員及びボランティア団体等の協力を得て、り災者に配分する。
- ② 必要分配量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配付作業にあたる各地区協力員及びボランティア団体等に情報提供を行う。
- ③ 支援物資の配送・管理にあたっては、宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請し、資機材や人材、ノウ

ハウ等を活用することで、的確に行なう。

▶ 第7 燃料の調達・供給

1 災害応急対策車両への供給

災害発生時における災害応急対策車両への優先供給を行い、災害対応力の強化に努める。

また、町及び防災関係機関等は事前に指定できない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行なえるよう関係機関との調整に努める

2 町民への広報

町は、燃料類の供給見通し等について、町民に広報するとともに、節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

- ⇒⇒資料編参照 「1-15 災害時における物資供給に関する協定」(P. 42)
「1-25 日本水道協会宮城支部水道施設の災害による相互応援計画」(P. 73)
「2-3 食料の調達先」(P. 97)
「2-4 衣料・生活必要物資の調達先」(P. 99)
「様式-13 炊出し給与簿」(P. 201)
「様式-14 炊出し食品等受払記録簿」(P. 202)
「様式-15 生活必需物資受払記録簿」(P. 203)
「様式-16 生活必需物資給(貸)与簿」(P. 204)
「様式-17 災害時における物資の供給等について(要請)」(P. 205)
「様式-18 災害時における物資の供給等について(報告)」(P. 207)
「様式-19 飲料水供給記録簿」(P. 209)
「様式-20 義援金品領収書」(P. 210)

第7節 相談活動

町は、大規模災害時において、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談、要望等に対応するため、相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

▶ 第1 実施責任者

町長は、被災した住民等からの相談に的確に対応する体制を確立する。

▶ 第2 町の相談活動

町は、被災者のための相談窓口を設置し、住民からの身近な相談や要望に対応するとともに、必要により県の相談窓口を紹介するなど住民の相談や要望の解決を図る。

- ① 災害発生後、速やかに相談窓口を設置する。
- ② 相談窓口における相談は、被災した町民等からの相談に的確に対応する。
なお、専門性を要する相談等にあつては、各担当窓口に取り次ぐなど、町民の要請に対応する。
- ③ 担当者は、相談内容を取りまとめ災害対策本部へ報告し、関係機関と連携し即時対応に努める。

▶ 第3 相談窓口設置の周知

町は、相談窓口を設置した時、町ホームページ、広報車等をはじめ、報道機関などを活用し、広く住民に周知する。

▶ 第4 相談の内容

相談の内容は次のとおりとする。

- ① 生活再建相談
生活再建のための経済援助、手続き等の相談は、次の項目について実施する。
ア り災証明書の発行
イ 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等
ウ 被災家屋の処理
エ 住宅の応急修理、応急仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん
オ その他生活相談
- ② 事業再建相談
事業再建のため、町、県及び国による支援事業についての相談及びあっせんを行う。
ア 中小企業関係融資
イ 農業関係融資
ウ その他融資制度

③ 個別専門相談

ア 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て行う。

イ 医療相談

心身の健康に係わる医療相談等は、医療関係団体等の協力を得て行う。

④ ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談は、関係機関の協力を得て行う。

⑤ 消費生活相談

被災に便乗した販売等の契約及び解約等に関するトラブルなどの消費生活相談は、県、警察、弁護士会等の関係機関の協力を得て行う。

⑥ 安否情報

安否情報は、同居の家族や住民の間だけでなく、町外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であるため、迅速で的確な情報の提供を行う。

▶ **第5 関係機関との連携**

町は、町民からの相談等で十分な情報がないものについて、県及び関係機関と連絡を取り、速やかに情報を収集し即時対応に努める。

第8節 相互応援活動

大規模災害時において、町のみでの災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、町は、他の市町村や防災関係機関に応援を要請し、連携を図りながら防災活動に万全を期す。

▶ 第1 実施責任者

- ① 町長は、応急対策を実施するために必要と認めたとき、他の市町村長に対し応援を求める。
- ② 応援を求められた時は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、災害市町村の指示の下に行動する。

▶ 第2 応援の要請等

1 相互応援協定

町長は、「第2章第8節 相互応援体制の整備」に掲げた相互応援協定に基づき、応援要請及び応援活動を行う。

2 応援の要請

町長が実施する応援の要請に当たっては、以下の事項を明確化した文書で行う。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。

- ① 災害の状況及び応援を必要とする理由
- ② 応援を要請する区域
- ③ 応援を必要とする期間、人員
- ④ 応援又は応援措置事項その他参考となるべき事項

3 県への情報伝達

町長は、応急対策の実施に際して、他の市町村からの応援を得ることになった場合に、県に対しその旨連絡する。

4 応援体制の確保

町長は、県内で大規模な災害が発生した場合、被災市町村に対する応援が必要となる場合があることから、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

また、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

▶ 第3 地域内の防災関係機関の応援協力

町長は、地域内における防災関係機関の相互応援協力が円滑に行われるようにするため、以下の連絡責任者を定めておく。

防災関係機関への連絡先及び担当

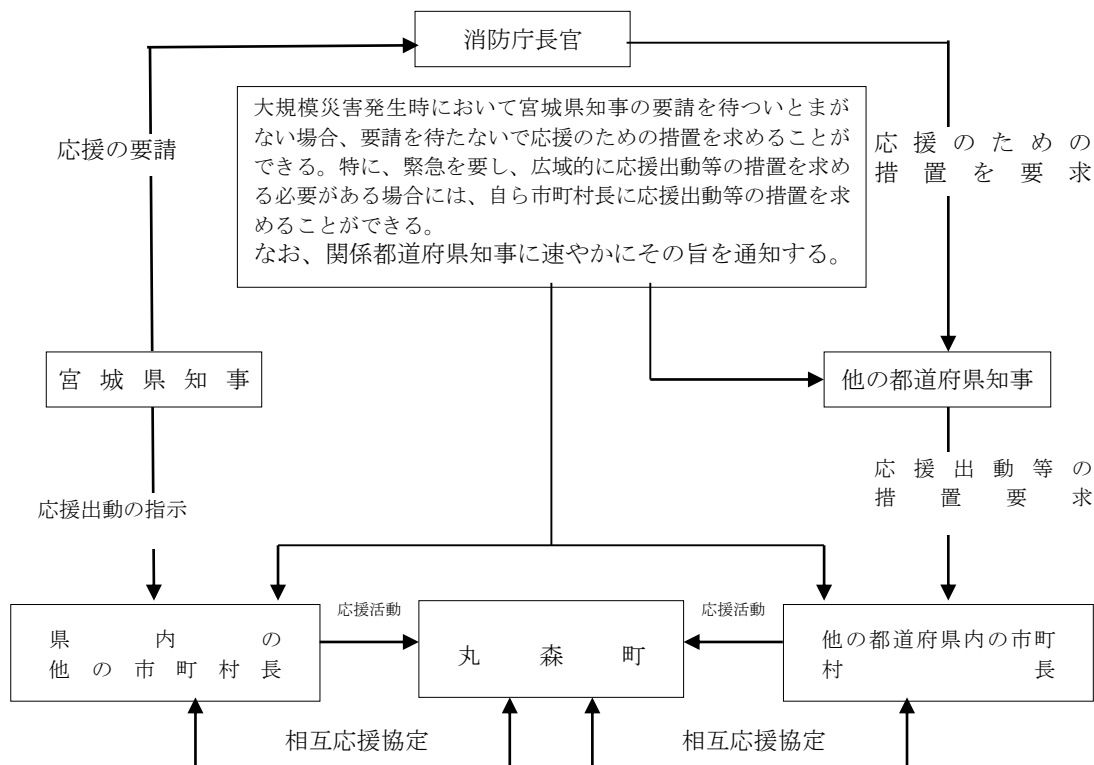
機関名	担当課	電話番号	連絡責任者
白石市	危機対策室	0224-22-1452	丸森町総務課長
角田市	防災安全課	0224-63-2111	〃
柴田町	総務課	0224-55-2111	〃
大河原町	〃	0224-53-2111	〃
村田町	〃	0224-83-2111	〃
川崎町	〃	0224-84-2111	〃
蔵王町	〃	0224-33-2211	〃
七ヶ宿町	〃	0224-37-2111	〃
角田警察署	警備課	0224-63-2211	〃
角田消防署	丸森出張所	0224-72-1244	〃

▶ 第4 消防等相互応援活動

1 消防相互応援活動

大規模災害により、仙南地域広域行政事務組合消防本部の消防力のみでは災害の防ぎよが困難な場合には、仙南地域広域行政事務組合理事長は災害の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行う。

消防相互応援協定に基づく応援体制



また、仙南地域広域行政事務組合理事長は、応援要請を行う他の消防機関に対し、必要な事項を明らかにして要請するとともに、連絡班を設けるなど受け入れ体制を整備する。さらに、出動した消防機関は迅速かつ適切な消火、救助活動等を実施する。

2 緊急消防援助隊の応援要請

町長は、災害の状況、本町の消防力、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請する。

※緊急消防援助隊：災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、各都道府県に編成された全国規模の組織

3 広域緊急援助隊の応援要請

町長は、被災者の救助、緊急輸送路の確保などのため応援が必要と認められるときは、広域緊急援助隊の派遣要請等の措置をとる。

※広域緊急援助隊：大規模な災害発生、又は正に発生しようとしている場合に、都道府県の枠を超えて被害情報・交通情報の収集、被災者の救出・救助、緊急輸送路の確保などの活動を行う。

- ⇒⇒資料編参照 「1-17 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」(P. 53)
「1-18 梁川町、丸森町災害防衛相互応援協定」(P. 56)
「1-19 災害時における宮城県市町村相互応援協定」(P. 57)
「1-20 宮城県内航空消防応援協定」(P. 60)
「1-21 宮城県広域消防相互応援協定」(P. 65)
「1-22 仙南2市6町消防相互応援協定」(P. 68)
「1-23 警察消防相互応援協定」(P. 70)
「1-25 日本水道協会宮城支部水道施設の災害による相互応援計画」(P. 73)
「1-26 災害時の情報交換に関する協定」(P. 76)

第9節 海外からの支援の受け入れ

大規模災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、国・県と十分連絡調整を図りながら対応する。

▶ 第1 実施責任者

町は、海外からの救援物資の提供や救援隊受け入れに関する県の判断に必要となる情報を、迅速かつ的確に調査収集し、県及びその他関係機関に伝達する。

▶ 第2 海外からの救援活動の受け入れ

海外からの救援活動の受け入れに際しては、県と連絡調整を行い、以下の事項を明確にして受け入れ体制を整える。

- ① 救援を必要とする場所及びその緊急性
- ② 現地までの交通手段及び経路の状況
- ③ 現地の宿泊の適否等
- ④ 必要な携帯品等
- ⑤ その他必要と思われる事項

第10節 自衛隊の災害派遣

町は、大規模災害に際して人命・身体及び財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

▶ 第1 実施責任者

- ① 町長は、自衛隊の災害派遣要請に係る事務手続きを行う。
- ② 総務部は、自衛隊との連絡調整を行う。

▶ 第2 災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必要とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される場合とする。

- ① 災害の発生による人命・身体及び財産の保護が必要と認められるとき
- ② 給水支援（緊急を要し、他に適当な手段がないとき）
- ③ 事故車両の引き上げ（直接人命に関係するとき）
- ④ 病人、医薬品等の緊急輸送（緊急を要し、他に手段がないとき）
- ⑤ 遭難事故の救出（緊急を要し、他に手段がないとき）
- ⑥ 大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫
- ⑦ 交通路上の障害物の排除（放置すれば、人命・身体及び財産に関するとき）
- ⑧ その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議し決定する。

▶ 第3 災害派遣の要請手続き

1 要請による派遣

町長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの指定部隊（陸上自衛隊第2施設団）等の長に通知することができるものとし、この場合、町長は、速やかに県知事にその旨を通知しなければならない。

2 自衛隊の自主派遣

大規模災害時において、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

その場合の判断基準は以下のとおりとする。

- ① 大規模災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が自ら情報収集を行う必要があると認めること。

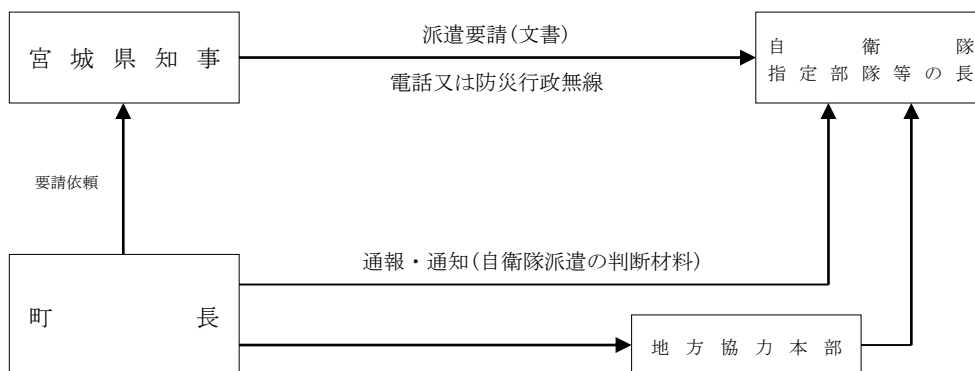
- ② 大規模災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認める場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- ④ その他災害に際し、上記①～③に準じ、特に緊急を要し知事等からの要請を待っていないと認められること。
- ⑤ 上記①～④の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を行う。

3 要請の手続き

自衛隊の災害派遣要請の連絡先は、知事（復興・危機管理総務課）とする。

派遣要請系統



要請(連絡)先

区分	要請(連絡)先	指定部隊等の長	連絡方法等		担任地域等
			時間内： 平日 08:30～17:00	時間外： 左記以外	
知事	復興・危機管理総務部 復興・危機管理総務課	課長	仙台市青葉区本町 3丁目 8 番 1 号 Tel:022-211-2375		
宮城隊区 担当部隊 (陸)	第2施設団 第3科(船岡駐屯地)	団長	柴田郡柴田町船岡字大沼端 1-1 Tel:0224-55-2301 内 236	駐屯地当直 Tel:0224-55-2301 内 302	宮城南隊区 白石市、角田市 柴田郡、刈田郡 伊具郡
宮城地方 協力本部	大河原地域事務所	所長	柴田郡大河原町字錦町 1-1 Tel:0224-53-2185		

4 要請方法

町長は、災害派遣を要請する場合、以下の事項を明らかにした自衛隊災害派遣要請書を知事に提出しなければならない。

ただし、緊急の場合は、口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣を希望する人員、車輛、航空機の概要
- ⑤ その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

▶ 第4 派遣部隊の活動内容

1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

2 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、要請内容・現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常以下のとおりとする。

- ① 被害状況の把握
- ② 避難の援助
- ③ 遭難者等の救出・救助及び捜索活動
- ④ 水防活動
- ⑤ 消防活動の支援
- ⑥ 道路又は水路の啓開
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑨ 炊飯及び給水
- ⑩ 援助物資の無償貸付又は譲与
- ⑪ 危険物の保安及び除去
- ⑫ その他

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において町長その他町長の職務を行うことができる者（委任を受けた町職員、警察官など）がその場にはない場合に限り、以下の権限を行使することができる。

る。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- ① 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること。
- ② 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。
- ③ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。
- ④ 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。
- ⑤ 通行禁止区域等における緊急通行車輛の円滑な通行確保のための措置をとること。

▶ 第5 派遣部隊の受け入れ体制

災害派遣が決定・実行された場合、派遣を受ける町長は速やかに以下の事項について処置し、派遣部隊の受け入れ体制を整備する。

1 連絡責任者の指定

町長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のための担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

3 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、まちづくりセンター等を宿舎施設に当てるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

4 作業内容の調整

知事、町長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、各防災関係機関の長は、状況に応じた的確な分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）での派遣要請を行うよう努めるとともに、必要な資機材の準備、及び施設の使用に際しての管理者との調整を行う。

5 臨時ヘリポートの設定

1) 臨時ヘリポート

本町の臨時ヘリポートは以下のとおりである。

臨時ヘリポート

対照番号	施設名	所在地	施設管理者	電話番号
①	町民グラウンド（町民広場）	丸森町字花田 20	町長	0224-72-2111
②	大内山村広場	大内字南平地内	町長	0224-72-2111
③	筆甫山村広場	筆甫字中井地内	町長	0224-72-2111
④	大耕農村広場グラウンド ※	大張川張字宿 13-1	町長	0224-72-2111

※ ④については、令和7年3月末まで国土交通省事業で使用のため不可

2) 危険予防の処置

- ① 離着陸地点及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。
- ② 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

6 車輛駐車箇所

車輛の駐車場所は以下のとおりとし、被災状況などに応じてこのほか適当な場所を指定する。

車輛駐車箇所

施設名	所在地	施設管理者	電話番号
町民グラウンド（町民広場）	丸森町字花田 20	町長	0224-72-2111
筆甫小学校校庭	筆甫字中島 3-2	学校長	0224-76-2121
大内小学校校庭	大内字横手 18	学校長	0224-79-2011
館矢間小学校校庭	館矢間館山字玉川 29-1	学校長	0224-72-2148
金山小学校校庭	金山字下前川原 1-1	学校長	0224-78-1616
（旧）丸森西中学校校庭	耕野字羽抜 30	町長	0224-72-2111

7 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

▶ 第6 派遣部隊の撤収

- ① 派遣の目的を完了、またその必要がなくなった場合、知事等は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、当該市町村長等及び派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について要請する。
- ② 撤収要請は、とりあえず電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。
- ③ 災害派遣部隊等の長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

▶ 第7 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた町が負担し、細部についてはその都度町長と災害派遣部隊の長とが協議して定める。

- ① 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
- ② 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- ④ 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- ⑤ 無作為による損害の補償
- ⑥ その他協議により決定したもの

⇒⇒資料編参照 「4-4 臨時ヘリポートの設置基準」(P.173)
「様式-21 自衛隊災害派遣要請書」(P.211)
「様式-22 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書」(P.212)

第11節 救急・救助活動

大規模災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町は、県及び防災関係機関と連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることも予想されることから、自主防災組織、事業所、一般住民においても「自助」「共助」の観点に立ち自ら救出・救助活動に協力する。

▶ 第1 実施責任者

- ① 町長は、消防関係者、警察官等の協力を得て、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の救出及び捜索を実施する。
- ② 総務部は、救出救助活動及び関係機関等との連絡調整を行う。

▶ 第2 実施体制

1 町

町長は、災害の規模、救出対象者数、救出範囲その他の事情に応じ、町職員、警察官、消防職員、消防団員及び地区住民等の協力を得て救出隊を編成し、救出に必要な資機材を投入して、迅速に救出作業にあたる。

2 関係機関への協力依頼

町は、救出活動を実施する場合、角田警察署と直ちに連絡をとり全面的な協力を得て万全を期す。

救出に際しては、傷病者の救護等が円滑に行われるよう町内の医療機関等と緊密な連絡を取る。

町のみでは迅速な救助活動が困難と認めるときは、本章「第8節 相互応援活動」に基づき、他市町村に応援要請を行う。

3 県への要請

1) 人員・機材

町は、救急・救助活動を行う人員、機材等の面で対応が不十分と思えるとき、県等に速やかに連絡する。

2) 県防災ヘリコプターの要請

町は、緊急に本町以外の医療機関に傷病者を搬送する必要がある場合及び交通途絶地等から医療機関に傷病者を搬送する場合、県に対して防災ヘリコプターの出動を要請し、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

4 自衛隊の派遣要請

町長は、災害の状況により、自衛隊の出動の必要があると認めたとき、知事に自衛隊の派遣要請を依頼して応急対策を行う。

▶ 第3 救急・救助活動

町長は、関係機関等に対して、以下の措置の実施を要請する。

1 救急活動

- ① 救命措置を必要とする傷病者を優先して医療機関に搬送し、その他軽度な傷病者は消防隊員、自主防災組織、地域住民等の協力を得て自主的な応急手当てを依頼する。
- ② 救命措置を必要とする傷病者が多数いる場合は、医療機関と連絡を密にして、効率的な活動を行う。
- ③ 重度傷病者等の搬送については、県防災ヘリコプターの有効活用を図る。

2 救助活動

- ① 災害の特殊性、危険性及び事故内容等を的確に把握し、安全かつ迅速に行う。
- ② 救助は、救命措置を必要とする人を優先して行う。
- ③ 救助措置を必要とする人が多数いる場合は、多くの人命を救助できる事案を優先して、効果的な活動を行う。
- ④ 救助活動人員に比較して、多数の要救助者がいる場合は、容易に救助できる人を優先し、短時間でより多くの人を救助する。

▶ 第4 救出期間及び費用

1 救出期間

災害発生の日から3日以内（4日以降は死体の捜索として取扱う。）に完了する。ただし、特に必要であると認められる場合はこの限りではない。

2 費用

救出に関する費用の範囲、額等は災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

▶ 第5 住民及び自主防災組織等の活動

町は、住民及び自主防災組織等に対して、以下の措置の実施を要請する。

住民及び自主防災組織等は、自担当、在住区において災害による救急・救助の必要性を認識したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに仙南地域広域行政事務組合消防本部等関係機関に連絡する。また、人員、機材等の面での対応が不十分と思えるときは速やかに連絡する。さらに、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察、消防関係者の指示を仰ぐ。

救出時の連絡先

機関名	担当課	所在地	電話
丸森町役場	総務課	丸森町字鳥屋 120	0224-72-2111
角田警察署	警備課	角田市角田字扇町 5-7	0224-63-2211
角田消防署	丸森出張所	丸森町字鳥屋 82-1	0224-72-1244

⇒⇒資料編参照 「様式-23 救出活動記録簿」(P.213)

第12節 医療救護活動

町は、大規模災害により、多数の負傷者等が発生した場合、通常の活動体制での対応は困難となるおそれがあることから、緊急的な対応策や関係機関の連携を図りながら医療救護活動を実施する。

▶ 第1 実施責任者

- ① 町長は、負傷者等に対する医療救護の応急措置について、県仙南保健福祉事務所、角田市医師会等各関係機関の協力を得て行う。
- ② 保健福祉部及び丸森病院部は、医療救護活動の担当を行う。
- ③ 保健福祉部は、救護所の設置に関することを担当する。

▶ 第2 実施体制

1 救護班の編成

- ① 救護班は以下のとおり編成する。

救護班の編成

班名	班長（医師）	班員			計
		看護師	看護師	事務員	
第1班	丸森病院医師	看護師長	看護師	病院事務職員1名	4人
第2班	〃	看護師長	看護師	〃	4人
第3班	〃	看護師長	看護師	〃	4人

- ② 医療救護の実施は、医療機関の協力を得て、災害の状況に応じて救護班を編成し行うものとするが、緊急を要する場合は、最寄りの病院等に移送し行う。
- ③ 救護班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。
- ④ 町の救護班で対応できない場合及び対応できないと町長が判断した場合は、知事及び日赤救護班に応援を要請し、その場合においては、町救護班を県の救護班に包含し、編成する。

2 救護所の設置

次のような場合は、救護所を設置し、医療救護を実施する。

- ① 災害の発生により、医療機関が不足又は機能が停止した場合。
- ② 災害の発生により、交通が遮断され医療機関における治療が受けられなくなった場合。
- ③ 医療機関が被害を受け、治療のための人的及び物的設備の機能が停止した場合。

3 救護所等で対応できない場合の対策

救護所では対応できない患者や、病院が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、緊急を要する者から被災を免れた近隣市町村の医療機関に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

患者の搬送は、救護車のほか町有車輛をもって行うものとするが、必要により町内関係機関の車輛を調達し行う。なお、道路状況又は緊急を要し、他の医療機関への搬送が必要な場合など、状況によって県に防災ヘリコプターの要請あるいは自衛隊の派遣要請を行う。

▶ 第3 災害救助法における実施基準

1 医療救護の対象者

- ① 医療救護の対象者は、応急的な医療を必要とする状態にあるにも関わらず、災害のため、医療の途を失った者。
- ② 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者。

2 医療救護の範囲

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への受け入れ
- ⑤ 看護
- ⑥ 助産（分べん介助、分べん前後の処置、衛生材料の給付等）

3 医療救護の期間

原則として、以下の期間行う。

- ① 医療：災害発生の日から、原則として14日以内
- ② 助産：分娩した日から、7日以内

▶ 第4 医療品等の調達

- ① 医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、救護班において、丸森病院及び町内の関係事業者等から調達する。
- ② 町内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接する市町長に対し、調達あつせんを要請する。

⇒⇒資料編参照 「2-1 医薬品の調達先」(P.95)
「様式-24 応急医療実施状況記録簿」(P.214)

第13節 交通・輸送活動

大規模災害発生に際し、町民の生命の保全、町民生活の維持の上から交通・輸送活動は重要で、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等、特に速やかな対応が望まれるため、町は、防災関係機関と密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

▶ 第1 実施責任者

- ① 町長は、交通規制等の措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な対策を行う。
- ② 角田警察署は、交通の危険を防止し、円滑な運営を図るための交通規制等の措置を、道路管理者と連携をとりながら行う。
- ③ 建設部は、交通確保対策及び緊急輸送活動の担当とする。また、農道・林道の障害物の除去及び必要となる機械等の調達を行う。なお、国道・県道は、県大河原土木事務所長が除去する。
- ④ 総務部は、町内の総合的な交通状況の把握を一括して行い、問い合わせに対応する。また、その際、建設部は、通行止め等が発生した又は解除されたとき、随時速やかに総務部へ報告する。

▶ 第2 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位

町は、大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機（ヘリコプター）の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、町は、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

1 段階	(1) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防・水防活動等災害の発生防止・拡大防止のための人員や物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員・物資等 (4) 医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
2 段階	(1) 第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
3 段階	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

▶ 第3 緊急輸送体制の確立

町は、輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

1 車輛による輸送

1) 車輛の確保

- ① 町所有車輛等の確保：車輛の掌握、管理等
- ② 町所有以外の輸送力の確保：町所有車輛等により応急措置の輸送力を確保できないときは、町所有以外の輸送力確保に努める。

2) トラックによる輸送

町は、緊急物資輸送の必要があると認めたときは、県に対し、(公社)宮城県トラック協会等に対する緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

2 鉄道輸送力の確保

道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合等で、鉄道輸送が適切な場合は、阿武隈急行(株)に要請し、輸送力を確保する。

3 ヘリコプター輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、本章第10節「自衛隊の災害派遣」による自衛隊ヘリコプターにより、ヘリコプター等の確保について知事に要請依頼する。

4 人力による輸送の確保

人力による輸送に必要な労務の確保は、本章第25節「防災資機材及び労働力の確保」による。

5 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要なときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し調達、あつせんを要請する。

- ① 輸送区間及び借上げ期間
- ② 輸送人員又は輸送量
- ③ 車輛等の種類及び台数
- ④ 集結場所及び日時
- ⑤ その他必要な事項

▶ 第4 輸送力の配分

- ① 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要事項を明らかにし、総務課長に輸送力確保の要請を行う。
- ② 総務部長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

▶ 第5 災害救助法に基づく措置基準

- ① 応急救助のための輸送費として適用されるものは次の場合とする。
 - ア 被災者を避難させるための輸送
 - イ 医療及び助産のための輸送
 - ウ 被災者救出のための輸送
 - エ 飲料水供給のための輸送
 - オ 救援用物資のための輸送
 - カ 死体捜索のための輸送
 - キ 死体の処置（埋葬を除く）のための輸送
- ② 適用される輸送費は、本町における通常の実費とする。
- ③ 応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。

▶ 第6 交通の規制・確保

1 交通の規制・確保

防災関係機関は、災害発生時において、被災者の避難・救出・救護、救援物資及び応急対策実施に必要な人員・資機材の輸送等を安全かつ円滑に行うため、一般車輛の通行禁止などの交通規制を実施し、使用可能な交通・輸送ルートを確保する。

1) 自動車運転者の周知

災害発生時の自動車運転者のとるべき措置として、以下の事項を周知徹底する。

(1) 走行中

- ① 走行中の車輛の運転者は、できる限り安全な方法により車輛を道路の左側に停止させること。
- ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ③ 車輛を置いて避難するときは、次のとおり行う。
 - ア できるだけ道路外の場所に移動しておく。
 - イ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと。
 - ウ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車すること。
- ④ 避難のために車輛を使用しないこと。

(2) 災害対策基本法に基づく交通規制時

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車輛の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

- ① 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に車輛を移動させ、区域を指定して交通規制が行われたときは、

道路外の場所に車輛を移動させること。

- ② 速やかな移動が困難なときは、車輛はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車輛の通行の妨げとならない方法により駐車すること。
- ③ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車輛を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車輛等を破損することがある。

2) 交通規制

警察は、災害が発生した場合は、現場の警察官等、関係機関等からの情報により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

交通の混乱、交通事故等の発生を防止し、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通安全確保に努める。

(1) 基本方針

- ① 被災地域内への流入抑制と車輛の走行抑制
 - ア 被災区域への流入車輛を原則的に禁止し、区域内における一般車輛の走行を抑制する。
 - イ 被災地外への流出は原則として無制限とする。
- ② 避難路及び緊急通行路への流入抑制
原則として緊急通行車輛以外の一般車輛は通行を禁止又は制限する。
- ③ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施
 - ア 緊急自動車及び緊急通行車輛の通行路確保のための交通規制又は指導を行う。
 - イ 一般車輛の走行は原則禁止する。
- ④ 緊急通行路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑にできるようにするための、道路管理者に対する必要な措置の要請

(2) 緊急通行路確保のための措置

- ① 交通管制施設の活用
効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
- ② 放置車輛の撤去
緊急通行路を確保するため必要な場合には、放置車輛の撤去、警察車輛による緊急通行車輛の先導等を行う。
- ③ 運転者等に対する措置命令
緊急車輛の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車輛の移動等の措置命令を行う。
- ④ 自衛官、消防職員の措置
警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防職員は上

記②、③の措置を取ることができる。

⑤ 関係機関等との連携

交通規制に当たっては、道路管理者、防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備事業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

⑥ 町内交通状況の把握

総務部は、災害対策本部で取りまとめた町内の道路交通状況を、一括して集約し、問い合わせに対応する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には所定の表示を設置して行い、緊急を要するため所定の表示を設置するいとまがないとき、又は表示を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

3) 緊急通行車輛の確認

緊急通行車輛の確認手続きは、以下の要領で行う。

(1) 確認対象車輛の処理区分

確認事務は、警察本部（交通規制課）、角田警察署のほか交通検問所等の検問箇所で行う。

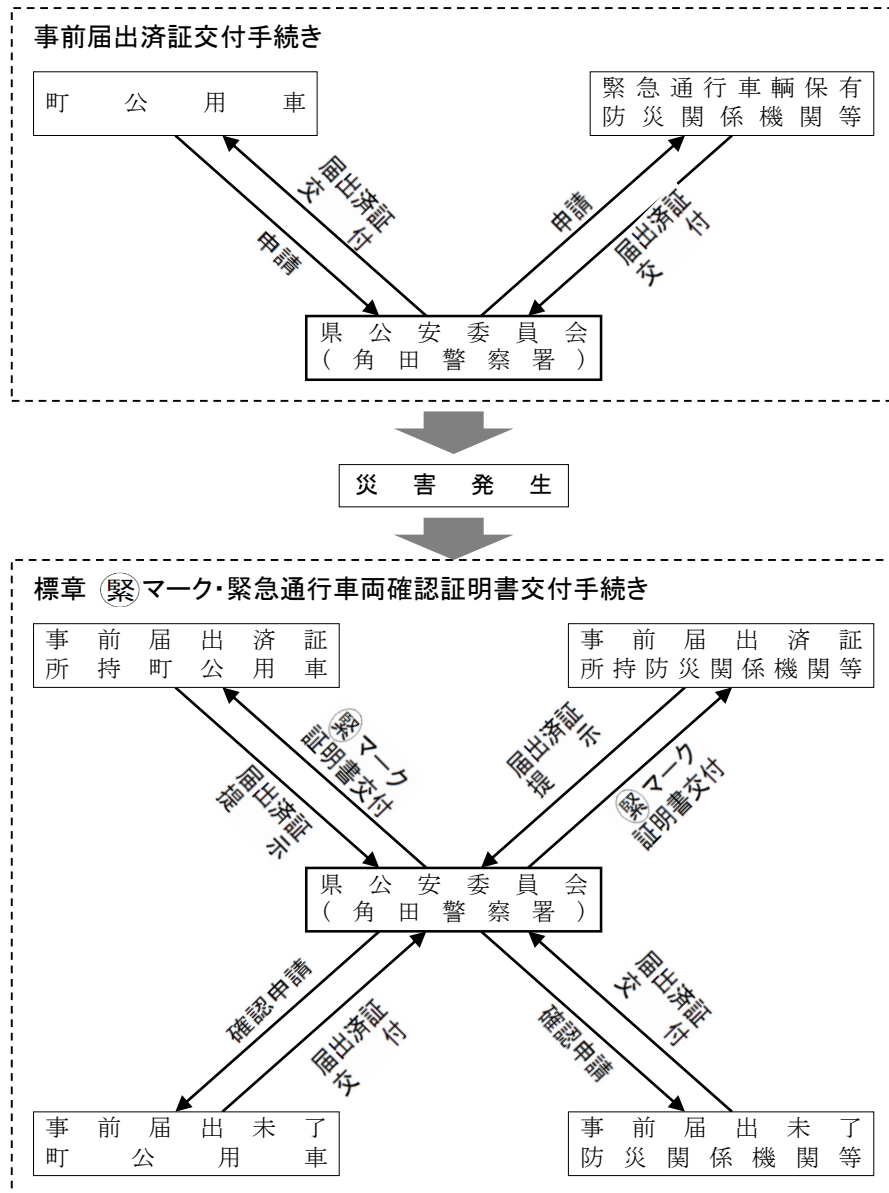
(2) 申し出事項

緊急通行車輛の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

- ① 車輛番号標に標示されている番号
- ② 車輛の用途（緊急輸送を行う車輛にあつては輸送人員又は品名）
- ③ 使用者の住所、氏名
- ④ 輸送日時
- ⑤ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
- ⑥ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車輛等事前届出済証を提出。）

(3) 標章等の交付

県公安委員会は、緊急通行車輛の確認をしたときは、当該車輛の使用者に対し緊急通行車輛である旨の標章及び証明書を交付する。



▶ 第7 道路障害物の除去

町は、道路の障害物が堆積した場合、必要に応じて、警察、消防、自衛隊等の応援協力を得て障害物の除去を行う。特に、緊急輸送道路や危険箇所などを優先する。

また、道路管理者は放置車両等が発生した場合に緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行う。

⇒⇒資料編参照 「2-6 障害物除去機械、器具保有状況」(P.102)
「3-20 町有車両等状況」(P.165)

第14節 公共土木施設等の応急復旧

道路、鉄道等の交通基盤、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

また、町は災害の拡大の防止及び軽減を図るため、専門技術者等を活用して土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を行う。

▶ 第1 実施責任者

- ① 道路管理者（県、町建設課）は、道路施設の応急復旧を行う。
- ② 河川管理者（国、県、町建設課）は、河川施設の応急復旧を行う。
- ③ 砂防指定地・施設管理者（国、県）は、砂防施設の応急復旧を行う。
地すべり防止等施設については、以下の県事務所が応急復旧を行う。
 - ・農林水産省林野庁所管（治山）：県大河原地方振興事務所林業振興部
 - ・農林水産省農村振興局所管（農地）：県大河原地方振興事務所農業農村整備部
 - ・国土交通省所管：県大河原土木事務所
- ④ 農林課、建設課は、農地、林地、農林業施設の応急復旧を行う。
- ⑤ 建設課、商工観光課、保健福祉課は、公園施設の応急復旧を行う。

▶ 第2 道路施設

1 緊急点検

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託事業者等を指揮して情報の収集に努める。

2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。

また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合は、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保を図る。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保を図る。

なお、総務部は、災害対策本部で取りまとめた町内の道路交通状況を、一括して集約し、問い合わせに対応する。

3 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

4 道路情報の提供

道路管理者が連携して災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等の通行規制情報を迅速かつ的確に道路利用者へ提供する。

また、道路管理者及び角田警察署は、日本道路交通情報センターに規制情報を連絡し、各放送局を通して道路利用者へ提供する。

5 道路の応急措置

道路が被害を受けた場合は、道路管理者が相互に連絡をとり、優先順位に基づき、障害物の除去及び応急復旧工事を実施する。その際、二次災害が発生しないよう十分配慮する。

また、応急復旧に当たっては、応急要請できる民間の建設事業者の応援を得て行う。

▶ 第3 鉄道施設

1 緊急点検

阿武隈急行(株)は、災害発生直後にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

2 鉄道の応急措置

阿武隈急行(株)は、鉄道施設が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

3 組織の設置

災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、阿武隈急行(株)は災害対策本部、現地災害対策本部などを設置するとともに、非常要員を配置する。

4 二次災害の防止対策

阿武隈急行(株)は、災害発生後、現地点検調査により、鉄道施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、施設使用の制限等を行い、二次災害の防止に努める。

▶ 第4 河川管理施設

1 緊急点検

河川管理者は、災害発生直後にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

なお、水位観測所を設ける河川にあっては、管理区間の水位観測所において氾濫危険水位を超え又は超える恐れがあり、なお増水が予想される場合は、パトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

2 二次災害の防止対策

河川管理者は、被害の状況を把握し応急対策活動を円滑に行うため点検を実施する。

風水害等により河川管理施設が損壊した場合は、豪雨等の二次災害を防止するため、災害状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。

3 応急復旧

河川管理施設が、破堤、決壊、流出、洗堀等の被害を受けた場合は、地区に浸水や豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

▶ 第5 砂防、地すべり防止等施設

県大河原地方振興事務所及び県大河原土木事務所は、災害発生後に砂防及び地すべり防止等施設の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

▶ 第6 農地、農林業用施設

町は災害発生後に農地、農林業施設に係る被害の点検を実施し、必要に応じ応急復旧を行う。

▶ 第7 公園施設

町は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、応急復旧を行う。

▶ 第8 被災建築物に関する応急危険度判定の要請

町は、応急危険度判定士による被災建物の応急危険度判定の実施を県に要請する。

▶ 第9 下水道

下水道管理者は、災害発生直後にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施し、応急復旧を行う。

第15節 応急仮設住宅等の確保

大規模災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は指定避難所等で生活をするようになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。このため、町長は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

▶ 第1 実施責任者

- ① 建設部は、り災者に対する応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設及び被害住家の応急修理を行う。
- ② 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の設置は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合等は町長が行う。
- ③ 建設部は、応急住宅等の確保を行う。
- ④ 建設部は、町営住宅の確保を行う。

▶ 第2 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備と維持管理

応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建築等は、（一社）プレハブ建築協会や町内事業者等の協力を得ながら速やかに建設する。また、災害救助法を適用した場合は知事が行う。

1 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の設置

1) 対象

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者。

2) 設置予定数量及び単位等

- ① 設置数は、住宅が全壊、全焼又は流失した世帯数を考慮して適正な設置数とする。
- ② 1戸当たりの規模は、29.7㎡（9坪）を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、1戸当たり平均5,714,000円を超えない範囲とする。

3) 建設着工及び供与期間

- ① 災害発生の日から20日以内に着工する。
- ② 供与期間は2年以内の期間とする。

4) 設置予定場所

応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設地は、町有地を基本とするが、災害の実情など町有地だけで対応できない場合は、民地の協力を得るなどをし、決定する。

5) 選定基準

入居者等の選定は、町が行うものとし、その基準は、概ね以下のとおりとする。

- ① 生活保護法の被保護者及び要保護者

- ② 特定の資産がない失業者
- ③ 特定の資産がない寡婦、母子世帯、高齢者世帯、身体障がい者世帯及び病弱者等
- ④ 特定の資産がない勤労者、中小事業者
- ⑤ 前各号に準ずる経済的弱者

なお、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）入居者の選定に当たっては、入居者のり災前の居住地や就業場所等に配慮するとともに、入居後の地域社会づくりを考慮し、入居者の年齢構成等が偏らないようにするなど配慮する。

2 建築資材及び建築技術者の確保

1) 建築資材の調達

応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設等に必要な建築資材は、町内の関係事業者とあらかじめ協議し、供給を要請するものとする。関係事業者において資材が不足する場合は、知事に対し（一社）プレハブ建築協会等への資材のあっせんを要請する。

2) 建築技術者の確保

応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設等に必要な建築技術者について、町内の組合等とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、確保に努める。町内で建築技術者が確保できない場合は、知事に対しあっせんを要請する。

▶ 第3 町営住宅等の活用

建設部は、必要に応じ、被災者の住宅確保支援策として、町営住宅の建設及び特定入居を行う。また、復興過程における被害者の生活の維持を支援するため、管理者と協議の上、現在町内にある町営住宅及び県営住宅等の空き家の活用を図るとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

▶ 第4 応急修理の実施

建設部は、災害救助法が適用された災害により、住宅が半焼または半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急処理を行う資力がないものに対し、必要最小限の補修を行う。

1 対象

住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、自己の資力で住宅の修理を実施することができないと認められる者。具体的には、生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者並びに障がい者等

2 応急修理予定戸数及び単位等

- ① 修理数は、住家が半壊又は半焼した世帯数を考慮して適正な修理数とする。
- ② 修理対象は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

3 応急修理期間

災害発生の日から1ヶ月以内とする。

4 修理対象戸数の引き上げ

町長は、県に対して、以下の措置の実施を要請する。

県は、必要に応じ修理対象数の市町村間相互の戸数の調整、又は厚生労働大臣の承認を得て修理戸数の限度引き上げ、修理期間の延長を行うなど町への指導助言及び連絡調整を行う。

5 被災建築物応急危険度判定士

町長は、被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の危険度判定の実施を県に要請する。

⇒⇒資料編参照 「2-7 建築資機材の調達先」(P.103)
「2-8 技術者の確保先」(P.104)
「様式-25 応急仮設住宅入居該当者調」(P.215)
「様式-26 応急仮設住宅入居者台帳」(P.216)
「様式-27 住宅の応急修理該当者調」(P.217)

第16節 ボランティア活動

大規模災害発生時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、県及び町は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の強力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、社会福祉協議会等が中心となって、町の対策本部からの情報等により、速やかに「災害ボランティアセンター」を設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

また、町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体、及びNPO等との連携を図るとともにボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設けることなどにより、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

▶ 第1 実施責任者

- ① 丸森町社会福祉協議会が中心となる。
- ② 活動運営については、保健福祉部と連携を図り、活動を展開する。

▶ 第2 一般ボランティア

1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアの受け入れ調整は、社会福祉協議会により組織される「災害ボランティアセンター」が中心となって行い、日本赤十字宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。

2 ボランティアの募集、受付

ボランティア活動に必要な情報の収集伝達は以下の各部が担当し、これらの情報を保健福祉課がとりまとめ、災害ボランティアセンター並びに、各まちづくりセンター、自主防災組織及びボランティア団体に対し活動に必要な情報を提供するとともに連携を図り活動を展開する。

ボランティア活動の情報伝達項目

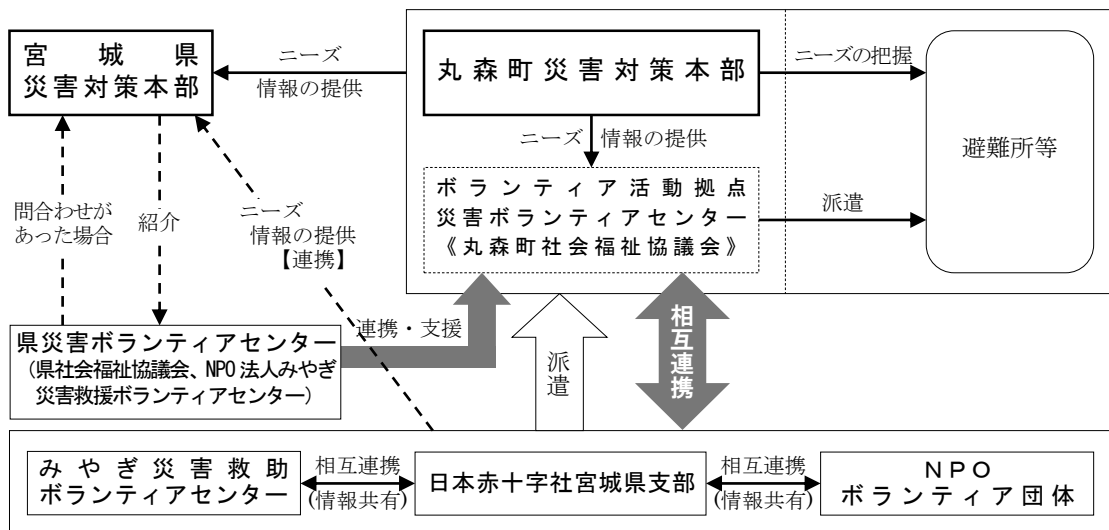
主な情報伝達項目	担当部
指定避難所の運営管理	教育部
炊き出し、食料などの配布	保健福祉部
救援物資などの仕分け、輸送	保健福祉部
高齢者、障がい者などの介護補助	保健福祉部
清掃活動	町民税務部
その他被災地での軽作業	各部

▶ 第3 行政の支援

町は災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

- ① 災害ボランティアセンターの場所の提供
- ② 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- ③ 職員の派遣
- ④ 被災状況についての情報提供
- ⑤ その他必要な事項

ボランティア活動支援計画イメージ



▶ 第4 災害ボランティアのニーズの把握

保健福祉部は、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を収集し、「災害ボランティアセンター」に連絡するとともに、県災害対策本部へ情報を提供する。

▶ 第5 専門ボランティア

関係する組織からの申し込みについては、以下の各部で対応する。また、不足する場合などは、県の担当部局に応援を要請する。

専門ボランティアの受付担当

主な受け入れ項目	⇒	町の担当	⇔	県の担当
救護所などでの医療、看護	ニ ー ズ の 把 握	保健福祉部	連 携	保健福祉部
被災建築物の応急危険度判定		建設部		土木部
砂防関係施設診断		建設部		土木部
外国人のための通訳		町民税務部		経済商工観光部
被災者へのメンタルヘルスケア		保健福祉部		保健福祉部
高齢者、障がい者などへの介護		保健福祉部		保健福祉部
その他専門的知識が必要な業務		各部		各部局

⇒⇒資料編参照 「1-27 災害時のボランティア活動に関する協定」(P. 78)

第17節 要配慮者への支援活動

町は、大規模災害の発生時において、要配慮者や旅行客等に対するさまざまな応急対策が必要となる。

▶ 第1 実施責任者

- ① 町、防災関係機関、社会福祉施設、社会福祉協議会など民間団体は、それぞれ協力して要配慮者の災害時の対策を行う。
- ② 保健福祉部は、高齢者、障がい者、乳幼児、その他避難行動要支援者への対応を行う。
- ③ 町民税務部は、外国人からの相談対応を行う。

▶ 第2 要配慮者への対策

災害時には、要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

特に、要配慮者の心身の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ社会福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

1 安全確保

1) 社会福祉施設在在所者

町は、施設在在所者（入所者、従事者等）の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

2) 在宅の避難行動要支援者

- ① 町は、各地区の行政運営推進委員、消防団長、自主防災組織あるいは社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の協力を得て、在宅の避難行動要支援者の安否確認を迅速に行うほか、必要に応じ地域における避難誘導等への支援を行う。

また、指定避難所等を中心に、被災による新たな避難行動要支援者を把握する。

- ② 町は、災害避難誘導等において、特に障がい者や高齢者などの身体的な障害等を考慮して、適切な方法による広報、避難の指示、指導を行い、行政運営推進委員や民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの協力を得て、人員を把握し、安全な避難に努める。

2 支援体制の確立と実施

1) 施設従事者及び必要な物資の確保

町は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

2) 緊急支援

① 受け入れ可能施設の把握

町は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受け入れ可能な社会福祉施設等を把握する。

② 福祉ニーズの把握と支援の実施

町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しボランティアを含むホームヘルパー等を派遣する。

3) 指定避難所での支援

町は、要配慮者が指定避難所に避難した場合、必要に応じて福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる援護体制を確立する。また、特に、障がい者用の装具・医薬品、育児用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣社会福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

▶ 第3 外国人対応

町は、災害時に迅速に外国人の安否確認を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。なお、支援活動においては、外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

- ① 把握している在住外国人の現状やニーズを基に作成した防災計画に従い必要な対策を講ずる。
- ② 外国人の迅速な安否確認を行う。
- ③ 広報車や防災無線等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- ④ 災害情報等を掲示する場合、通訳ボランティア等を活用して主要な外国語による掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。

▶ 第4 旅行者への対応

町は、災害時の旅行者の被災状況について、日本旅行業協会東北支部及び全国旅行業協会宮城県支部から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

第18節 愛玩動物の収容対策

町は、大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想されるため、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

▶ 第1 実施責任者

- ① 町長は、被災地域における動物を保護するとともに、指定避難所での適正な飼育について指導する。
- ② 町民税務部が、動物の保護及び飼育指導を担当する。

▶ 第2 被災地域における動物の保護

町は、飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護について、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

▶ 第3 避難所における動物の適正な飼育

町は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

具体的には、避難所における動物の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所における動物の同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。

また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。

- ① 各地域の被害状況、指定避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援
- ② 指定避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- ③ 他縣市への連絡調整及び要請

第19節 防疫・保健衛生活動

町は、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

特に指定避難所等においては、新型コロナウイルス等の感染症対策に留意し、感染の拡大防止に努める。

▶ 第1 実施責任者

- ① 町長は、感染症予防のための防疫措置及び健康活動、災害による心身の不調に対する相談等を、関係機関の協力を得て実施する。
- ② 保健福祉部及び町民税務部が担当する。

▶ 第2 防疫

1 感染症の予防

- ① 町は、指定避難所等、衛生環境の良好でない地域を優先して、県に協力して感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- ② 町は、指定避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- ③ 町は、必要に応じ、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- ④ 町は、被災地の感染症発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により臨時予防接種を実施する。

2 感染症発生時の対応

町は、指定避難所等において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、避難所の開設・運営マニュアルに沿って、速やかに県に連絡し、必要な対策を行う。

また、感染症の拡大が見られる場合は、県と連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。

感染症指定医療機関の状況は、以下のとおりである。

感染症指定医療機関

医療機関	所在地	電話番号	病床数
公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖 36	0224-25-2145	4

3 連絡通知等

町は、感染症の発生又は発生するおそれがある事実を知った場合及び防疫を実施する場合、県仙南保健福祉事務所に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。

4 防疫薬剤の調達

町は町商工会を通して、防疫薬剤を町内事業者等から調達するが、調達不可能な場合は県又は近隣市町村に対し調達あつせんの要請を行う。

5 指定避難所の防疫措置

町長は指定避難所を開設したとき、県の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

1) 防疫に関する協力組織

町長は、各指定避難所の施設管理者に対して、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図ることを要請する。

2) 防疫活動の重点項目

防疫活動は、以下の事項に重点をおいて行う。

- ① 検病
- ② 防疫消毒の実施
- ③ 集団給食の衛生管理
- ④ 飲料水の管理
- ⑤ その他施設内の衛生管理

▶ 第3 保健対策

1 健康調査、健康相談

町は、県と協力し、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のため必要な活動を行うこととし、定期的に指定避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、高齢者など避難行動要支援者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。

2 メンタルヘルスケア(精神保健相談)

町は、被災地、特に指定避難所において、地震の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、町で依頼している指導医の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、被災後の時期や被災状況に応じたメンタルヘルスケアを長期的に実施する。

3 栄養調査、栄養相談

町は、県と協力し、定期的に指定避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

▶ 第4 食品衛生対策

1 食中毒の未然防止

町は以下の措置を実施する。

- ① 県仙南保健福祉事務所に対し、食品衛生監視員の指定避難所等への派遣を要請し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具、容器等の消毒等について必要に応じ指導を依頼する。
- ② 被災地域の状況に応じ、県仙南保健福祉事務所に対し、食品衛生監視員の食品の集積場所等への派遣を要請し、食品配送等における衛生確保の状況について、必要に応じて指導を依頼する。

2 食中毒発生時の対応

町は、県仙南保健福祉事務所と連携を図りながら、食品衛生監視員の派遣を要請し、原因施設の調査、食品の検査等を行い、被害の拡大防止に努める。

3 食品衛生に関する広報

町は、県仙南保健福祉事務所と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

⇒⇒資料編参照 「2-2 防疫薬剤の調達先」(P. 96)
「様式-28 防疫活動状況報告書」(P. 218)
「様式-29 防疫用薬剤及び器具等の受払簿」(P. 219)

第20節 死体等の搜索・処置・埋葬

町は、大規模災害により死者、行方不明者が生じた場合、防災関係機関の連携により、これらの搜索、処理等を速やかに行い、民心の安定を図る。

また、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。

(1) 被災状況の報告

災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

(2) 広域火葬の要請

広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。

(3) 火葬場との調整

県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

(4) 遺族への説明

遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に死体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

(5) 広域火葬の終了

ア 広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。

イ 広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

(6) 一時的な埋葬について

広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)」第10条の規定に基づき、事務を行う。

なお、身元の判明しない遺骨について、公営墓地または寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡すとともに、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

▶ 第1 実施責任者

- ① 警察署、自衛隊、消防団、消防署は、行方不明者の搜索を行う。
- ② 総務部は、行方不明者の連絡調整及び届出の受付を行う。
- ③ 保健福祉部は、死体の収容に関する事務を行う。
- ④ 町民税務部は、死体の応急埋火葬に関する事務を行う。

▶ 第2 死体等の搜索

町長は角田警察署等に対して、死体等の搜索について、相互に連絡及び協力し、以下の要領により実施することを要請する。

1 対象

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態により、既に死亡していると推定されるもの。

2 死体の搜索要領

1) 搜索班の編成

死体の搜索については、警察官、消防職員、消防団員等により搜索班を編成し、状況に応じ死体の処置、収容を併せて実施する。

なお、死体の搜索に際しては、死体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係の医療機関と緊密な連絡をとる。

2) 実施期間

災害救助法の規定により、災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

▶ 第3 死体の処置、収容

- ① 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体の処置ができない場合に、死体の洗浄、縫合、消毒の処置・死体の一時保存・検案を、協力事業者と協力して行う。
- ② 警察は、警察官が発見した死体及び警察官等に届出があった死体又は変死体等について検視（死体調査）を行い、身元不明の死体は、検視後、身元確認手続きに備えて所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影し、町に所持品とともに引き渡す。
- ③ 町は警察官と緊密な連絡をとり、検視（死体調査）又は検案を経ないで死亡届出が出された死体の数及び警察で検視（死体調査）を実施した死体の数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。
- ④ 町は、死体の適正な保存のため、協力事業者から棺や死体保管用のドライアイスを確認する。
- ⑤ 事務処理（死体台帳の作成）を町が行う。
- ⑥ 身元の判明しない遺骨について、寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

死体一時保存所設置予定場所

施設名	管理者	電話番号	所在地	施設概要 (㎡)	収容能力
丸森まちづくりセンター	住民自治組織会長	0224-72-1683	丸森町字鳥屋 120	RC 2階建て	1,347 20
金山まちづくりセンター	〃	0224-78-1121	金山字下前川原 17	RC 2階建て	351 10
筆甫まちづくりセンター	〃	0224-76-2111	筆甫字和田 80-2	RC 平屋建て	360 10
大内まちづくりセンター	〃	0224-79-2004	大内字横手 82-1	RC 平屋建て	882 10
小斎まちづくりセンター	〃	0224-78-1111	小斎字山崎 63	RC 平屋建て	356 10
館矢間まちづくりセンター	〃	0224-72-2120	館矢間館山字大門 148-1	鉄骨平屋建て	821 10
大張まちづくりセンター	〃	0224-75-2124	大張大蔵字川前 39-1	RC 2階建て	352 10
耕野まちづくりセンター	〃	0224-75-2134	耕野字小屋館 7-4	RC 平屋建て	357 10

▶ 第4 死体の火葬、埋葬

- ① 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。
- ② 町は、被災による死体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。

火葬場

名称	所在地	管理者	電話番号	1日の処理能力	使用燃料
あぶくま斎苑	館矢間松掛字上 63-1	仙南広域理事長	0224-72-6696	16 体	灯油

埋葬予定場所

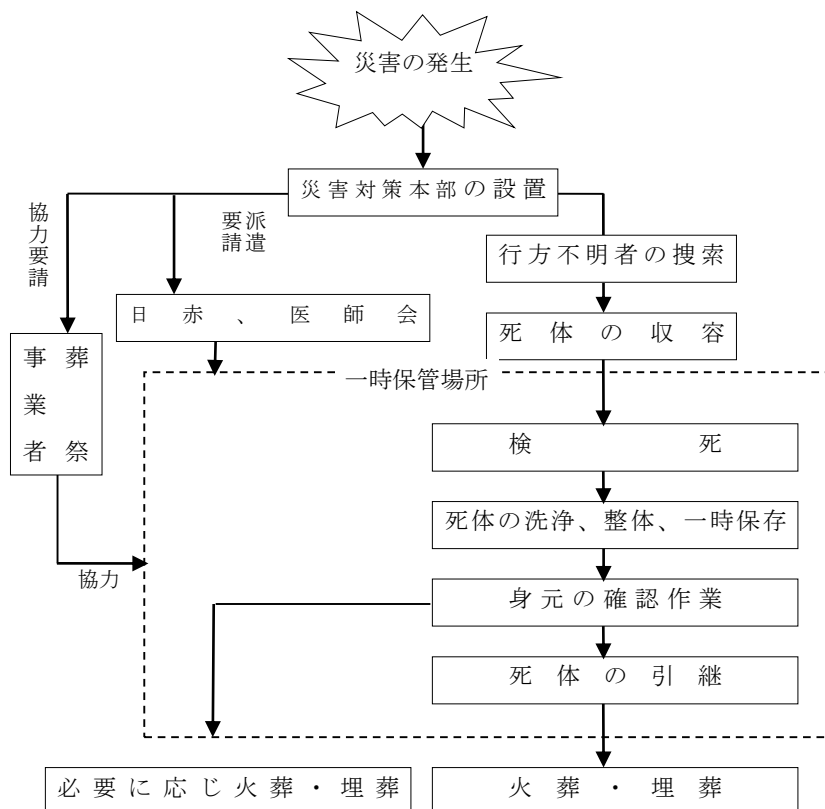
名称	所在地	管理者	電話番号
榛原共葬墓地	丸森町字榛原 17	西園寺住職	0224-72-1235
玉川共葬墓地	字大館三丁目 69	眞龍院住職	0224-72-2611

▶ 第5 葬儀事業者の協力

町は、葬儀事業者に以下の事項について協力を依頼し、必要に応じて県へ調整を依頼する。

- ① 棺等必要な物品の手配を依頼する。
- ② 緊急火葬体制の概要を説明し、協力を要請する。
- ③ 死体安置所から火葬場までの死体搬送を依頼する。

行方不明者の搜索、死体收容等の流れ



⇒⇒資料編参照 「様式-30 死体搜索状況記録簿」(P. 220)
「様式-31 死体の処置收容状況記録簿」(P. 221)
「様式-32 埋葬台帳」(P. 222)

第21節 社会秩序維持活動

町は、大規模災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがあるため、物価監視を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講ずる。

▶ 第1 実施責任者

- ① 町長は、災害警備対策上、必要と認められるとき社会秩序維持のための活動を角田警察署に要請する。
- ② 角田警察署は、犯罪の発生防止等、社会秩序維持活動を行う。
- ③ 町民税務部は、生活必需品の物価の監視並びに消費流通対策の連絡調整を行う。

▶ 第2 生活必需品の物価監視

町は県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

▶ 第3 警察の活動

警察は、独自又は防犯協会等と連携し、災害警備対策上の情報収集を行うとともに、被災地及び指定避難場所等の警戒活動を強化し、犯罪の予防、不法行為の取締等を行うなど、社会秩序維持のための諸活動を実施する。

また、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体・業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

町は、警察等と協力し、被災地域の警備の充実を図る。

第22節 廃棄物処理活動

町は、大規模災害時に、建築物の倒壊、火災等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、指定避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想されるため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

そのため、発生した災害廃棄物等の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定している災害廃棄物等処理計画を適切に見直すとともに、計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物等の計画的な収集、運搬及び処分を行い、円滑かつ迅速な処理を図る。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に搬出を行う。

また、災害廃棄物等の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、計画的に行うものとする。

なお、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

▶ 第1 実施責任者

- ① 町長は、被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜等の応急処理を行う。
- ② 町民税務部が担当する。

▶ 第2 処理体制

- ① 町は、生活ごみの発生量見込み、建築被害によるがれきの発生量見込み等についての情報収集を行う。
- ② 町は、災害により生じた災害廃棄物等の処理を適正に行う。
- ③ 町は、災害廃棄物等の収集や処理に必要な人員及び車輛等が不足する場合には、周辺市町及び県に対して支援を要請する。

▶ 第3 処理方法

町、関係機関及び町民等は、以下の措置を実施する。

1 廃棄物の収集及び処分

1) 廃棄物の収集

- ① 町民は、廃棄物を分別して排出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。
- ② 災害廃棄物等の収集は、危険な物、通行上支障のある物などを優先的に収集・運搬する。
- ③ 選別及び保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終

処分までの処理ルート確保を図る。

- ④ 応急活動後は、処理及び処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。
- ⑤ 廃棄物の収集は、ごみ収集運搬車によるほか、必要に応じて運搬車を調達し、実施する。
- ⑥ 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地の防疫上、できる限り早急に収集する。
- ⑦ がれきの処理に当たっては、計画的に行う。

2) 廃棄物の処分

廃棄物の処分は、以下の焼却場及び処分場で行う。

ごみ処理施設

施設名	管理者	処理能力	処理方法
仙南地域広域行政事務組合 仙南クリーンセンター	理事長	可燃ごみ：200ト/日	焼却
		し尿：68キロリットル/日	中間処理
仙南地域広域行政事務組合 仙南リサイクルセンター	理事長	資源、不燃、粗大ごみ：80ト/日	圧縮
仙南地域広域行政事務組合 仙南最終処分場	理事長	上記以外の残査物：146,000m ³	埋立

2 し尿の収集及び処分

町及び関係機関は、以下の措置を実施する。

1) し尿の収集

- ① し尿の収集は、原則として汲取り車、運搬車によるものとする。ただし、それが不可能な地域については、容器の配布等を行う。
- ② 指定避難所より排出されたし尿の収集は、防疫上、優先的に行う。
- ③ 指定避難所など多くの利用が見込めるところには予防計画より仮設トイレを早急に設置する。設置に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮を行う。
- ④ 水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、指定避難所の衛生向上を図る。

2) し尿の処分

し尿の処分は、角田衛生センターで処理することを原則とする。

3 清掃班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、町民税務部が衛生取扱事業者に委託し実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、以下の清掃班を編成し実施する。

なお、総括責任者は町民税務部長とする。

ごみ処理班

責任者	班員	使用機材等	処理場
町民税務部長	職員若干名 一般廃棄物処理収集許可事業者	事業者へ依頼	仙南クリーンセンター
〃	〃	〃	仙南リサイクルセンター
〃	〃	〃	仙南最終処分場

し尿処理班

責任者	班員	使用機材等	処理場
町民税務部長	職員若干名 一般廃棄物処理収集許可事業者	事業者へ依頼	角田衛生センター

4 道路等から除去した障害物の処理

町は、道路等から除去した障害物について以下のとおり処理する。

- ① 道路等から除去した障害物の集積場所及び処理方法は「1 ごみの収集及び処分」に準じて行う。
- ② 工作物等の保管
除去した工作物等で、所有者等に返還する必要があると認めるものについては、必要な手続きをし、保管する。

▶ 第4 損壊家屋の解体

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体事業者、廃棄物処理事業者、建設事業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

なお、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、これらの発生を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

▶ 第5 住民等への広報

町は、災害により災害廃棄物等が発生した場合、収集方法等について、速やかに住民等に知らせる。

▶ 第6 清掃資機材の調達

町は、清掃資機材について、町保有のもののほか、町内関係事業者等が所有するものを借り上げる。また、不足する場合は、知事又は隣接市町長にあっせんを依頼する。

▶ 第7 死亡獣畜等の処理方法

- ① 町は、災害時に死亡獣畜の処理を必要とする場合、死亡獣畜処理場（仙南クリーンセンター）等に搬送し処理する。
- ② 町は、搬送が困難な場合、又は処理場で処理しきれない場合、県仙南保健福祉事務所長の許可又は指示を受けて焼却等必要の処理を行う。

⇒⇒資料編参照 「2-5 清掃資機材関係事業者状況」(P.100)

第23節 教育活動

町及び教育委員会並びに私立学校設置者は、大規模災害により教育施設が被災し、又は児童・生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合に、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童・生徒の教育対策等必要な措置を講ずる。

▶ 第1 実施責任者

- ① 町長は、学校等の応急の教育対策を行う。
- ② 教育委員会及び各校長は、学校教育対策を担当する。
- ③ 校長は、災害発生時の学校内における児童・生徒等の安全確保など必要な措置を行う。
- ④ 教育委員会、各施設長は、社会教育施設対策を行う。
- ⑤ 教育委員会は、文化財保護対策を行う。

▶ 第2 避難措置

校長は、大規模災害が発生し、町長等が避難情報を発令した場合は、児童・生徒の安全の確保を図るため、以下の措置を講ずる。

1 在校時の措置

- ① 災害発生後、速やかに児童・生徒の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。
- ② これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引き渡し等の適切な措置を講じる。
- ③ 遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び措置を講じる。
- ④ 校長は、災害の発生が予想される気象条件となった場合、必要に応じ臨時休校等の措置を講じる。

2 登下校時及び休日等の状況把握

登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合及び登校前に休校措置を行った場合には、保護者等に連絡をとり、児童・生徒の安否確認及び状況把握に努める。

3 保護者への引渡し

1) 学校内の児童生徒等への対応

警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を学校内に保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に学校内に保護する。

2) 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、学校内に保護を行

い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

▶ 第3 学校施設等の応急措置

1 公立学校

- ① 校長は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講ずるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- ② 当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

2 私立学校

- ① 私立学校の校長は、施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置に努めるとともに、速やかに被害状況を調査し県総務部私学・公益法人課に報告する。
- ② 私立学校の設置者は、当該施設の応急復旧の実施計画等を策定した場合も同様に報告する。

▶ 第4 教育の実施

町長は、校長及び教育委員会に対して、以下の措置の実施を要請する。

1 公立学校

校長は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに、臨時休業の措置を取る。

また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講ずる。

1) 教育の実施場所の確保

- ① 教育委員会は、校内での授業が困難な場合、場所及び受け入れ人員等を考慮して、まちづくりセンター、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講ずる。
- ② 教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する

学校施設の代替施設

学校名	児童・生徒数	予定施設	所在地	受け入れ能力
丸森小学校	171	丸森まちづくりセンター	丸森町字鳥屋 120	300
丸森中学校	263	町民体育館	丸森町字花田 20	400
金山小学校	26	金山まちづくりセンター	金山字下前川原 1	100
筆甫小学校	9	筆甫まちづくりセンター	筆甫字和田 80-2	100
大内小学校	45	大内まちづくりセンター	大内字横手 82-1	300
小斎小学校	35	小斎まちづくりセンター	小斎字山崎 63	100
館矢間小学校	173	館矢間まちづくりセンター	館矢間館山字大門 148-1	100
大張小学校	22	大張まちづくりセンター	大張大蔵字川前 39-1	100
耕野小学校	7	耕野まちづくりセンター	耕野字小屋館 7-4	100

令和2年5月1日現在

2) 教職員の確保

校長及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

3) 教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

2 私立学校

私立学校においても、教育の応急的な実施に努めるものとし、その実施に当たり、県は必要に応じ指導助言する。

▶ 第5 学用品等の調達

町長は、災害により学用品等を喪失又は毀損し、就学上支障のある学校の児童・生徒に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努めるとともに、商工会との物資供給協定に基づき学用品の給与に努める。

1 給与対象者

給与対象者は、災害により住宅に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、必要な教材等を喪失、毀損し、就学に支障を生じている児童・生徒とする。

2 学用品の種類

学用品の種類は、教科書及び教材（教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）、文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）、通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）とする。

3 給与の方法

1) 教科書

町教育委員会は速やかに給与対象児童・生徒を調査把握し、必要数量を県教育委員会に報告する。町教育委員会は県教育委員会よりその指示を受け、教科書供給所から供給を受け、校長を通じ対象者に配布する。

2) 文房具及び通学用品等

- ① 町教育委員会が協力を要請できる町内の事業者等から調達する。特別な事情があり調達ができない場合、又は必要がある場合は県教育委員会にあつせんを依頼する。
- ② 校長は、配布計画を作成し、配布後、親権者から受領書を徴する。

▶ 第6 給食

- ① 町及び教育委員会は、給食を必要とする場合、一般の炊き出し等で対処する。
- ② 学校給食用物資は、(財)宮城県学校給食会及び関係事業者の協力を得て確保する。それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼するとともに必要な措置を依頼する。
- ③ 町及び教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、速やかに必要な施設・設備等の応急復旧を行う。
- ④ 町及び教育委員会は、伝染病等の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

▶ 第7 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

指定避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに町は、指定避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

- ① 町長は、施設の管理者等と協議の上、施設・設備を点検の上、指定避難所として使用する部分を決定する。
- ② 町長は、指定避難所等に管理責任者を置き、施設の管理者、自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。
- ③ 施設の管理者及び教育委員会は、指定避難所等の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、指定避難所として利用している施設の範囲等について町、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

▶ 第8 災害応急対策への生徒の協力

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

▶ 第9 社会教育施設等の応急対策

1 実施責任者

- ① 教育委員会、施設の管理者、町長が協議の上、速やかに応急対策を講ずる。
- ③ 各施設においては、平常時から災害時の応急対策マニュアルの作成に努める。

2 応急対策

1) 開館中

施設が開館中の場合は、次の措置を講じる。

- ① 在館の施設利用者の避難誘導
- ② 負傷者の救護、医療機関への搬送
- ③ 施設の安全点検、応急措置
- ④ 教育委員会、町長、消防機関への連絡、応援要請
- ⑤ 災害発生のおそれがある場合、又は施設が利用できない場合は、臨時休館措置
- ⑥ 資料の保存

2) 閉館中

施設が閉館中の場合は、次の措置を講じる。

- ① 施設長及び職員は直ちに出勤し、被害状況の調査
- ② 教育委員会への連絡
- ③ 施設の安全点検、応急措置
- ④ 資料の保存

▶ 第10 文化財の応急措置

- ① 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。
- ② 教育委員会は、速やかに文化財の被害の状況把握に努めるとともに、必要に応じ、関係職員を被災箇所に派遣し、文化財の文化的価値の保存のための応急措置を実施させるなど、被害の拡大防止に努める。
- ③ 教育委員会は文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

⇒⇒資料編参照 「2-9 学用品の調達先」(P. 105)
「3-14 文化財指定状況」(P. 159)
「3-21 学校施設状況」(P. 166)
「様式-33 教科書及び学用品支給記録簿」(P. 223)
「様式-34 教科書、学用品、受払記録簿」(P. 224)

第24節 ライフライン施設等の応急復旧

大規模災害により上下水道・電気・ガス・通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、住民の生命、身体、財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、災害時においては、被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、町、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努める。

また、国や県、ライフライン事業者等と連携し、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設や設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

なお、情報収集で得た航空写真や画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努め、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を防災関係機関と共有する。

▶ 第1 実施責任者

- ① 建設部は、水道施設及び下水道施設の応急復旧を行う。
- ② 東北電力ネットワーク(株)白石電力センターは、電力施設の応急復旧を行う。
(総務部が連絡調整を行う。)
- ③ (一社)宮城県LPガス協会仙南第一支部角田班は、液化石油ガスの応急復旧を行う。
(総務部が連絡調整を行う。)
- ④ 東日本電信電話(株)宮城事業部は、電気通信設備の応急復旧を行う。
(総務部が連絡調整を行う。)

▶ 第2 水道施設

- ① 町は、災害時において直ちに施設等の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画を策定し、あらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を迅速に行う。
- ② 町は、災害により、給水施設が被害を受けた場合、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

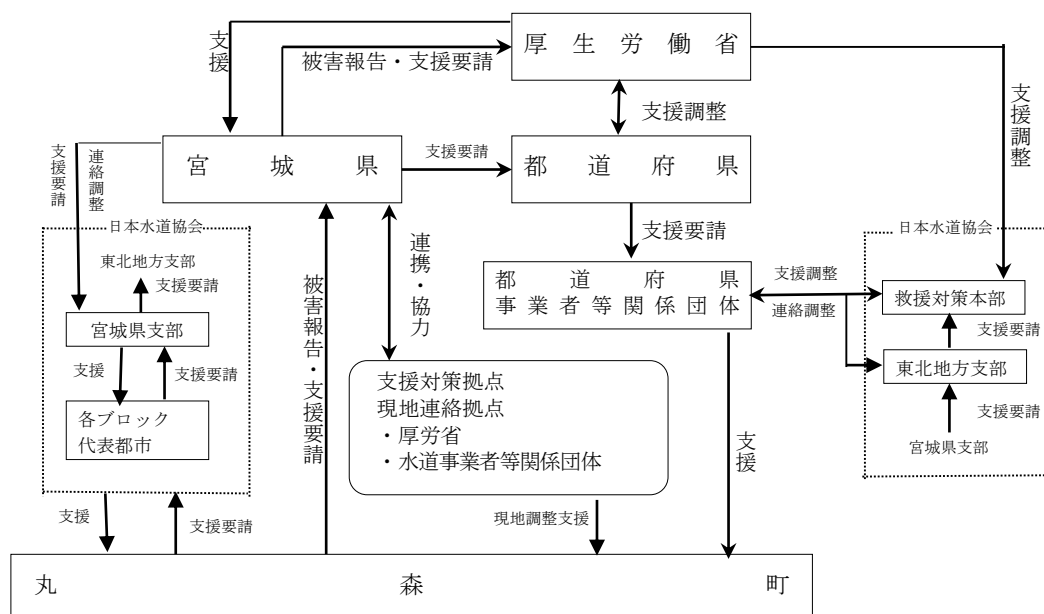
ア 資材等の調達

応急復旧資材等は、必要最小限常時確保するものとするが、不足したときは、町指定給水装置工事事業者から調達する。

ただし、必要と認めるときは、周辺市町又は知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

- イ 応急措置の重点事項は以下のとおりとする。
- ・有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報
 - ・取水、導水及び浄水施設等の保守点検
 - ・井戸水の滅菌使用その他飲料水最低量確保
 - ・備蓄水の提供
- ③ 県は応急復旧活動に必要な資機材、技術者等について町から要請された場合、日本水道協会宮城県支部と連携を図りながら水道事業者間の応援活動の調整を行う。
さらに被災状況から判断して必要があると認める場合には、厚生労働省の協力を県に要請する。
- ④ 町は、「日本水道協会宮城県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画」に基づいて応援活動を行う。
- ⑤ 応急給水及び応急復旧対策は次の応急給水フローチャートにより行う。

応急給水及び応急復旧対策



▶ 第3 下水道施設

下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。

1 管渠

管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式排水ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、終末処理場

ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査の上、下水処理機能の確保に努める。

▶ 第4 電力施設

1 東北電力ネットワーク(株)の応急対策

1) 要員の確保

供給区域内において、災害が発生した場合は、復旧要員を非常呼集する。

2) 店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。

3) 広報活動

- ① 災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。
- ② 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4) 復旧資材の確保

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認するとともに、調達を必要とする資材の確保を図る。

また、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と考えられる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5) 危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

6) 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

なお、作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

2 町の対応

東北電力ネットワーク(株)白石電力センターと密接に連絡を取り、各地区及び指定避難所などへの送電状況及び電力施設の被災状況の把握などについての情報を収集し、避難者をより適切な指定避難所へ誘導するなどの措置をとる。なお、東北電力ネットワーク(株)白石電力センターとの連絡調整は総務部が行い、事業者の行う対応に協力する。

3 住民等

停電又は電力施設の被害を発見した者は、直ちに以下の連絡先に連絡する。

連絡先

連絡先	電話番号	備考
東北電力ネットワークコールセンター	0120-175-366	24時間対応
丸森町総務部	0224-72-2111	

▶ 第5 液化石油ガス施設

1 ガス施設所有者

災害時にガス施設に被害が発生、又は発生するおそれのある場合には、作業班を編成し、応急対策を実施する（作業班の構成、業務分担等は、液化石油ガス販売事業者と協議し作成する）。

2 販売事業者

液化石油ガス販売事業者は、大規模な災害の発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、以下の対策を講ずる。

1) 応急措置と応援要請

液化石油ガス販売事業者は、被害状況を把握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとり、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、(一社)宮城県LPガス協会仙南第一支部角田班及び宮城県LPガス保安センター協同組合第一支所に連絡する。

2) 緊急点検

液化石油ガス販売事業者は、供給全戸を訪問して、作動した各安全器を含めた各設備（特に埋設管や地下ピット）の緊急点検を実施する。その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続管のはずれの有無等）の把握に努める。結果は、(社)宮城県エルピーガス協会等に連絡する。

3) 応援体制

直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者についての情報（水害時には容器流出についての情報）を(社)宮城県エルピーガス協会等から入手し、応援に急行する。

4) 情報提供

液化石油ガス販売事業者は、被災の概況、復旧の現況と見通し（水害時は、流出容器の捜索状況と発見についての報告）等について、(社)宮城県エルピーガス協会等に適宜、情報の提供を行う。

3 町の対応

液化石油ガス販売事業者、(一社)宮城県LPガス協会等との連絡調整は総務部が行い、事業者の行う対応に協力する。

▶ 第6 電信・電話施設

1 通信事業者

1) 東日本電信電話(株)宮城事業部

① 復旧対策

通信設備が被災した場合には、速やかに復旧対策を実施する。

ア 応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、特設公衆電話の設置等を行う。

② 公衆電話の無料化

広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

③ 輻輳^{ふくそう}した場合の措置

通信が異常に輻輳^{ふくそう}した場合は、以下の措置を講ずる。

ア 設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。

イ 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)を提供し、輻輳^{ふくそう}の緩和を図る。

ウ 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は、救護^{きうご}を求める内容を115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

2) 移動通信事業者

① 移動通信事業者(携帯電話会社)は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

② 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言サービスを提供し、輻輳^{ふくそう}の緩和を図る。

3) 広報

通信施設の被災状況、応急措置、復旧の見込みなどについて、住民等へ広報活動を行う。

2 町の対応

町は、東日本電信電話(株)宮城事業部と密接に連絡をとり、各地区及び指定避難所など重要施設の被災状況を把握する。なお、連絡調整は総務部が行い、通信事業者の行う対応に協力する。

3 住民等の対応

電気通信設備に被害があることを知った者は、東日本電信電話(株)(113番)へ連絡する。

第25節 防災資機材及び労働力の確保

町は、大規模災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策に必要な労働者及び技術者等の調達・確保を防災関係機関と連携を図り、発災時に円滑な緊急調達等の措置を講ずる。

▶ 第1 実施責任者

町長は、災害応急対策に必要な防災資機材及び労働力を確保する。また、法令の定めるところにより指定公共機関及び指定地方公共機関から労働力の確保に関し、応援を求められた場合は、これに協力する。

▶ 第2 緊急使用のための調達

- ① 町で保有している資機材のほか、不足する資機材等は町内の事業者及び協定事業者から緊急調達し、応急対策を実施する行政区等に提供する。
- ② 各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じ民間事業者等に対し協力要請を行い調達する。

▶ 第3 労働力の確保

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの防災関係機関において行うものとし、その手段として次の措置を講ずる。

1 奉仕団の編成及び活動

1) 奉仕団の編成

町長は、災害時の応急対策に労働力が不足する場合、民間の団体へ応援を要請する。

奉仕団の編成

団体名	担当課	住所又は連絡先	電話番号	活動内容
日赤奉仕団	保健福祉課	役場内	0224-72-2111	社会奉仕
丸森町連合婦人会	教育委員会	役場内	0224-72-2111	教育文化奉仕
丸森町婦人防火クラブ	総務課	役場内	0224-72-2111	炊き出し

2) 活動内容

奉仕団の活動内容は以下のとおりとし、作業内容により適宜協力を求める。

- ① 避難誘導の補助及び指定避難所の奉仕
- ② り災者の救出・救護
- ③ 炊き出し及び給水の奉仕
- ④ 救援物資の支給の奉仕
- ⑤ 清掃及び防疫の奉仕

- ⑥ その他災害応急措置の応援

2 労働者の雇用

1) 労働者の雇用の範囲

- ① 被災者の避難のための労働者
- ② 医療救護における移送のための労働者
- ③ 被災者の救出のための労働者（救出する機械等を操作する労働者を含む。）
- ④ 飲料水の供給のための労働者（供給する機械等を操作する労働者及び浄水用医薬品等の配布に要する労働者を含む。）
- ⑤ 救済用物資の整理、輸送及び配分のための労働者
- ⑥ 死体等の捜索及び処置のための労働者

2) 雇用依頼の内容

労働者の雇用を依頼する場合は、以下の事項を明らかにする。

- ① 労働者の雇用を要する目的
- ② 作業内容
- ③ 所要人員
- ④ 雇用を要する期間
- ⑤ 従事する地域
- ⑥ 輸送、宿泊等の方法

3) 労働者の宿泊施設

町長は、労働者の宿泊施設予定場所について、災害状況により必要に応じ町内旅館等を定める。

4) 労働者の賃金

雇用による労働者の賃金は、町内の通常の実費とする。

3 労働力の配分計画等

労働力の配分担当は産業観光部とし、労働力の配分方法は以下のとおりとする。

- ① 各応急対策計画の実施担当責任者は、労働者等の必要がある場合は、労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、産業観光部長に労務供給の要請を行う。
- ② 町は、労働力供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

▶ 第4 応援要請による技術者等の動員

町は、自ら技術者等の確保が困難な場合、他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

1 指定行政機関又は指定行政機関の長に対する職員派遣要請の手続き

町長が指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、以下の事項を記載した文書をもって要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣についての必要な事項

2 知事に対する職員のあっせん要求手続き

町長が知事に対して、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣のあっせんに要求する場合は、以下の事項を記した文書をもって要求する。

- ① 派遣のあっせんに求める理由
- ② 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

▶ 第5 従事命令等による応援措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要があり、また、災害対策基本法第71条第2項の規定により、知事の権限の一部を町長に委任した場合には、町長は、従事命令等による応急業務を行う。

1 従事命令

知事は、応急措置を実施するため、以下の関係者に従事命令を出すことができる。

- ① 医師、歯科医師又は薬剤師
- ② 保健師、助産師又は看護師
- ③ 土木技術者又は建築技術者
- ④ 大工、左官又はとび職
- ⑤ 土木事業者又は建築事業者及びこれらの者の従事者
- ⑥ 鉄道事業者及びその従事者
- ⑦ 自動車運送事業者及びその従事者
- ⑧ 船舶運送事業者及びその従事者
- ⑨ 港湾運送事業者及びその従事者

2 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させる。

3 保管命令等

救助のため管理、使用、受け入れできるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

- ① 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で町

長が管理し、使用し、又は受け入れることが適当と認めるもの。

- ② 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、町長がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

第26節 農林業の応急措置

町は、大規模災害時には、農業生産基盤、林道等への施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害や燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想されるため、県、各関係機関と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

▶ 第1 実施責任者

- ① 町長は、病虫害防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保など、農業等の被害への応急対策を行う。
- ② 農林部、みやぎ仙南農業協同組合、森林組合等の関係団体は、その属する農業、林業等への被害の応急対策を担当する。

▶ 第2 農 業

1 活動体制

- ① 町長は、農業関係機関、団体と協議し、必要に応じて対策本部を設置し、災害の予防及び拡大防止に努める。
- ② 対策本部要領は別に定める。

2 営農用資機材の確保

1) 営農機材

町は、必要に応じて、県に営農機材の購入あっせんを要請する。

2) 営農用資材

町は、苗、種子、肥料、農薬、飼料等について、必要に応じ確保のため対策を講ずるとともに、県に営農用資材の購入あっせんを要請する。

3) 応急技術対策

町は、農作物の被害の実態に合った病虫害の防除、肥培管理等の技術指導を農業関係機関、団体と連携して行う。

▶ 第3 畜 産

1 応急技術対策

- ① 家畜の退避と飼料確保を指導する。
- ② 被害家畜の健康検査を実施する。
- ③ 飼料作物の早期収穫を指導する。

2 家畜伝染病の防止

町は、家畜の伝染疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認

められる場合、県に家畜の検査、注射又は薬浴を要請する。

また、県の指導を得て家畜の所有者に対し、必要に応じ以下の防止措置を講じさせる。

- ① 患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置
- ② 殺処分又は死体の焼却、埋却
- ③ 汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

3 死亡獣畜の処理

災害等により死亡した家畜の処理については、本章「第22節 廃棄物処理活動」により処理を行う。

▶ 第4 林業

1 活動体制

- ① 町長は、林業関係機関、団体と協議し、必要に応じて対策本部を設置し、災害の予防及び拡大防止に努める。
- ② 対策本部要領は別に定める。

2 応急対策

- ① 町長は、林業関係者等に対して、被害の状況に応じて応急対策を行うことを要請する。
- ② 技術指導の実施
 - ア 農林部は県大河原地方振興事務所並びに関係団体と連絡調整を図り災害時における応急対策技術の指導を行う。
 - イ 必要に応じ「ア」の機関、団体による指導班を編成し、技術指導に当たるほか速報等を通じその周知徹底を図る。

第27節 応急公用負担等の実施

町長等は、大規模災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、施設、土地、家屋、物資等について、その管理、使用、収用について、必要な措置を講じる。

▶ 第1 実施責任者

- ① 応急公用負担等の実施は、町長、警察官、消防職団員がそれぞれ行う。
- ② 総務部は、連絡調整等を行う。
- ③ 町長若しくは町長の権限を行使する町の職員が現場にいないとき、又は町長等から要求があったときは、警察官が、さらにこれらのものが現場におらず、自衛隊が派遣されているときは自衛官が応急公用負担等の権限を行使する。その場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

▶ 第2 応急公用負担等の権限

各実施責任者は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき、次の措置をとることができる。

1 町長

- ① 町の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
- ② 災害を受けた工作物または物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置。
- ③ 町の区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させること。
- ④ 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2 警察官

町長若しくはその職権の委任を受けた町職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、警察官は町長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

3 消防職団員

1) 消防職員、消防団員

- ① 火災が発生し、または発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。
- ② 火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止または人命の救助、その他

の消防作業に従事させること。

2) 消防長、消防署長

- ① 延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのものある土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。
- ② 火災が発生し、または発生しようとする状況において、延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し処分、又は、その使用を制限することができる。

3) 水防管理者、水防団長、消防機関の長

- ① 当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させること。
- ② 水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車その他の運搬具若しくは器具を使用し、又はその他の障害物を処分すること。

4 知 事

県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。

また、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町の応急公用負担等を代わって実施することができる。

- ① 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
- ② 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
- ③ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- ④ 清掃、防疫その他保護衛生に関する事項
- ⑤ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ⑥ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑦ その他災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項

▶ 第3 立入検査等

- ① 町長等は、施設、土地、家屋、物資等を管理し、使用又は収用するため必要があると認めるとき、その職員に施設、土地、家屋もしくは物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入り検査させることができる。
- ② 町の職員が、①により立ち入る場合、その職員は、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- ③ 町の職員が、①により立ち入る場合、その身分を示す証票を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- ④ 町長等は、必要と認めるとき、保管命令により物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

▶ 第4 実施手続き

1 人的公用負担

町長等は、緊急の場合、人的公用負担を、相手方に口頭で指示するが、後日速やかに文書によって通知する。

2 物的公用負担

1) 工作物等の使用、収用

- ① 町長等は、使用または収用を行うとき、対象となる土地建物等の占有者等に対し、その土地、建物等の名称または種類、形状、数量、場所、その処分の期間または期日その他必要な事項を通知する。
- ② 町長等は、通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のとき、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、町または土地建物等の所在した場所を管轄する角田警察署に掲示し、通知に代える。

2) 工作物等の障害物の撤去

- ① 町長または警察官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、町長または警察署長は適正な方法で保管する。
- ② 保管した場合、当該工作物等の占有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示する。
- ③ 保管した工作物等が滅失または破損若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却しその代金を保管する。
- ④ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。
- ⑤ 工作物の保管に関する公示の日から起算して、6箇月を経過しても当該工作物または売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、町長が保管する工作物等は町に、警察署長が保管する工作物は県に帰属する。

▶ 第5 公用令書の交付

町長等は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。

1 公用令書の記載事項

- ① 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 当該処分の根拠となった法律の規定
- ③ 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間
- ④ 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
- ⑤ 施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

2 公用令書の変更・取り消し

町長等は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取消したとき、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。

▶ 第6 損失補償及び損害補償等

- ① 町長等は、地域内において、物的応急公用負担等の処分が行われたとき、通常生ずべき損失を補償する。
- ② 町長等は、区域内の住民または現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等をしたときは法の定めに従い、損害を補償する。

第28節 通信・放送施設の確保

町、県及び防災関係機関は、大規模災害により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や住民の生活情報収集に大きな影響が生じるため、応急復旧あるいは代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講ずる。

▶ 第1 実施責任者

- ① 町長は、災害時の通信手段、放送施設の確保を行う。
- ② 総務部は、連絡調整を行う。
- ③ 東日本電信電話(株)宮城事業部及び携帯電話事業者は、電気通信設備の応急対策を行う。
- ④ 丸森郵便局は、郵便の応急対策を行う。

▶ 第2 通信・放送手段の確保

町長は、災害に関する予警報及び災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速かつ確実を期するため、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

1 災害時の通信連絡

1) 通信連絡手段

大規模な災害時には、通信の途絶や輻輳が想定されることから、町は、各防災関係機関と連携し、それぞれの特性を考慮しながら、的確な通信手段の確保に努める。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

- ① 一般加入電話：災害時に途絶や輻輳がある。
- ② 災害時優先電話：防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、他の一般加入電話に比べて優先して使用できる。
- ③ 携帯電話：固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶や輻輳もある。
- ④ 衛星携帯電話：衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及び輻輳の可能性が低い。
- ⑤ 国土交通省回線(緊急連絡用回線)：国土交通省と各県を結んでいる無線回線。
- ⑥ 消防庁回線(消防防災無線)：消防庁が各県と結んでいる無線回線。
- ⑦ 内閣府回線(中央防災無線)：内閣府と各県を結んでいる無線回線。
- ⑧ 地域衛星通信ネットワーク：全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
- ⑨ 消防用回線(消防無線)：各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
- ⑩ 防災相互波：本周波数を所有している異なる免許人の間で通信ができる。

- ⑪ MCA 無線システム：(財) 東北移動無線センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカーからの借用も考えられる。
- ⑫ 非常通信：県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
- ⑬ インターネット：データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。
- ⑭ 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）：災害により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル（171）は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板（web171）はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT 東日本公式ホームページ等で知らせる。
- ⑮ 災害用伝言板サービス：大規模災害発生時、携帯電話事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。
- ⑯ 丸森町防災情報提供システム（音声告知システム）：まちづくりセンター等に設置された屋外スピーカー（小中学校及び保育施設は個別受信機）により、災害等の緊急情報から普段のお知らせまで、音声で一斉に伝達することができる。

2 町防災行政無線施設等

1) 町防災行政無線施設

町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性が高いことから、町行政無線等通信手段の確保に努める。

災害発生後は、直ちに情報通信手段の機能を確認し支障が生じた施設の応急復旧を行う。

また、指定避難所となった学校等と対策本部との通信手段の確保に努めるとともに、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

防災行政無線の設置場所は、以下のとおりである。

防災行政無線の設置場所

種別	台数	配置場所
基地局	1	役場（総務課）
可搬型	6	各まちづくりセンター（丸森・金山まちづくりセンター以外）
車載型	7	町長車、緊急車、交通安全指導車、建設課
携帯型	105	丸森まちづくりセンター、消防団長・副団長・各分団長、消防署、総務課、建設課、各指定避難所等
中継局	2	次郎太郎山頂、竹谷
簡易中継局	2	羽出庭笠松、大張大蔵寺

2) 現地対策本部等への衛星電話の配置

町の地理的要因により、大規模災害時には、町防災無線、携帯電話が通話できない箇所が出てくる可能性があるため、町は、東日本電信電話(株)宮城営業部及び携帯電話事業者に要請し、衛星携帯電話等を借用し、現地対策本部等に配置する。

3 災害時優先電話の利用

災害時優先電話は、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できる電話であり、災害発生時は、外部発信専用として利用するものである。

災害時優先電話

設置位置	種別	回線数	備考
丸森町役場内	東日本電信電話(株) 宮城事業部	3回線	無停電電話
		2回線	F A X

4 専用通信施設の利用

町は、公衆電気通信施設の利用ができなくなった場合又は緊急に通信の必要がある場合は、以下に掲げる専用通信施設の利用を図るものとする。利用に当たっては、あらかじめ協議して定めた手続きによる。

専用通信施設

通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	電話番号
阿武隈急行(株)丸森駅	舘矢間山田字土手下 96	総務課長	0224-72-4069
角田警察署丸森交番	丸森町字鳥屋 30-2	〃	0224-72-2211
東北電力ネットワーク (株)白石電力センター	白石市半沢屋敷前 138-1	〃	0224-26-1301

5 非常無線通信の利用

1) 無線通信局

町は、災害による非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、防災行政無線のほか以下に掲げる無線通信施設の利用を図る。

無線通信局一覧

	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者 又は電話番号
無線 通信局	角田消防署丸森出張所	丸森町字鳥屋 82-1	総務課長
	角田警察署丸森交番	丸森町字鳥屋 30-2	〃
	東北電力ネットワーク(株)白石 電力センター	白石市半沢屋敷前 138-1	〃
タクシー 無線	越後自動車(有)	舘矢間舘山字坪石 32-2	0224-72-2053
	(有)山正タクシー	大内字町 35	0224-79-2022

2) 非常通信の利用方法

非常通信の内容は以下のとおりとする。

- ① 人命の救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの。
- ② 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの、その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど、すべて災害に関して緊急措置を要する内容のもの。

3) 非常通信の依頼手続き

町は、無線局に対し以下の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入する。

- ① あて先の住所、氏名、電話番号
- ② 依頼者の住所、氏名、電話番号
- ③ 連絡内容（200字以内）
- ④ その他必要な事項

6 急使の派遣

町は、災害により、通信網が寸断され、通信が途絶した場合、防災機関までの連絡、災害現場等への指示などは、被災状況に応じて自転車、バイク、徒歩等により急使を派遣して通信を確保する。

▶ 第3 郵便関係の措置

日本郵政(株)東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、受け入れ施設（応急仮設住宅に受け入れする場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う郵便局等については、別途日本郵政(株)東北支社長が指定し、その旨を公示する。

▶ 第4 放送の依頼

- ① 町長は、災害が発生した際に、関係機関や住民などに対し伝達すべき事柄がある場合、災害対策基本法第57条に基づき、放送事業者に放送を要請することができる。
- ② 総務部は、連絡担当を行う。

1 要件

災害のため、電気通信事業用通信設備、有線電気通信設備、無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合。

2 手続き

放送要請書に必要事項を記入して要請するが、緊急を要する場合は電話又は口頭により行う。

- ⇒⇒資料編参照 「1-10 丸森町防災行政用無線局（移動系）管理運用規程」(P. 27)
「1-11 丸森町防災行政用無線局（移動系）運用細則」(P. 30)
「1-12 庁外配置の陸上移動局に関する管理、運用細則」(P. 32)
「1-24 災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定」(P. 72)
「3-11 丸森町防災行政無線配備表」(P. 155)
「3-12 丸森町災害時優先電話一覧表」(P. 156)
「様式-12 放送要請書」(P. 200)

第29節 防災気象情報の伝達

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるために、町は、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。

また、円滑な応急対策活動を実施するために各防災関係機関と、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

▶ 第1 実施責任者

- ① 町長は、災害に関する警報及び予報等を住民や関係機関等へ伝達しなければならない。
- ② 災害に関連する異常現象等を発見した者は、速やかに町、消防署、警察署に通報しなければならない。

▶ 第2 防災気象情報等

仙台管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報及び注意報並びに気象情報（以下これらを防災気象情報という。）を次により発表し、地方公共団体等の防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防火行動に資するため、防災気象情報を防災関係機関等へ伝達するとともに、報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。

また、仙台管区気象台等は 避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を警戒レベルとの関係が明確になるよう 5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断を促す。

その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等へ伝達する。

仙台管区気象台が発表する防災気象情報

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報は次頁に示すとおりである。

その他、気象庁は、平成25年8月から、各種警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合には、「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けることとしている。

警報・注意報発表基準一覧表

丸森町	府県予報区		宮城県		
	一次細分区域		東部		
	市町村等をまとめた地域		東部仙南		
特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低圧により大雨になると予想される場合			
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合			
	暴風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合			
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合			
警 報	大雨	浸水害	雨量基準	平坦地：3時間雨量=70mm以上 平坦地以外：1時間雨量=60mm以上	
		土砂災害	土壌雨量指数基準	104以上	
	洪水		雨量基準	平坦地：3時間雨量=70mm以上 平坦地以外：1時間雨量=60mm以上	
			流域雨量指数基準	内川流域=11以上、雉子尾川流域12以上	
			複合基準	—	
	暴風		平均風速	18m/s以上	
	暴風雪		平均風速	18m/s以上 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ25cm以上
山沿い				12時間降雪の深さ30cm以上	
注意報	大雨		雨量基準	平坦地：3時間雨量=50mm以上 平坦地以外：1時間雨量=40mm以上	
			土壌雨量指数基準	78以上	
	洪水		雨量基準	平坦地：3時間雨量=50mm以上 平坦地以外：1時間雨量=40mm以上	
			流域雨量指数基準	内川流域=9以上、雉子尾川流域10以上	
			複合基準	—	
	強風		平均風速	13m/s以上	
	風雪		平均風速	13m/s以上 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm以上
				山沿い	12時間降雪の深さ20cm以上
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪		融雪により被害が予想される場合		
	濃霧		視程	100m	
	乾燥		①最小湿度45%、実効湿度65%で風速7m/s以上 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ		①山沿いで24時間の降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温		夏期：最高・最低・平均気温のいずれかがが平年より4℃～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき* *冬期の気温は仙台管区气象台、石巻特別地域気象観測所の値。			
霜		早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）			
着氷・着雪		大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			

気象情報

種類	概要
気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。気象情報の種類は以下のとおり。</p> <p>(1) 予告的な情報</p> <p>① 警報や注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合。</p> <p>② 少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合。</p> <p>(2) 警報や注意報を補完する気象情報</p> <p>警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合。</p>
土砂災害警戒情報	<p>県と仙台管区気象台が共同発表する情報で、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、町長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう発表される。</p>
竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表される。また、竜巻の目撃情報が得られて、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p>
記録的短時間大雨情報	<p>数年に一度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）または、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した時に、府県気象情報の一種として発表される。</p> <p>記録的短時間大雨情報は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。</p>
特別警報	<p>大雨・暴風・大雪・暴風雪等の警報の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起これると予想される場合に発表し、対象地域の住民に対して、最大限の警戒を呼び掛ける。</p>

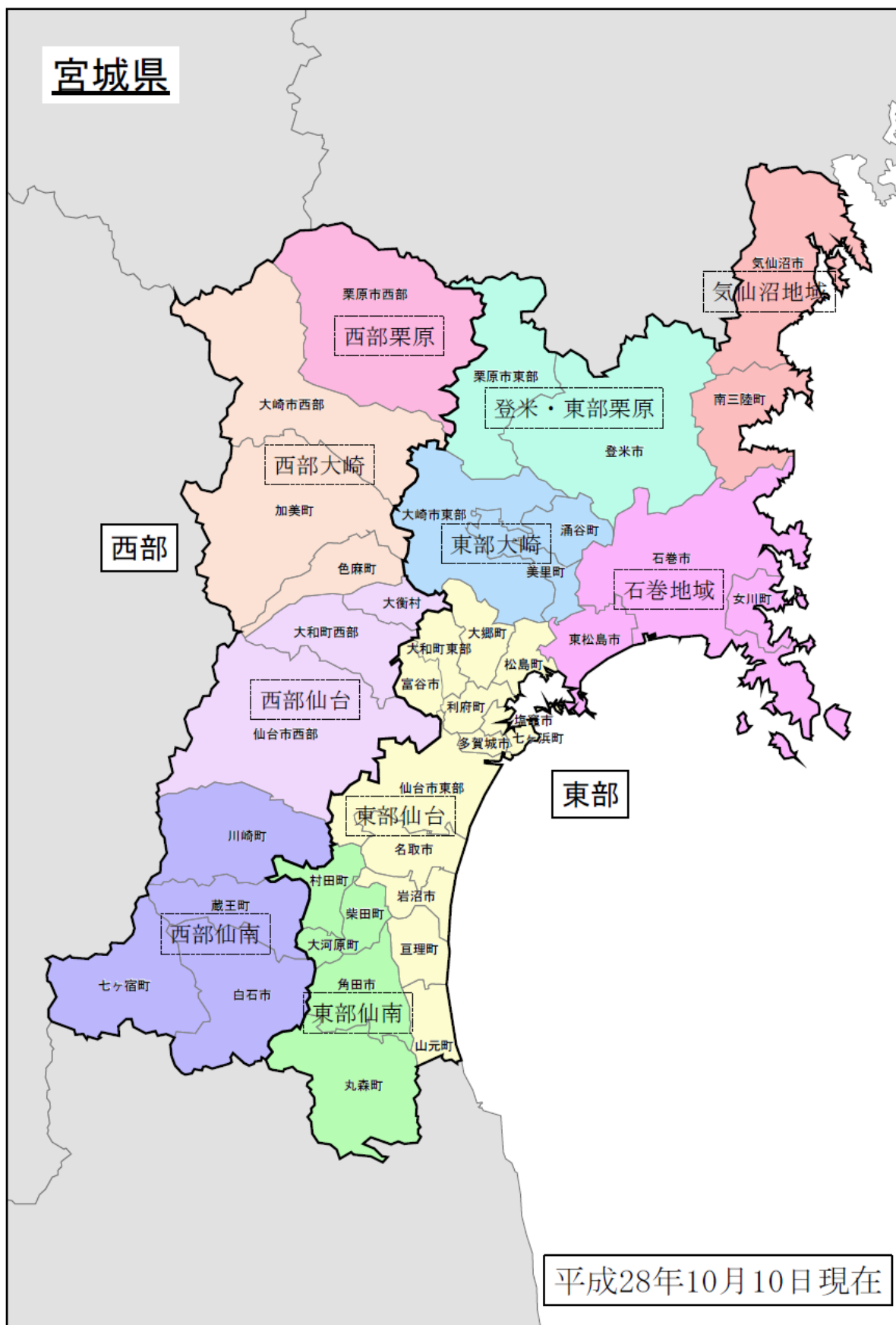
(注1) 注意報、警報及び特別警報の発表は、先行降雨、季節、地域差、その他気象条件等を考慮して行うため、必ずしもこの基準によらない場合がある。

(注2) 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報及び警報の基準を暫定的に上記基準より引き下げて運用することがある。

(注3) 地面現象及び浸水注意報・警報は、その注意報及び警報事項を気象注意報及び気象警報に含めて行う。

(注4) 水防活動の利用に適合する注意報・警報は、指定河川洪水注意報・警報を除き、一般向けの注意報及び警報及び特別警報をもって代える。

宮城県における警報・注意報の細分区域



宮城県における特別警報・警報・注意報の細分区域

一次細分区域	二次細分区域	市町村
東部	東部仙台	仙台市東部、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町東部、大郷町、富谷市
	石巻地域	石巻市、東松島市、女川町
	東部大崎	大崎市東部、涌谷町、美里町
	気仙沼地域	気仙沼市、南三陸町
	東部仙南	角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町
	登米・東部栗原	登米市、栗原市東部
	西部	西部仙台
西部仙南		白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町
西部大崎		大崎市西部、色麻町、加美町
西部栗原		栗原市西部

2 東北地方整備局河川(国道)事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報

気象業務法第14条の2第2項及び第3項、水防法第10条第2項、水防法第11条第1項の規定により、東北地方整備局河川(国道)事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同して、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報であり、当該河川が越水・溢水による氾濫の洪水により国民経済上重大または相当な損害が生ずるおそれがある場合等に、その状況を水位または流量を示して発表する予報で、その指定河川及び区間等は下表のとおりである。

洪水予報の種類

種類	内 容
洪水警報	当該河川が危険水位を突破するおそれがあるとき、又は危険水位を越えないと予想される場合においても災害の発生のおそれがある場合に、その旨を警告して発表する予報
洪水注意報	当該河川がはん濫注意水位を突破するおそれがあるとき、又ははん濫注意水位を越えないと予想される場合においても災害の発生のおそれがある場合に、その旨を注意して発表する予報
洪水情報	当該河川についての注意報・警報以外の洪水に関する情報 (注意報・警報の補足説明)

洪水予報を行う河川名とその区間

河川名	区 間
阿武隈川 下流	左岸：宮城県伊具郡丸森町字大館3丁目24番地先から海まで 右岸：宮城県伊具郡丸森町字船場24番1地先（丸森橋）から海まで

3 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている状況でさらに土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が避難情報の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的に、宮城県と気象台が共同して発表する防災情報である。

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難情報の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊の危険性が高まった場合、土砂災害警戒情報が発表され、宮城県や気象台のホームページで確認できる。

4 消防法に基づく火災気象通報

仙台管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を直ちに知事に通報する。また、知事は仙台管区気象台から当該通報を受けたとき、直ちにその状況を仙南地域広域事務組合消防本部に通報する。

仙南地域広域行政事務組合消防本部は、上記の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

通報の基準は概ね次のとおりとする。

火災気象通報の基準

通報基準番号	通報内容
1	最小湿度 45%以下、実効湿度 65%以下で平均風速 7m/s 以上の見込みのとき。
2	最小湿度 35%以下で実効湿度 60%以下の見込みのとき。
3	平均風速 13m/s（江ノ島、北～東南東 18m/s）以上の見込みのとき。 ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。

5 水防法に基づく洪水予報・水防警報

県大河原土木事務所長は、水防法第 10 条第 3 項の規定により、仙台管区気象台及び東北地方整備局仙台河川国道事務所が発表する洪水警報が通知された時は、直ちに町長に通知する。また、水防法第 16 条第 3 項の規定により、東北地方整備局仙台河川国道事務所から水防警報があった時は、直ちに町長に通知する。

町長は、洪水予報又は水防警報の通報を受けたときは、水防活動のため速やかに関係機関に通知するとともに、消防団を出動させ又は出動の準備をさせる。

また、堤防等の決壊あるいはその恐れがある場合は、町長等は、速やかに県大河原土木事務所長及び氾濫の恐れがある隣接水防管理者等に通報する。

水防警報の発令区域

(単位：m)

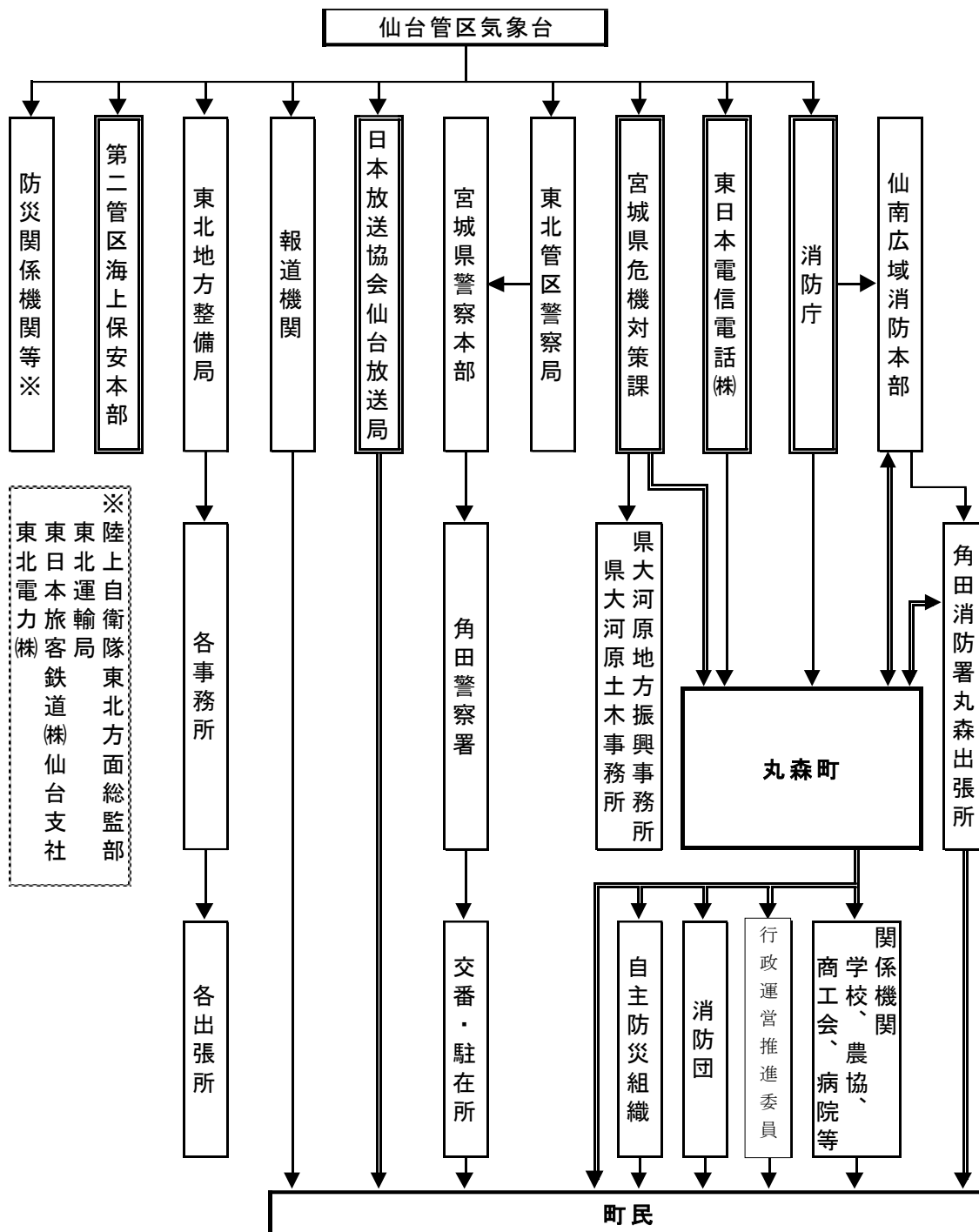
河川名	区 間	対象量 水標名	設置場所	水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意 水位	計画高 水位
阿武隈川 幹川	左岸：丸森町館矢間 山田字小原瀬 西 45 番 3 地 先から海まで	丸森	丸森町船場	18.00	19.50	23.697
		笠松	角田市枝野	13.00	14.50	17.986
		江尻	角田市江尻	9.50	10.80	14.215
	右岸：丸森町字敷文 東 2 番地先か ら海まで	岩沼	岩沼市阿武隈一丁目	4.00	5.00	8.246
		荒浜	亶理町荒浜	1.30	1.80	3.939
内川		内川	丸森町柿木田	4.0	4.1	
雉子尾川		山居	丸森町金山山居	1.8	1.9	5.151

水防警報の区分

第1段階	待機	水防団員の足留めを行うもの
第2段階 (水防団待機水位)	準備	水防資材器具の整備点検、消防団幹部の出動等水防活動の準備をする必要がある旨通知するもの
第3段階 (はん濫注意水位)	出動	消防団員が出動する必要がある旨通知するもの
第4段階	解除	水防活動の終了を通知するもの
適宜水位		水位の上昇、下降、滞水期間、最高水位の大きさ、時刻等水防活動上必要とする水位状況を通知するもの

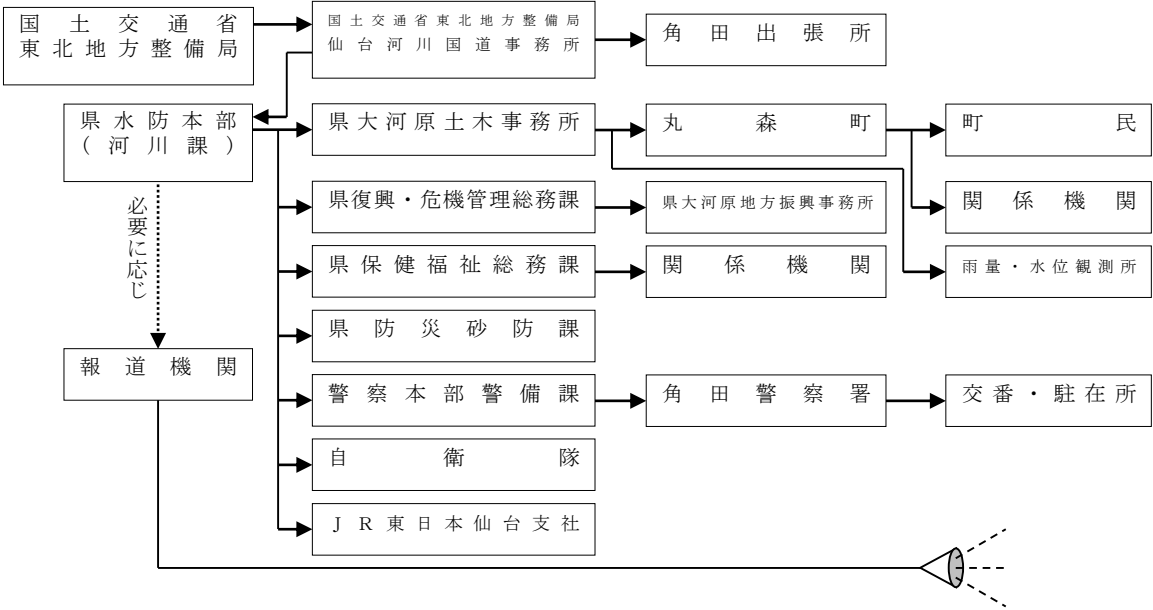
▶ 第3 警報等の伝達周知

仙台管区気象台が発表した警報等は、気象台から防災関係機関や報道機関に伝達される。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知するよう努める。河川管理者の発表する水防警報も同様とする。

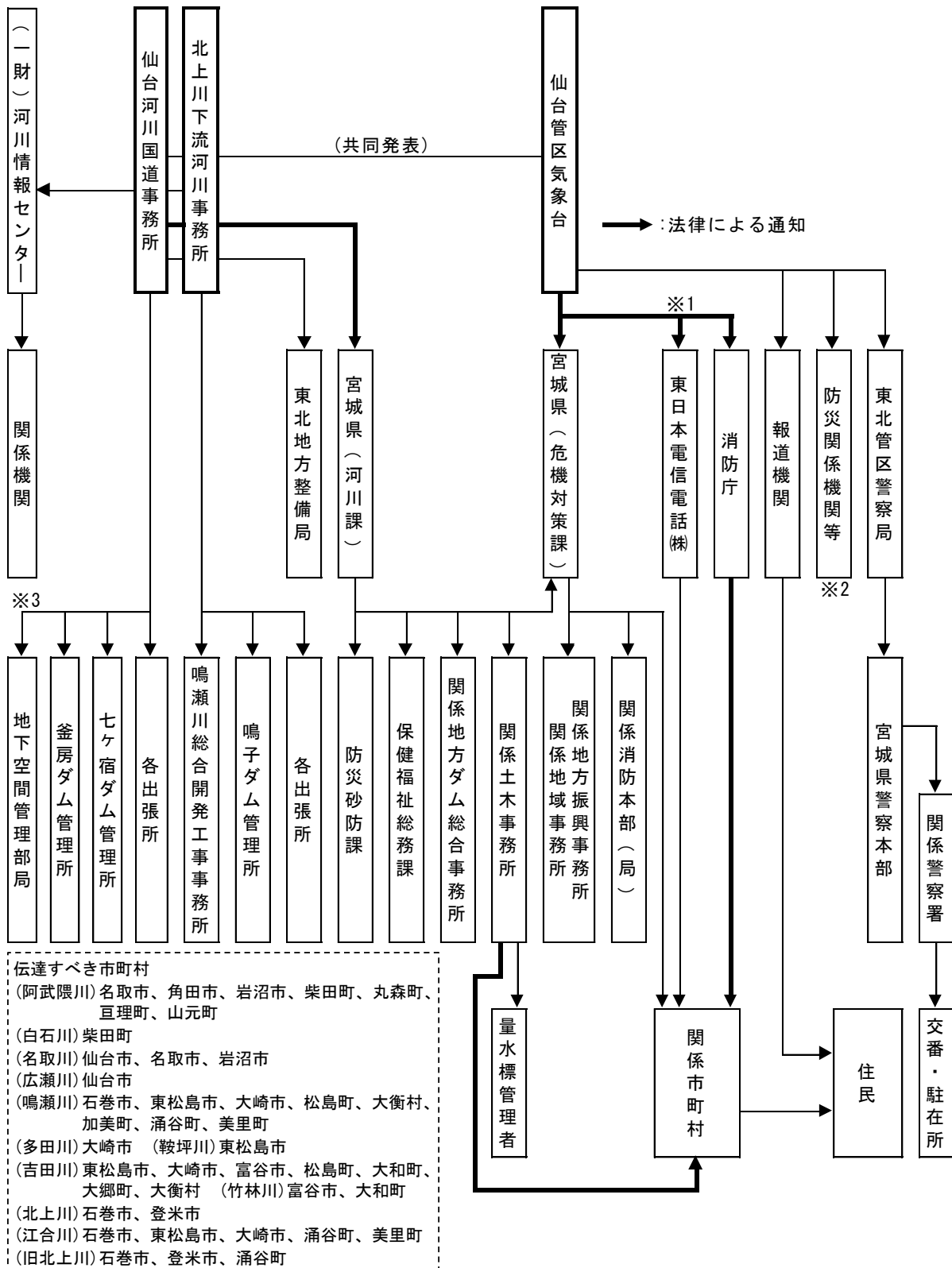


(注) 二重枠の機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく伝達先
 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路

水防警報の伝達系統(国土交通省が発令する場合)



指定河川洪水予報伝達系統図(国土交通大臣・気象庁長官共同発表)



※1 東日本電信電話(株)への指定河川洪水予報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4項)

※2 陸上自衛隊東北方面総監部、第二管区海上保安本部、東北運輸局、東日本旅客鉄(株)仙台支社、東北電力(株)

※3 地下空間管理局への通知は、名取川及び広瀬川のみ。

▶ 第4 防災気象情報等の受領及び伝達方法

- ① 関係機関から通報される防災気象情報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直員が受領する。
- ② 宿日直員が受領した場合は、直ちに総務課長、担当課長に伝達する。
- ③ 防災気象情報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に伝達する。
- ④ 関係機関等への通報は、以下のとおりとする。

関係機関への伝達先及び伝達責任者

勤務時間外の気象予警報等の受領者	伝達責任者	伝達先等			伝達内容
		伝達先	伝達方法		
			勤務時間内	勤務時間外	
宿日直員 (右欄担当課長へ連絡)	総務課長	庁内各課	庁内放送	電話	必要と認める警報・注意報
		消防団正副団長	電話	電話	
		消防団各分団長	電話	電話	
	子育て定住推進課長	保育施設、所管施設	電話	電話	同上
		農林課長	みやぎ仙南農協丸森総合支店	電話	
	丸森町森林組合		電話	電話	
	商工観光課長	商工会、所管施設	電話	電話	
	学校教育課長	各小中学校等所管施設	電話	電話	
		所管施設	電話	電話	

一般住民への周知方法

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
総務課長	住民	広報車、 丸森町防災情報提供システム	特に必要と認める警報
農林課長	〃		特に必要と認める霜注意報、低温注意報
総務課長	関係住民		土砂災害等に関連する注意報

第30節 警戒活動

防災関係機関と連携して大雨、洪水、土砂災害等による災害の発生に備え、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。

▶ 第1 実施責任者

- ① 町は、洪水発生時の水防活動を丸森町水防計画に基づいて行う。
- ② 町は、仙南地域広域行政事務組合消防本部と土砂災害警戒活動を行う。
- ③ 各関係機関は、被害防止対策を行うとともに、被害発生に備えた体制を整える。

▶ 第2 警戒体制

町は、防災関係機関等から発表される、雨量、河川等の水位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

▶ 第3 水防活動

町は、洪水等による災害が発生するおそれがある場合、以下の水防活動を実施する。
詳しくは、「丸森町水防計画」によるものとする。

1 水防区域の監視、警戒等

町長は、水防警報を受報したとき、水防団（消防団）に指示し、警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動を命じ、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。

2 警戒区域の設定

水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施するため、町、河川管理者及び県と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。

3 ダム、せき、水門等の適切な操作

河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を町及び警察署に通知するとともに一般に周知する。

▶ 第4 土砂災害警戒活動

町は、宮城県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合、若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合、町地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に

係る必要事項を関係機関及び住民その他関係団体へ伝達するよう努める。

また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の警戒活動を行うとともに、土砂災害警戒判定メッシュ情報等補足情報などを総合的に判断し住民に対し、避難情報の必要な措置を講ずる。

町内に土砂災害警報が発表された場合、配備職員及び消防団幹部（班長職以上）は宮城県土砂災害警報システムのメール配信サービスよりメール受信をもって自動招集となる。

配備職員は所属課に、消防団は各地区のまちづくりセンター及び消防ポンプ置場に集合し、広報・警戒活動を行う。

また、これに加え、気象庁から「特別警報」が発表された場合にあっては、住民に対し多種多様な媒体を活用し、最大限の警戒を呼びかける。

なお、町は、土砂災害に係る避難情報について、それらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

▶ 第5 ライフライン、交通等警戒活動

町及び関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第31節 災害種別毎応急対策

▶ 第1 火災応急対策

災害発生時に、町は、消防機関はもとより、県、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行う。

1 実施責任者

- ① 町長は、仙南地域広域行政事務組合消防本部角田消防署、消防団、角田警察署と連携して、火災の警戒及び防ぎよに関する措置を行う。
- ② 総務部が連絡調整を行う。

2 消火活動の基本

総務部及び消防機関等は、住民、事業者、自主防災組織等、防災関係機関等に対して、以下の措置の実施を要請する。

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

1) 消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎよ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎよにより行う。

(1) 重要防ぎよ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

(2) 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。

(3) 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取り扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。

ただし、高層建築物で不特定多数の者を受け入れする対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

(4) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎよ上必要な消火活動を優先する。

(5) 火災現場活動の原則

- ① 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。
- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

3 消防団の活動

消防団は火災が発生した場合、仙南地域広域行政事務組合消防本部の消防隊と協力して、以下の消火活動を行う。

1) 出火警戒活動

災害の発生により火災発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

2) 消火活動

出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

3) 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

4) 避難誘導

避難の指示が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

4 事業所の活動

1) 火災が発生した場合の措置

- ① 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。
- ② 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講ずる。

5 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には以下の活動を行う。

- ① 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

② 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。また、消防隊が消火活動を始めたときにはその支援を行う。

6 住民の活動

① 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

② 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

③ 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

▶ 第2 林野火災応急対策

林野火災発生時においては、町は、関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講ずる。

1 実施責任者

- ① 町長は、仙南地域広域行政事務組合消防本部角田消防署、消防団、角田警察署、自衛隊第2施設団等と連携して、火災の警戒及び防ぎよに関する措置を行う。
- ② 総務部並びに農林部が、連絡調整を行う。

2 林野火災の防ぎよ

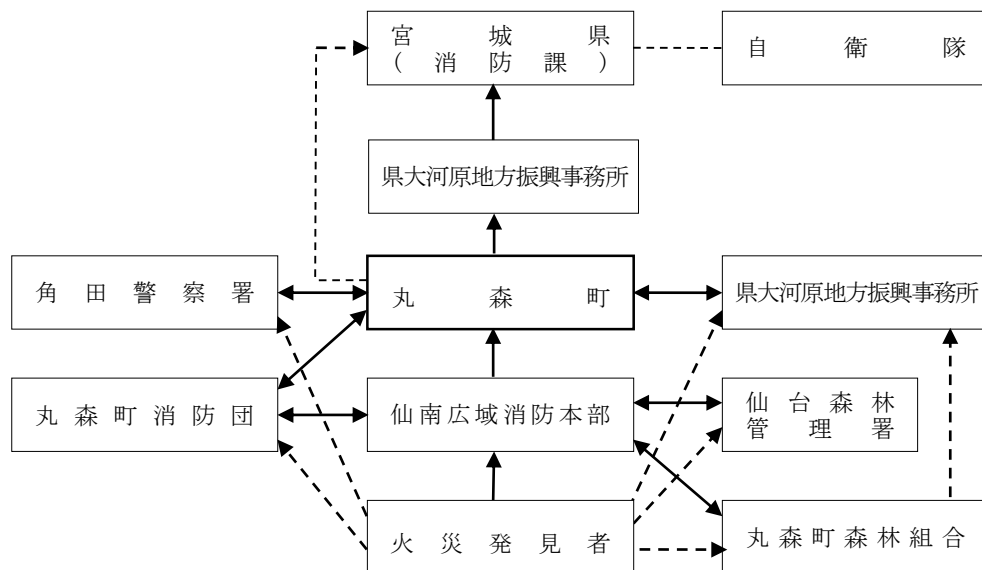
町は、火災発生時の通報通信連絡体制、防ぎよ隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。

1) 火災通報及び通信体制

仙南地域広域行政事務組合消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、角田消防署等の出動を指令する。これと並行して仙台森林管理署、角田警察署、県大河原地方振興事務所等関係機関に通報する。地区住民及び入林者に対する伝達は、サイレン、鐘、広報車等により行う。

町は、火災の規模等から必要と認めるときは、県大河原地方振興事務所を通じ、消防課に通報する。

火災通報及び通信体制



2) 防ぎよ隊の編成

林野火災が発生した場合の火災防ぎよ隊の招集、集合場所、編成、携行資機材及び出動区分は消防計画の定めるところによる。

3) 相互応援協定及び広域消防応援による要請

火災の規模が町の消防体制では防ぎよが困難と認められる場合は、「本章第8節 相互応援活動」の定めるところにより応援要請等を行う。

4) 林業関係事業者

消防署、警察署と連絡をとり、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

5) 自衛隊の災害派遣要請

林野火災の延焼拡大が著しく、消防隊、関係機関、他市町村の応援及び付近の住民の協力を得ても防ぎよが困難な場合、町長は知事に、県の防災ヘリコプターの出動及び自衛隊の派遣を要請する。

6) 現場指揮本部

(1) 現場指揮本部の開設

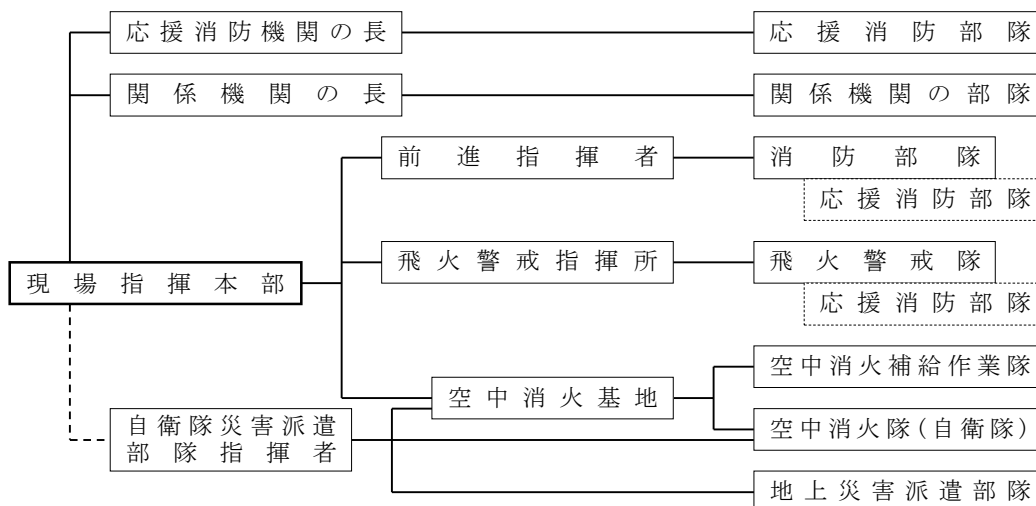
- ① 統一した指揮のもとに消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣隊等が円滑な消防活動が実施できるようにするため、現場指揮本部を設置する。
- ② 関係機関の指揮による連絡会議等を必要に応じて設け、消防長が最高責任者として状況に応じた防ぎよ方針を決定し、機能的な組織活動を行う。
- ③ 火災の区域が、二つ以上の市町村の区域にまたがる場合の本部長は、当該消防長が協議して定める。
- ④ 現場指揮本部は、火災の状況及び防ぎよ作業の状況が把握できる場所に設置するよう努める。

(2) 現場指揮本部の指揮系統

現場指揮本部の指揮系統は概ね以下のとおりとする。

また、現場指揮本部には可能な限り、消防通信、自衛隊通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、統一的指揮の実施と併せて通信施設の相互利用を図る。

現場指揮本部の指揮系統



(3) 現場指揮本部の設置場所

現場指揮本部は、付近一帯が見渡せる横風又は風上の高地で無線障害の少ない場所等火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる位置に設置するよう努め、旗等により標示をする。

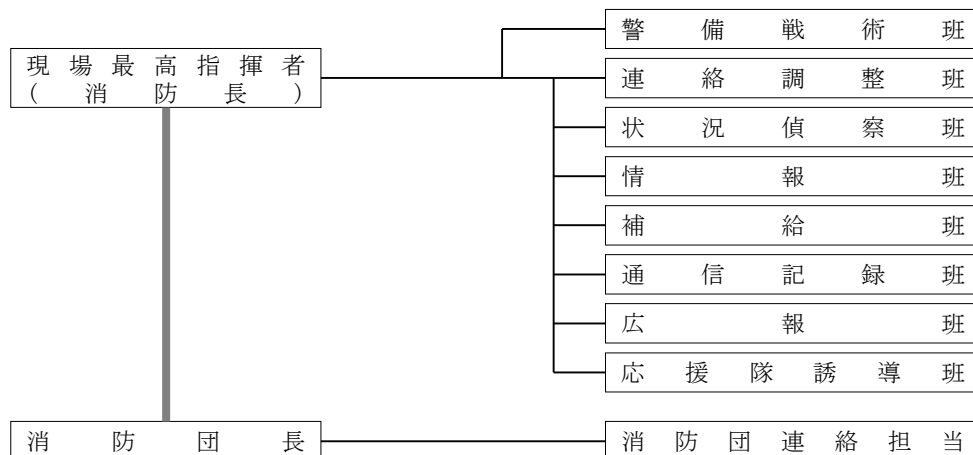
(4) 現地災害対策本部等への衛星電話の設置

町の地理的要因のため、大規模災害時には、町防災無線、携帯電話が通話できない箇所が出てくる可能性があるため、町は、衛星電話等を現地災害対策本部等に配置する。

(5) 現場指揮本部の編成

現場指揮本部の組織は、概ね以下のとおりとする。

現場指揮本部の編成



(6) 任 務

① 警防戦術班

防ぎよ線の設定、転進、空中消火、集落警防戦術について、以下の事項に留意して現場最高指揮者を補佐する。

- ア 消火隊の守備範囲を明確に指示する。
- イ 交代要員を確保し、ローテーションを明確に指示する。
- ウ 予想される状況変化に応じた作戦をあらかじめ検討する。
- エ 出動隊の車輛の部署位置等を適正に指示する。

② 連絡調整班

町、消防本部及び県との連絡調整、他市町村への応援要請など、常に関係機関と連絡できるように体制を作る。

③ 状況偵察班

火災状況に応じ、延焼方向、入山路の状況、水利の有無等戦術上必要な情報を偵察収集する。

④ 情報班

各方面の状況偵察班、前進指揮班、飛火警戒指揮所及び空中消火対等からの情報を収集整理する。

⑤ 補給班

各出動隊に対する資機材、食料、燃料等の調達及び補給を行う。

⑥ 通信記録班

各消防隊との連絡を確実にを行うため、通信の確保と混乱防止を図り、通信体制を確立する。

なお、記録責任者のもとに確実な記録をとる。

⑦ 広報班

不確実な情報等による不必要な混乱を避けるため、火災の現況、消防隊の活動状況、今後の見通し等について住民に対し巡回広報、報道機関、町内会等を活用し、的確な情報を提供する。特に、報道機関に対しては、広報担当者が所定の場所で発表する。

⑧ 応援隊誘導班

地元消防団等、地理精通者により編成し、応援隊に対し部署位置まで誘導する。

3 住民の安全対策

林野火災多発期において、異常乾燥、強風時等の気象条件の時には、時機を逸することなく警戒広報隊などを派遣し、火気の使用禁止及び制限の措置を行うとともに、拡声器等を使用して警戒心の高揚に努める。

なお、林野火災発生時においては、以下の事項に留意し、住民の安全を期する。

- ① 入山者、遊山者のあるときは、入山の状況、所在等について確認に努め携帯拡声器等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導する。

- ② 林野内の住家又は山麓周辺の集落地等に延焼拡大のおそれがあるときは飛火警戒隊（集落警戒班）などの消防隊は、警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水又は防ぎよに適した防火線を設定し、居住者等の協力を得て、防ぎよに当たる。
- ③ 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼するおそれがある場合、住民の生命又は身体を火災から保護し、その他火災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は当該住民の避難を指示するものとし、避難の方法等は「本章第2節避難・誘導対策」による。

4 消火方法

1) 地上消火

① 注水による消火

林野の形態は、高低、勾配、植生の状況、水利の状況により異なるので消防ポンプ自動車と小型動力ポンプの組み合わせによるもの等林野の形態に応じた注水消火体制をとる。

② 叩き消し、土かけによる消火

水利が不足する場合の直接消火として、注水消火と併用して行うものとする。

③ 防火線の設置

火災が拡大したときの延焼を防止するため、火先の前方等に応急的に防火線を設定するものとする。

④ 迎え火

火勢が強く、延焼拡大が盛んで、他に適当な消火方法、手段がない場合、火災の延焼方向の前方において火を放つ迎え火を活用するものとする。

2) 空中消火の要請

町長は、ヘリコプターによる空中消火の実施は、以下の場合要請することができる。

- ① 地形等の状況により、地上の防ぎよ活動が困難な場合
- ② 火災規模に対して地上の防ぎよ能力（応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊含む。）が不足又は不足すると判断される場合
- ③ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態の発生が予測される場合
なお、空中消火資機材の使用については、「宮城県空中消火用資機材運営要綱」（昭和51年3月8日施行）の定めるところによる。

5 残火処理

火災鎮圧後、以下の要領で残火処理の徹底を期するものとする。

- ① 残火処理にあたる隊は、それぞれ担当区域を明確にし、責任を持って処理するものとし、未処理部分がないよう配慮する。
- ② 残火処理は、風下側の延焼阻止線付近を最優先とし、他は、延焼範囲の外周から順次中心部に向かって処理する。
- ③ 堆積可燃物の処理にあたっては、注水可能な場合は十分に湿潤させ、残り火の掘

り返しを併用しながら入念に消火する。また、注水が十分に行えないときは、可搬式散水装置等の活用を図るとともに、土かけ等によって窒息消火を併用する。

- ④ 朽木、空洞木等で樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は伐倒して確実に処理する。
- ⑤ 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒隊を残留し、順視及び応急措置を行う。

6 二次災害の防災活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性が高いため、県等関係機関は、機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、必要な措置を講ずる。

▶ 第3 危険物等災害応急対策

町は、大規模災害により危険物施設等が被害を受け、危険物等の流出、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関と相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

1 実施責任者

- ① 町長、仙南地域広域行政事務組合理事長、知事、角田警察署長等は、災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置を行う。
- ② 総務部は、危険物等による災害の防止活動を担当する。
- ③ 危険物、火薬類、液化石油ガスの施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行う。

2 消防法に定める危険物の応急措置

- ① 危険物製造所等の管理者等は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、速やかに火気使用を禁止する等災害に対応する応急保安措置を実施するとともに、速やかに消防機関に通報し、必要な指示を受ける。
- ② 危険物製造所等の管理者等は、災害時における応急保安措置に必要な消防用機械器具及び防災資材等の確保並びにその機能の点検確認を行う。
- ③ 町長及び仙南地域広域行政事務組合は、災害時において危険物製造所等の管理者等に対し、応急保安措置の実施及び対策、所要人員の配置等に関し必要な指示を行い、又は報告を行わせる。

3 火薬類の応急措置

- ① 火薬類の所有者等は、災害時において火薬類より災害が拡大する危険があると認める場合は、火薬類を速やかに安全な地域に移動し、見張り人を付けるか、又は水中

に沈める等の必要な保安措置を行う。

- ② 町長は、火薬による災害の拡大が予想される場合は、火薬類の所有者及び防災関係機関に対し、速やかに応急保安措置を講じるよう要請するとともに、必要に応じ知事に連絡し、処分等を依頼する。

4 高圧ガスの応急措置

1) 高圧ガスの取扱者又は高圧ガス消費者の措置

- ① 災害時に高圧ガスによる災害の拡大が予想される場合は、速やかに使用を中止し、設備内のガス充填容器を安全な場所に移し、又は放出するなどの保安措置を実施するとともに、監視員を配置するなど警戒体制に万全を期する。
- ② 必要に応じ、周辺住民に避難するよう勧告し、関係機関に通報する。

5 毒物・劇物貯蔵施設

1) 毒物・劇物貯蔵施設管理者の措置

- ① 災害時に毒物・劇物により被害が拡大する危険のある場合は、毒物・劇物を安全な場所に移すなど保安措置を講ずる。
- ② 必要に応じ、周辺住民へ避難するよう勧告し、勧告したときは関係機関へ通報する。

2) 宮城県毒劇物協会の措置

被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。

3) 角田警察署の措置

毒物・劇物による事件及び爆発等の二次災害防止のため、販売事業者、製造事業者などに対し、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。

6 放射性物質使用・貯蔵施設等の事故に係る措置

町は、放射性物質等貯蔵施設管理者等から事故等の発生通報を受けた場合は、県へ事故等の発生について直ちに通報するとともに、放射性物質等貯蔵施設管理者等に対して、災害防止のため必要があるときは警戒区域を設定し、一般住民の立ち入り制限、退去等の措置を講ずるとともに、また住民に対し広報活動を行う。

7 環境モニタリング

町は、県と協力し有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、または貯留している施設等の点検を行うよう指示する。また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、以下の環境モニタリング等を実施する。

- ① 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング
- ② 環境大気中の有害物質等のモニタリング

▶ 第4 鉄道災害応急対策

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、鉄道事業者は早期に初動体制を確立し、被害状況を把握するとともに、的確な応急対策を実施する。

1 実施責任者

- ① 阿武隈急行(株)は、安全運行を確保するとともに、災害発生時には、町及び関係機関と協力の上、災害応急対策を実施する。
- ② 町は、阿武隈急行(株)への応急対策に協力する。

2 阿武隈急行(株)の措置

1) 組織の設置

災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、阿武隈急行(株)は災害対策本部、現地災害対策本部などを設置するとともに、非常要員を配置する。

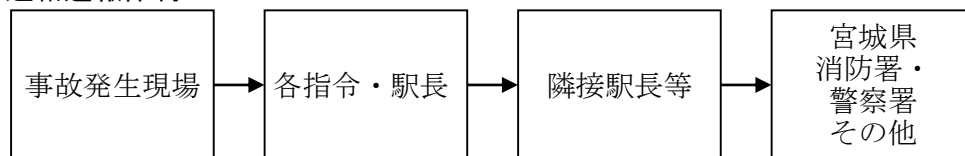
2) 災害等による異常事態が発生した場合の措置

災害による異常事態が発生した場合には、阿武隈急行(株)は運転取扱実施基準及び安全管理規程に基づいた措置を講ずる。

3) 連絡通報体制

災害による事故・災害が発生した場合の連絡体制は下図のとおりである。

連絡通報体制



4) 避難誘導

災害発生時、駅のコナコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等を詳しく案内するとともに、状況に応じた適切な誘導に努める。

また、災害時における応急資機材等の輸送のための緊急自動車等の整備に努める。

5) 災害による異常事態の発生時における応急対策

災害による異常事態が発生した場合には、次の措置を講ずる。

(1) 水 害

- ① 駅務員は駅構内が浸水のおそれがあると判断したときは、運転指令及び駅長に通報するとともに、速やかに旅客の避難誘導を行い、止水板を取り付けるなど適切な処置を講ずる。
- ② 運転士は浸水を発見したときは、直ちにその状況を運転指令に報告し次の措置をとる。
 - ア 軌条の一部が浸水したとき…… 注意運転
 - イ 軌条の大部分が浸水したとき… 最徐行運転

ウ 軌条が冠水したとき…………… 緊急停止

③ 観測値等の注意

運転指令は、雨量の観測機器が設置されている箇所においては、定められた観測値又は警報の表示に注意を払わなければならない。

④ 運転規制の実施等

運転指令又は駅長は、降雨により災害が予想される場合又は施設係員から通告があった場合は、速やかに、列車の運転速度を制限するか又は列車の運転を見合わせる(以下「運転規制」という。)等の必要な手配を行わなければならない。

⑤ 運転指令は関係各課に出水状況を報告し、必要により係員の派遣を要請する。

⑥ 運転規制の解除

運転指令は、施設係員から運転規制の必要がなくなった旨の通告を受けた後でなければ運転規制の解除を指示又はその通告をしてはならない。

⑦ 各課は連絡を密にし、情報の収集に努め、必要により設備の点検や巡視等の措置を講ずる。

(2) 風 害

① 風速が毎秒 25m以上となったときの処置

運転指令は、風速が毎秒 25m以上になったと認めたときは、次の各号により運転規制を指令しなければならない。

ア 突風等のために列車の運転に危険があると認めたときは、その状況に応じて、一時、列車の運転を見合わせる。

イ 留置してある車両に対し、厳重に転動を防止する手配をする。

ウ 運転士は、要注運転の指令を受けたときは、規制区間を毎時 25km 以下の速度で注意して運転する。

② 風速が毎秒 30m以上となったときの処置

運転指令は、風速が毎秒 30m以上になったと認めたときは、一時、列車の運転を中止するよう指令する。

駅長は、風速が毎秒 30m以上になったと認めたときで、運転指令から指令がないとき又は指令を受けることができないときは、一時、列車の運転を中止させ、速やかにその状況を運転指令に報告しなければならない。

③ 運転中に強風に遭遇したときの運転士の取扱い

運転士は、風速の激しい箇所は、努めて列車の速度を変化しないように、急にブレーキを緊締しないこととする。

また、列車の運転が危険であると認めたときは、橋りょう等を避け努めて安全な箇所に停止する。

④ 運転規制の緩和又は解除の取扱い

運転指令は、風速計の記録又は強風警報表示装置の表示灯により 30 分間以上にわたって、風速が列車の運転中止又は要注運転をする値をこえていないことを確かめてから、列車の運転再開又は列車の要注運転の運転規制の解除を指示する。

(3) 濃霧又はふぶきの場合

① 駅長及び車掌の処置

駅長は、濃霧又はふぶきの状況を運転指令に報告し、閉そくに承認を与えた後は、列車の進路を支障しない。

車掌又は駅長は、出発合図を行う場合で、濃霧又はふぶきのため、運転士から出発信号機の信号現示が確かめられないときは、その列車に対する出発信号機に進行を指示する信号が現示されている旨を運転士に通告しなければならない。

② 運転士の処置

運転士は、運転の途中で濃霧又はふぶきに遭遇したときは、その状況を運転指令に報告し、信号の確認距離の範囲内に停止することができる速度で注意して運転する。この場合、信号機の信号の現示を認めることができないときは、一旦停止する。また、列車を停車場から出発させる場合で、車掌又は駅長から出発信号機に進行信号を指示する信号が現示されている旨の通告を受けたときは、それにより列車を進行させる。

③ 運転中止

運転指令は、駅長又は運転士からの報告に基づいて、信号の確認距離が50m以下になったと認めたときは、「列車運転中止」の指令を、その必要がなくなったときは、「解除」の指令をする。

駅長は、気象の急変により信号の確認距離が50m以下になったときで、運転指令の指示を受けることができない場合は、相手停車場と打ち合わせて列車の運転を中止することができる。この場合、列車の運転を中止したときは、速やかにその状況を運転指令に報告する。

(4) 乗客の避難・救護対策

- ① 乗務員及び駅務員は、駅及び列車の状況を的確に把握するとともに乗客の動揺を静めるために、災害状況の放送を行う。
- ② 必要に応じ、最も安全と思われる場所へ避難誘導する。
- ③ 負傷者等が発生した時は、救護に当たるとともに、必要に応じ関係機関に救護要請を行う。

(5) その他の措置

災害発生と同時に関係社員は、巡回点検を行うとともに、応急復旧処置を行う。

6) 情報連絡通信

災害情報及び応急措置の連絡並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、業務電話、NTT回線等を利用するとともに、必要に応じ、業務用移動無線機を使用する。

3 町の措置

町は、速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握でき次第、その結果を県へ報告する。また、災害応急対策の実施状況を必要に応じ県へ報告する

とともに、防災関係機関及び他の地方公共団体への広域応援要請の必要性等を県へ報告する。

▶ 第5 道路災害応急対策

町は、道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生について、道路管理者及び防災関係機関に対して、密接な連携を確保し、速やかな応急対策を講ずる。

1 実施責任者

- ① 道路管理者は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、速やかに緊急点検を実施する。
- ② 災害により道路が被害を受けていることを発見した者は、速やかに道路管理者に連絡する。
- ③ 建設部は、道路災害応急対策を担当する。

2 事故発生時における応急対策

町長は、道路管理者及び関係機関に対して、以下の措置の実施を要請する。

1) 被災状況等の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずる。

また、災害時のボランティア活動に関する協定に基づき、関係事業者から情報を収集する。

2) 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

3) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保を図る。

なお、町は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設し、避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

4) 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

3 情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、関係機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる

情報の収集・連絡体制の整備を図る。

- ⇒⇒資料編参照 「3-8 土砂災害等危険箇所」(P. 128)
「3-13 防火対象物」(P. 157)
「3-15 丸森町液化石油ガス販売施設」(P. 160)
「3-16 危険物施設一覧表」(P. 161)
「3-17 消防活動上有毒ガスを発生する恐れのある施設」(P. 162)
「3-18 道路災害危険箇所」(P. 163)
「3-19 異常気象時通行規制区間」(P. 164)

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、民生の安定及び社会経済機能や早期回復を図るための施策を重点的に実施するものとし、併せて再度にわたる災害の発生を防止するため復旧は単なる原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な改良復旧さらには防災施設の新設などの事業計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧後、被害の程度を検討して計画する。

▶ 第1 目的

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、人身の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復を実現し、併せて、長期的な視点から災害に強い都市づくりに取り組むことを目的とする。

▶ 第2 災害復旧・復興の基本方向の決定

1 基本方針の決定

町は、被災地域の被災状況や地域特性を考慮し、原状回復を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 町民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、国・県の支援を仰ぎながら町が主体となり、町民の意向を尊重しつつ、町民との協働により計画的に行う。

3 女性及び要配慮者の参画促進

町は、復旧・復興を推進するための場や組織において男女共同参画の観点から、女性の参画を促進するとともに、要配慮者についても参画を促進するよう努める。

4 職員派遣等の要請

町は、災害復旧・復興対策の促進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対して職員の派遣、その他の協力を求める。

▶ 第3 災害復旧計画

1 基本方針

町は、被災後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じ災害復旧に関わる基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

2 事業計画の策定

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

計画の策定にあたって、関係機関は連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

3 事業の実施

町は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講ずる。

また、被災施設等の復旧事業や災害廃棄物等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関と緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。

さらに、重要物流道路及びその代替・補完路の災害復旧に対して、高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律等に基づく財政援助は、次のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）
- ③ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
- ④ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(平成 10 年法律第 114 号)
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ⑦ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）
- ⑧ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
(昭和 25 年法律第 169 号)
- ⑩ その他

▶ 第4 災害復興計画等

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の状態に戻すのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓を生かし、災害に強い町づくりを目指すものである。

災害復興事業を効果的に実施するため、町は、被災後速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

なお、過去に起こった災害の教訓や記憶を確実に後世に伝えていくため、災害に関する調査分析の結果や、画像や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存することに努め、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開するとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

1 復興計画の基本方針

町は、災害復興の必要性が認められた場合は、復興方針を策定する。

2 復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

策定にあたっては、被災市街地の状況を的確に把握するとともに、住民に対し、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた取り組みの基本方針を示す必要がある。

3 復興事業の実施

町は、復興事業を早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第2節 生活再建支援

町及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講ずる。

▶ 第1 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、町は積極的に活用を図る。

その主な内容は次のとおりである。

1 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市区町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）。
- ⑥ ①若しくは②の市区町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人以上10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

2 対象世帯

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に住居不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊）

3 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単数世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

	再建方法		
	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
全壊、解体、長期避難	200万円	100万円	50万円
大規模半壊	100万円	50万円	25万円
中規模半壊	100万円	50万円	25万円

4 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

5 支援金支給手続き

被災者世帯主は、被災住所地の市区町村に支給申請書を提出する。提出を受けた市町村は申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送信する。

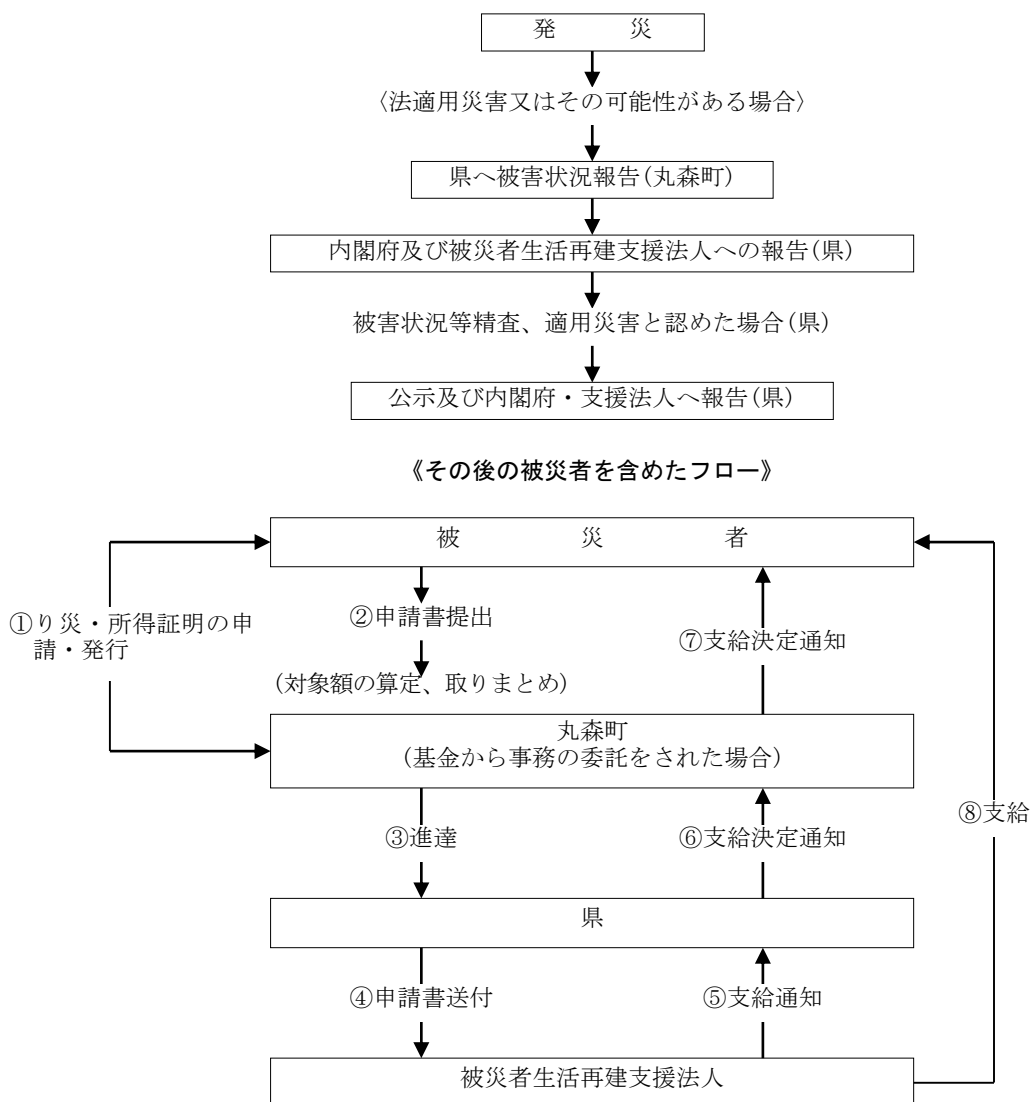
6 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るように努める。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査、り災証明書交付の担当部署をあらかじめ定めるとともに、他の自治体や民間団体との応援協定の締結や応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなどして災害時速やかにかつ効率的な罹災証明書の交付を行う。

加えて、り災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努める。

被災者生活再建支援制度



▶ 第2 生活保護

町は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・生活維持費等を支給するよう県（県仙南保健福祉事務所）に要請する。

▶ 第3 資金の貸付

1 災害援護資金

町は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。

また、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

2 母子父子寡婦福祉資金

町は、県との緊密な連携のもとに、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知する。

3 生活福祉資金

町社会福祉協議会は、被災者が生活福祉資金（実施主体：宮城県社会福祉協議会）の貸付けを受けようとする場合、借入申込み等の支援を行う。

貸付対象世帯は、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯であり、資金種類としては、福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）、緊急小口資金（火災等被災によって生活費が必要なとき）がある。

4 一般住宅復興資金の確保

町は、必要に応じ、県との協調により住宅復興資金の融資に対する利子補給等の処置を講ずる。

▶ 第4 その他救済制度

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、「丸森町災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年丸森町条例第29号）に基づき災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

災害弔慰金

災害弔慰金	対象災害	自然災害 ・住家が5世帯以上滅失した災害 ・県内において災害救助法が適用された災害が1以上ある場合の災害 ・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害	
	支給額	①生計維持者	500万円
		②その他の者	250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母 ※上記に掲げる遺族がない場合は、兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）		

災害障害見舞金

災害障害見舞金	対象災害	自然災害 ・住家が5世帯以上滅失した災害 ・県内において災害救助法が適用された災害が1以上ある場合の災害 ・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害	
	支給額	①生計維持者	250万円
		②その他の者	125万円
	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母	
	①	両眼が失明した者	
	②	咀嚼及び言語の機能を廃した者	
	③	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者	
	④	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者	
	⑤	両上肢を肘関節以上で失った者	
	⑥	両上肢の用を全廃した者	
	⑦	両下肢を膝関節以上で失った者	
⑧	両下肢の用を全廃した者		
⑨	精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者		

▶ 第5 災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の認定や災証明の交付体制を確立し、被害者に速やかにより災証明を交付する。

なお、災害時に災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

▶ 第6 被災者台帳

町は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

▶ 第7 税負担等の軽減

- ① 町は、必要に応じ、町条例に定めるところにより、町税及び町国民健康保険税の徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。担当は町民税務課とする。
- ② 町は、必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険税の減免等を行う。担当

は保健福祉課、町民税務課とする。

- ③ 県は、県立高校在学者で、災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料等の減免措置を講ずる。
- ④ 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

▶ 第8 雇用対策

被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望するときは、町は公共職業安定所と連絡協力して就労の支援に努める。

- ⇒⇒資料編参照 「1-13 災害弔慰金の支給等に関する条例」(P. 33)
「1-14 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」(P. 38)
「4-5 最低生活費の体系」(P. 175)
「4-6 災害援護資金の貸付け」(P. 176)
「4-7 母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表」(P. 177)
「4-8 生活福祉資金貸付限度額一覧表」(P. 179)
「4-9 被災者生活再建支援制度」(P. 181)
「様式-35 リ災証明書交付簿」(P. 225)
「様式-36 リ災証明交付申請書」(P. 226)
「様式-37 リ災証明書」(P. 227)

第3節 住宅復旧支援

町及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

▶ 第1 一般住宅復興資金の確保

町は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。

▶ 第2 住宅の建設等

町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設または公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の建設等

町は、自己の資金では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取または被災者へ転貸するために借上げる。

2 公営住宅の空き家の活用

町は、被災者に対して、既存公営住宅等の空き家を活用し、入居できる措置等を講ずる。また、災害の規模に応じて、県内外の公営住宅（県営、市営、町営等）の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受け入れを要請する。

第4節 産業復興支援

町は、被災した中小企業者及び農林漁事業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制を整備し、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

▶ 第1 中小企業金融対策

町は、県と協議して、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図る。また、被害が甚大な場合には、県信用保証協会及び地元金融機関等に対し、災害融資及び信用保証の円滑化を要請する。

▶ 第2 農林漁業金融対策

町は、県と協議して、県農業協同組合中央会、県信用漁業協同組合連合会等関係機関に協力を求め、必要に応じ、既借入制度資金の条件緩和措置等の支援措置を講ずるとともに、被害が甚大な場合は、天災資金、日本政策金融公庫資金、県単独資金等の農林水産業者の災害復興資金を確保し、円滑な融資を図る。

⇒⇒資料編参照 「4-10 中小企業への融資制度（間接融資）」(P. 183)
「4-11 農林水産業の災害復旧に係る制度資金一覧表」(P. 184)

第5節 都市基盤の復興対策



町は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフライン等を緊急に復旧し、これまで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

▶ 第1 主要交通施設の整備

道路、鉄道等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等。

▶ 第2 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現。

▶ 第3 ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上。

▶ 第4 防災基盤の整備

防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等。

第6節 義援金の受け入れ、配分

町は、大規模災害時に、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受け入れ体制を確立し、関係機関と連携し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

▶ 第1 受け入れ

1 窓口の決定

- ① 町、県、日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受け入れ窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。
- ② 町の義援金の受け入れ窓口は、会計室とする。

2 受け入れ及び管理

会計室は、送られた義援金を受納し、寄託者への受領書を発行するとともに、配分が決定するまで保管する。

▶ 第2 配 分

1 配分委員会

町は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受け入れ団体及び関係機関の代表者からなる「義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について十分協議の上、決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努める。

2 配 分

義援金配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、会計室が行う。

- ① 寄託者が配分先や用途を指定した義援金については、その指定に従い配分する。
- ② 義援金の用途については、義援金募集・配分の事務や防災ボランティア活動に要する経費などの用途分野についても勘案の上、関係機関等と十分協議し、国民的同意が得られるよう努める。

▶ 第3 交 付

会計室は、配分委員会の決定に基づき、配分先へ義援金を交付する。

⇒⇒資料編参照 「様式-20 義援金品領収書」(P.210)

第7節 激甚災害の指定

町は、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずる。

▶ 第1 激甚災害の調査

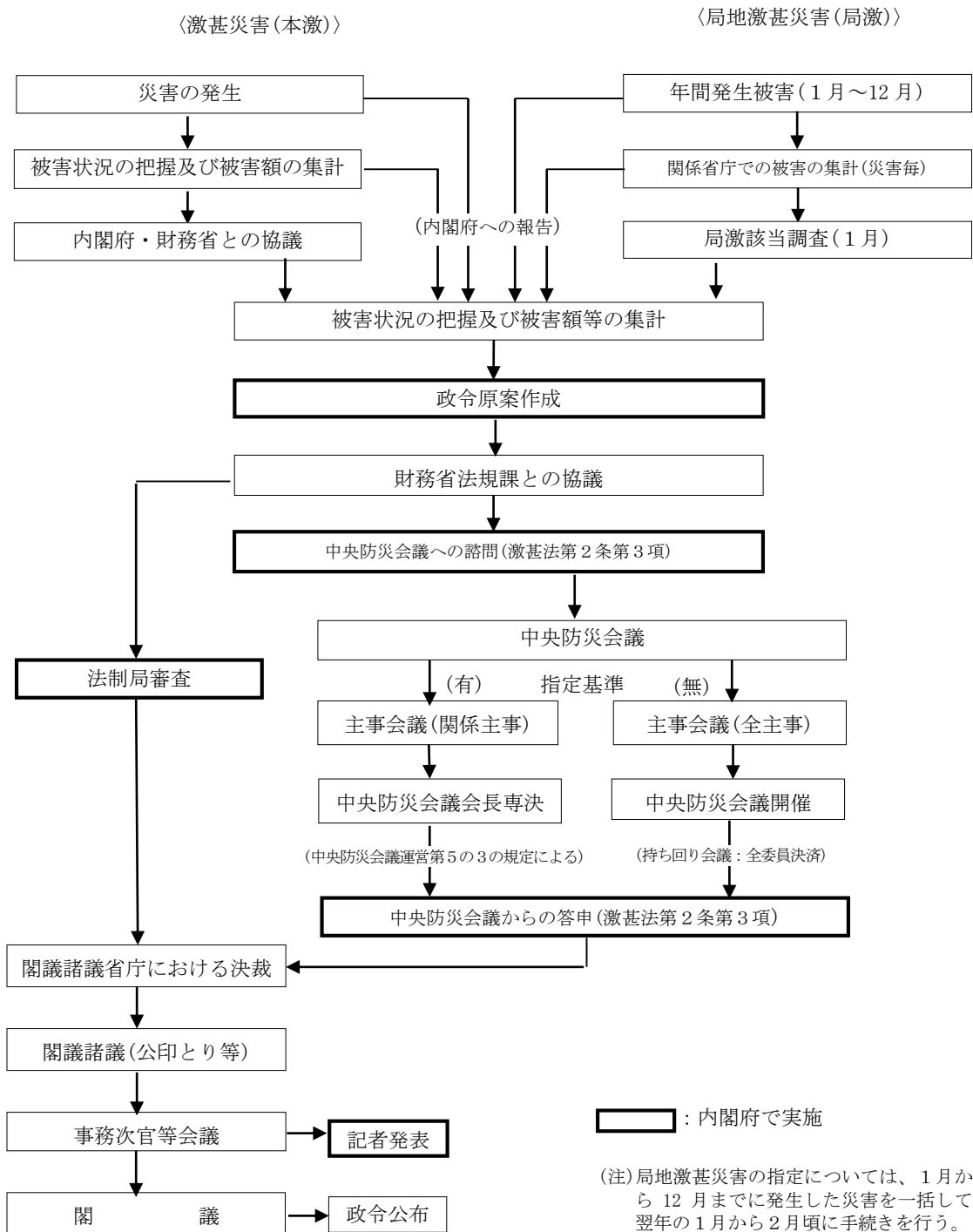
町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査し、県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

県は、市町村の被害状況を調査の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

▶ 第2 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。激甚災害の指定手順は次のとおりである。

激甚災害の指定手順



▶ 第3 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

▶ 第4 激甚災害指定基準

1 激甚災害（本激甚災害）

激甚災害によって生じた災害の種類により以下の措置を適用する。

1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(激甚法第2章：第3条、第4条)

※公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等

2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別事業（激甚法第5条）
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）
- ③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
(激甚法第8条)
- ④ 土地改良区が行う湛水排水事業に対する補助（激甚法第10条）
- ⑤ 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）
- ⑥ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）

3) 中小企業に関する特別の助成

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

4) その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）
- ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条）
- ④ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）
- ⑤ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

激甚災害指定基準(本激甚災害)

(1)

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
<p>激甚法第2章：第3条、第4条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.5% (B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担金事業の事業費査定見込額 >当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×25% (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 >当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×5%</p>
<p>激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5% (B基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 >当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×4% (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円</p>
<p>激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 ただし、上記に該当しない場合で、激甚法第6条の措置(水産業共同利用施設に係るものに限る)は、漁業被害見込額>農業被害見込額で、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの(当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が、5,000万円以下と認められる場合を除く)には適用。 (1) 当該災害にかかる漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設)の被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額の0.5% (2) 当該災害に係る漁業被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額の1.5%により、激甚法第8条の措置が適用される災害</p>
<p>激甚法第8条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮する。 (A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5% (B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 >当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%</p>
<p>激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。) >当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×5% (B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額 >当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×60% (2) 一の都道府県内の林業被害見込額 >当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×1%</p>

(2)

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
<p>激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額 >当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。)×0.2%</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 >当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2% (2) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>1,400億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある。</p>
<p>激甚法第16条 (公立社会教育施設災害復旧事業等に対する補助)、 激甚法第17条 (私立学校施設災害復旧事業の補助)、 激甚法第19条 (市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>
<p>激甚法第22条 (り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 滅失戸数が一市町村の区域内で200戸以上 (2) 滅失戸数が一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 滅失戸数が一市町村の区域内で400戸以上 (2) 滅失戸数が一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上</p>
<p>激甚法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>その他、災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮</p>

2 激甚災害(局地激甚災害)

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(激甚法第2章:第3条、第4条)

- 2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）
- 3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）
- 4) 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）
- 5) 中小企業に関する特別の助成（激甚法第12条）
- 6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

激甚災害指定基準(局地激甚災害)

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
<p>1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>	<p>1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害。 当該市町村毎の査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満のものを除く。 (イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外） (ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が2億5,000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の20%を超える市町村 (ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50～100億円の市町村にあつては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村</p>
<p>1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る法第5条、第6条の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について法第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る）</p>	<p>2 農地、農業施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10%に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村毎の当該経費の額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。</p>
<p>右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る法第11条の2の措置</p>	<p>3 林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍（ただし、当該林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×0.05%の場合を除く）。 かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の私有林面積（人工林に係るものに限る。）×25%の市町村が1以上ある災害</p>
<p>右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る法第12条及び第13条の措置</p>	<p>4 中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害 ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>